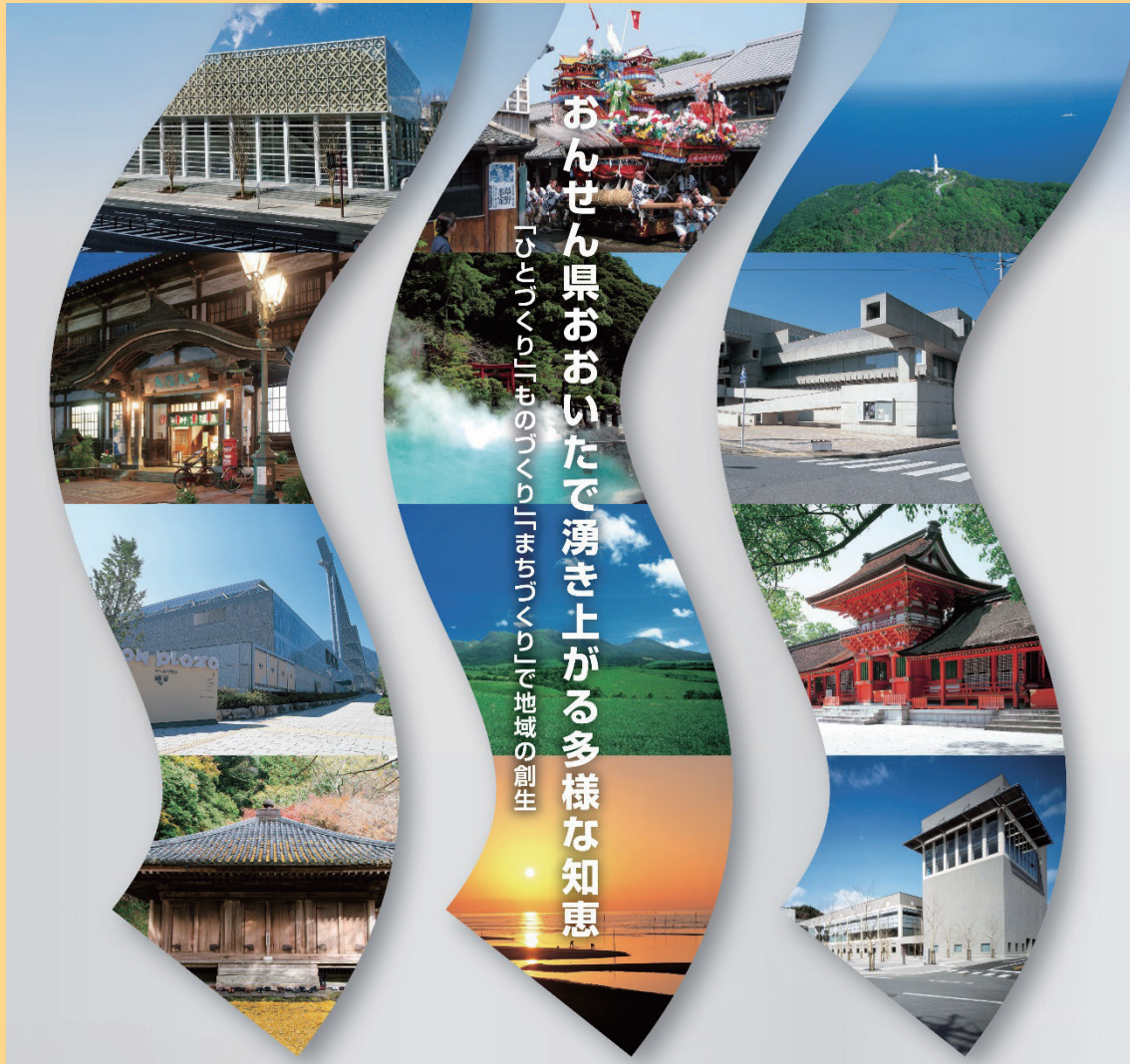


第59回建築士会全国大会大分大会

セッション資料集



平成 28 年 10月22日

公益社団法人 日本建築士会連合会

< 目 次 >

第 59 回建築士会全国大会大分大会 セッション資料集

セッションプログラム (タイムスケジュール)	3
会場一覧/会場案内	4
第 4 回全国ヘリテージマネージャー大会	9
木造建築フォーラム	33
和室についての報告 (女性委員会)	37
防災まちづくり部会	51
福祉まちづくり部会	75
街中 (空き家) まちづくり部会	101
地域実践活動報告 (青年委員会)	129
環境部会活動報告と今後の展開	151
建築士の BIM 活用 (情報部会)	181
建築相談本部会	197
歴史まちづくり部会	203
足湯でまちづくりフォーラム	227

第59回建築士会全国大会大分大会 セッションプログラム

タイムスケジュール

10月22日(土)全国大会

会場…別府国際コンベンションセンター ビーコンプラザ、別府市公会堂

プログラム	時間	場所
① 総合受付	8:30～15:00	ビーコンプラザ メインエントランスホール
② 第4回 全国ヘリテージマネージャー大会	10:00～12:00	別府市公会堂 大ホール(パネル展示は第2会議室)
③ 木造建築フォーラム	10:00～12:00	ビーコンプラザ 国際会議室
④ 和室についての報告(女性委員会)	10:00～12:00	ビーコンプラザ 中会議室
⑤ 防災まちづくり部会	10:00～12:00	ビーコンプラザ 小会議室31
⑥ 福祉まちづくり部会	10:00～12:00	ビーコンプラザ 小会議室32
⑦ 街中(空き家)まちづくり部会	10:00～12:00	ビーコンプラザ リハーサル室
⑧ 地域実践活動報告(青年委員会)	9:00～12:00	ビーコンプラザ レセプションホール
⑨ 環境部会活動報告と今後の展開	13:00～14:30	ビーコンプラザ 小会議室31
⑩ 建築士のBIM活用(情報部会)	13:00～14:30	ビーコンプラザ 中会議室
⑪ 建築相談本部会	13:00～14:30	ビーコンプラザ 小会議室32
⑫ 歴史まちづくり部会	13:00～14:30	ビーコンプラザ 国際会議室
⑬ 記念講演	13:00～14:30	ビーコンプラザ フィルハーモニアホール
⑭ 折り紙建築フォーラム	8:30～16:00	ビーコンプラザ フィルハーモニアホール前
⑮ 足湯でまちづくりフォーラム	10:00～15:00	ビーコンプラザ 芝広場
⑯ 大会式典	15:00～17:00	ビーコンプラザ コンベンションホール
⑰ 大交流会	17:30～19:00	ビーコンプラザ コンベンションホール
⑱ 情報発信セッション(パネル展示)	9:30～16:00	ビーコンプラザ レセプションホール
⑲ 企業出展ブース(BIM/CAD等)	9:00～16:00	ビーコンプラザ メインエントランスホール

■会場一覧 (大分大会)

2016年10月22日 (土)

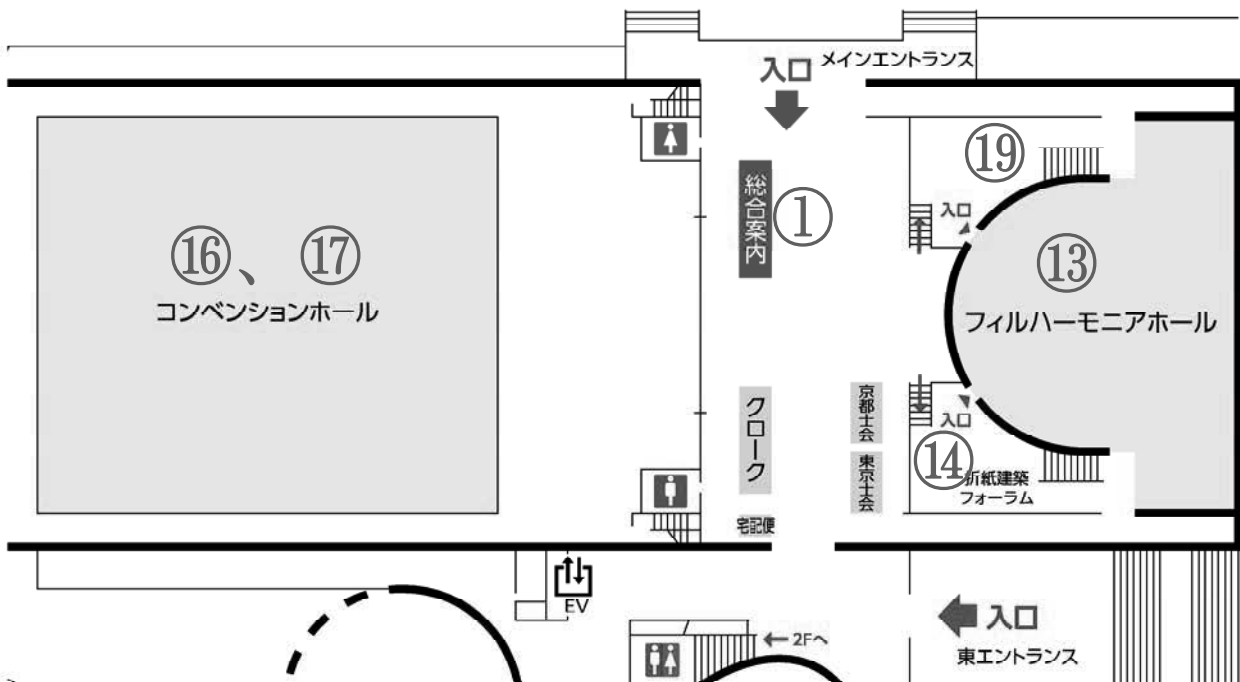
階数	コンベンションホール	ファイルエア	国際会議室	中会議室	小会議室31	小会議室32	リハーサル室	レゾナンスホール	別府市公会堂
9:00		1,440	4階	1階	3階	3階	B2	2階	
10:00	大会ホール		木造建築フォーラム	和室報告 (女性)	防災まちづくり	福祉まちづくり	街中 (空き家)	地域実践 (青年)	
10:00-12:00			10:00-12:00	10:00-12:00	10:00-12:00	10:00-12:00	10:00-12:00	9:00-12:00	
11:00			③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	第4回 HM全国大会
12:00									10:00-12:00
13:00		記念講演	歴史まちづくり	建築士のBIM活用	環境部会活動報告	建築相談本部会	式典控室	昼食会場	
13:00-14:30		13:00-14:30	13:00-14:30	13:00-14:30	13:00-14:30	13:00-14:30	12:00-15:00	12:00-14:30	
14:00		⑬	⑫	⑩	⑨	⑪			
15:00	大会式典								
15:00-17:00									
16:00									
17:00	⑮								
18:00	大交流会								
17:30-19:00									
19:00	⑰								

会場案内

ビーコンプラザ

1F

山 ← 富士見通り側 → 海

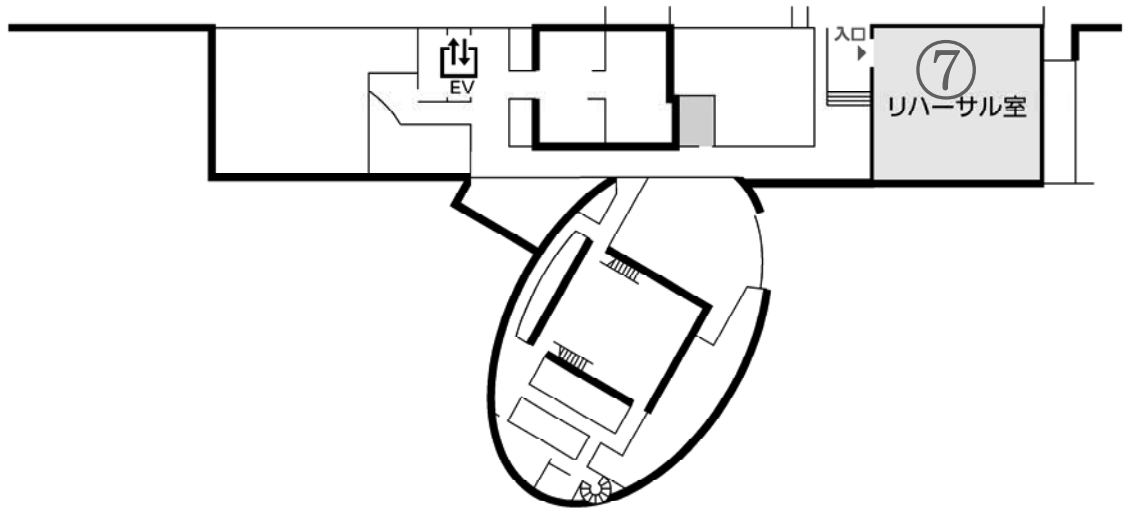


ビーコンプラザ

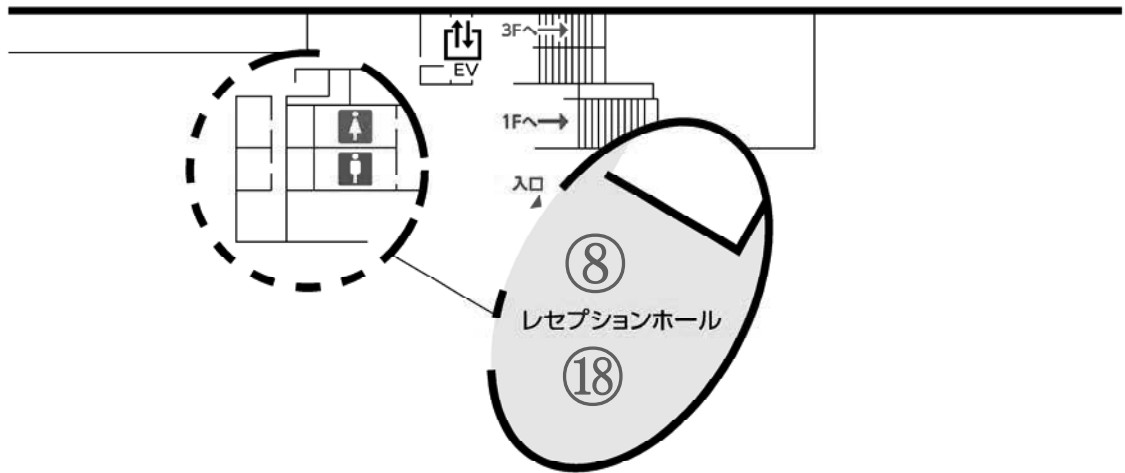


② 別府市公会堂

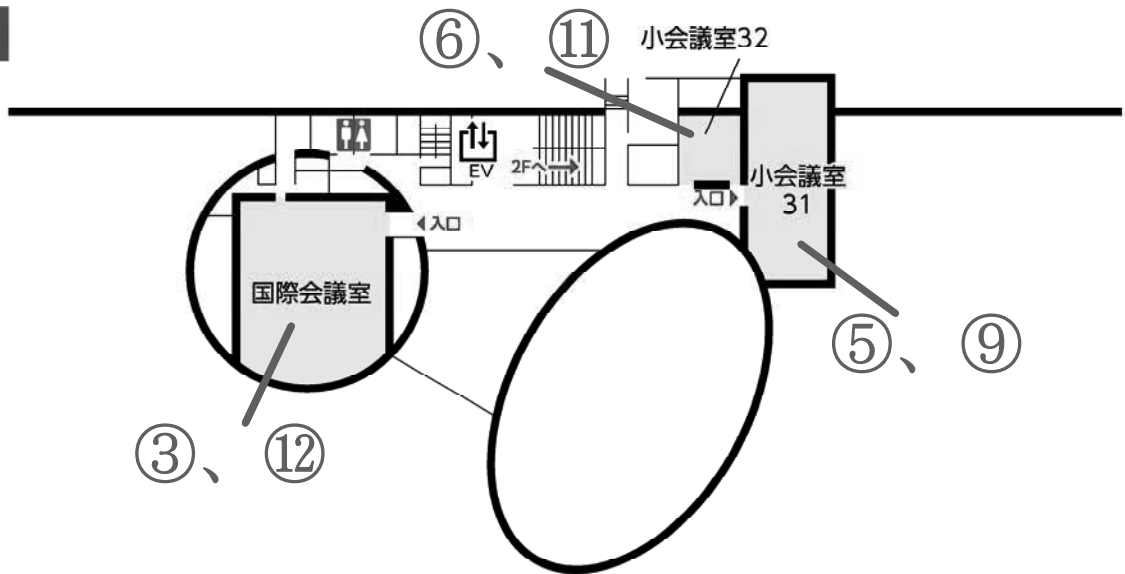
B1F/B2F



2F



3F



第4回 全国ヘリテージマネージャー大会

第4回 全国ヘリテージマネージャー大会プログラム

テーマ 「熊本地震による歴史的建造物の被災状況と今後の対応」

趣 旨

平成28年4月14日(前震)及び4月16日(本震)に起こった震度7の熊本地震は、建築物等に大きな被害をもたらしました。被災直後から被災建築物応急危険度判定、被災宅地危険度調査、家屋被害認定調査の行政による一連の調査が行われ、また文化庁による指定文化財等の文化財ドクター調査が進められるなかで、歴史的建造物の被災への対応はどのように行われたのでしょうか。ヘリテージマネージャーはどのように活動されたのでしょうか。そして、復旧・復興への道のりはどのようなものなのでしょうか。

熊本地震による被災の状況を直視するとともに、今後どこにでも起こりうる災害に対して、ヘリテージマネージャーの事前・事後の対応について見つけ、考えたいと思います。

1. 日 時 平成28年10月22日(土) 10:00~12:00

2. 会 場 別府市公会堂 大ホール

3. 内 容

司会 後藤 治

■開会挨拶 協議会運営委員長 後藤 治 (2分)

■趣旨説明 協議会副委員長 塩見 寛 (3分)

■事例報告 (15分×4事例)

① 大分県の歴史的建造物の活用推進と地震対応

・・・日出町の山荘の改修事例と別府市における地震被害建築相談活動・・・

三ヶ尻 勝 (大分県建築士会) 10:05~10:20

光永 剛 (大分県建築士会) 10:20~10:35

② 熊本地震による被災歴史的建造物の状況と対応

山川 満清 (熊本県建築士会) 10:35~10:50

③ 九州ブロック連携協定に基づく被災歴史的建造物調査の実際と展望

中島 孝行 (福岡県建築士会) 10:50~11:05

④ デジタルマップを活用した被災状況模擬調査

津枝 勝見 (ひょうごヘリテージ機構) 11:05~11:20

■質疑応答 (35分)

■今後の展望について 協議会副委員長 沢田 伸 (5分)

第4回全国ヘリテージマネジャー大会 事例報告者プロフィール

■三ヶ尻 勝（ミカジリ マサル）

現 職 三ヶ尻設計事務所 代表者

略 歴

昭和 18 年 大分県別府市に生まれる

昭和 36 年 大分県立大分工業高等学校 建築科卒業

昭和 36 年 大和ハウス工業株式会社 大阪本社設計部入社

昭和 55 年 三ヶ尻設計事務所開設 現在に至る

活動歴（業績または主要著書）

- ・大分県木造建築研究会 副会長
- ・大分県別府市文化財保護審議会委員
- ・大分県日出町文化財保護委員会委員

■光永 剛（ミツナガ ツヨシ）

現 職 別府市役所 建設部 建築指導課 課長補佐

略 歴

平成 7 年別府市役所入庁

都市計画課、建築住宅課等を経て、平成 27 年より建築指導課に在籍

■山川 満清（ヤマカワ ミチキヨ）

現 職 建築事務所 Le plan 代表

略 歴

1954 年 熊本県上天草市大矢野町に生まれる。

熊本大学大学院環境建設工学専攻修了後、熊本市内の建築事務所に約 20 年間、建築の設計・監理の実務に就く。

1999 年 建築事務所 Le plan 開設

熊本県ヘリテージマネージャー会議 代表

活動歴（業績または主要著書）

2001 年～ （社）熊本県建築士会まちづくり委員

2010～11 年 （社）熊本県建築士会まちづくり副委員長

2012 年～ （公社）熊本県建築士会まちづくり委員長

2011 年 熊本県ヘリテージマネージャー養成講習会運営担当

■中島 孝行（ナカシマ タカユキ）

現 職 八女福島町家再生研究所 中島孝行アトリエ一級建築士事務所主宰

略 歴

1958年生まれ。57歳。

住所：福岡県八女市本町315番地

（公社）福岡県建築士会 まちづくり委員会 委員長。HM部会 部会長。

NPO 法人八女町並みデザイン研究会 理事長。

作事組全国協議会 副会長。

NPO 法人八女空き家再生スイッチ 理事。

まちづくり団体「八女ふるさと塾」 代表世話人。

久留米工業大学 建築・設備工学科 非常勤講師。

活動歴（業績または主要著書）

空き町家をアトリエ兼住まいとし、八女福島の町並み保存・再生に取り組んでいる。

平成5年より、八女福島の町並み保存運動を地元有志と始め、平成6年に民間団体「八女ふるさと塾」を結成し、町並みイベント及び学習会等を行う。平成12年伝建事業に取り組む為、八女市と協力して建築士会八女地域会の会員に呼びかけ、「NPO 八女町並みデザイン研究会」を設立し、八女福島の伝統技法の学習会等を行い、現在、伝建事業の調査、設計・監理及び施工を担当している。

■津枝 勝見（ツエダ カツミ）

現 職 一級建築士事務所 フロントライン 代表

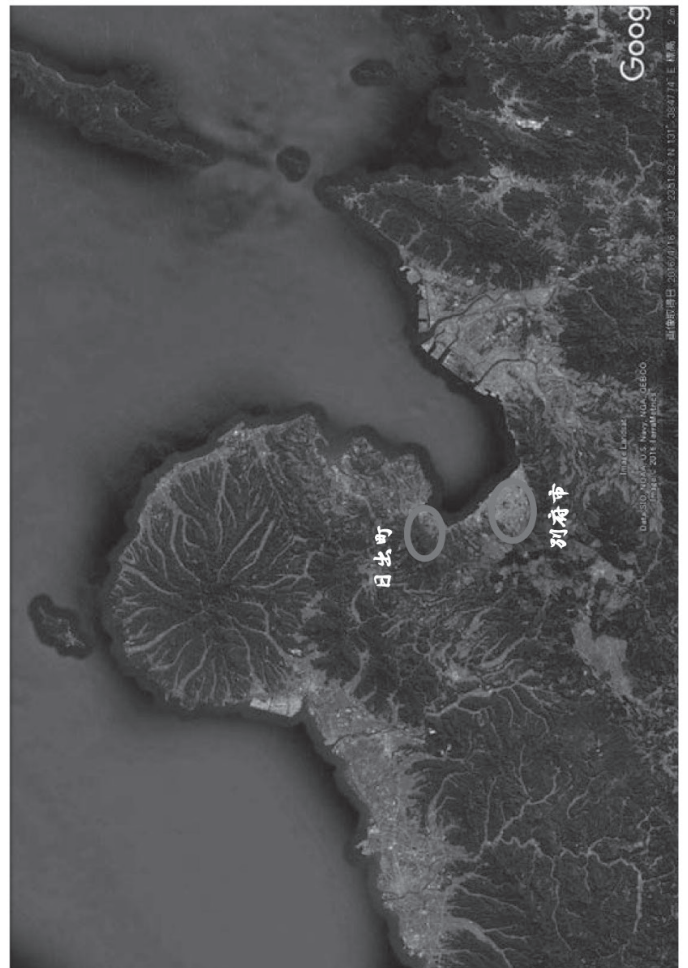
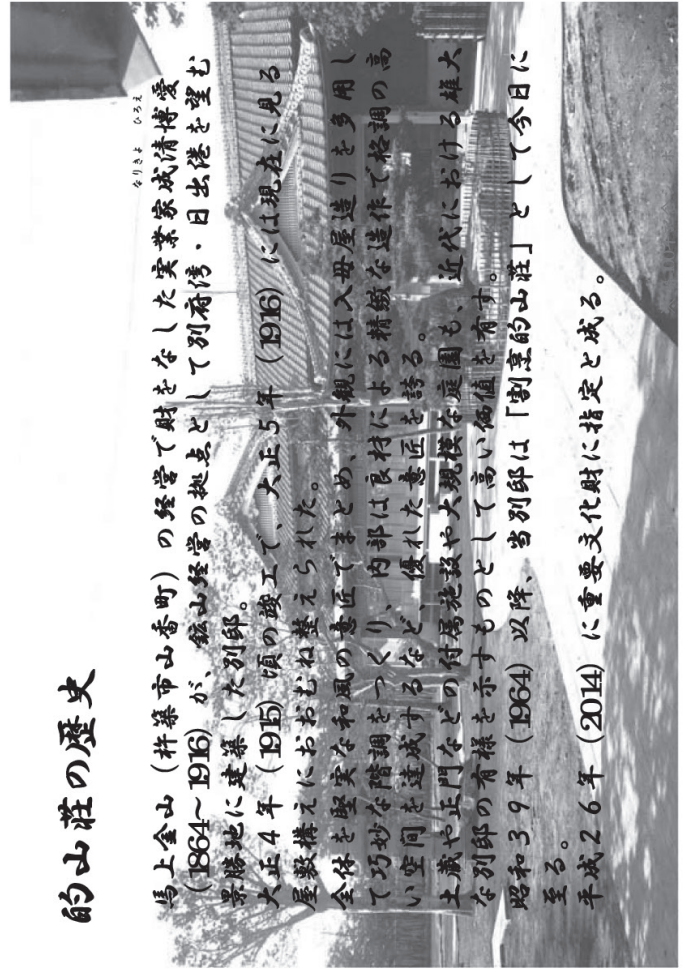
略 歴

1967年 兵庫県神戸市灘区生まれ。東京ほか各地での設計事務所などの勤務を経て帰郷、設計事務所設立。

2012年ひょうごへリテージ機構に参加。2014年より年報編集部会長。2015～2016年度副代表世話人。

■活動歴（業績または主要著書）

2013年にひょうごへリテージ機構の有志によって設立されたNPO ひょうごへリテージ機構 H2O 神戸に参画し、他団体等とも協働して歴史的建築物に関するセミナー・シリーズを企画実施している。





玄関正面：3種類の大きさの畧なる妻壁がリズムカルに配置されている

5



活用

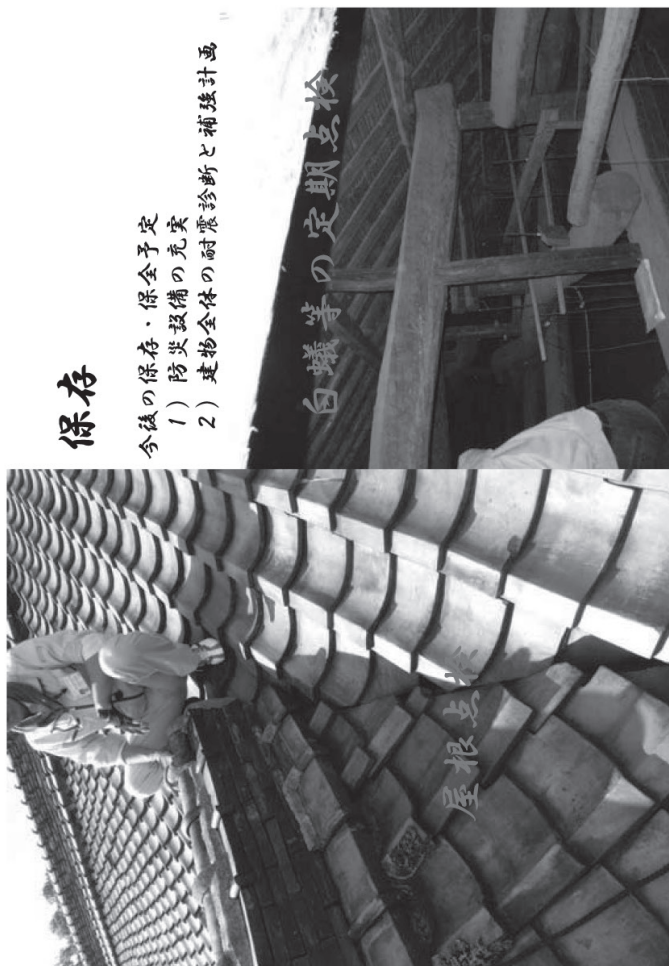
指定管理者：株式会社「まるひて」が割烹料亭を運営

～ご案内～

全席 (席料)	11:30～14:00 17:30～22:00
平日 10,800 (税込)	¥21,600 (税込)
※PRIVACY PROPERTY.	
昼食	11:30～14:00
● 二次席 (席料)	¥5,400 (税込)
● 和定食 (22名)	¥3,240 (税込)
※PRIVACY PROPERTY.	
喫茶タイム	14:00～17:00
● 和洋食 親子 4名15名7名茶風服子	¥756 (税込)



大膳 御膳 六
11:30～14:00
17:30～22:00



保存

- 今後の保存・保全予定
- 1) 防災設備の充実
 - 2) 建物全体の耐震診断と補強計画

白蟻等の定期点検

屋根点検



庭園での観察会

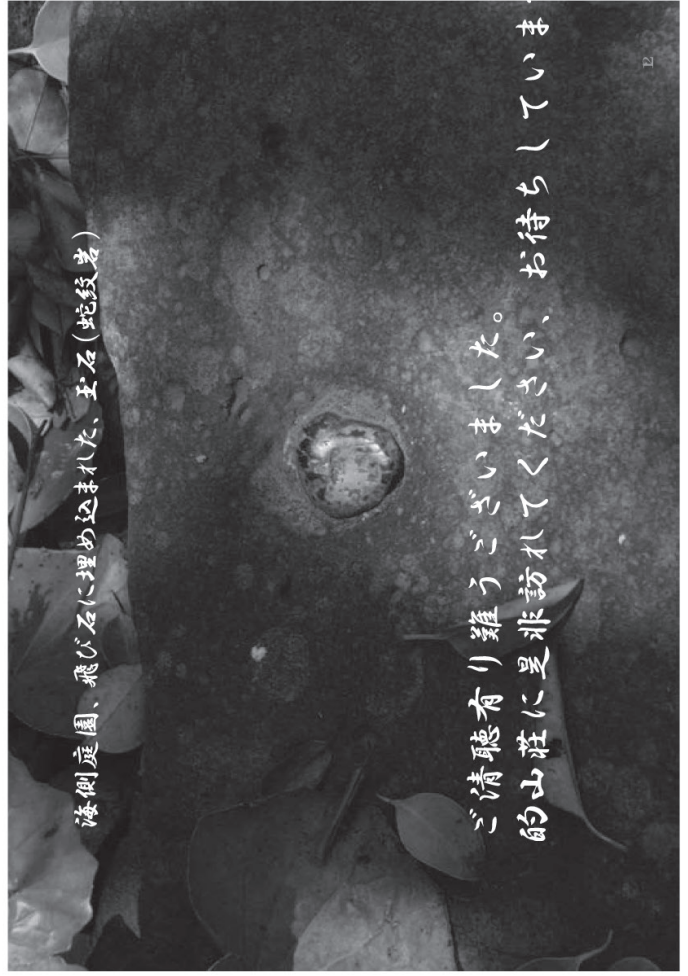
庭園：国登録記念物



日出不開祭り

毎年5月に開催

日出町観光協会ホームページ



海側庭園、飛び石に埋め込まれた、玉石(蛇紋岩)

ご清聴有り難うございました。
 的山荘には是非訪れてください、お待ちしております



地元小学生の歴史教室

別府市の被災建築物に関する相談

【別府市の自然と概要】

瀬戸内海に面した大分県の東海岸のほぼ中央に位置
阿蘇くじゅう国立公園に属する由布・鶴見岳の麓で別府湾へと広がる扇状地
山々と別府湾に囲まれた自然景観、大地から立ちのぼる「湯けむり」の風景
別府八湯と呼ばれる 8 つの温泉エリアが点在し、日本一の湧出量と源泉数

行政区域面積	: 125.34 k m ² (大分県の面積 6,340.71 k m ²)
都市計画区域面積	: 約 85.86 k m ²
市街化区域面積	: 約 28.17 k m ²
人口	: 122,193 人 (H27 国勢調査速報)
家屋の棟数	: 40,482 棟 (H27 統計書)
	30,910 棟 (木造)
	9,572 棟 (非木造)

【別府市での地震状況】(震度 5 弱以上を観測した地震)

4/16 (土) 01:25 震源地 熊本県熊本地方 深さ 12km M7.3
震度 6 弱 別府市
(資料: 大分県HP おおいた防災ポータル)

【活動概要】

別府市では、平成 28 年熊本地震によって被災された建物について「地震被害を受けた住宅にもどれるかどうか」住民の不安の声に対処するために、応急危険度判定に準じた形式で被災建築物に関する相談を実施した。

活動は建築物及び宅地に関して行われたが、ここでは大分県建築士会の協力により実施された、建築物に関する相談についてご紹介します。

【活動期間】

平成 28 年 4 月 18 日 相談窓口開設

平成 28 年 4 月 19 日～平成 28 年 6 月 現地調査

※活動当初は大分県の指導により大分県の調査班に加わる形で調査実施、市の体制が整った後は、大分県と別府市により調査を実施した。

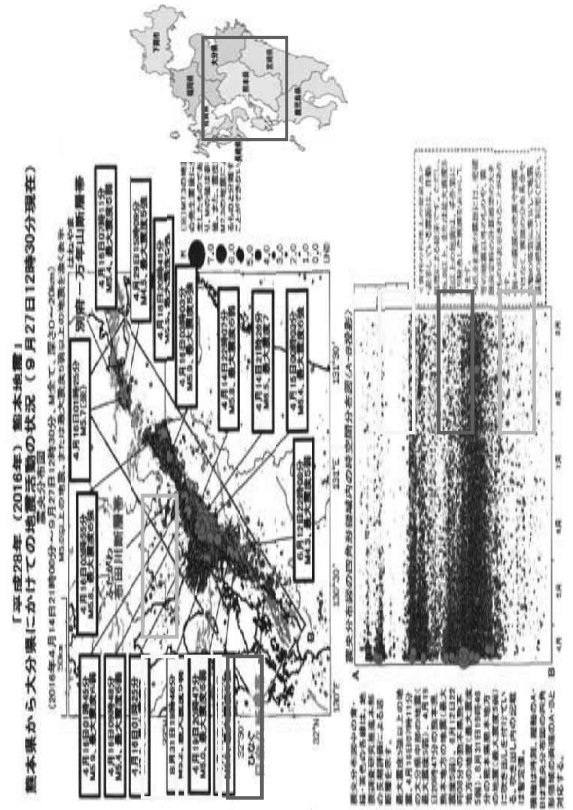
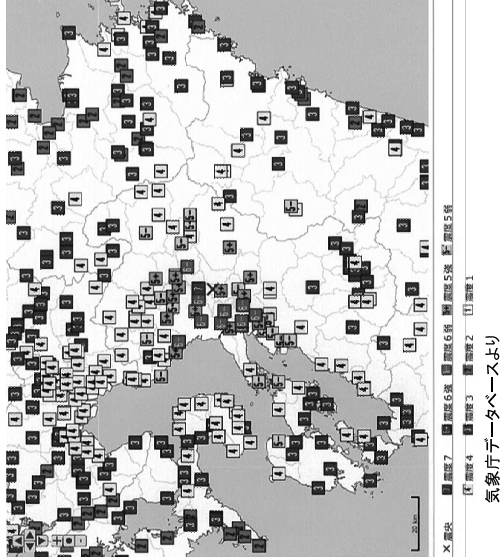
※大分県建築士会に協力を依頼し、建築士会の会員と連携して調査を実施した。

【調査件数】

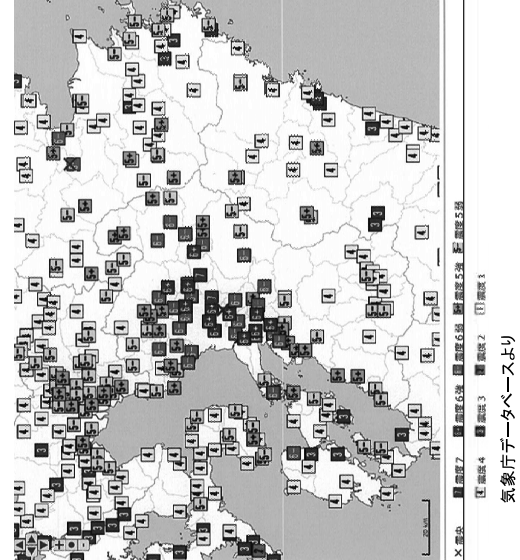
相談件数 240 件



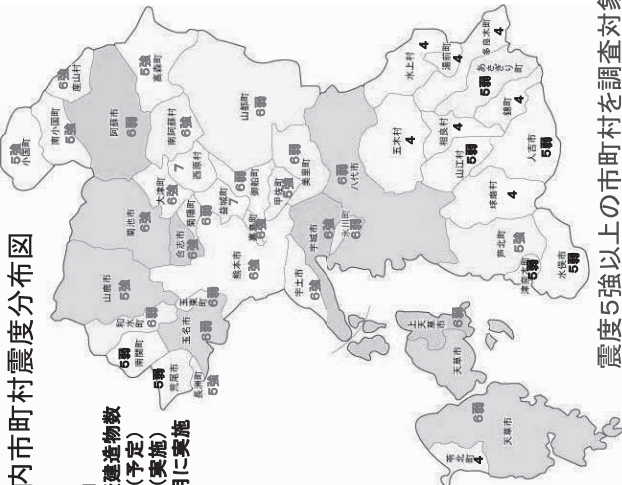
震度分布 4月14日21時26分 M6.5 11km



震度分布 4月16日01時25分 M7.3 12km



熊本県内市町村震度分布図



景観形成指定建造物

熊本市中央区鍛冶屋町



- 大分県
・田布市 6弱
・別府市 6弱
・日田市 5強
・玖珠郡玖珠町 5強
・玖珠郡九重町 5強
・竹田市 5強
・備後大野市 5強

一次調査対象建造物数
354棟を予定
9月12日～18日に実施

被害概要

都道府県名	人的被害		住家被害			非住家被害		火災
	死者 名	負傷者 軽傷 重症 名	全壊 棟	半壊 棟	一部 破損 棟	公共建物 棟	その他 棟	
山口県						3		
福岡県		1			1	230		1
佐賀県		4						2
長崎県						1		
熊本県	120	837	1,433	30,185	131,826	311	4,036	15
大分県		4	24	202	7,239		62	
宮崎県		3		2		20		
合計	120	849	1,488	8,204	30,390	311	4,101	15

消防庁(第79報) 平成28年9月30日15時30分発表

住家被害概要

	阪神・淡路大震災 (兵庫県)	中越地震 (新潟県)	東日本大震災 (岩手県・宮城県・福島県)	熊本地震 (熊本県)
全壊	10万4004棟	3175棟	11万7765棟	8195棟
半壊	13万8952棟	1万3810棟	24万6660棟	3万185棟
合計	24万2956棟	1万6985棟	35万8425棟	3万8380棟

出典 兵庫県「阪神・淡路大震災の復旧・復興の状況について」
新潟県「平成16年新潟県中越地震による被害状況について」
総務省「平成23年東北地方太平洋沖地震(東日本大震災)の被害状況(平成28年5月1日現在)」
熊本県災害調査本部(第179報) 平成28年9月29日

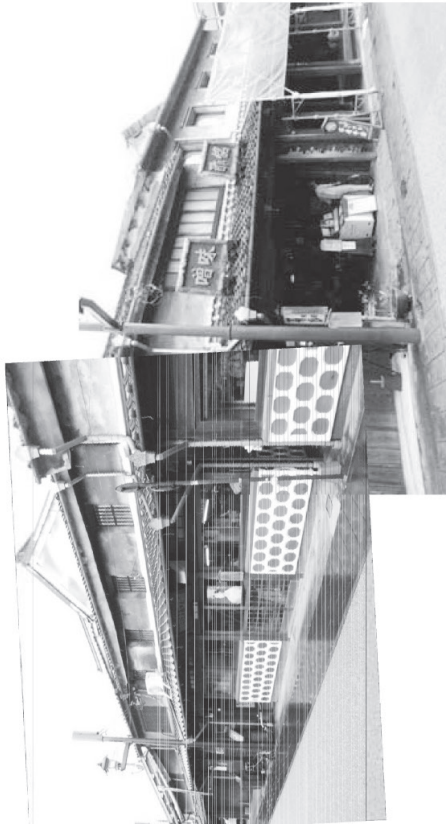
景観形成指定建造物

熊本市中央区鍛冶屋町



景観形成指定建造物

山鹿市山鹿下町



県指定文化財建造物

洋学校教師館(ジェーンズ邸) (熊本市)



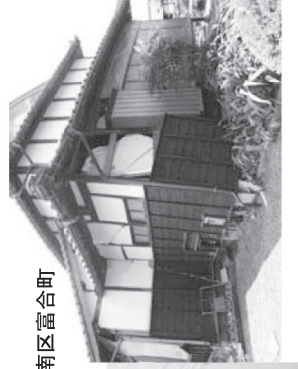
景観重要指定建造物

熊本市中央区西唐人町



熊本市指定文化財

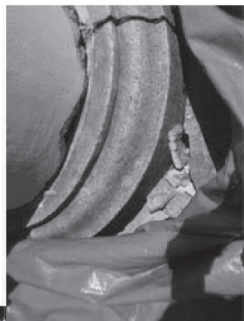
熊本市南区富合町



国登録有形文化財



本妙寺仁王門(熊本市)



未指定建造物



正立寺(熊本市新町)



大慈禪寺(熊本市南区)

未指定建造物



木山神宮(益城町)



専寿寺(益城町)

未指定建造物



専寿寺(益城町)

調査結果報告会

7月22日 工学院大学



9月22日 熊本大学

平成28年熊本地震文化財ドクター第1次調査

調査結果

■指定区分別被害の概要

平成28年熊本地震歴史的建造物被災状況第1次調査結果集計表(行政特定)

指定区分	被害状況				合計	被害率 %
	無し	軽微	部分破壊	全壊		
調査数	35	28	17	7	99	36.36
県指定	6	3	4	1	15	40.00
市町村指定	65	27	5	5	112	17.86
無視指定	20	20	20	0	66	39.39
合計	126	78	46	21	292	30.14
未指定	718	279	195	42	1388	344
総計	844	357	241	56	1680	432

※被害率は部分破壊以上の被害割合

■地域別被害の概要

・部分破壊以上の被害の割合が50%以上の地域は、熊本市中央区、東区、南区、大津町、阿蘇市、南阿蘇村、南小国、産山村、西原村、嘉島町、益城町、御船町、甲佐町、宇土市、氷川町、菊池市、玉真町で、震度分布と相関が見られる。

被害を大きくしたものは？

- ・これまでの修理・補強が十分でなかったこと
はたしてこれまで適正な修繕がなされてきたのか
- ・被災後の応急的対応が十分でなかったこと
直後の梅雨で雨漏りによるカビの発生、木材の腐朽、
屋根葺土の含水加重による倒壊など

今後の課題

1. 復旧のための資金の確保
なにごとせ早急な確保
2. 未指定の建造物の支援の拡充
まず「文化財である」建造物としての価値付け
3. 復旧への助言の問題
4. 対象の確実な把握
5. 行政との連携と所有者の信頼
6. 他の支援組織との連携・協力

すべての皆さまに厚く御礼申し上げます。



永石佐野HM撮影

錦野菅原神社(大津町)

平成28年熊本地震

九州ブロック連携協定に基づく被災歴史的建造物調査の実際と展望



東十八間櫓、特別史跡熊本城跡城壁
(藤原恵洋氏撮影)



熊本市東区 民家
(公社)福岡県建築士会 中島孝行

建築士会九州ブロック会による被災歴史的建造物被災調査活動に必要な相互応援に関する協定書

建築士会九州ブロック会による被災歴史的建造物被災調査活動に関する協定書

協定書は、その趣旨、目的、目的達成のための事項、必要の範囲、協定して定めるものとする。

第1条 この協定は、平成28年11月14日から適用する。

第2条 この協定は、平成28年11月14日から適用する。

第3条 この協定は、平成28年11月14日から適用する。

第4条 この協定は、平成28年11月14日から適用する。

第5条 この協定は、平成28年11月14日から適用する。

第6条 この協定は、平成28年11月14日から適用する。

第7条 この協定は、平成28年11月14日から適用する。

第8条 この協定は、平成28年11月14日から適用する。

第9条 この協定は、平成28年11月14日から適用する。

第10条 この協定は、平成28年11月14日から適用する。

第11条 この協定は、平成28年11月14日から適用する。

第12条 この協定は、平成28年11月14日から適用する。

第13条 この協定は、平成28年11月14日から適用する。

第14条 この協定は、平成28年11月14日から適用する。

第15条 この協定は、平成28年11月14日から適用する。

第16条 この協定は、平成28年11月14日から適用する。

第17条 この協定は、平成28年11月14日から適用する。

第18条 この協定は、平成28年11月14日から適用する。

第19条 この協定は、平成28年11月14日から適用する。

第20条 この協定は、平成28年11月14日から適用する。

建築士会九州ブロック会による被災歴史的建造物被災調査活動に必要な相互応援に関する協定書第4条（応援体制）に係る申し合せ事項

1. 応援活動を実施するため、次表の通り県ごとに応援主管県及び応援副主管県を定める。

被災県	応援主管県	応援副主管県
福岡県	熊本県	佐賀県
佐賀県	長崎県	福岡県
長崎県	佐賀県	熊本県
熊本県	福岡県	鹿児島県
大分県	熊本県	福岡県
宮崎県	鹿児島県	大分県
鹿児島県	宮崎県	熊本県
沖縄県	鹿児島県	福岡県

1. (公社)日本建築士会連合会九州ブロック会 歴史的建造物の被害状況調査について

2. 文化庁 文化財ドクター派遣事業 熊本地震被災文化財建造物復旧支援事業 について

建築士会九州ブロック会
被災歴史的建造物の調査・復旧支援体制検討のための
模擬訓練の実施

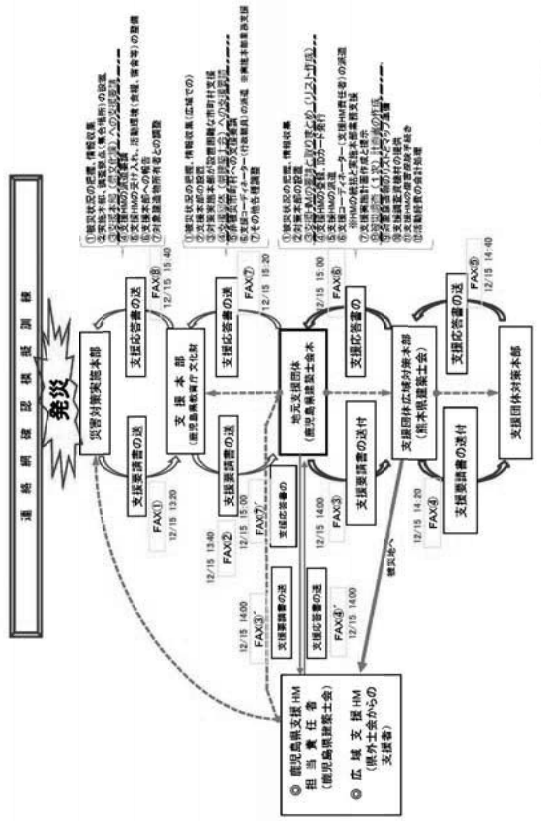
平成24年 熊本県人吉市
平成25年 大分県日田市
平成26年 鹿児島県鹿児島市

1チームの構成(複人数)
被災側 2~3名
応援側 1~2名



鹿児島士会模擬訓練伝達フロー図

平成26年度被災歴史的建造物の調査・復旧支援体制検討のための模擬訓練(伝達要領)



(公社)鹿児島県建築士会

(公社)日本建築士会連合会九州ブロック会
歴史的建造物の被害状況調査

平成28年5月20・21・22日

被災側 熊本士会
応援側 福岡士会、佐賀士会、長崎士会、大分士会、
宮崎士会、鹿児島士会、沖縄士会
延べ人員 117名(HM)

対象物 熊本県内の近代和風調査建造物 350棟



九州ブロック会 被災調査応援実施委員会

被災調査当日の打合せ(山川氏撮影)

調査対象建造物リスト(熊本県内近代和風調査建造物 350棟)

調査日	地区	班長	地元調査員	応援調査員
20	熊本 2	柴田	(福) A, B,	(福) A, B,
20	熊本 2	柴田	(福) A, B,	(福) A, B,
20	熊本 1	梅田	(福) C, D,	(福) C, D,
20	熊本 2	柴田	(福) A, B,	(福) A, B,
21	熊本 6	柴田	(福) E, F,	(福) E, F,
21	熊本 6	柴田	(福) E, F,	(福) E, F,
20	熊本 1	梅田	(福) C, D,	(福) C, D,
20	熊本 1	梅田	(福) C, D,	(福) C, D,
20	熊本 3	古川	(福) G, H,	(福) G, H,
20	熊本 3	古川	(福) G, H,	(福) G, H,
20	熊本 6	柴田	(福) I, J,	(福) I, J,
20	熊本 6	柴田	(福) I, J,	(福) I, J,

一次調査 外観目視



九州ブロック会 被災調査実施までの主な経緯

熊本地震発災

4月14日21時26分 M6.5 震度7
4月16日01時25分 M7.3 震度7

- 1. 0415 熊本士会 HM責任者 山川氏と田川氏と旧連絡
九州ブロック会で被災調査実施を確認
※行政は災害対応でなかなか動かない
※応急危険度判定調査が1週間遅く
熊本士会→①熊本県文化財部局と調整
②調査対象物リスト作成

- 2. 0504 熊本士会 山川氏と福岡士会 中島と事前協議
被災調査実施委員会の設置
調査対象物リスト 主管県 福岡士会 etc

- 3. 0506 福岡士会より九州ブロック会 事務局 佐賀士会へ
調査実施委員会の開催の通知

- 4. 0506 福岡士会より九州ブロック会各士会及びHM責任者へ
調査実施委員会開催の通知

- 5. 0513 九州ブロック会 被災調査実施委員会の開催
参加者 各士会HM責任者、熊本士会HM地区担当者
文化庁調査官、建築学会の先生、熊本県文化財担当者
調査日程、調査対象物、調査エリアと分担、班分けなど

- 6. 0514 福岡士会中島より各士会HM責任者へ送付
リスト、調査計画書、調査シート

- 7. 0514・15 熊本士会HM地区担当者(班長)と各士会HM責任者
で相互に連絡
調査日時、集合場所などを調整
各士会
①HMの班分け
②準備確認
③調査計画書の提出

- 8. 0520・21・22 歴史的建造物被災調査(一次)実施
熊本県内近代和風調査建造物 350棟
熊本市内は公共機関で 他は熊本士会班長の車で移動
調査実施本部を熊本士会事務局に設置
福岡士会(主管)中島が待機

- 9. 0531 調査報告書と一次調査シートを集約→熊本士会へ

文化庁 文化財ドクター派遣事業
熊本地震被災文化財建造物復旧支援事業
日程 平成28年6月～一次調査 10月～二次調査
組織 復旧支援委員会

日本建築士会連合会、日本建築学会、
日本建築家協会、土木学会 調査派遣員 229名
熊本・大分県内の震度5強以上の市町村の建造物
建築学会データベースより 1700棟



熊本県準備会議



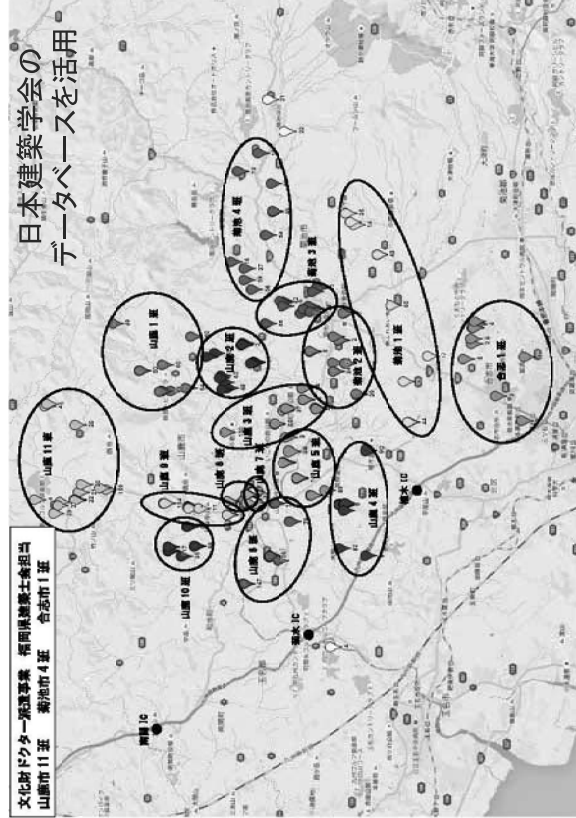
大分県準備会議

市町村リストと分担

調査派遣員 各建築士会はヘリテージマネージャー
日本建築家協会は修復塾修了者

市町村名	調査対象件数	担当	市町村名	調査対象件数	担当
玉名市	101	長崎県建築士会	熊本市北区2	17	佐賀県建築士会
玉名郡玉東町	5	長崎県建築士会	熊本市東区	18	佐賀県建築士会
玉名郡志保町	19	長崎県建築士会	熊本市南区	41	鹿児島県建築士会
玉名郡和水町	44	長崎県建築士会	熊本市西区	27	鹿児島県建築士会
山鹿市	155	福岡県建築士会	宇土市	22	鹿児島県建築士会
菊池市	56	福岡県建築士会	宇城市	107	鹿児島県建築士会
合志市	11	福岡県建築士会	下基城郡美里町	8	佐賀県建築士会
菊池郡大津町	62	佐賀県建築士会	上基城郡御船町	7	佐賀県建築士会
菊池郡菊池町	6	佐賀県建築士会	上基城郡豊島町	13	佐賀県建築士会
阿蘇市	39	大分県建築士会	上基城郡荻原町	23	佐賀県建築士会
阿蘇郡南小国町	5	大分県建築士会	上基城郡甲佐町	44	佐賀県建築士会
阿蘇郡小国町	15	大分県建築士会	上基城郡山崎町	46	佐賀県建築士会
阿蘇郡山田村	4	大分県建築士会	八代市	132	宮崎県建築士会
阿蘇郡高森町	13	大分県建築士会	八代郡水川町	6	宮崎県建築士会
阿蘇郡原村	14	佐賀県建築士会	葦北郡芦北町	35	宮崎県建築士会
阿蘇郡阿蘇村	34	大分県建築士会	上天草市	13	熊本県建築士会
熊本市中央区	68	日本建築家協会	天草市	128	熊本県建築士会
熊本市北区1	39	長崎県建築士会			

福岡士会担当 222棟 調査対象物をGoogleマップに落とした地図



一次調査 外観目視



被災調査の実際と展望

1. 行政との調査協定と日頃の活動連携
初動の難しさ→行政は災害対応で動けない
2. 情報の有効活用
3. 交通手段、気象状況の把握
ナビゲーターで通行止めの表示
4. 模擬訓練等の実施と備え
各士会で調査対象建造物のリスト化とネットワーク化
(個人情報に注意)
5. 被災建造物(所有者)の対処(HMの役割)
個々の修理と町並み保存へ発展

デジタルマップを 活用した模擬調査

津枝 勝見

デジタルマップを活用した緊急調査の模擬演習を行った。従来の方法、つまり、住宅地図などの「紙の」地図を元に、調査票に書きで記入して取りまとめめるという被災状況調査の方法に代わり、近年普及が進んでいる「デジタルマップ」（＝インターネット上の地図サービス）を用いた調査方法を試行し、その可能性を探るとともに、考え方や方法を共有することを目的としたものである。同時に、今後改善を加えてよりよい方法を確立するために課題を抽出することも、併せて計画した。

演習の1日目では、演習内容の概説を行うと共に、演習に向けての環境の整備を行った。その上で、調査の当日は、参加者が1カ所に集合してから現地に分かれて調査に向かうという、従来のスタイルとは異なり、

メールで受け取った内容に従って、自宅から直に調査場所へ出向き、現地調査を終了した後、集合して調査票に記入するというスタイルを取ることにした。これは、より実験的な調査スタイルを想定したものであり、その可能性の検証も意図している。

■1日目（12月13日：模擬演習の準備）

演習1日目は、調査の概要と手順を説明するとともに、デジタル環境への習熟度に関わらず作業を進められるような環境を整えることが必要と考えた。

近年、インターネット上の地図サービス（以下、デジタルマップ）が普及して、日常にご利用される機会が増えている。これを活用することによって、災害時の被災状況調査が効率よく進むのではないかと考えられるが、一方で、日常的にデジタルマップを利用し、扱いに慣れている人もいれば、ほとんど使ったことのない人もいて、差が大きいことも事実である。

平成26年版「情報通信白書」（総務省）によると、インターネットの利用目的として「地図・気象情報の提供サービス」を挙げている人は全体の44.1%となっており、20代～50代では半数以上、60代も42.8%と、デジタルマップの認知度は高くなってきていると言えるが、メール利用率の7割から比べるとまだまだ低い段階にあると考えられる。

そこで、假れないないことも考慮して、参加者が自らのパソコンからデジタルマップにアクセスし、目的場所を確認し、調査票に記入する、という一連の流れを体験できるように、本番の作業手順をなぞる「模擬演習の予行演習」を行うこととした。



参考図：デジタルマップ（神戸の歴史的建造物マップ）

神戸歴史的建造物マップ（仮称）を活用した被災状況調査演習

【準備】

① Google マップを使用できる環境を用意してください。

ブラウザの種類によって、スムーズに使用できるかどうか異なりますが、Internet Explorer (IE) では、うまく表示されない可能性があります。Google chrome が、一番問題が少ないですが、その他、safari でも動作確認済みです。

② 上記の作業テストを行ってください。

○テストメールを本日送信します。メールに掲載されている URL をクリックすると、「演習地図（テスト用）」が開きます。①で準備したブラウザで開いてください。

○地図の中に「兵庫県公館」にマーカーが置かれていますのでクリックします。

なお、マーカーの周りが色付きのエリアに開まっていますが、この表記を使って、当日の調査担当場所をお知らせします。

○クリックすると表示される説明文の中で、調査シートの URL をクリックします。

○しばらく待つとスプレッドシートが立ち上がり、名簿が表示されます。自分の名前を探して、アクセス欄に○を入れ、コメントがあれば記入してください。

また、同じファイルの別シートに、調査シートのサンプルが入っていますので、確認しておいてください。

○自動的に保存されますので、画面を閉じてください。

●同様の作業を、現地調査の後に行います。

【調査当日（1月10日）】 ※持参するものはノートパソコン（無線LAN付き）

① 当日朝9時に届く調査依頼メールで、地図を開き、担当建物を確認して下さい。

② 集合場所とルートを各班で相談し、13時に最寄り駅で集合し、調査開始して下さい。
※時間内にどれくらいの調査ができるかのテストを兼ねていますので、
時間内にすべて終了しなくて構いません。

④ 15時までに（時間厳守）講義会場へ到着してください。（調査は14：30頃まで）

⑤ 持参したノートパソコンで、無線LANに接続し、調査シートに入力して下さい。

※写真の貼付けは、サイズを640×480ピクセル以下にしてから作業して下さい。

参考：配布資料（演習1日目）

デジタルマップの作られ方等の話を聞いただけで、自ら手を動かしてみなければ、実際に調査の作業をする段になってスムーズに進まないことが予想されたためであり、「習うより慣れろ」というのが、パソコン作業の際の基本的態度であって、インターネット的な発想だと考えたためである。

そこで、1日終了後に次のような文面のテストメールを送信した。

 本メールは、実践演習コース②一級後援状況調査演習のためのテストメールです。

下記にアクセスし、手順に従って、所定欄に○のご記入をお願いします。

https://www.google.com/maps/d/edit?mid=z07R919SRkR09M_kzeQ1MkGf6wA

同じ手順を1/10当日にも行っていました。問題があれば、当日まで早めに解決しておいてくださいますようお願いいたします。

 その際、2人一組の班単位で行動するための班分け表、野帳として使用するための調査票のデータ（エクセル形式）も併せて送信した。

テストメールのURLにアクセスすると、図1に示す地図が現れ、一連の作業がシミュレーションできるようになっている。これによって、次のことを確認するのが目的であった。

- ・各人のパソコンから地図へアクセスができるか。
- ・地図から情報を読み取り、建物にリンクされた調査票を開くことができるか。



図1：テストメールで送信したマップ

- ・調査票に書き込むことができるか。

これらは、各人の作業能力のテストだけでなく、使用しているパソコン、OSやブラウザ等の違いに関わらず、システムが動作するかどうかを検証し、参加者が作業できるように環境を整えることを目的とした。

テストの結果、うまくアクセスできなかった例は1件であり、その1件も、会社で共用しているパソコンのために起きた不具合で、ブラウザの設定を調整することで問題なくアクセスできるようになり、準備は整った。

■調査方法の手順

今回行った調査の手順は次の通りである。

調査は、メールで調査依頼を受信することから始まる。メールには地図へリンクするURLが記載されており、すべての情報の伝達は、地図上で行われるようになっている。(図2)

地図には、調査対象となる歴史的建造物の場所を示すポイントが置かれており、割り当てられた担当物件は、地図上のポイントを図形で囲む方法によって示されている。参加者は自分の班名が書かれたエリアを見つけ、その中にある建物を調査することになる。

各建物の印をクリックすると吹き出しが現れ、建物の名称、写真、建設年代などの建物情報が表示される。(図3、図4) その中に、調査票へリンクするURLが記載されている。

URLをクリックすると調査票へジャンプする。調査票はGoogle スプレッドシートで作って保存されているので、ブラウザ上で動作するウェブ・アプリケーションにより、すぐにそのまま書き込み・編集ができるという仕組みになっている。



図2：調査対象建物のマークと、担当エリアを示す図形



図3：調査対象建物をクリックすると情報が表示される

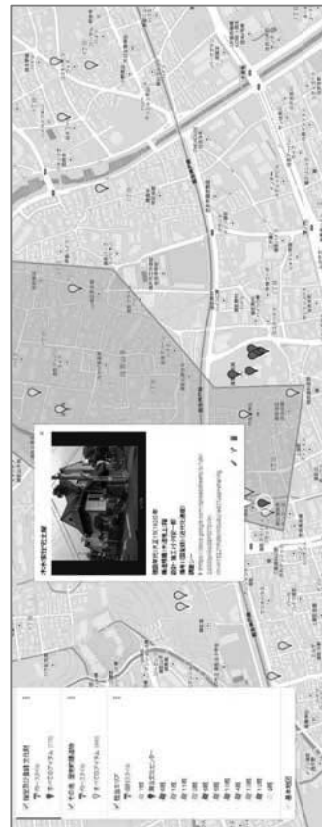


図4：建物情報に写真が表示される場合

を求められたが、調査範囲が狭い場合などで予定よりも早く到着した班もあり、今回の状況では1時間半の調査時間で10件程度の調査が十分可能なようである。会場でwifiを利用して、持参したノートパソコンからインターネットに接続し、調査票に記入するという所までが演習であった。

(今回は、会場のwifiが不調で接続できなかったというトラブルが発生し、その場の調査票記入はほとんど自行了った。)



写真：現地調査と調査票記入の様子

■2日目・調査当日 (1月10日)
朝9時、参加者は調査依頼メールを受信し、指示内容に従って、班ごとに連絡を取り合って集合場所を決め、13時より約1時間半の調査を行った。

演習の対象エリアは、これまであまり調査対象になる機会がなかった場所が選ばれている。できれば土地勘のない場所、地図に従って対象建物を発見し調査するシミュレーションとするためである。

参加者は現地へ地図を持っていく必要がある。紙ベースで情報伝達を行う場合は、配布される印刷物を頼りに現地を歩き回れればよいが、今回配布された地図はインターネット上にあり、ブラウザで見える必要があるため、参加者はどんな形で地図を携帯して歩き回るかを考えなければならぬ。私大サイズで印刷したものを持参してもよいし、自宅にプリンターがなければ既存の地図に場所を書き写すことも考えられる。インターネットに接続できるスマートフォンやタブレットを持ち歩くこともでき、何を現地に持ち込むかは各人の判断に任せられた。

対象建物を発見すると、外部からの目視で被災状況を判定し記録する。記録用の手順には、プリントした調査票を使用。ただし、演習当日は、実際には被災していないので、居住者とのトラブルがないように、写真撮影は最小限とした。交通機関の運行や、道路や街路の歩行に支障はなく、移動の困難はなかったが、実際の被災草にはスムーズに動き回れないことも予想される。

割当てられた担当物件を調査した後、参加者は、15時に若宮文化センター会議室へ集合する。調査場所からの所要時間を逆算し、遅れないように到着すること

書き込んだデータは自動的に保存され、一つのフォルダにまとめて保管される。調査を集計する担当者は、フォルダに入った調査票データを取り出して結果をまとめることが可能となる。(図5)

以上のようになると、地図から全ての情報が繋がっていること、直観的に理解できて作業が進められるようになること、この2点を意識して手順が組み立てられている。

なお、調査は、全国共通となっている「被災歴史的建造物の調査・復旧方法の対応マニュアル」に従って、被災状況の把握を行うため、決められた書式の調査票データを使うこととしている。

もちろん、デジタルマップの活用法としては、地図URLの送付によって調査対象物の伝達だけを行い、調査票の記入と提出については従来通り紙ベースで行うことも可能である。あるいは、各自がエクセルデータを作りメールなどで送信して提出することもよい。しかし、それではデジタルマップの可能性を十分に活用していないと考え、デジタルで完結できるシステムを試行することとした。

データを取りまとめる人の作業負担の軽減、エクセルのデータをやり取りすることによって変わる様々なエラーの回避(メールが届かないトラブル、データ名のつけ間違い、等)を考慮し、効率性だけでなく、確実性を求めて計画したものである。

このシステムは、場合によってはスムーズに動作しなかったり、アクセスに時間がかかり過ぎたりするなどの問題が起る可能性も想定されたが、問題があった方が、かえって課題を明確化することができ、改善の方向性を見出せると考え、試みたものである。

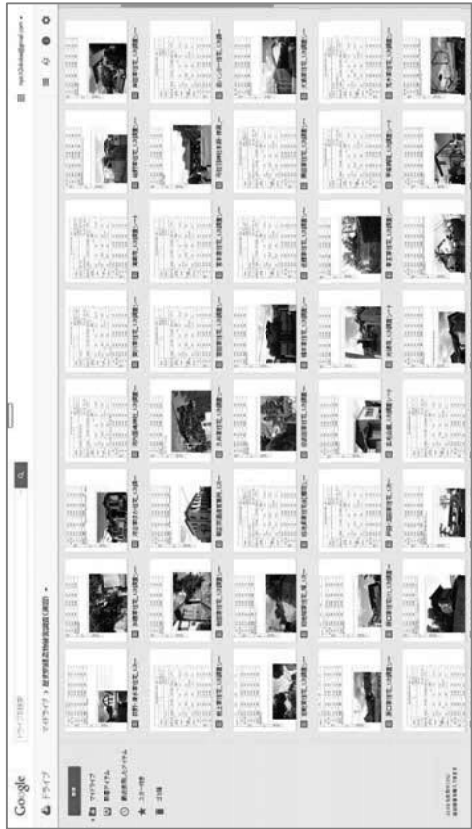


図5：1ヶ所のフォルダに調査票が集まっている

■演習の結果

調査は、危惧されたシステムの障害など大きなトラブルもなく、予想以上にうまく進行した。

(1) 分かったこと

○作成途中の地図でも、ある程度役に立つ
調査に使用した地図は作成途中のものであったため、現地で建物を発見するのに必要であろうと思われた。写真や建築年代などの詳細情報が掲載されていない物件が多かった。しかし、デジタルマップから場所を正確に読み取ることが可能だったこと、また、建物指定のやり取りがスムーズだったこと、等により目的建物を指定することができた。つまり、作成途中の地図であっても十分に役に立つと言える。これからデジタルマップを作成するにあたっては、勇氣付けられる結果であると見える。

○スマートフォンやタブレットが有効

多くの参加者がスマートフォン(タブレットも多少あり)を利用して、調査に有効に活用していた。被災時には、インターネットやLTEの稼働状況が不明であるものの、東日本大震災でもSNS等の有用性が伝えられていることから、ある程度は有望な通信手段であると見られている。スマートフォンやタブレットは今後さらに普及が進むと考えられるため、有効な手段として活用すべきであると感じられた。

○Googleの仕様と共有が見られた

複数の人(今回は最大20人程度)が同時にアクセスしても動作の不具合などは見られず、デジタルマップを安定的に利用できる可能性が検証できた。さまざまなパソコンからの調査票への書き込みも問題なく行うことができたが、写真を貼り込めるときは、Googleのアカウントがなければ貼り込めないことが判明。大きな問題ではないが商用サービスへの依存の限界も見られた。

(2) 参加者へのアンケートから

● 現在地が表示されるとよい

対象建物がプロットされた地図上で、現在地が表示されれば調査しやすいという意見があった。これは、もちろんスマートフォンやタブレットを使って現地を歩いた参加者の意見である。

スマートフォンで地図を見ながら街を歩く場合、GPSによって現在地が地図上に表示されることが大きな利点となっている。しかし、Googleの仕様では、作成した地図上に現在地を表示する機能はなく、現時点で、対象建物と現在地を一つの地図上で見ることは不可能である。参加者は2台のスマートフォンを持ち、あるいは1台で地図の表示を切り替えるながら、現在地を把握して調査したとのことである。今後Googleの仕様変更がなされれば利便性が高まるため、その可能性に期待したいところである。

●データに住居表示があるように

対象建物を発見するためには、道路の破損など不測の事態に備えて、手掛かりが多くある方がよいとの意見がある。個人情報取扱規定により、住宅の住所は公表されていないため、地図の取り扱いを含めて検討する必要がある。

●地理に新たな建物を追加したい

調査対象となっていない建物であっても、価値が高いと思われる建物を発見した場合、地図上にポイントを追加し調査対象とするようにできないか、という意見が多々聞かれた。これはデジタルマップを編集可能に設定すれば可能である。元となる地図をどのように管理するかを含めて検討すべき課題である。

地図は常に更新していく必要があると考えられるため、掲載されている情報を確認し、新しい情報を追加していくために、こうしたままた歩き機会を作り、活用したいと考えている。

●調査票への書き込みもスマートフォンで

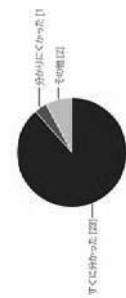
全国共通のマニュアルに従って調査を行ったため、

調査結果をA4サイズの調査票へ書き込むこととなり、スマートフォンやタブレットから記入することができなかつた。(一部で可能な場合もあったが、多くの機種では不可) これをスマートフォン等で記入しややシステムに作り変えることにより、より利便性が上がり調査成果も上がるとの意見も多々聞かれた。

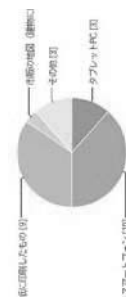
SNSやメールなど、日常的にスマートフォンで作業が増えているため、使い慣れている人にとつては、一連の作業を全てスマートフォンやタブレットで行いたいと考えるのは自然な流れである。アプリの開発も容易になったことから、決して不可能なことではない。しかし一方で、調査票への書き込みは急を要する作業とはいえないため、落ち着いてパソコンで行う方がよいのではないかと、この意見もあった。

今後、調査者への負担軽減や効率性を考えると、スマートフォンで調査が完了すれば、そのメリットは大いである。スマートフォンで写真も撮って送ることもできるが、より多くの調査従事者が、すばやく正確な情報を収集・伝達することができよう。

メールが届いたとき、担当する建物どれが、すぐに分かりましたか？



現地を持って行った地図は、次のどれですか？



現地では、目的の建物がすぐに見つかりましたか？



調査シートへの書き込みは、スムーズにできましたか？



スマートフォンアプリの開発を含め、システムの発展に期待したい。

以上のように、今回の概観調査によって、デジタルマップを活用した被災状況調査は、期待以上の有効性が確認でき、さらなる可能性を発見することができると考えられている。今後のシステムの進化も期待しながら、より有効な体制づくりの検討を進め、実際の被災時に効果的な活動ができるよう、物心両面で意りなく準備をしておきたいと考えている。

※使用した地図について

本調査で使用したデジタルマップは、NPO法人H2O 神戸の事業として作成している。神戸市内の歴史的建造物マップをベースにしたものである。

これは、さまざまな機会に作成されてきた歴史的建造物のリストを統合し、情報を地図の上で把握して、「地域資産台帳」としようという目的で作業している途中のものであり、まちづくり、災害時といった様々な場での基礎資料となることを想定して、2013年夏から作業が進められている。

掲載する歴史的建造物リストは、公開されている、下記のものである。

- 「有形文化財(建造物)～指定・登録/国・県・市」
- 「兵庫県近代化遺産調査(2006)」
- 「100選(2009-10)」
- 「兵庫県近代和風建築調査(2014)」
- 「神戸市景観形成重要建築物(1999～)」
- 「兵庫県近世社寺調査(1980)」

これに加えて、兵庫県ヘリテージ・マナー・ジャーナルに掲載

講習会において受講生が調査して提出する「私が見つけた登録文化財(2001～)」も入れている。

費用が安くないこと、多くの人が参加して作業ができ、情報のやり取りが得意であること、紙の大きさに制約されないシームレスな環境であること、といったメリットから、これを、紙の地図ではなく「デジタルマップ」とすることとし、公開非公開が設定できることを配慮して、幾つかの地図サービスのうちから、Google マップの「マイマップ」というサービスを選んでいる。

これは、個人住宅も含まれることから、個人情報を取り扱うための基本的な条件を考慮したためである。

しかし、それでも問題は残り、アメリカを本拠とするシステムに情報を預けてしまうのかどうか、また、仕組をGoogleに依存してしまうこと、といった課題が残っている。もちろん、そもそもコンピュータやインターネットのない環境では見ることができないというデメリットもある。

今回、この作業途中のマップを使って、どの程度の調査ができるのか、運用する中で課題を発見し、再度マップ作成の方へフィードバックすることが期待された。作業途中の不完全なマップにもかかわらず、ある程度の役に立ったことで、マップの有用性が確認できたと考えている。

今後、日本建築学会による歴史的建築物データベースなどと連携あるいは接続することで、ここで得られた知見が全国に共有されていくことも希望する。

今後の広がりに期待したい。



図7：調査票の例

図6：参加者アンケートから

木造建築フォーラム

木造フォーラム

地域でたちあげるこれからの木造建築

10月22日(土) 10:00~12:00

国際会議室

日本の資源である木材が成長し使用する時期になりました。各地域で眠る資源の活用を建築から切り開きたいと思います。地域が活性化し、求められる木造建築とは何か？を考える場所にしたいと思います。

10:00~10:30

一部：日本の森林状況と地域木造の可能性

腰原幹雄氏：東京大学生産技術研究所 木質構造デザイン工学 教授

10:40~11:35

二部：これからの現代木造の可能性

(コーディネーター)

腰原幹雄氏：東京大学生産技術研究所 木質構造デザイン工学 教授

(パネラー)

稲山正弘氏：実務を通じた中大規模木造について

東京大学大学院 農学生命科学研究科生物材料科学専攻 木質材料学研究室教授

原田浩司氏：生産や流通などについて

木構造振興(株)客員研究員

山代悟氏：実務を通じての活動報告

ビルディングランドスケープ共同主宰 大連理工大学建築与芸術学院 海天学者

会場質疑

和室についての報告（女性委員会）

第 59 回建築士会全国大会大分大会
連合会女性委員会セッション

「和室の魅力を次世代に引き継ぐ」

日時：10月22日（土）10:00～12:00
場所：ビーコンプラザ1階 中会議室
運営：連合会女性委員会

司会 新海直美

1. 開会挨拶（主旨説明）
連合会女性委員長 小野全子

開催主旨

平成 28 年度 第 26 回全国女性建築士連絡協議会（奈良）にて、先人の築いた知恵と工夫を見つめ直し、美しい日本の住まいのあり様を次の世代に引き継ぐことについて協議しました。全国大会のキーワードとなっている地域の創生をベースに「日本の暮らしのあり方」についての取り組みを考えます。

2. 平成 28 年度 第 26 回全国女性建築士連絡協議会（奈良）報告
連合会女性副委員長 本間恵美

3. パネルディスカッション

コーディネーター	連合会女性委員長	小野全子
パネリスト	奈良県建築士会	藤山久仁子
	富山県建築士会	山中路代
	東京建築士会	多羅尾直子

パネルディスカッションの流れ

- ・ 伝統的和室 …… 藤山久仁子
- ・ 地域性を活かした砺波の散居村の住まい …… 山中路代
- ・ モダンな和室の可能性 …… 多羅尾直子

(1)伝統的和室における魅力

(2)地域性を活かした住まいから得られる知恵や工夫

(3)現代の住まいの和室の事例、設計上の工夫

(4)次世代に引き継ぐべき和室の魅力と日本の暮らしのあり方

コーディネーター・パネリストのプロフィール

コーディネーター

小野 全子 (オノ マサコ)

現 職 株式会社オーラッド 常務取締役

略 歴 昭和 59 年 4 月 ㈱小野工務店入社

昭和 62 年 4 月 小野建築設計事務所配属

平成 3 年 11 月 ㈱オノコム設計部配属

平成 6 年 11 月 ㈱オーラッドに配属 (現在に至る)

活動歴 平成 12 年 6 月～平成 14 年 5 月 (公社) 愛知建築士会 女性部長

平成 14 年 4 月～平成 16 年 3 月 東海北陸ブロック会女性協議会 運営委員長

平成 16 年 7 月～平成 18 年 6 月 (公社) 日本建築士会連合会 女性副委員長

平成 20 年 7 月～ (公社) 日本建築士会連合会 女性副委員長

平成 25 年 5 月～ (公社) 愛知建築士会 常務理事

平成 28 年 7 月～ (公社) 日本建築士会連合会 女性委員長

パネリスト

藤山久仁子 (トヤマ クニコ)

現 職 トヤマ建築設計事務所

略 歴 昭和 51 年 4 月 ㈱日吉設計 入社

昭和 55 年 3 月 シツオ建築設計事務所 入社

昭和 61 年 1 月 トヤマ建築設計事務所 設立 (現在に至る)

活動歴 昭和 52 年 1 月 奈良県建築士会 入会

平成 18 年 4 月～平成 22 年 3 月 (社) 奈良県建築士会 女性委員会副委員長

平成 22 年 4 月～平成 24 年 3 月 (社) 奈良県建築士会 女性委員会委員長

山中 路代 (ヤマナカ ミチヨ)

現 職 株式会社 創建築事務所 取締役 企画設計室長

略 歴 平成 2 年 5 月 株式会社 創建築事務所 入社 (現在に至る)

活動歴 平成 13 年度 富山県建築士会 女性部会長

平成 24～25 年度 東海北陸ブロック会女性建築士協議会 運営委員長

平成 24 年度 第 7 回まちづくり大賞 受賞

「高岡の建築とまちづくり」(活動団体名:高岡の建築とまちづくりネットワーク)

多羅尾直子 (タラオ ナオコ)

現 職 有限会社 タラオ・ヒイロ・アーキテクツ 代表取締役

略 歴 昭和 63 年～平成 9 年 長谷川逸子・建築計画工房(株)勤務

平成 10 年 タラオ・ヒイロ・アーキテクツを日色真帆と共同設立 (現在に至る)

活動歴 平成 20 年 10 月～平成 24 年 9 月 (一社) 東京建築士会 女性委員会委員長

平成 26 年 4 月～平成 28 年 3 月 関東甲信越ブロック会女性建築士協議会 会長

平成 20 年 10 月～ (一社) 東京建築士会 環境委員会委員

平成 21 年 6 月～ (一社) 東京建築士会 理事

平成 23 年～ 復興小学校研究会を共同主宰

平成28年度 第26回全国女性建築士連絡協議会（奈良）

基調講演報告

テーマ 日本の暮らし 豊かな生活文化の再発見
—女性の力で「発見」から「創造」へ—



渡辺光雄名誉教授（岐阜大学）は、現状・見直し・和風建築のポイント・日本の住宅ありかた・今後、と5つの項目に分けて講演した。

一つ目は、「住宅の『現段階』を捉える」と題し、昔の住宅から現在の住宅へ移り変わる過程を歴史、生活の背景から捉えた。高度経済成長期を経て、洋室中心の住宅になり最終系としてサッシの登場と高气密、高断熱なつくりによって「窓を開けない日本人」になった。

二つ目は、「生活空間を『微感覚』で見直す」と題し、微細な感覚は次世代の住宅像を発見する重要な契機であることを伝えた。微細な感覚とは、数日間のホテル生活でも疑問を抱くように、どこで靴を脱ぐか、どこでトランクを開けるか、日本のホテルの開かない窓などに気づく事である。こういった些細な事が、少しの我慢になり精神を萎縮し行為と感性を貧困化させてしまう。

三つ目は、「和風建築から継承すべき『5ポイント』」と題し、和風建築800年の歴史と変化、日本人の独特な文化について5つのポイントに注目した。違い棚、床の間、付書院など、次々に増えていったビルドインの知恵、海外にはない引き違い戸などの建具の開閉による空間の変化、畳で広さを把握する文化、庭には見せる、見る、使うという3つの目的があるなど、800年間にたくさんの知恵が詰まっている。また、これは海外の床暖房による裸足生活にも注目されていくだろう。

四つ目は「住宅に『季節感』をとり戻す」と題し、日本独特の気候から日本の住宅のあり方を構想し、この項目はこの基調講演の主であり結論となる項目である。日本の気候は諸外国に比べ耐え難いほど厳しくはないがかなり複雑である。これにより衣食住の工夫や自然を楽しむ知識、知恵が蓄積され、独自で豊かな生活文化が構築されている。例えば、衣服について見ると、フランス人は10着しか衣服を持たないというタイトルの本が出たように、海外では衣服の調節をあまり強いられないが、日本では季節の変化に伴い衣服を選ぶ。食文化については、世界的に注目される和食は「繊細な季節感」が特徴である。身近な例で言うと、食器の数があげられる。海外では簡易な皿が数種類あるが、日本には茶碗蒸しの器、刺身皿がある。ごはんを装う茶碗、汁物を装うお椀があり、またこれらを逆にすることはまずない。住居に関しても、海外のガウディやコルビジエ設計の集合住宅のような、部屋が全て違う個性的な敷地条件、生活条件で設計されるべきであり、ここに日本人の暮らしの本質があると考えられる。独特な基盤を受け止め、季節感を感じられる住空間を再構築していきたい。

五つ目は、「これからの『3つの課題』と住文化」と題し、1. 水素エネルギー等の実用化に伴う進化、2. ユニバーサルデザイン等の生活デザインの進化、3. 家具のビルドイン、新コーナー、新スペースなどの出現の3つの課題が次世代の住宅にはあり、暮らし方は変化すると考えられる。2つめの課題に関連して、ノーマライゼーションという福祉の考え方は、もともとは女性が普通の生活がしたい、と言ったことから始まったという。建築家は今まで述べたような古い技術と共に、新しい手法を準備する必要がある。特に若い世代と住まいを考える文化を意識的に創ってゆきたい。



平成28年度 第26回全国女性建築士連絡協議会（奈良）
パネルディスカッション報告

【テーマ】 日本の暮らし 豊かな生活文化の再発見

【コーディネーター】

永井 香織 日本建築士会連合会 女性委員長

【パネリスト】

渡辺 光雄 岐阜大学名誉教授・工学博士

湯川 直紀 株式会社 ライフケア創合研究所代表取締役

白田 ゆかり 奈良女子大学大学院 博士前期課程

岡田 伸子 岡田建築設計事務所 管理建築士



永井：「自分のイメージする日本の暮らし」について。

渡辺氏：日本の住居は、床に特徴のある住居である。和室は、畳という敷物の文化。居間などの洋室はその機能として使用するが、自分は和室を多目的に、自由に、楽しんで使っている。また、最近の若者は和室でスリッパを脱がないが、それを無作法と思うことなく、これからは和室の使い方を決めつけずに利用し、新しい使い方をしていくことを考えて欲しい。

湯川氏：子どものころの祖母の家のイメージ。和室と洋室の違いというと、和室は、外界と内界の境があっても無いみたいな空間。入室を拒むこと、反対に出て行くことが共に簡単にできるところ。また、和室の方が狭い空間でもうまく使える。畳や障子の縦横のスクエアな線が境界の役目となったり、仕切りとなったりする。

白田氏：和室のある家で暮らしたことが無いのだが、和室については堅苦しい空間というイメージ。お正月やお盆に祖母の家に行って挨拶をするといった緊張する場所だった。しかし、家族だけで使うときは居間の延長としたくつろぎの空間にもなる曖昧さを感じる。大きな開口など、日本の暮らしにはどこまでが外か内かといった、外部と内部の空間の曖昧さがイメージ。

岡田氏：夏であれば、縁先の風鈴の音や、庭の家庭菜園のようす。日本の暮らしは、家族の声が聞こえ、気配が感じられる空間が昔は有った。今は、プライバシーはあるが個室にこもっているのが非常に気になる。

永井：日本の暮らしのイメージは、地域による違いや、国による違いがあるか聞いてみましょう。

大城氏（沖縄県建築士会）：沖縄にも伝統的な畳の間があるが、戦後はアメリカの文化が入って来たため、昔の住まいと今の住まいが一緒に混ざっている感じ。

台湾女性（会場より）：縁側がすばらしい日本の空間だと思う。外でも中でもない曖昧で中間的な空間は台湾には無い空間である。



永井：今までの皆さんの話の中に、畳という言葉がそれほど出てこない。和室のイメージとは何か。そして、和室を残す意義とは何か。「和室は暮らしに必要？」について。

湯川氏：和室というより、床に下りられるかどうかではないか。正座やごろごろすることにおいて床に下りやすい環境。畳敷きかは別として、和式という形で引き継がれても良いのではないか。

渡辺氏：無くなるという意見もあるが、日本人は古来より土間や椅子坐、床坐と多くの床面を経験している国民としてもっと多様になってくると思う。畳用の椅子や座椅子も作り出している日本人は、和室をこれからも作っていき、そこで座るものを工夫していくと思う。残すためには日本人の生活を豊かにいくべきだし、そういう生活を獲得する中で和室は絶対になくならない。

永井：和室の使い方を変える方向で考えなければいけない。

白田氏：和室の長い歴史の中で、和室のあり方はずっと変わってきている。今あるものが完成形ではなく、時代に合わせて変わる流動的なものだと思う。床に座るという要素など、自然と残っていく部分が有ると思う。

永井：床に近い生活が日本人の落ち着く暮らしということ。また、近年は本物の素材が少なくなってきた。そういった部分を変えても伝承していくべきか。

岡田氏：和室はバリアフリーではなく、高齢者にとっては住みにくい。夫の介護のために和室の無い住宅を建てたが、夫を看取ってしばらくしたら体の機能が衰えているのに気がついた。今は起居様式を日常生活で続けることが健康維持の役割を果たしていると感じる。また、和室の暮らしが無くなると、日本の伝統的な礼儀作法もなくなるのではないかと心配。

湯川氏：近年、小学校低学年の子どもの足腰が非常に弱い。先のことを考えると和式の床面生活を考えるべき。単に床に下りるだけではなく、膝の状態に合わせて45センチほど上げたプラットフォーム型の上でごろごろできるようにしたり、昇降型の畳も有りかなと思う。

永井：「和の暮らしを残すために心がけていることは？」と「あなたが考える豊かな暮らしとは？」

岡田氏：私が考える豊かな暮らしは、心にゆとりが感じられる住まい。

白田氏：豊かな暮らしは、ふとした時間の流れを実感できるゆとり。五感で季節を感じられるときに充実した生活をしていると思う。また、分相応な空間と暮らしのゆとりがあると豊かに暮らしていけるのではないか。

湯川氏：洋室は物や家具が入って部屋になり、和室は人が入って部屋になる。豊かな暮らしとは、人の気配で安心を感じられるような住空間環境が整っているものではないか。

渡辺氏：外国でも和床が増えている。赤ちゃんたちが日本の床の良さを日本人に教えてくれるのではないか。また、コマーシャルの中では、縁側の場面が多い。やはり郷愁がある。いつか日本人はその価値を見つけるだろう。縁側をはじめ畳床も無くならないと楽観的に考えている。

永井：床の使い方や暮らし方が重要で、見直されていくのではないかということですね。

井上氏（奈良女子大学 理事・副学長）：日本の暮らしとはゆとりの時間を感じる時。自宅に和室を残した理由は、時間ができたらお茶を点てたり、書道をしたいと考えたから。また、毎年雛飾りを飾る。現在は畳の間に暮らすのではなく、畳の間を眺めながら癒されている生活。建築士には、未来に引き継ぐように、暮らし方の提案もして欲しい。

三井所会長：皆さんの話を聞いて、和の空間や、和の感じのする空間を自信を持って作れるという気分になった。欧米にあこがれた時代から、日本の気候風土や文化、生活感覚に合った住宅を薦める時代になったので、今は自信を持ってお客様に薦めて欲しい。

永井：皆さんの意見を聞くと、和室とは畳にこだわらなくてもいいのではないかと思う。床の多様性が重要な要素となって、和の暮らしは色々な所で着目されている。建築士の皆さんから継続して発信して欲しいとのエールをいただいた。



1. 「伝統的な和の建物」

平成7年から、「茶室の意匠・空間構成や自然素材の扱い方を学びたい。公共建築等の設計に携わる際に使い易い茶室を提案したい」との考えから、諸先輩方がはじめられた茶室調査・勉強は以後16年にわたり、奈良県建築士会女性委員会の歴代メンバーのライフワークとなり、平成25年に3冊の本にまとめる事ができました。

草庵茶室は「庭屋一如」の言葉通り、その露地に踏み入れた時点から庭園を巡り茶室建物へと引き入れていく空間すべてが【侘び】の造形意識に基づく理念であり、格式張った表現をせず、謙虚に【侘び茶】の精神を形にすることを基本としますが、対照的に町屋等にも見られる広間茶室は書院があり、瀟洒な材料や様式で客をもてなすいわゆる「粋」を形にしたものが多く、和の形を楽しみ、客を招きその美しさを誇る場でもあったように思えます。

また、町屋はいわゆる店舗（仕事場）との併用住宅であり間口が狭く奥行の深い形式をとっており、その特徴には、厨子二階（つしにかい）・軒ひさし・格子戸・虫籠窓（むしこまど）・犬矢来（いぬやらい）・通り庭・中庭 などがある事は皆様よく御存じの事と思います。

すなわち、「茶室や町屋は伝統的な和の建築物の一つ」であり、「伝統的和室とは言えない」のではないのでしょうか。

2. 「伝統的和室」

日本における居住空間は、寝殿造りから書院造りに移行して、畳敷きで襖や障子で間仕切られたいわゆる和室形態が始まったと言ってよいかと思えます。身分の違いによりその規模やディテールは異なりますが、「その中で座位中心の生活が営まれた空間」これが和室の基本形だと考えます。そして、その中の様々な部屋要素に伝統的な和の様式が散りばめられ、美を造りだし、先人の知恵として残ってきたのが伝統的和室ではないのでしょうか。そういう意味で、茶室や町屋の部屋内部の造作・しつらえ・装飾・素材等には「伝統的和室」と呼ぶにふさわしいテイストが多く見られます。

ただ、小間茶室が純粹に茶を楽しむための非日常的空間であり、広間茶室や町屋の接客間等は生活空間としても利用されたい事など、その部屋の役割が異なることでその様式に違いがある事も興味深く感じられます。

3. 茶室や町屋に使われている特徴的な和の技法・様式の紹介をしましょう。

① 茶道口・給仕口等出入口、建具の仕上げ・調度

② 窓の多彩な構成と採光の面白さ

花頭窓 色紙窓 下地窓 風炉先窓 墨跡窓 連子窓

③ しつらえ・様式 (床・天井)

床の間： 踏込み床 洞床 室床

天井： 落天井 駆け込み天井 平天井 大和天井等とその組み合わせ

④ いろいろな素材利用

引手 襖紙 床柱(様々な木の種類・変木) 杉皮や竹の網代 等

さて、このように見てきますと、日本人特有の豊かで奥ゆかしい心配りや材料の趣有る使い方が【伝統的建物】の中に様々な形で盛り込まれているのがよくわかると思います。

和室での生活がごく一般的だった頃、その環境の中で自然と培われる美しいマナーや所作は日本人の誇るべき習慣です。ご紹介した多くのテイストの中から、何かしら現代和室の中に新しい趣向として取り込まれ、和室生活が見直されるきっかけになり、独特のもてなしの心が表現された和室のある建物が増えてほしいものです。

地域性を活かした砺波の散居村の住まい

(公社) 富山県建築士会 山中 路代

1・砺波平野に広がる散居村の住まい

■散居村

富山県西部の砺波平野は、山間部から流れる川によって形成された扇状地です。広い田園地帯で各々の散居村の住まいは、100mほど離れて点在し、300坪から500坪の敷地に「カイニョ」と呼ばれる屋敷林に囲まれ、母屋・蔵・納屋などの建物で構成されています。住まいの周囲にある水田、カイニョは防風林や建築資材として活用するなど自給自足の暮らしは、先人の知恵の賜物でした。家の廻りに立ち並ぶ「カイニョ」は、冬の風や雪、夏の強い日差しを和らげます。

■散居村の住まいの特徴

母屋は黒瓦葺きの切妻屋根、東向きに妻入りで建てており、「アズマダチ」と呼んでいます。妻側は、束と梁や貫により構成され、壁面は白壁となっています。母屋の中心は「ヒロマ」があり、7寸から8寸の2本の大黒柱の間に直径60cmくらいの梁(ウシ)が渡り、この梁の上に直交して2本の梁を架け、頑丈な構造と空間をつくっています。柱と柱の間には1尺以上のサシガモイを通し、胴差のような役目を果たし、これらのような形式を「ワクノウチ」と呼んでいます。平面の構成としては、吹抜けのヒロマに隣接し、庭の見える縁側や控えの間を持つ、2間続きの和室があります。これらの南向き東向きの日当たりの良い場所は、客間として使い、日常の家族の生活空間は西側に位置する茶の間であり、半分程度の空間しか日常的に使用していません。

■ヒロマやザシキについて

昔は、宗教心に厚く冠婚葬祭などの儀式を重んじたため仏事や地域の寄合のスペースとして活用されていました。ヒロマを中心に、仏壇を安置したザシキは、客間部分として現在も維持されています。この地域では、地域コミュニティ、地域共同体の意識も高く、祭りごとにも大切に維持されています。祭りの際は二間続きの和室に料理を並べ来客をもてなします。獅子舞の行事は、多くの集落で秋に行われ、獅子が動きやすいよう玄関の広さにもこだわりを持っています。このように、ヒロマやザシキ空間は、精神性の高い空間であり、緊張感ある非日常のハレの場の和室空間です。

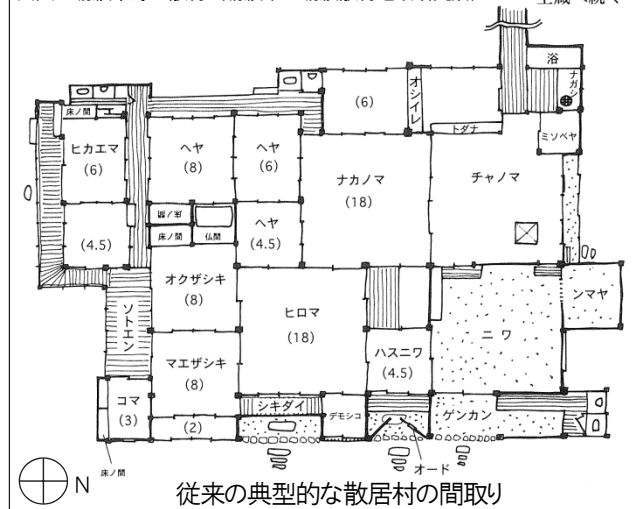


砺波平野の散居村



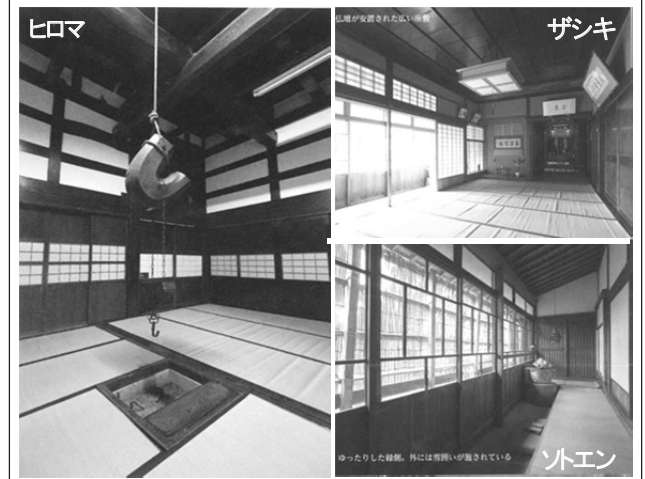
アズマダチとカイニョの冬景色

出典：砺波平野の散村（砺波市立砺波散村地域研究所） 土蔵へ続く



従来の典型的な散居村の間取り

出典：散居村物語(砺波市)



ヒロマ

ザシキ

ソエン

2・散居の暮らし方の事例・・・現代

時代の変化と共に生活スタイルも変わるのは、富山の原風景ともいえる散居村も同じです。広い敷地、大きな家屋、散居村のシンボルの一つであるカイニョなど、先代から受け継いで維持管理していくことは、住まい手にとって大変な面もありますが、その中でも楽しみながら散居村に住まう現代の暮らし方について紹介します。

■現代のアズマダチ

強い西風を防ぎ、夏は涼しさをもたらすカイニョを活かし、地域の景観を考慮すること、屋根の雪かきも軽減できるよう5寸勾配の切妻屋根、建物の外形ラインも変えない「アズマダチ」の精神を継承した建て替えの事例です。

■間取りについて

今まで暮らしてきた和室のある住まいや生活スタイルを重視し、従来の間取りを踏襲しています。アズマダチの特徴である東入りの玄関、仏壇と床の間のある二間続きの和室と縁側、母親の部屋を日当たりのよい東向きに設けられたこと、そして、この住宅の大きな特徴として母屋の中心に「中庭」のあるプランとなっています。

■明るく風が通る和室の暮らし方

従来型の典型的な田の字型プランの中央に「中庭」を取り入れることによって、今まで暗かったどの和室も明るく風が通り、鳥の鳴き声が聞こえる、土の香りが常に感じられるようになり、今まで以上に自然を身近に感じながらの暮らしとなりました。「中庭」があることで、建物がコンパクトに感じられることが心地良く、人の気配を感じながらもプライバシーの確保にもつながっています。

この住まいの周辺は20件でコミュニティが形成されており、和室に20人が集まって地域の寄合ができるよう10帖二間続きの和室となっています。居心地良い茶の間の和室に比べ、仏間や床の間の和室は、非日常の空間であり、背筋がピンッとする場もあります。暮らしの中にも多少の緊張感が必要であり、日本の「美」は厳しい中で生まれるものかもしれません。今私たちができることは、「和」の文化をもっと理解し、私たち自身が豊かに暮らすことだと思います。



本頁資料提供: 天野一男建築工房(設計)

住宅設計の折に、「現代の暮らしにあう和室」を求められることがある。施主は、畳の上でごろごろしたい、布団を敷くところを畳にしたい、仏壇を入れる部屋を和室にしたい、といった使い勝手の断片的なイメージを持っている。伝統的な民家や本格的な数寄屋建築の設計とは異なる、現代の住宅にふさわしいモダンな和室をつくることが課題となる。

現代では、イスに座ってテーブルで食事、デスクで勉強や作業をして、ソファで休息し、ベッドで寝る生活に馴染んでいて、畳のやわらかい床に座ったり寝たりする機会が減っている。床面積や予算に余裕がないと和室は実現できないものと思われがちだが、畳ならではの使い勝手と豊かさを失いたくないものである。モダンな和室の設計の実例から、いくつかの局面を紹介してみようと思う。

1. リビング続きの和室 (図1)

フローリングの一部に畳を敷き込むと、リビングと床がフラットにつながり、床にラグを敷いたようにも見える。和室とリビングの窓の障子を連続させて、一体感と広がりのあるスペースをつくっている。シナ合板の扉の中に、仏壇と布団を収めている。布団収納の下はテレビ置場で、テレビを寝ながら見ることができる。和室とリビングは、シナ合板の3本引きの引戸で仕切ることができる。天井と壁は白の塗壁、照明はダウンライトで、リビング等と同じ仕様になっている。

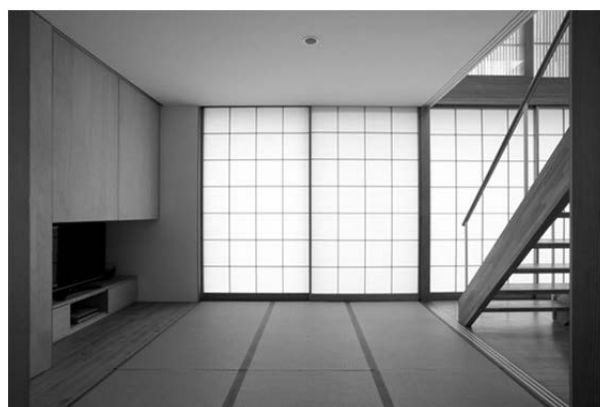


図1 リビング続きの和室

2. 小上がりのある和室-1 (図2)

ダイニングから 350mm あげた小上がりのある3畳の和室で、敷居の部分はベンチ代わりに座ることができる。大きなベッドのようでもある。板敷の部分畳と同レベルにして、掛け軸や置物や花を飾る床の間として使っている。寝具や座布団の収納スペースを設けて、その上に間接照明を入れている。隣地に対して北向きの高窓を設けている。木の架構をあらわした天井がダイニングから連続する。「冬にはこたつを入れて、壁によりかかって座りたい」ということで、壁面をシナ合板貼りとした。客用の寝室として使



図2 小上がりのある和室-1

う時のために、引き込み戸を設けている。

3. 小上がりのある和室-2 (図3, 4)

小上がりのある和室を設けたマンションのリフォーム。リビングとの間の引戸を開けるとひとつながりの大きな空間となり、窓からの眺望がひろがる。大人数のパーティーも可能である。引戸を閉めれば個室化する。小上がりの畳の下は大きな収納スペースとなっている。

和室の壁沿いに設けた低い本棚は、壁を照らす間接照明を仕込んだ飾り棚になっている。布団などの収納とその奥のキッチンにつながる開口部にラワン合板の建具を入れている。引戸の開け閉めによって、リビングの延長として、あるいは読書スペースや寝室などのいろいろな使い方がなされるフレキシビリティの高い和室である。



図3 小上がりのある和室-2 リビングとのつながり



図4 小上がりのある和室-2 収納と本棚

4. 分節された和室

リビングなどの空間から分節した、独立性の高い和室では、別世界をつくることも可能である。寝室、客間、茶室、書斎に使われるような静かで落ち着いた和室のイメージであるが、時には隔離された麻雀部屋などに使われることもあるだろう。掘りごたつを設けることもできる。畳の床の上では、何かに集中することも、リラックスすることもできる。周囲との連続性がなければ、伝統的な和室の意匠を取り入れることも容易である。

5. モダンな和室の作法

和室を、周囲の部屋と連続性をもたせてつくる場合、壁や天井や建具の仕上げや素材を周囲と合わせた方がまとまりやすい。周囲の床とフラットにつなげるか、小上がりを設けるか、床レベルの設定はどちらかの選択となるだろう。窓に障子や簀戸や和風のスクリーンを入れること、建具の仕様や仕切り方、自然光や風景のとり入れ方や照明計画が、空間の連続性や意匠に大きく関わる。シンプルでミニマルなデザインから、建具や仕上げに凝ったデザインまで、和のテイストの素材をどのように使うか、設計者に「和」の解釈が問われる。和室で経験する気持ちよさを、現代の暮らしの中に実現していきたい。

図1 杉田の住宅 設計：タラオ・ヒロ・アーキテクト 写真：吉田香代子

図2 草薙町の住宅 設計：タラオ・ヒロ・アーキテクト 写真：車田写真事務所

図3, 4 光が丘の終の家 設計：田村建築設計事務所 写真：浅川敏

防災まちづくり部会

防災まちづくり部会セッションプログラム

(公社) 日本建築士会連合会
防災まちづくり部会長 佐藤幸好

●テーマ：災害多発時代にどう向き合うか

会誌「建築士」の3月号では、三井所会長をはじめ連合会の関係者、まちづくり、防災の専門家を交えて、「災害多発時代にどう向き合い」について話し合われている。そして、建築士の基本的な役割には、住まいや生活環境づくりを通して地域住民の暮らしを支える大きな責任があると語られている。だからこそ、発災時の迅速な復旧復興には、平常時から建築士・建築士会が地域や行政と「普段付き合い」することで、直ちに復旧復興活動に取り掛かることができる、「事前の備え」の大切さが強調されている。

セッションでは、部会委員の所属建築士会が実践してきた地域や行政との「普段付き合い」や「事前の備え」の取組事例を報告する。次に、4月に発災した熊本地震では、連合会として初めて応急仮設住宅の供給協定書を熊本県と締結した。熊本県建築士会では、連合会と連携して木造仮設住宅の供給斡旋を行なうと共に、行政と連携して住宅相談、罹災証明の調査、木造復興住宅への提案など、復旧復興活動に積極的に取り組んでいる。そこで、こうした熊本での復旧復興対策の現状と課題から、本テーマについて議論を深め、次の活動に繋がりたいと考えている。

- ・日時：10月22日（土）10：00～12：00
- ・会場：大分ビーコンプラザ 3階小会議室 31
- ・定員：120名 大会参加申込書から申込必要

●セッション内容

ステップ0：挨拶及び趣旨説明（5分）

- ・(公社) 日本建築士会連合会 防災まちづくり部会長 佐藤幸好

ステップ1：「普段付き合い」としての地域との連携（30分）

平時こそ災害への備え「地域・行政に関与する仕組みづくりが急務」として、行政との防災協定を基本に各地で取組んできた。その代表格として、徳島県と和歌山県の事例から今後の取組のヒントを探る。

- ・発表者：徳島県建築士会副会長 矢部洋二郎（15分）
- ・発表者：和歌山県建築士会副会長 中西重裕（15分）

ステップ2：熊本地震における復旧復興対策の現状と課題（30分）

熊本地震では、地方自治体の抱える多くの課題が見えてきた。中でも最大の課題は、地域住民の日常的な暮らしを如何に素早く取り戻すことができるかである。連合会として初めて木造仮設住宅供給の協定書を熊本県と締結した。その交渉プロセスと共に取組成果と課題について報告をする。また、熊本県建築士会では、行政と協働しながら「住宅相談」から「罹災証明の調査」、さらに「復興住宅のモデル建設」等、行政をサポートする様々な活動を通して地域住民の生活再建に取り組んでいる。ここでは、テーマに掲げた、私たちの大きな目的である、災害時の地域住民の暮らしを支えるための役割について、熊本の事例から今後の取組のヒントを探る。

・発表者：日本建築士会連合会副会長 山中保教（15分）

・発表者：熊本県建築士会常務理事 廣田清隆（15分）

ステップ3：パネル討論---災害多発時代に建築士はどう向かい合うか（50分）

熊本地震における復旧復興対策の現状と課題を通して、明日にでも発生する災害に向けて、建築士会としてどのような「普段付き合い」「事前の備え」が必要かについて、セッション会場参加者の意見も交えながら討論を行う。そして、具体的な自治体との連携策や協定方法について、防災まちづくり活動の指針をまとめたいと考えている。

・進行：日本建築士会連合会 防災まちづくり部会長 佐藤幸好

・パネラー：和歌山県建築士会 中西重裕

熊本県建築士会 廣田清隆

徳島県建築士会 矢部洋二郎

会場参加者

●テーマ：災害多発時代にどう向き合うか

会誌「建築士」の3月号では、三井所会長をはじめ連合会の関係者、まちづくり、防災の専門家を交えて、「災害多発時代にどう向き合い」について話し合われている。そして、建築士の基本的な役割には、住まいや生活環境づくりを通して地域住民の暮らしを支える大きな責任があると語られている。だからこそ、発災時の迅速な復旧復興には、平常時から建築士・建築士会が地域や行政と「普段付き合い」することで、直ちに復旧復興活動に取り掛かることができる、「事前の備え」の大切さが強調されている。

セッションでは、部会委員の所属建築士会が実践してきた地域や行政との「普段付き合い」や「事前の備え」の取組事例を報告する。次に、4月に発災した熊本地震では、連合会として初めて応急仮設住宅の供給協定書を熊本県と締結した。熊本県建築士会では、連合会と連携して木造仮設住宅の供給斡旋を行なうと共に、行政と連携して住宅相談、罹災証明の調査、木造復興住宅への提案など、復旧復興活動に積極的に取り組んでいる。そこで、こうした熊本での復旧復興対策の現状と課題から、本テーマについて議論を深め、次の活動に繋げたいと考えている。



「普段づかい」から始まる先行高地移転の事例
津波到達水位よりも上で形成される新しい集落「こうのすまい」

●防災まちづくりセッション内容

ステップ0：挨拶及び趣旨説明（5分）

- ・（公社）日本建築士会連合会 防災まちづくり部会長 佐藤幸好

ステップ1：「普段付き合い」としての地域との連携（30分）

平時こそ災害への備え「地域・行政に関与する仕組みづくりが急務」として、行政との防災協定を基本に各地で取組んできた。その代表格として、徳島県と和歌山県の事例から今後の取組のヒントを探る。

- ・発表者：徳島県建築士会副会長 矢部洋二郎（15分）
- ・発表者：和歌山県建築士会副会長 中西重裕（15分）

ステップ2：熊本地震における復旧復興対策の現状と課題（30分）

熊本地震では、地方自治体の抱える多くの課題が見えてきた。中でも最大の課題は、地域住民の日常的な暮らしを如何に素早く取り戻すことができるかである。連合会として初めて木造仮設住宅供給の協定書を熊本県と締結した。その交渉プロセスと共に取組成果と課題について報告をする。また、熊本県建築士会では、行政と協働しながら「住宅相談」から「罹災証明の調査」、さらに「復興住宅のモデル建設」等、行政をサポートする様々な活動を通して地域住民の生活再建に取り組んでいる。ここでは、テーマに掲げた、私たちの大きな目的である、災害時の地域住民の暮らしを支えるための役割について、熊本の事例から今後の取組のヒントを探る。

- ・発表者：日本建築士会連合会副会長 山中保教（15分）
- ・発表者：熊本県建築士会常務理事 廣田清隆（15分）

ステップ3：パネル討論---災害多発時代に建築士はどう向かい合うか（50分）

熊本地震における復旧復興対策の現状と課題を通して、明日にでも発生する災害に向けて、建築士会としてどのような「普段付き合い」「事前の備え」が必要かについて、セッション会場参加者の意見も交えながら討論を行う。そして、具体的な自治体との連携策や協定方法について、防災まちづくり活動の指針をまとめたいと考えている。

- ・進行：日本建築士会連合会 防災まちづくり部会長 佐藤幸好
- ・パネラー：和歌山県建築士会 中西重裕
熊本県建築士会 廣田清隆
徳島県建築士会 矢部洋二郎

●セッション運営担当

- | | | |
|-------------|--------------|---------|
| ・受付全般 | 連合会事務局 | （永田、平澤） |
| ・全体進行 | 連合会まちづくり委員 | （豊 永） |
| ・開会挨拶運営説明 | 連合会防災まちづくり部会 | （佐 藤） |
| ・事例報告サポート | 連合会まちづくり委員 | （針ヶ谷） |
| ・パネル討論進行 | 連合会防災まちづくり部会 | （佐 藤） |
| ・記録（写真・ビデオ） | 連合会まちづくり委員 | （針ヶ谷） |

ステップ0：平成26、27年度 防災まちづくり部会の活動のまとめ

●部会の役割

自治体が抱える防災まちづくりに係る、実践的課題やその課題に対処する自治体との連携事業、また防災関連の政策提言やその連携事業等を実践しようとしている単位士会（部会委員）の活動内容や連携方法から、今後、自治体との連携事業の制度化へ向けた支援策を検討し、連携事業の全国展開策を提言する

●自治体との連携が可能な防災まちづくり事業

- (1) 建築物の耐震診断、改修等の促進
 - ・ 診断員及び検査員の養成、派遣
 - ・ 耐震診断等に係る構造安全性判定
- (2) 被災建築物の応急危険度判定
 - ・ 避難施設の応急危険度判定と訓練（地域住民との合同）
 - ・ 住宅の応急危険度判定、罹災証明等の活動と訓練
 - ・ 上記判定士及び調査員の養成、派遣
- (3) 応急仮設住宅地の整備
 - ・ 応急仮設住宅地の立地、主要施設配置等に係る計画作成の支援
一般ゾーン、ケアゾーン、子育てゾーン、サポートセンター、店舗等居住関連施設
 - ・ 木造応急仮設住宅の供給体制の構築（平時での他用途建設を含む）
 - ・ サポートセンター、店舗等居住関連施設の整備に係る支援
- (4) 応急仮設住宅地から復興市街地への移行
 - ・ 木造応急仮設住宅から木造災害公営住宅への移行等仮設住宅の本設利用に係る支援
 - ・ 仮設住宅予定地に高齢者住宅・サポートセンターを先行整備するなど事前復興市街地計画作成の支援
- (5) 災害公営住宅、復興住宅の供給等
 - ・ 都道府県等が行う住宅相談、ワークショップの支援
 - ・ 復興住宅の立地、主要施設配置及び造成等敷地整備に係る計画作成支援
 - ・ 災害公営住宅、復興住宅の供給体制の構築（士会相互の支援を含む）
- (6) 津波防災地域づくりの推進
 - ・ 津波防災地域づくり推進計画の策定及び推進に係る支援
 - ・ 住宅等の先行高台移転／低地密集市街地の再生等事前復興まちづくりに係る計画作成の支援（減災・福祉・地域活性化まちづくり計画、地域住民とのワークショップを含む）
 - ・ 避難ビル等津波対策建築物の建設推進の支援（構造安全性判定を含む）
- (7) 木造密集市街地防災まちづくりの推進
 - ・ 木造密集市街地の不燃化等事前復興まちづくりに係る計画作成の支援
 - ・ 木造住宅等の不燃化、避難路整備の推進の支援

●自治体との連携強化に向けた方策の提案（徳島士会の場合）

建築士会は、各地自治体が、防災まちづくりや地域づくりに関する上記の行政課題解決に向けての対策を支援することが、自治体との連携強化に向けた方策の一つであると考え。そのきっかけとして、発災後直ちに自治職員が担うべき避難所の開設の判定活動を建築士会が補完する「災害時における避難施設の応急危険度判定の協力に関する協定」を締結する。また締結を機に、地域住民を交えた地域の避難計画づくりや避難施設の事前点検会を実施することで、避難所改修計画や開設マニュアルが作成され、避難住民も含めた多様な開設の事前準備が検討できる。

次に、この自治体との連携強化のため、自治体職員、地域住民、建築士会で構成される（仮称）防災まちづくり運営協議会等の設置を提案する。さらに、この協議会活動を通して、具体的な活動と共に、連携する自治体の最重要課題に係る具体的な対策や推進方策について提案を行う。こうした活動により自治体の信頼を得ることができると考える。やがて、自治体は、共同研究や委託業務としての予算を付けて、建築士会との連携事業を推進する。このような連携事業が成果を上げることで、次には、建築まちづくり全般に対する行政課題について、建築士会との連携協定を提案し、包括的な協定として締結することが可能となる。

1：連携のきっかけとしての協定締結---自治体との役割補完活動

- ・避難施設の応急危険度判定の協力に関する協定締結
（現時点で、美馬市、つるぎ町、吉野川市、牟岐町、鳴門市、美波町、海陽町、徳島市、佐那河内村の9市町村と協定締結。）
- ・担当職員との避難施設及び避難計画の検討
（協定締結市町村と各地域会で、避難施設及び判定員配置図及び担当の作成）
- ・担当職員を含めた、地域住民との協議およびワークショップの開催
（地域の自主防災会メンバーとの避難施設点検会及び判定士訓練の実施）
- ・避難施設の開設研修会やワークショップによる開設マニュアルの作成
（避難施設点検会の成果を開設マニュアルとして作成、研修会を開催）

2：防災まちづくり運営協議会等の設置---自治体との信頼醸成活動

- ・防災まちづくりに係る自治体の課題について協議
- ・連携する自治体の最重要な課題を抽出
- ・最重要課題に係る具体的な対策や推進方策について協議
（協定地域の自主防災会を中心とする活動への参画、課題の整理と具体的な提言）

3：連携事業として共同研究及び事業委託---自治体との協働連携活動

- ・防災まちづくりに係る課題を解決する共同研究を実施
（美波町と徳島大学が実施している「事前復興まちづくり計画」への参画、連携活動）
- ・建築士会が展開可能な事業を受託
（海陽町から既存オートキャンプ場での「事前復興計画における関連施設整備構想」の作成を受託）
- ・建築まちづくりとしての包括協定締結
（徳島市と佐那河内村との間で、「建築とまちづくりに関する連携協力に関する協定」を締結。平成27年度、両自治体からまちづくり行政課題の調査業務を受託）

ステップ1:「普段付き合い」としての地域との連携（徳島県建築士会副会長 矢部洋二郎）
「自治体との連携強化に向けた取組」

A：応急危険度判定に関して（普段つきあいのこと）

①※平成25年度から始めた、地元自治体との避難施設の応急危険度判定に関する協力協定締結の推進

平成26年度

吉野川市	(平成26年9月24日)	川島
牟岐町	(同 12月22日)	海部
鳴門市	(同 12月26日)	鳴門
美波町	(平成27年1月27日)	海部
海陽町	(同 2月4日)	海部
徳島市	(同 3月19日)	徳島

平成27年度

佐那河内村	(平成27年4月1日)	徳島
阿南市	(平成28年2月22日)	阿南・那賀

※なお、上記協定済みの地域会では、協定による出動に参加する意思表示のあった会員判定士に対して、判定装備品一式を個人に配布して、その時に備えている。



- ・ 応急危険度判定士腕章
- ・ クラックスケール
- ・ 下げ振り
- ・ 応急危険度判定士シール（ヘルメットに貼る）
- ・ コンベックス
- ・ 収納ケース（判定マニュアル（黄緑本）が収納できる）
- ・ 調査票一式（RC造・S造・木造）

②協定自治体の防災訓練への出演

平成26年度

- ・ 美馬市の訓練には美馬地域会から15名参加。会員と避難所の割り振りを美馬市職員と行った。
- ・ 徳島市の訓練には徳島地域会から2回、25名が参加し、判定を実演した。
- ・ 鳴門市の訓練には鳴門地域会から4名参加した。
- ・ 徳島県総合防災訓練には毎年、開催する地元地域会が参加している（徳島市）。
- 避難所開設チェックリストを作成し、美馬市木屋平において、3か所の避難施設に適用した結果を自主防災組織の方たちに報告した。

平成27年度

- ・ 徳島市の訓練には徳島地域会から3回、32名が参加し、判定を実演した。
- ・ 徳島県総合防災訓練には毎年、開催する地元地域会が参加している（美馬市）。
- 平成26年度に続いて美馬市木屋平において避難所点検のため、平成26年度作成の避難所開

設チェックリストを自主防災組織の役員の方たちに使ってもらいながら、仕様方法について助言をした。

③会員判定士養成（更新者への情報提供を兼ねて）

平成 26 年度／次の 3 回開催し、75 名（士会 41 名）参加で、新規 38 名（士会 20 名）を養成。

牟岐町（海部地域会）

藍住町（板野＋鳴門地域会）

阿南市（阿南・那賀地域会）

平成 27 年度／士会会員 15 名が参加し、新規 6 名養成（その他は更新者）

井川町（三好地域会）

※平成 27 年度から、会員判定士更新者への注意案内を開始。

4 県の避難所開設に関する方針変更への対応～協定の前提条件の変化

上記、自治体との協定締結の動機は、大地震発災時には、自治体職員が避難所の応急危険度判定を行った後に開設することで、避難住民が、余震による避難所被災により避難所内で二次被災することを避けることとなっていたので、職員判定士数の不足を建築士会判定士が補おうすることであった。しかし、平成 25 年 3 月に内閣府から示された「地域主役の避難所開設・運営訓練ヒント集」の影響からか、現在の徳島県の「避難所運営マニュアル作成指針」では、「誰が避難所の応急危険度判定を行って安全を確認した後に、開設するか？」が不明確になっている。曰く、「～公助に依存せず、自助・共助の精神に基づいて行える体制づくりが課題である～。」そのため、自主防災組織の役員等が施設の安全確認を行うことを期待されているようである。

このことへの対応は、次の 3 つかと思われる。

1) この指針を各自治体とその住民の中へ普及定着させる取り組みを明らかにすること。

2) 避難所開設に関して、自治体職員の役割を明確化すること。

そして、

3) 応急危険度判定士資格取得の条件から、建築士であることを要しない判定士認定要綱へと変更すること。つまり、建築士でない自主防災組織の役員の方たちが判定士資格を取得できるようにすることである。

B：事前復興まちづくり等に関して（事前の備えのこと）

徳島県建築士会は、ここ数年、徳島県南部地域一体で、地域防災に関与する機会があった。

平成 26 年度

・傾斜地に集住する、事前復興まちづくりとしての「こうのすまい」

美波町木岐地区において、普段使いできる避難施設「こうのすまい」を提案し、平成 26 年度に実現した。現在、農林漁業体験施設として農林漁業体験ができ、調理や会議もできる自炊宿として稼働している。平成 26 年度建築士会連合会「まちづくり大賞」。

・普段使いしている「海陽町まぜのおかオートキャンプ場・事前復興計画づくり」

現在、宿泊用コテージやバーベキューサイトなどが完備しているオートキャンプ場全体を、南海トラフを震源とする大地震、津波を被災した後の応急仮設住宅建設用地として捉え、良好なくまちとしての生活環境を備えつつ、何棟の仮設住宅が配置可能か？をシミュレーションして、収容できる避難住民数を把握した試みである。

平成 27 年度

- ・事前復興まちづくりの試みとして「由岐湾内地区住宅住宅地計画コンペティション」
「ごっつい由岐の未来づくりプロジェクト」チームと（公社）徳島県建築士会は、平成 27 年度に、美波町、徳島大学と協働で、徳島県美波町由岐湾内地区において、震災前過疎防止を目的とする事前復興まちづくりとして高台造成候補地（幅約 50m×長さ約 190m≒約 8,200 m²）を対象敷地とする住宅・住宅地計画コンペティション（由岐コンペ）を企画し、実施した。平成 28 年度建築士会連合会「まちづくり賞」。

※由岐コンペの今後の展望

美波町は、平成 28 年 8 月 29 日に徳島県内市町村で最初に、国土強靱化計画を策定した。その中で、由岐コンペの取り組みは「由岐湾内地区高台整備構想の推進」として位置付けられ、町として、実現に向けた支援を明記している。

また、由岐湾内地区は、想定されている南海トラフ地震による津波浸水により居住地の約 95%が水没し、潮が引いた後に使用できる避難所は皆無に近い状況であるため、津波に安全な「避難所の確保」も同計画に位置付けられている。

この 2 つの計画を合体させている「避難所のある小規模な高台を分散整備配置する事前防災・減殺対策」を示したのが由岐コンペであり、山の迫る小漁村集落である現地での用地確保、事業費用などの面から実現化の可能性が高い。まず一か所実現化してみせることが町として、そして由岐湾内地区全体にとっても重要である。

さらに、同機計画では、避難所開設の判断に関する講習会や応急危険度判定士育成など、建築士会が支援できる事業も明記されていることから、今後ともこれまでと同様の普段づきあいを続けていくことになる。

C. その他の展開

1. 事前の備え、の主たる業務として

平成 27 年度

木造耐震診断、耐震改修の促進

9 地域会に担当者を配置して、木造住宅の耐震相談・診断・改修業務をおこなっている。

2. 徳島市との包括的な建築とまちづくりの協定後のひとつの展開

平成 27～28 年度

徳島動物園は開園後 15 年が経過し、施設の補修更新の必要性が顕著となったので「管理運営計画」を定めた。その運用にあたっては、施設全体で統一的な適用とゾーンごとの工夫の両立が要点となっている。そこで、長年の徳島市とのまちづくりに関する協働関係からまちづくり協定を結んでいる建築士会に、建築士として自由な発想で提言をいただきたいという要請があり、有志 7 名で対応し、構想を練った。今年度も継続して活動することになっている。

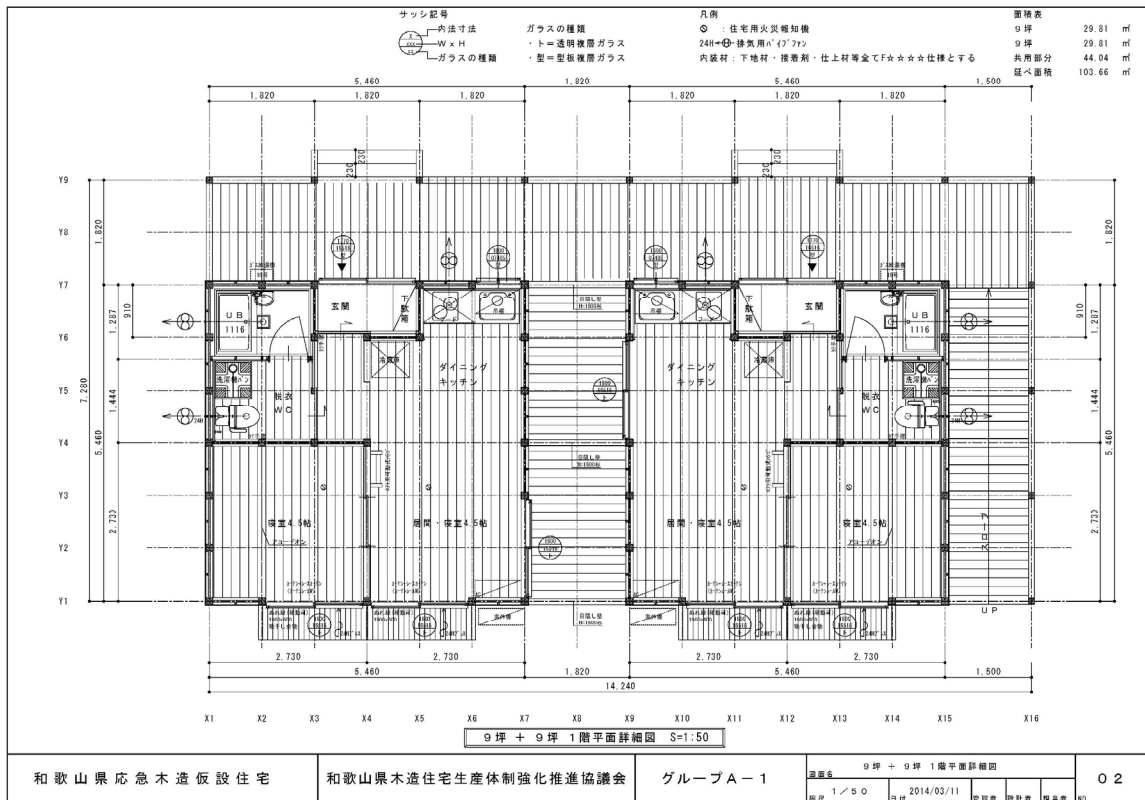
- ・目標は、入園者数増加に貢献できる楽しい動物園づくりのアイデアづくりである。

ステップ1:「普段付き合い」としての地域との連携（和歌山県建築士会副会長 中西重裕）
 「和歌山県における一応急木造仮設住宅の提案」

応急木造仮設住宅標準設計と詳細設計

予想される東南海・南海地震や南海トラフの巨大地震が起こると和歌山県内において数万棟の応急仮設住宅の建設が必要とされる。2012年度、和歌山県木造住宅生産体制強化推進協議会の中に、建築士会・事務所協会・建築家協会の建築三団体による和歌山県応急木造仮設住宅検討委員会を設け、和歌山県における応急木造仮設住宅の標準設計案を検討した。東日本大震災以降に建設された応急木造仮設住宅についての報告・資料等の検討や現地調査を行い、隣戸間の音の問題や収納スペースまたコミュニティーの構築などについて課題を改善する設計案を4タイプ作製し、和歌山県建築士会は在来構法と板倉構法を提案した。

標準設計をもとに、2013年度検討委員会として、4タイプでそれぞれ6坪+12坪・9坪+9坪の合計18坪二戸一の形で詳細設計図を作製した。各タイプ別施工費については、板倉構法：1480万円、在来構法：1290万円、丸太組構法：1675万円、箱型構法：1320万円（いずれも二戸一）も算出した。二戸一は将来の復興住宅の一戸分として転用していく想定である。





配置計画の提案

串本町は、本州最南端の町。台風など天気予報でおなじみである。人口 17,093 人、8,645 世帯（2016 年 8 月末現在）産業としては、鯛・マグロ養殖の漁業と観光（年間宿泊客 30 万人・日帰り客 100 万人）である。

串本町の場合、高速道路近畿自動車道紀勢線すさみ串本道路の高速道路が 2014 年度に事業化された。ルートは海岸から 2km 以内、串本までの完成は 10 年以内である。災害時の拠点間ネットワークの機能確保と共に道路の建設残土を活用し、串本町内に造成地が数カ所出来る予定で、災害対策用地（公社所有地）と考えている。高台移転した「くしもと町立病院」の背後地で隣接地に社会福祉協議会が移転するサンゴ造成地（海拔 53m）を応急木造仮設住宅配置計画想定敷地とした。今後も同様の残土処分場敷地が造成されることから、応急木造仮設住宅のモデル敷地と考えている。

計画のコンセプトは、敷地周辺道路を設け、各住戸付近まで車を導入する車路と遊歩道を分離している。建物配置は東西配置をメインに一部南北配置とし、一般ゾーン、ケアゾーン、子育てゾーンに分け、住居の周囲に菜園を設けている。広場や集会所など敷地中央に配置し、将来的に店舗を設置可能なスペースを確保した。単に仮設住宅を造るのではなく、居住環境として必要なものを配置している。

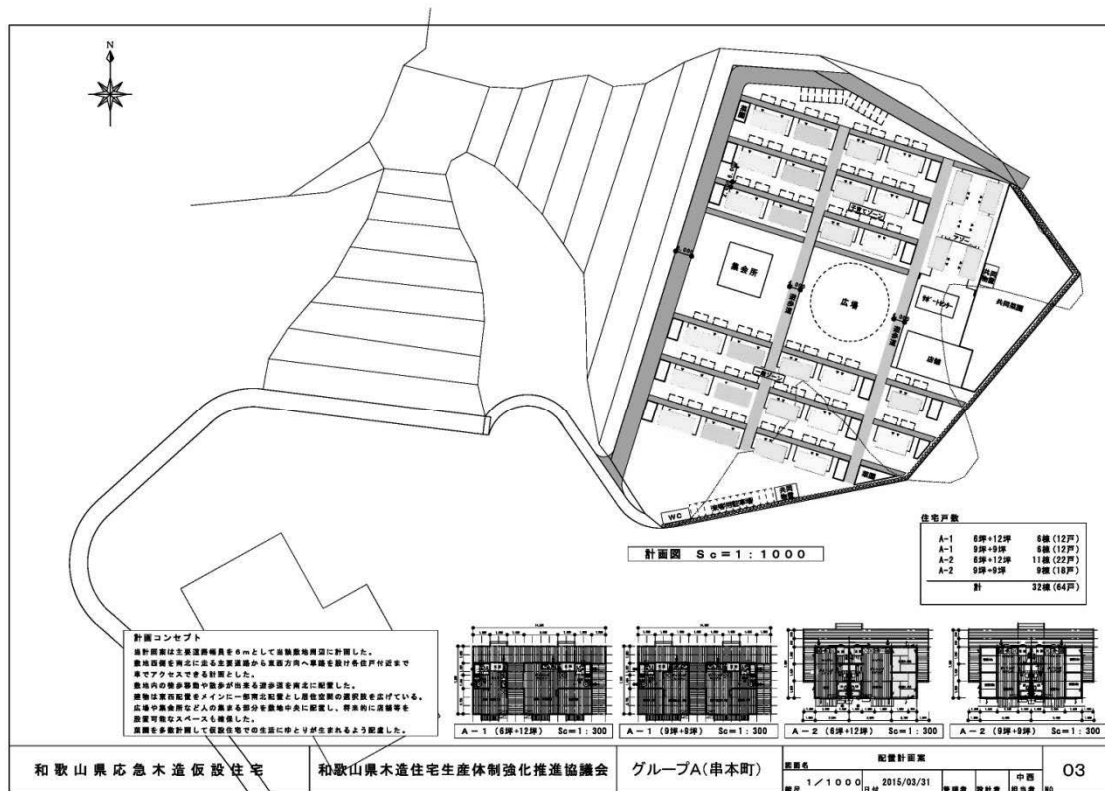
串本町との協議で見えてきた課題

木造応急仮設住宅から木造災害公営住宅への移行等仮設の本設利用を前提に、仮設敷地や仮設住宅の配置計画ができる事が理想である。サンゴ台に社会福祉協議会が移転され、周辺居住環

境の整備が仮設の本設利用につながると考えている。仮設住宅予定地に高齢者住宅及びサポートセンターなどを先行整備できれば、応急仮設住宅地の隣接地へ復興住宅の供給することでコミュニティの維持を事前に想定しておくことも可能である。

串本町は自主防災講座で補助のメニューの紹介や防災ワークショップを年間数十回開催する等行政・住民共に意識は高い。しかし耐震診断・耐震改修が進まない理由は、発災後数分で津波が到達することから補強をしても流されるという意識が強く、住宅耐震診断や耐震改修があまり進んでいない。町と建築士会で地区ごとの耐震説明会を予定している。

サンゴ台周辺の高台に、東日本大震災以降、住宅の新築が増加している。多くは若い世代で、潮岬や大島の高台にも住宅が建っている。3年間で40～50軒の新築住宅があり、6～7割は高台への建築である。行政としては自然誘導的な高台移転を進めているが、旧市街地の空洞化と高齢者居住が更に進み高齢者の高台住替えは費用的に困難である。そこで旧市街地の津波避難困難地域の住宅を現地で建替え中層化することで低層を駐車場・店舗、上層を住居とし避難困難地域を解消するなど再整備が課題である。



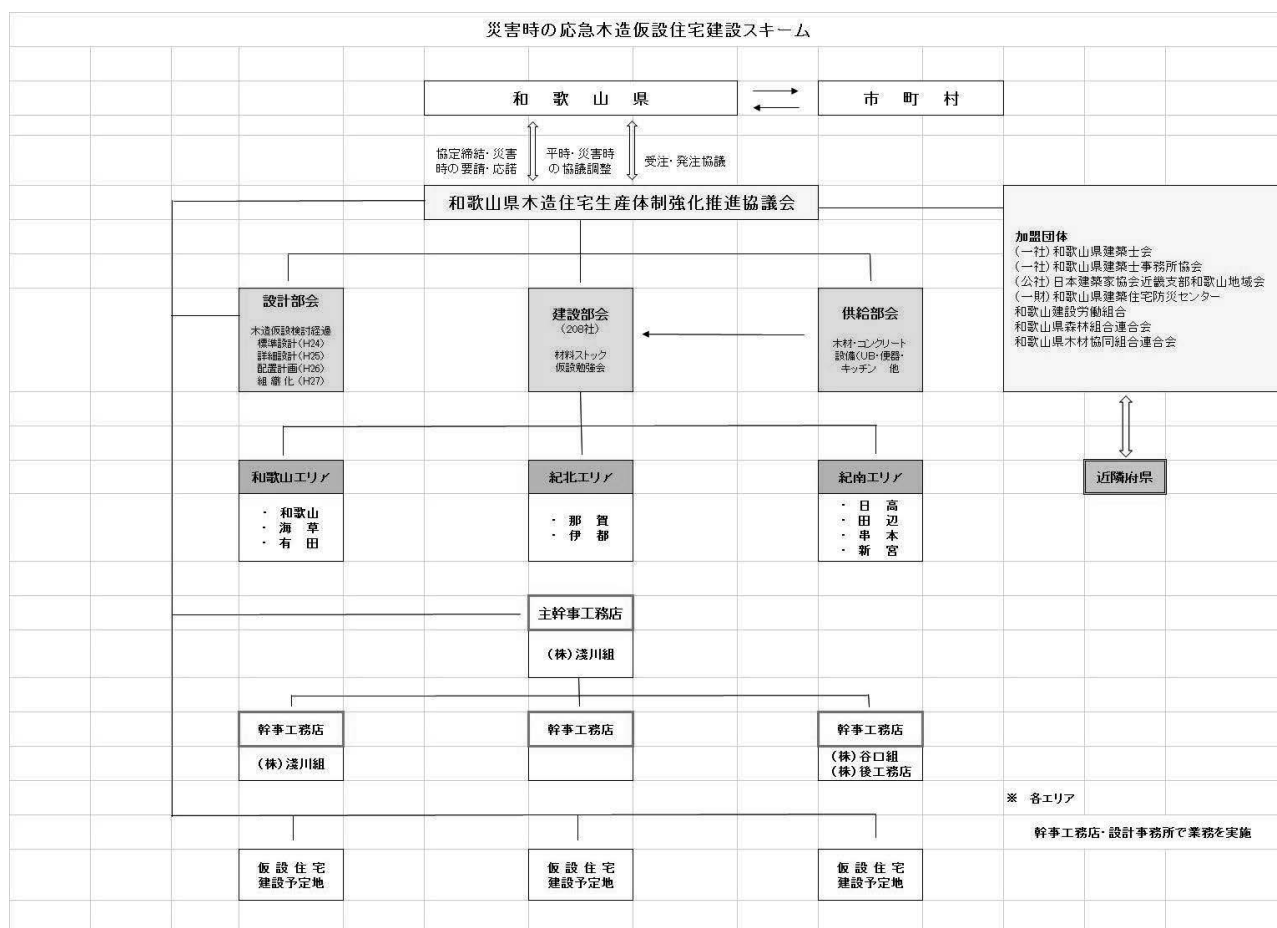
串本町は「串本町津波防災地域づくり推進計画」を全国でも3番目に策定し、津波避難困難区域を明確に示し住民も受け入れている。まずはこれらの地域を含め空家実態調査も必要であり、防災まちづくりの課題に連携支援出来る様取組んでいる。

応急木造仮設住宅の建設に関する協定締結に向けて

2015年度は、応急木造仮設住宅を具体化するための組織づくりの調査を進めた。和歌山県内の建設業許可業者 2053 社の大工・工務店へ応急木造仮設住宅検討委員会で作成した資料・図面

を郵送した。発災時に応急木造仮設住宅の必要性を伝え、和歌山県応急木造仮設住宅建設部会への参加の意思をアンケートで返信を依頼し、208社から参加の意思がある旨返答を得た。また木材のストックについて県内の生産量が8万㎡あり在庫量は10%程度ではないかとの報告があった。

2016年度は応急木造仮設住宅を検討してきた設計部会と208社の建設部会、木材・コンクリート・設備機器を提供する供給部会を組織し、和歌山県内を和歌山エリア・紀北エリア・紀南エリアの3エリアに分け組織化（スキーム図参照）を行う予定である。幹事工務店を中心にまとめ、木材の供給体制について、沿岸部に位置する多くの製材業者と内陸部の製材業者、近隣府県業者との連携、主要工務店による10戸程度の材料のストックなど可能性を検討している。コンクリートや設備機器の供給について幹事工務店と発災時の供給についての供給部会と協議を進める必要がある。これらを踏まえ、2016年度中に和歌山県木造住宅生産体制強化推進協議会と和歌山県との間で、木造仮設住宅建設にかかわる協定を締結することを目指している。



ステップ2：熊本地震における復旧復興対策の現状と課題（建築士会連合会副会長 山中保教）
「熊本地震における木造応急仮設住宅の建設協力」

○連合会の木造応急仮設住宅（以下、「木仮設」）の取組み

熊本県と締結した「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定」に基づき、木仮設建設に協力。（詳細は会誌「建築士」8月号参照）

○何故、木仮設に取組んだか？その効果は？

- ・熊本県の意向（木仮設建設の促進）に応え、災害救助に寄与
 - －被災者にとっての居住性の良さ・地場工務店の活用等による地域の振興
 - －建築士会活動として、木仮設建設の支援枠の拡大（設計→設計+建設）
- ・木仮設から木造「復興住宅」の建設協力を通じて、熊本の復興に寄与（進行中）
 - －建築士会の総合力を活かした復興住宅（良質・低廉・迅速／景観・コミュニティ）
 - －士会活動の活性化・可視化。特に、施工関係者を巻き込んだ活動の発展（期待）

○建築士会が木仮設建設に関わる課題

- ・都道府県との協定の締結（士会・木造住宅推進協議会等。数士会で検討・協議中）
- ・設計者・施工者・資材等提供者の組織化（登録・部会設置）と施工者の与信力の支援
- ・職人等の確保（工法の合理化／広域的な建設支援体制の構築）
- ・木仮設の本設化（熊本では、RC基礎）／立地・団地計画作成の支援（事前復興計画）

○2020年東京オリパラでの木仮設の活用（同組織委員会・林野庁に対する提案）

- ・オリパラ時、店舗・休憩所等に、終了後、地域のバンガロー等として活用（構想）
- ・士会が取組む木仮設の（先行的）事業と位置付け、多くの士会の参画（期待）

○熊本地震での自立再建住宅等の建設に係る熊本県建築士会・連合会の取組み

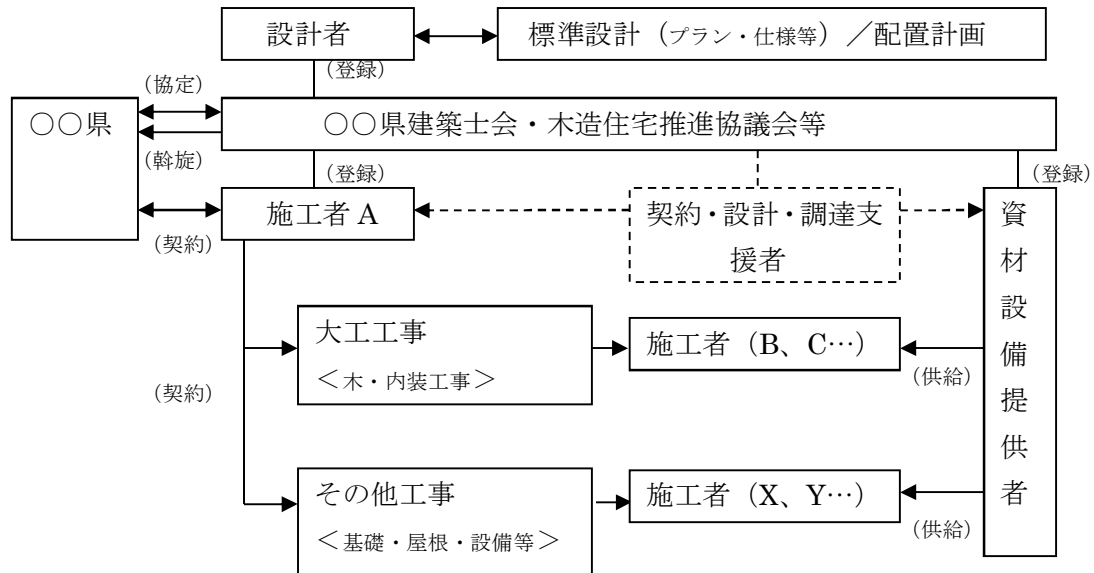
- ・熊本県の自立再建住宅展示事業（益城町仮設住宅団地内に建設）に協力
 - －耐震等級3などの性能を有し、販売価格1,000万円以下の住宅の展示・普及
 - 設計者・工務店・資材等提供者のネットワーク化・展示住宅の運営に係る支援
- ・熊本県地域型復興住宅推進協議会（事務局：熊本県建築士事務所協会）事業に協力
 - －ガイドラインの作成、建設グループの公募、被災者向けガイドブックの配布など
 - WSによるモデル復興住宅の開発、建設グループ構築の支援

○参考

- ・林野庁の平成28年度地域材利用拡大緊急対策事業の活用（11月頃の公募予定）
 - －地域材利用の木材関係者等への支援対策－

参考 木仮設の建設体制フロー

◆ 県内関係者による建設の場合



◆ 広域支援（県外関係者との協力）の場合

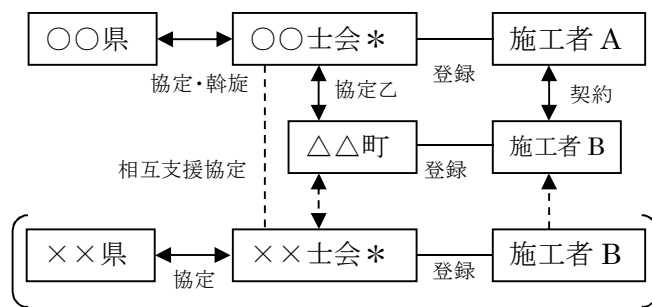
(1) 被災地・被災地外の建築士会等が共に当該県と協定締結済みの場合

双方の建築士会等の相互支援協定の締結により木仮設を建設

(2) 被災地外の建築士会が当該県と協定締結していない場合

① 被災地〇〇県外の△△町の木仮設を活用

〇〇士会と△△町とが予め建設協力に関する協定（乙）を締結することにより、△△町の木仮設を建設



- ◆〇〇士会の木仮設供給の条件
 - ①〇〇県との協定締結（士会単独又は関係団体協議会）・施工者登録
 - ②施工者 A を県に斡旋
 - ③△△町との協定乙締結
 - ④県外材工利用に係る県の承諾
- ◆施工者 A の木仮設建設
 - ・施工者 A と B との下請け契約
 - ・(施工者 B の宿の確保)

② △△町の木仮設の建設方式が××士会に登録されている場合、

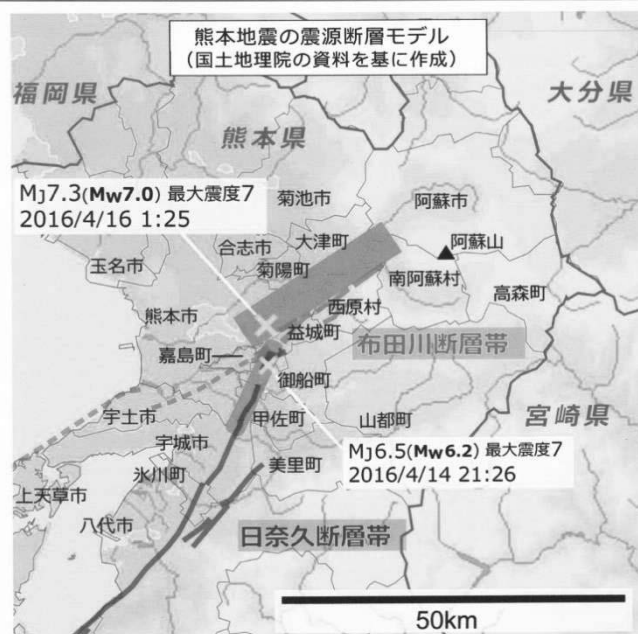
協定乙でなく、〇〇士会と××士会との相互支援協定（1）により、△△町木仮設の活用も。

ステップ2: 熊本地震における復旧復興対策の現状と課題 (熊本県建築士会常務理事 廣田清隆)
 「熊本地震の概要と熊本県建築士会の活動報告」

1 熊本地震の概要

- 地震 前震：4月14日 21:26 震度7 (M6.5) 1回 益城町で観測
- 本震：4月16日 1:25 震度7 (M7.3) 1回 //
- 余震：震度6強：5回、6弱：3回、5強：4回、5弱：9回、4：97回
 3：295回、2：687回、1：1016回 (9月26日現在)

(計 2,115 回)



- 被災状況 死亡50人 関連死47人 大雨5人 計102人
 負傷者2,406人
 建物被害 (住宅) 169,490棟 (9月23日現在)
 全壊8,151棟 半壊29,072棟 (8月31日現在)



- 避難者 一次避難者183,882人
 9月23日現在405人
- 罹災証明 受付件数175,260件 交付件数180,120件
 2次調査依頼44,659件 (8月31日現在)

■公費解体（環境省）

想定棟数 29,794 棟

申請棟数 18,093 棟 実施済み棟数 2,932 棟 （9月23日現在）

■仮設住宅（県・市町村）

仮設住宅 完成 3,700 棟（16市町村）

整備予定 4,293 棟（16市町村）

みなし仮設 入居申請 9,750 戸（22市町村）

提供予定 14,600 戸

（9月23日現在）



プレハブ仮設住宅



木造仮設住宅

2 熊本県建築士会の活動

■応急危険度判定（県からの要請） 4月16日～6月4日

調査棟数 57,570 棟 危険判定（赤） 15,708 棟

調査人数 延べ6,800人（九州ブロック外の支援 1,180人＝行政 1,047人＋民間 133人）

建築士会員の支援者 580人（熊本 133人＋九州ブロック 346人＋九州外 101人）



■被災歴史的建造物調査（九州ブロック建築士会）5月20日～5月22日

九州ブロック建築士会のヘリテージマネージャーによる熊本県下の歴史的建造物約300件の調査を実施。 調査員数37人 延べ1111人



■住まいるダイヤル現場相談（国土交通省→住宅瑕疵担保責任保険協会→建築士会）

5月16日～8月26日

被災住宅の補修のための現場相談を実施 実施件数854件

■住宅相談（熊本市）5月10日～15日

延べ25人を派遣

■住家の被害認定（罹災証明）のための調査（市町村）5月～現在

熊本土会としては受託していない。

市町村により対応はまちまち。

1次調査は役場職員と他県からの支援職員で行い。2次、3次調査から建築士が入る場合が多かった。熊本市と他市町村で認定のためのチェックシートが異なっていたため判定が不公平だという指摘があり、県が調整したということがあった。



■被災文化財建造物復旧支援事業（文化財ドクター派遣事業）文化庁→士会連合会

実施期間5月18日～平成29年3月31日

1次調査：県下1350件の文化財建造物を調査

全壊36棟 半壊57棟 傾斜147棟 部分破壊242棟 軽微360棟

調査員：日本建築学会九州支部 日本建築家協会九州支部

建築士会九州ブロックヘリテージマネージャー

2次調査：部分破壊以上の約100棟を調査予定



■ 応急仮設住宅への対応

建築士会連合会の監修のもと、宇城市に木造仮設住宅60戸を建設。
木造仮設住宅はほかに、熊本県優良住宅協会が西原村に50戸建設。



建築士会の木造仮設住宅

■ くまもと型復興住宅への取り組み

7月20日熊本県地域型復興住宅推進協議会発足。熊本県主導により建設関係11団体で構成された。熊本土会もメンバー、事務局は熊本県建築士事務所協会。
事業の目的は被災者に安価で安全で良質な木造住宅を提供すること。
まず県下の住宅生産グループに呼びかけ、復興住宅案を作成してもらい、それをガイドブ

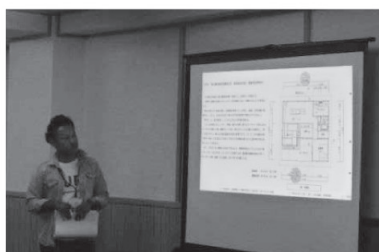
ックにまとめ、被災者に提案することにした。

熊本県建築士会は、「地域型復興住宅モデルプラン提案ワークショップ」を開催した。

ワークショップには、30代～40代の建築士17人が参加。

三井所連合会長に指導いただき、2回開催した。

提案された4つのモデルプランは、多少の修正をし、ガイドブックに掲載する予定。



■復興モデル住宅への取り組み

県主導で、益城町のテクノ仮設団地内にモデル住宅3棟を計画。

1棟目は熊本工務店ネットワーク（KKN）が建設に着手。2棟目を建築士会と地元生産者グループで建てる予定。

■“みんなの家”の取り組み

熊本県よりアートポリス事業「みんなの家」の設計を受託。

青年部会が中心となり設計を行った。

西原村小森仮設団地内 木造平屋60㎡ 10月初め着工～10月末完成予定。



住民意見交換会

ステップ3：パネル討論――災害多発時代に建築士はどう向かい合うか（50分）

熊本地震における復旧復興対策の現状と課題を通して、明日にでも発生する災害に向けて、建築士会としてどのような「普段付き合い」「事前の備え」が必要かについて、セッション会場参加者の意見も交えながら討論を行う。

- ・進行：日本建築士会連合会 防災まちづくり部会長 佐藤幸好
- ・パネラー：和歌山県建築士会 中西重裕
熊本県建築士会 廣田清隆
徳島県建築士会 矢部洋二郎

●論点

- ・地域住民との連携策
- ・自治体との連携策
- ・自治体との協定方法
- ・その他

●会議メモ

福祉まちづくり部会

第59回 建築士会全国大会 大分大会

連合会 福祉まちづくり部会 セッション

「福祉まちづくり部会」の発足に向けて その方向性を探る

日時：10月22日（土）10:00～12:00

場所：ビーコンプラザ 3階 32会議室

運営：連合会まちづくり委員会 福祉まちづくり部会

司会：坪倉 菜水（連合会まちづくり委員会 委員 福祉まちづくり部会／島根士会）

進行：中村 正則（連合会まちづくり委員会 副委員長 福祉まちづくり部会／徳島士会）

1. 『福祉まちづくり部会セッション』 連合会 福祉まちづくり部会 中村 正則

- ・趣旨・運営説明
- ・様々な社会状況について
- ・『福祉まちづくり部会』発足とその方向性について
 - ①やさしいまちづくり
 - ②やさしい住まいづくり
 - ③その他
- ・連合会から全国建築士会への呼びかけ 連合会 山中 保教 副会長

2. 建築士会からの活動報告

◆報告発表者

島根県建築士会 田中 隆一 『障がい者福祉×みんなが住みよいまちづくり』

宮城県建築士会 大竹 雅之 『福祉キャラバン隊』

長崎県建築士会 平野 啓子 『暮らし続けられる住環境づくりを

目指す仲間たちと建築士会の連携を求めて』

東京建築士会 小野澤裕子 『「たまふく」活動報告』

岐阜県建築士会 下川 滝美 『岐阜県の高齢者等の住まいに関する相談窓口と研修の現状』

3. パネルディスカッション

コーディネーター 連合会福祉まちづくり部会 中村 正則

パネリスト 島根県建築士会 田中 隆一

宮城県建築士会 大竹 雅之

長崎県建築士会 平野 啓子

東京建築士会 小野澤裕子

岐阜県建築士会 下川 滝美

※会場の方々全員も参加

4. まとめ 連合会 福祉まちづくり部会 中村 正則

コーディネーター・パネリストプロフィール

コーディネーター

中村 正則 (M&N 都市建築設計事務所 所長、徳島県建築士会)
1952 年生まれ、法政大学卒、徳島県建築士会 相談役、徳島大学 非常勤講師
建築士会バリアフリーデザイン研究会 顧問、徳島ユニバーサルデザイン研究会 元会長
連合会まちづくり委員会 副委員長、福祉まちづくり部会 担当

パネリスト

田中 隆一 (NPO 法人プロジェクトゆうあい・島根県建築士会)
1967 年生まれ 横浜国立大学卒／一級建築士、技術士（都市及び地方計画）／
1992 年 都市計画コンサルタントの(株)計画技術研究所入社、1997 年 同社松江事務所設立、
2004 年 プロジェクトゆうあい設立に参画、事務局長就任、
2007 年 計画技術研究所退社、プロジェクトゆうあい専従となり現在に至る／法人理事長は全盲の
視覚障がい、自身の 4 男はダウン症で小学 2 年生

大竹 雅之 ((株)都市リサーチ設計・宮城県建築士会)
1978 年 東北工業大学 建築学科卒、1978 年 (株)都市設計、1983 年 (株)現代計画研究所、
1988 年 (株)都市デザイン(ダムダングループ)、1992 年 (株)地域環境リサーチ 代表取締役、
2007 年 (株)都市リサーチ設計 代表取締役、現在に至る。(一社)宮城県建築士会 副会長、
(公社)日本建築家協会東北支部宮城地域会震災復興住宅検討グループ長

平野 啓子 ((有)長崎建築社・長崎県建築士会)
1948 年生まれ、日本女子大学家政学部住居学科卒業、長崎県建築士会長崎支部参与、
活水女子大学生活デザイン学科、長崎県高等技術専門校 非常勤講師
特定非営利活動法人長崎斜面研究会 理事長、福祉住環境コーディネーター 2 級

小野澤裕子 (小野澤裕子建築設計事務所・東京建築士会)
1977 年 東京生まれ、2000 年 武蔵野美術大学短期大学部専攻科 修了、
2003 年 青山製図専門学校建築科 卒業、2003 年～ 葛西潔建築設計事務所 勤務、
2004 年～ 山崎雅雄建築研究室 勤務、2008 年 小野澤裕子建築設計事務所 設立、
2016 年 10 月 東京建築士会青年委員長に就任

下川 滝美 (福祉住環境デザイン下川設計室・岐阜県建築士会)
高齢者と障がいのある方の住まいの相談、設計を中心とした事務所を開設
岐阜県福祉総合相談センターに住宅相談員、住宅改修研修講師として勤務。

(公社) 徳島県建築士会 バリアフリーデザイン研究会の活動概要

徳島県建築士会 バリアフリーデザイン研究会
顧問 中村 正則

徳島県建築士会バリアフリーデザイン研究会は平成7年に設立し、**高齢者・障害者の住まいづくりの取り組み（リフォームヘルパー）**に関して、徳島市・地域包括支援センターからの委託でケアマネジャー、ソーシャルワーカー、理学療法士、作業療法士、看護師他様々な専門家との連携で在宅高齢者宅を訪問し、ヒアリング、現地調査、住宅改善提案書の作成、工務店の見積もり査定、改善工事の完了検査までを行ってきました。（これまでに約800件の実績）。医療・福祉分野に建築の専門家が不在という問題点の溝を埋める役割を、関係者との信頼を築きながら21年間続けてきました。

また、**徳島県のユニバーサルデザインのまちづくり条例**づくりの事前調査から条例策定、マニュアルの作成、10年後の条例改正まで、最初から現在まで長く、全てに関わってきました。おかげで、現在では県の担当者が数年ごとに変わる中、県担当職員の教育係ともなってきました。これまでの実績から信頼を得て、県内の人にやさしいまちづくりの牽引役として、様々な場面で意見や提言を行ったり、【県ユニバーサルデザインによるまちづくり賞】に於ける現地調査や審査などにも初回からこれまでずっと関わってきています。

建築士会だけではなく徳島県工業技術センターの雄志の方のご助力により設立された**徳島ユニバーサルデザイン研究会**にも積極的に参加し、県内外のユニバーサルデザインに感心のある様々な行政や専門家（パンフを参照）との研修会・情報交換を長年に渡って行ってきました。このような専門家との長年の交流により、信頼関係が醸造され、それぞれの分野の活動の際にも、お互い自然に協力し合えるという関係が構築できたことは、徳島にとってどれだけバリアフリーやユニバーサルデザインの実現に貢献できたことかと感謝しています。

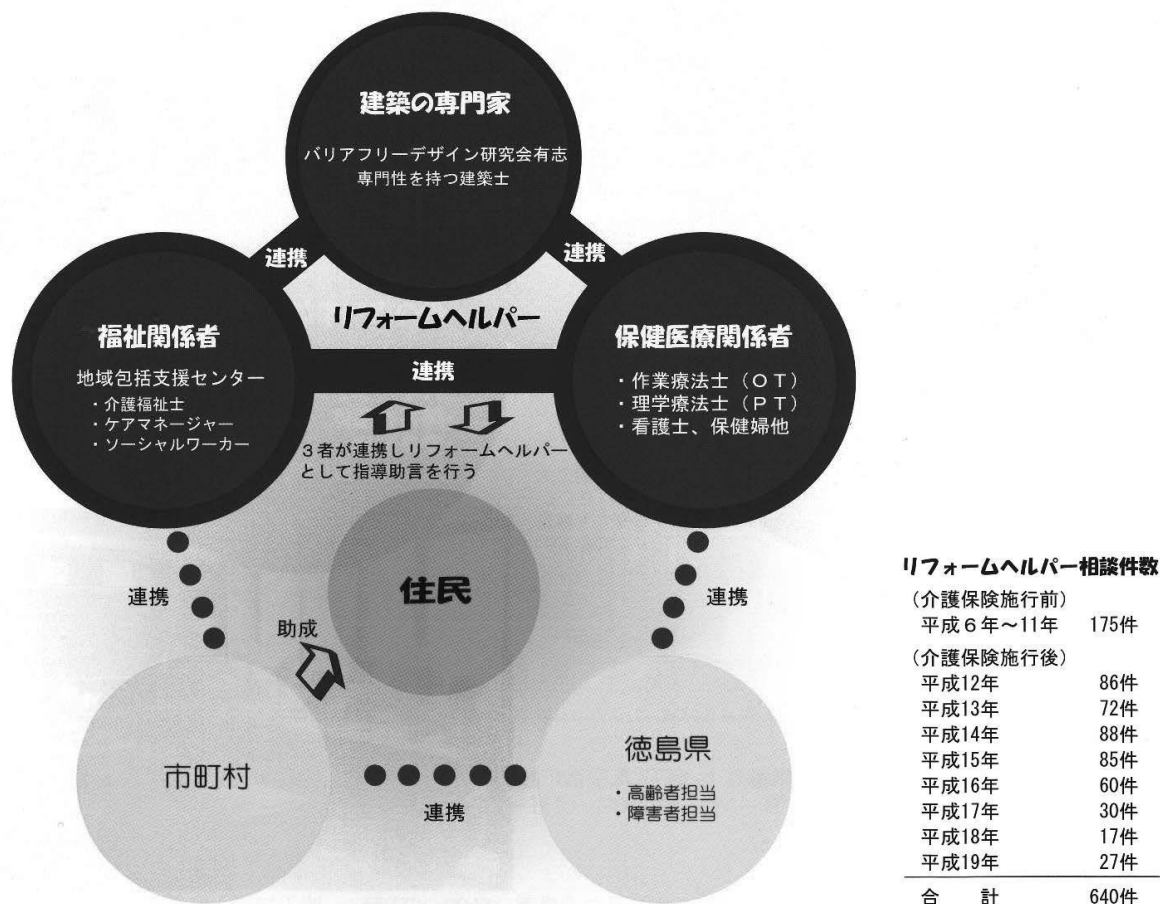
設立の経緯

バリアフリーデザイン研究会は平成7年1月に始まり、当初は高齢者住宅研究会という名称でした。設立主旨は、高齢者や障害者の住まいや身近なまちの環境について継続的に勉強してみようということでしたが、同時に、地域の建築士としてホームドクター的な位置づけで貢献できる場として展開してゆきたいという考えもありました。平成11年からはバリアフリーデザイン研究会と名称を変え、住まいから、街にまで活動を広げていきたい旨をアピールしてきました。

リフォームヘルパーの取り組み

【 高齢者住宅改善に関して行政からの要請に応える H6～ 】

高齢者の住まいの関しては、研究会での活動以外に、徳島市、美馬市他でのリフォームヘルパーの取り組みがより実践的で、学ぶことも多いということで、多くの会員が積極的に参加しています。これは、市町村の依頼で高齢者や障害者の住宅改善の指導助言を行う制度で、施主の話聞き、現場も見て、改造の助言をするもので、ほとんどの場合、助言に従って工事も行われます。また、この制度の特色は、建築の者だけでことを進めない事にあります。様々な福祉制度のことを熟知した福祉関係者、体のことを熟知した保健医療関係者（特に理学療法士や作業療法士）と、建築の専門家としての建築士が、それぞれの専門性を総合的に活かしながら目標を達成することにあります。建築の仕事の中ではこういう形はほとんど行われていないということもあり、非常に新鮮で、こらからの建築づくりでの新たな手法の取り組みとして期待しています。



平成28年までに約800件!!

やさしいまちづくりへの取り組み

【(徳島県)ユニバーサルデザインによるまちづくり条例策定に係る H8~】

徳島駅前歩道観察会

駅前の歩道では、多くの自転車、バイク等が散在し、全ての人にとって通行傷害となっているが、最も大きな迷惑を受けているのは車椅子や白杖を使用している身体障害者である。そうした状況の改善のため、行政と直接迷惑を被っている身体障害者が、協働で進めることでより効果的な結果が得られると思われる。

観察会は駅前の歩道上にある自転車の50%程度を占めている中・高校生と共に話し合いながら歩道を観察して回り、感想を話し合う場を持つこととした。



直前の歩道を歩して



障害者の方と歩路

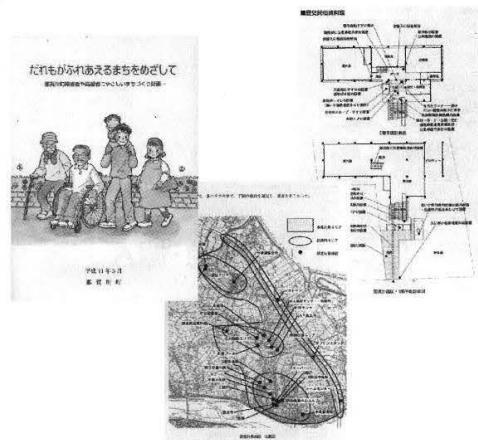
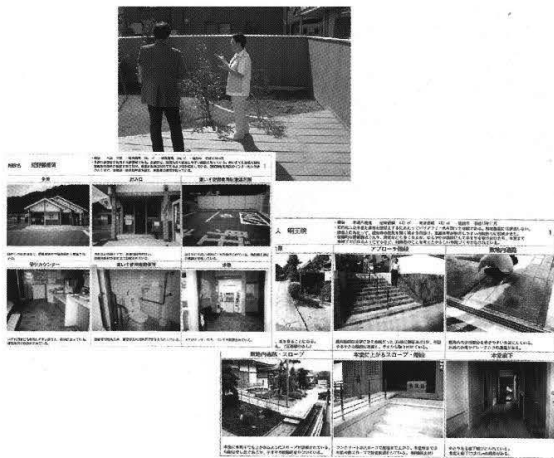


障害者の方と歩路

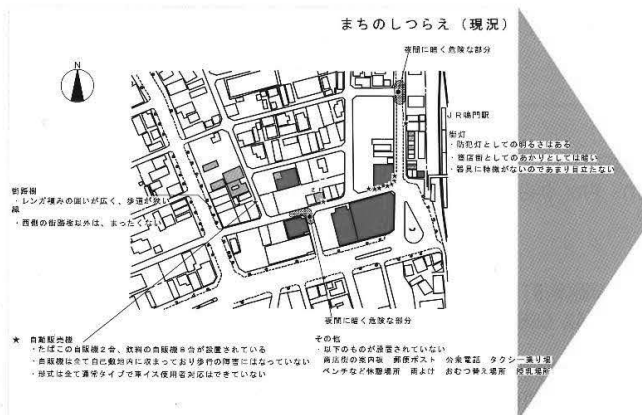
やさしいまちづくり賞

応募建物の現地調査協力

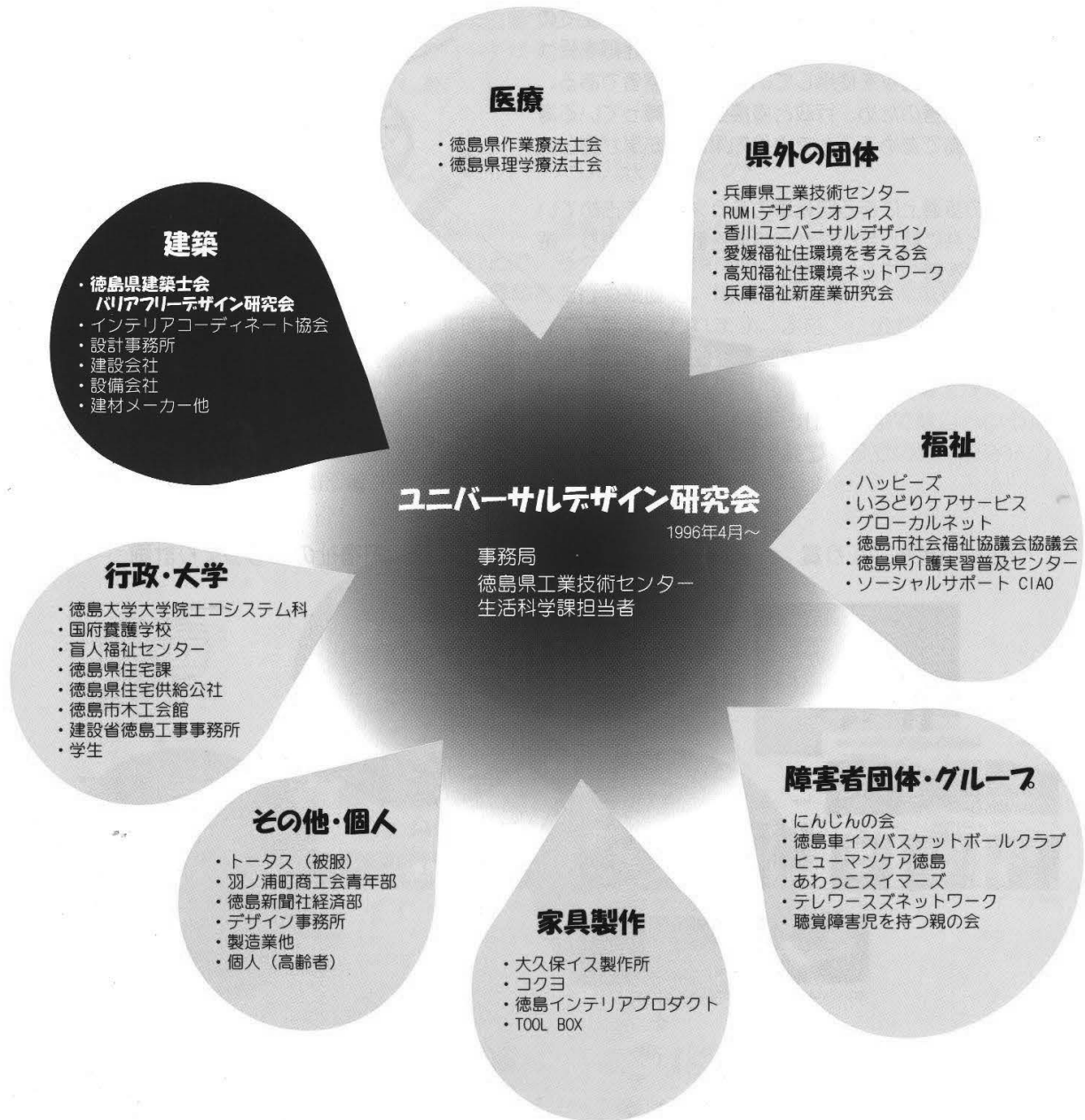
那賀川町福祉のまちづくり計画



鳴門市ハッピーロード商店街 改善アドバイス



様々な専門家との連携



(公社) 徳島県建築士会
バリアフリーデザイン研究会

〒770-0931徳島市富田浜2丁目 10番地 建設センター5F
TEL 088-653-7570 FAX 088-624-1710 <http://www.nmt.ne.jp/~sikai/>

連合会「福まち」部会の運営等（提案 161022 連合会副会長山中保教）

1 構成

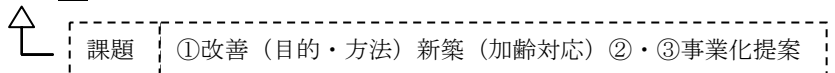
- ・連合会は、「まちづくり委員会」の下に、「福まち」部会の設置を決定しています。
 - ・同部会の委員は、建築士会の「地域リーダー」に担って頂きます。
 - ・「地域リーダー」には、建築士等に対する「福まち」活動参加の呼掛けと、建築士会に「福まち」研究会などの立上げをお願いします。
- なお、連合会は、建築士会に「地域リーダー」の選出を引続き呼掛けます。

2 事業（以下の事業を想定。今後、具体的な事業は、「福まち」部会で決定の予定）

- ・建築士等（関連専門家・団体）の「福まち」活動に関する情報交流の場を設定・運営
交流の場－連合会データベース（「ワンドライブ」）、全国大会セッションなど
- ・建築士会「福まち」研究会などの立上げ・運営支援及びそのネットワーク化
- ・「福まち」登録建築士の養成方法の検討（講習会開催・関連テキスト作成など）
- ・本会の国や関係団体に対する政策提言の立案など

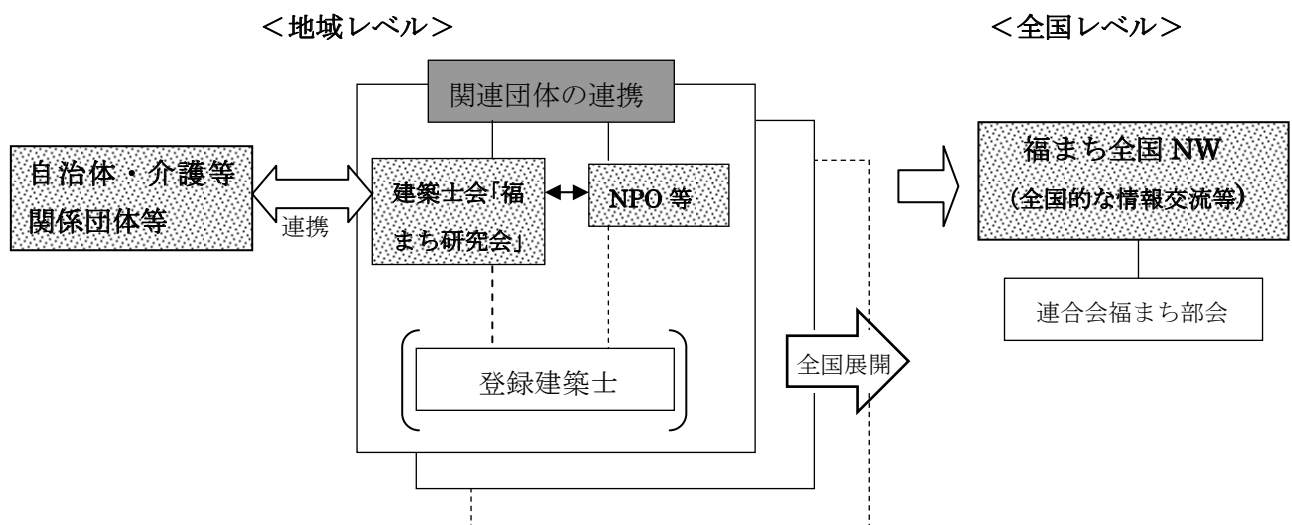
3 「福まち」活動

- ・①住まい②高齢者等支援施設（居場所、介護等サービス拠点など）③特別な住まい（サービス付き高齢者住宅など）④一般建築・公共施設に関する設計・計画・研究など
- ・**A**高齢者等に対する相談・助言 **B**介護等専門家・事業者／自治体等との連携活動など
- ・その他



4 その他：建築士会「福まち」研究会などのネットワーク化（将来の展開の方向）

- ・地域では、自治体・介護等関係団体と、また、福まち活動を行う NPO 等との連携を
- ・全国的なネットワーク化を目指す



障がい者福祉×みんなが住みよいまちづくり

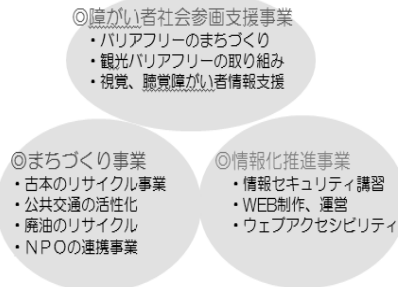
島根県建築士会 / NPO 法人プロジェクトゆうあい 事務局長 田中隆一

松江市の旧市街地にある10年間空いていた3階建ての建物の取得したのが5年前。ゆうあいビルと名付けたこの建物を拠点に、障がい者の就労支援とまちづくりに関する事業を行うことで、現在は日々約30人が働く場になっています。また、この建物の2階部分では障がい児を学校の放課後にお預かりする事業を実施。日々10人のお子さんが利用されています。

左下のイラストに描かれている真ん中の建物がゆうあいビル、左側が公民館、右側がスーパーマーケットです。子どもたちは公民館前の公園で遊び、勤務する人たちはスーパーで買い物をします。私たちがここを拠点とすることで、この地区の活性化に一役買うことができたのではないのでしょうか。また、車いすの人や盲導犬を使用する人など、多種多様な障がいのある人たちが、この町を舞台に活動することで、誰もがやさしいまちづくりに向けた機運をつくりだしています。イラストは当法人に勤務する精神障がいのある女性が描いたもので、わたくしたちが目指すまちの像が、いきいきと表現されています。



目指すまちの像とゆうあいビル



事業の展開分野



建物内で働く障がい者スタッフ

○バリアフリーマップ、バリアフリー観光、バリアフリーまち歩き情報誌

当法人が設立されたのは、2004年。最初に取り組んだのが松江市のバリアフリーマップづくりでした。車いすのメンバー、盲導犬のメンバーとともに、まちの中を歩いて、車いすトイレの場所、歩道の段差、音声信号、誘導ブロックの場所などを詳細に調査しマップとして編集しました。その後、バリアフリー情報のウェブ化に取り組んだり、観光地である松江という特徴から、バリアフリー研修、観光にテーマをあてたバリアフリー情報発信、バリアフリーまち歩き情報誌の発行などに事業の幅を広げています。



松江市バリアフリーマップ



盲導犬バリアフリー研修の様子



バリアフリーまち歩き情報誌

○古本のリサイクルとまちづくり、本町堂、ごうぎん旧本店、曾田文庫

当法人の取り組む事業のひとつに「古本のリサイクル」があります。古本は基本的に地域の方からご寄付をいただき、清掃した上で、ネットからの販売、まち中での直販を行っています。市内中心部の商店街の空き店舗を借りて古本店「本町堂」をひきこもりの若者の就労支援の一環として運営、昭和初期の民家を活用した施設図書館「曾田文庫」の運営支援、地元銀行の旧本店ホールを活用した古本まつりの開催など、古本をキーワードにして、様々な地域活動に参画しています。古本の販売によって得られた収益は、古本事業に携わる障がい者スタッフの報酬にあてられます。



商店街の空き店舗を古本屋に



地元銀行旧ホールでのイベント



私設図書館曾田文庫

○バスブック、バスマップすごろく、バス停クリーンアップ

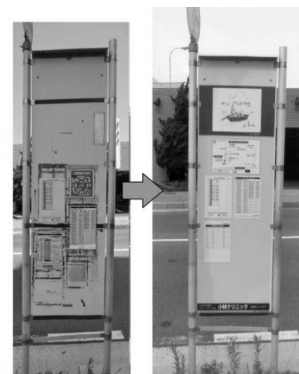
当法人では、「公共交通とまちづくり」というテーマでの事業も幅広く展開しています。松江市内の3つのバス会社、コミュニティバス、JR、地元私鉄、高速バスなどの公共交通の路線、時刻情報を一元化して冊子にした「どこでもバスブック松江版」を10年以上にわたって毎年1万部、自主事業として発行（250円で販売）。市民のみなさんになくはないものになっています。また、子どもさんが公共交通に親しめるように、実際のバス路線をもとにした「バスマップすごろく」を商品化しています（写真はイベントのための巨大版）。一方、市内のバス停プレートが汚れていて観光地松江としては景観上の問題があるという視点から、「バス停クリーンアップ」事業を実施。松江市出身の漫画家、園山俊二氏のイラストとともに、バス路線図を掲載したプレート一面のシールを貼ることで一新。製作費は近隣の病院などスポンサーを得てまかっています。



どこでもバスブック松江版



バスマップすごろく（イベント用）



バス停クリーンアップ

「福祉キャラバン隊」

—宮城県建築士会仙台支部ボランティア部会—

一般社団法人宮城県建築士会 副会長 大竹雅之

活動の経緯

平成3年仙台市の青葉保健所が取り組んでいた「高齢者住まいの相談窓口」に建築の専門家として技術面などのアドバイスをして欲しいとの要請があり、相談員として保健師(当時は保健婦)、療法士と共に身体機能に応じた住まいの改善などについての相談に応じた。

高齢化社会を迎えつつある状況が徐々に実感され、バブル崩壊、経済の低成長が重なるなかで、高度成長を支えた世代が親の高齢化に対応する、そんな時代背景だったと感じられた。その後、高齢化社会を迎えつつある状況が徐々に実感され、仙台市として「高齢者住まいの相談窓口」の制度が整い、建築士会として支援ネットワークを構築し、相談員(設計)の派遣、施工等の協力体制をつくった。前述した社会情勢の変化や、身体や暮らしの変化により、軽費で安全安心な住空間の改善を望む声は多く、行政の相談事業と建築士会のネットワークによる改修工事と支援活動が続いた。その中で、専門家として、技術者として役に立てることがあるのではないかと、せめて手摺がそこにあるだけで暮らしやすくなることも…との思いでこの「福祉キャラバン隊」が誕生した。平成5年のことである。年1度「敬老の日」を有する9月に実施することをきめた。マスメディアなどを通して30軒を限度として募集をする。また1軒あたりの取付箇所数や長さも作業人員、時間などのバランスも考え限度を設定。事前の現地調査、材料の積算、調達などを経て実施する手順を構築した。

事業目的

- ・生活の器である住居において身体機能の低下から生活に不自由をきたしている方の安全安心な居住空間の提供。
- ・福祉施策として求められる業務のニーズの変化に対応するため技術者の知識向上の研鑽。
- ・設計・施行・行政の各分野の専門家が一体となり、社会活動を通して貢献することにより、建築士及び建築士会の社会的地位向上、及び資質の向上。

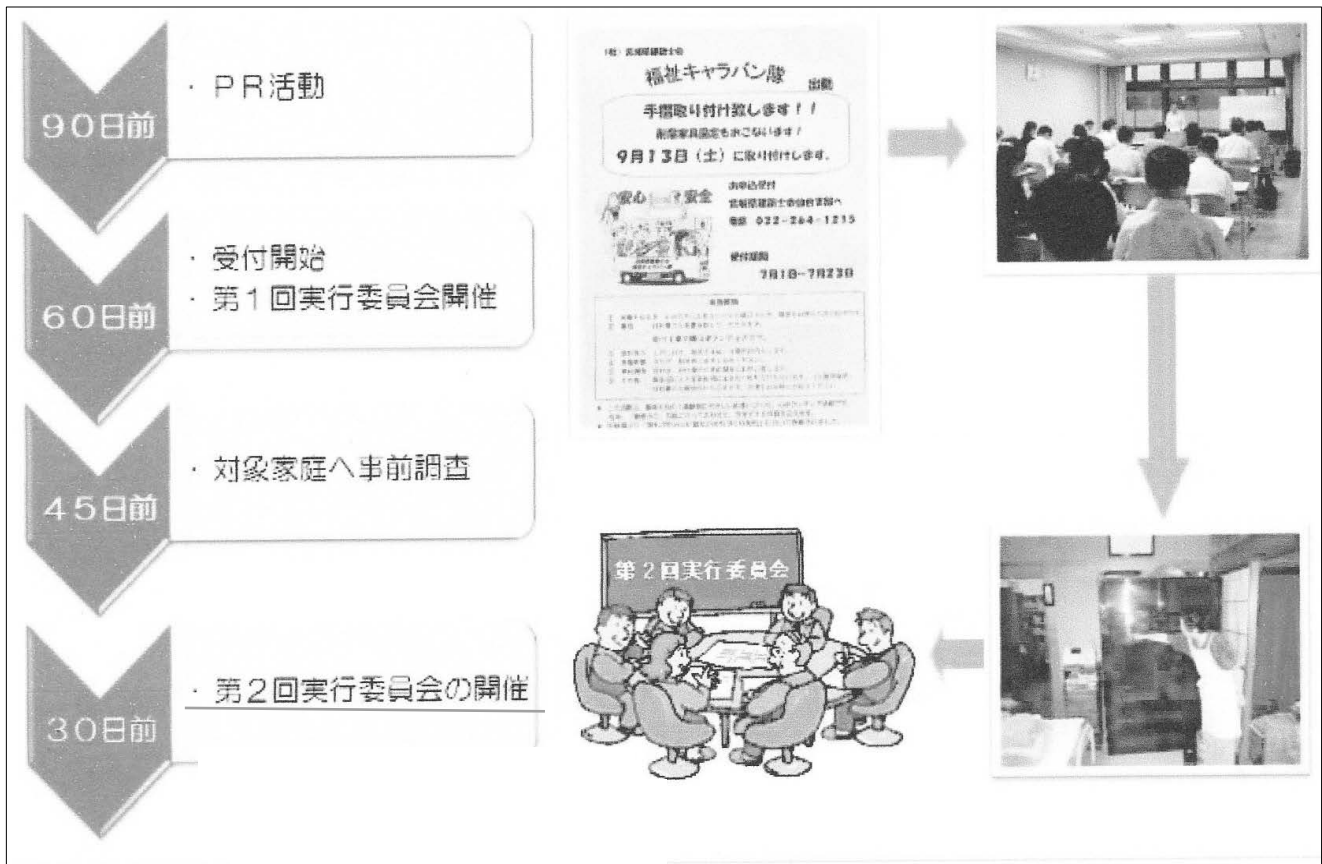
実施内容

- ・手摺取付工事(後に家具転倒防止金物、火災警報機取付も含む)
※ユニットバスや外構への手摺取付は特殊な工事になるため対象外とした。
※地震対策として平成15年(第11回)からは耐震化の啓蒙に伴い家具転倒防止金物取付
また、平成18年(第14回)からは住宅用火災警報機設置義務付け、平成19年(第15回)からは住宅用火災警報機の取付も加えた。
- ・実施日 9月の「敬老の日」前後としている。
- ・募集軒数 30軒
- ・募集条件 仙台市内居住 60歳以上又は障害者手帳所持の方
- ・事前調査 申込受付後現場調査実施により材料数量を算出、材料実費の見積もり提出
- ・費用負担 材料費実費のみ

実施体制

- ・実施担当 宮城県建築士会仙台支部 ボランティア部会

- ・実施体制 10班 本部事務局
- ・班構成 3名から5名（設計・施工・行政）、1班あたり 2軒から3軒を担当
- ・実施までの流れ 募集→実行委員会（班構成、担当決定）→現値調査→実行委員会→実施



これまでの活動の概要と成果

平成5年（第1回）の実施にあたりマスコミの取材が多数あった。

平成18年（第14回）からは工業高校の先生と生徒が参加して大工さんから直接指導を受けたり、高齢者の方と会話をしたり、学校ではできない体験をしている。

平成20年（第16回）には岩手宮城内陸地震が発生、3年後の平成23年（第19回）には東日本大震災発生、自ら被災した会員や復旧に奮起するなど多忙な中実施を行った。

初回から毎年継続、建築士会員の他、仙台市健康福祉局職員、仙台工業高校、石巻工業高校の先生、生徒の皆様、そして一般の方の参加もあり、参加者は総勢50名を超えた。介護保険制度の実施や大規模な震災など社会背景の変化により実施軒数や内容にも年によりバラツキがある。「介護認定を受けられる程ではないが、足腰が弱ってきたのでケガ予防に手摺が欲しい」「介護保険は手摺以外の改修に使いたい」など申し込みされる方の目的は様々だが、安全な住環境にして、安心な暮らしがしたいとの思いを強く感じる。年に1日だけの企画だが、「建築士会」を知って頂く良い機会になっていると思う。

また、直に家族や高齢者の方からお話を伺ったり、相談に応じるなど技術面のみならず多面的な研鑽の場として貴重な機会となっている。



左上：恒例となった
仙台市役所前の
出陣式
左下：手摺加工
右上：階段手摺
取付
右下：トイレ手摺
取付



24回の実施実績

実施軒数 512軒（手摺546カ所、家具転倒防止金物52カ所、火災警報器27カ所）

*手摺取付部屋別多い順；①階段、②トイレ、③浴室、④玄関、⑤廊下

参加延べ人数 約1150名（建築士会員、大工、行政、工業高生と教師、その他）

最後に

私たち、宮城県建築士会仙台士部ボランティア部会は、平成5年より今年（H28）まで、あの東日本大震災の年すらも中断することなく24年の長期にわたって「福祉キャラバン隊」を実施してきた。そして一日も早い手摺の取り付けを心待ちにしている高齢者の方々などのために今後も基本的には、エンドレスで実施していくつもりである。

私たち建築士は、住宅をはじめとし、多様な建物を建てることで多くの人々に感謝されながら日々の糧を得ている得がたい職能の集団である。

よって、住宅に手摺を取り付ける行為はある意味、私たち建築士が日々の糧を得るために建築士に住宅建設という仕事を与えていただいた方々への「恩返し」の意味も込められていると思っている。

手摺を取り付けた時、依頼主の方々から感謝の言葉を頂戴しますが、むしろ感謝するのは、我々の方なのである。この様な形で貴重な「恩返し」の機会を与えてくださったことに感謝し、心の中で手を合わせているのである。

たかが「手摺」ではあるが、されど「手摺」と実感している次第である。

以上

自立できる住宅、車椅子マラソン練習経路の確保

長崎県建築士会 平野 啓子

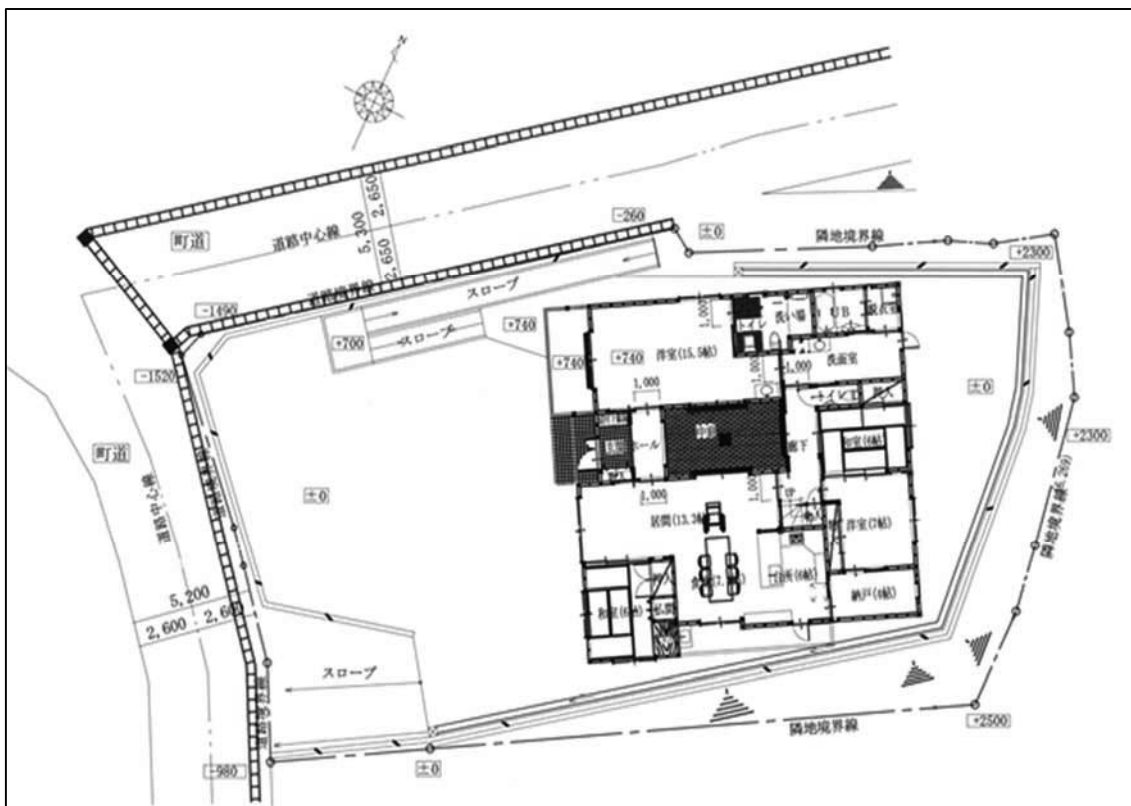
1. 事例概要

住宅：戸建て新築 木造2階 延べ面積 257.1㎡

検討に関わった専門家：建築士、医師、作業療法士、看護師、医療設備製作者

相談者：交通事故による頸椎損傷（障害等級1級） 移動：車椅子

同居者：父、母、妹、妹の夫



2. 経緯

交通事故により車椅子生活を余儀なくされた相談者とその両親と妹夫婦の3世帯、5人家族。事故当初は全介助の状態であったが、術後の懸命なりハビリが功を奏し、車椅子を利用すれば、在宅生活を送れるまでに回復。

3. 相談者からの要望

- ①車椅子での室内生活を可能にしたい。
- ②介助なしでの入浴（シャワーのみで可）・排泄を可能にしたい。
- ③介助なしで、外での車椅子マラソンの練習をしたい。
- ④家族の介護負担をできるだけ減らしたい。
- ⑤外出の際の車への乗り降りを楽にしたい。

最低限の自身のスペースと自分で使える設備があること。そのスペースには車椅子マラソン用の車椅子が設置でき、それに移乗できる空間が必要。車椅子マラソン用の大きな車椅子に移乗できるようになることをリハビリの目標にしていた。

また、病院で使っているトイレ・浴室設備であれば、自力で排泄・入浴を行うことが可能で、水廻りの移乗台の高さや背もたれの位置等については、別府の病院にある設備と同様のものを要望。スロープの勾配も病院と同様の勾配を希望。

4. 専門家との連携

- ①医師：入院先病院の主治医・病院訪問時にヒアリング
- ②作業療法士：入院先病院の作業療法士。相談者と信頼関係を構築しており、病院訪問時にヒアリング
- ③看護師：入院先病院の看護師。病院訪問時にヒアリング
- ④医療設備製作業者：入院先病院の病院設備製作業者
- ⑤福祉機器製造業者：地元企業業者（油圧リフト設置及び完成後の着脱衣時の背もたれの調整）

5. 設計のポイント

- ①相談者の身体特性に応じた水周り計画
専用の水廻りスペースには、移乗台と一体になったトイレと脱衣スペース、そしてその奥に移乗台と同じ高さにあわせたシャワースペースを配置。マットが硬すぎないよう配慮、空調を工夫。
- ②家族の暮らしを考えた間取り計画
両親、妹夫婦、相談者のそれぞれの暮らしを独立して確保（中庭）。
外出しやすく生活しやすいプランの工夫。
- ③外出動線の確保
車椅子マラソンの練習を配慮し、相談者の居室からベランダを介しスロープを設置。車での外出時は、ベランダから油圧リフトを用いてベランダ前の駐車スペースに降りられるよう工夫。

暮らし続けられる住環境づくりを目指す仲間たちと建築士会の連携を求めて

◆特定非営利活動法人長崎斜面研究会について

様々な職種が参加していることで、多種多様に、高齢者や障がい者が「住み慣れたところでの豊かで安心な暮らし」の実現のための活動を行っている。

地域との交流や在宅での安心・安全な暮らしを確保するため、かつ、介護予防的な視点からも、住宅というハードが重要な要素であることは認識している。

そのためには、様々な専門職が手をとり、地域住民と共に知恵と汗を出し合う活動が必要と感じている。各種専門職の情報の交換・共有も重要であり、住宅やまちづくりにおける建築士会との連携も視野に入れた活動を準備中である。



「たまふく」活動報告

東京建築士会 小野澤 裕子

■ 「たまふく」とは・・・

建築士会の支部がない町、東京都多摩市で自分たちの町の将来に危機を感じ、建築士として役に立てることがあるのではないかと立ち上がった東京建築士会会員4名で発足しました。「多摩市福祉まちづくり勉強会」略して「たまふく」です。メンバーは、**連合会 山中保教副会長、女性委員会 横山真理氏、会員 川口孝男氏、青年委員会 小野澤裕子**です。



貝取4丁目を望む

東京都多摩市ってどんな町??

多摩市は、戦後の高度経済成長期に東京の深刻な住宅難にともなって住環境の良好な宅地を大量に供給することを目的として、東京西部にまたがる多摩丘陵に計画・開発された多摩ニュータウンの一角にあります。

1966年（昭和41年）に事業着手して以来、段階的に整備が進められ、1971年（昭和46年）には諏訪・永山地区、1976年（昭和51年）には貝取・豊ヶ丘地区、1982年（昭和57年）には落合・鶴牧地区の入居が開始されました。

■ 進む高齢化

現在、住宅が供給された頃には思いもよらなかったことが起きています。当時は子育て世代が多く集まり、段階的にその地を離れ移り住むことを想定していたので、中層5階建てEVなし住宅が大量に供給されました。しかし、緑との共存を考えたまちづくりのおかげで周辺環境は素晴らしく良く、現在ではつくるのが難しいゆとりある建物配置で南面3室を確保するなど、気持ちのよい住環境を手に入れたことで、年老いても他に移り住むことなく定住している住民がほとんどです。それに加えて建物は老朽化していく一方なので、若い世代の入居が進みません。そのような事柄が様々絡み合い、多摩市の高齢化率は徐々に上昇し、**現在は全国平均並みの26%程度にまで達してしまいました。**

その中でも街開きから40年が経過した貝取、豊ヶ丘地区の4丁目、5丁目は地区公園、図書館、児童館、老人福祉館、医療団地などが立地する住環境の良さも相俟って、高齢化率が多摩市全体よりもさらに高く、40%を超える事態となっています。

■ 住民の不安と心配 (NPO 多摩ニュータウン・まちづくり専門家会議が行った貝取・豊ヶ丘地区住民アンケートより)

- 1、少子高齢化・現役世代減少により団地の活力が低下することが心配
- 2、身体が衰えて階段の昇降がきつくなることが不安
- 3、高齢者のみの世帯の場合、緊急時の支援がうけられるか不安



NPO 多摩ニュータウン・まちづくり専門家会議との意見交換風景

■ 「たまふく」が取り組み始めたこと

日本各地で取組んでいる地域包括ケアシステムの考え方（重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができること）こそが、貝取・豊ヶ丘地区住民の不安や心配を解消するために必要なことと考え、地域包括ケアシステムの一部として建築士ができることを模索し始めました。住まい・まちづくりの観点から、ハード面の整備は建築士が取り組むべきことで、現況の多摩市の計画ではその部分を補完する施策が不可欠と考えます。建築士としてどのような提案ができるかを考える前に、まずは介護等関係施設やソフト事業の基礎知識の整理と習得が必要と考え、対象地域を高齢化が著しい貝取・豊ヶ丘地区に絞り、この地区の問題点や課題を整理し、今後これらに対する対応策を提案できるように取り組み始めたところです。

なお、勉強の対象は高齢者対策と併せ、多摩市の良好な住環境を活かして子育て世帯の居住促進に関する施策についても対象とし、多世代ミックス居住の実現を通じて多摩市の明るい未来を築き上げることに寄与したいと考えています。

■ 住まいと介護など関係施設の問題点の把握とその改善提案 (現在作業中の為、一部をご紹介します)

- 1、 中層5階建てEVなし住宅の4、5階居住の高齢者の外出機会の縮小、心身不活発化、閉じこもり
→後期高齢者、若しくは要介護になる前に、一定期間試験的に低層階に住める「お試し住み替え制度」をつくり、低層階での生活を体験してもらい、住み替えを促します。住み替えが進み空いた上層階住居へは子育て世代の入居を促進するよう、内装を整えます。
- 2、 介護等支援施設やサービス付き高齢者住宅（サ高住）の不足
→団地内緑地・小規模公園等を利用し、緑を残しつつ介護等支援施設やサ高住を計画することで、現在の住まいと近い環境で施設・サ高住を使うことができるよう計画します。
- 3、 地域で高齢者が活躍できる場を設けることで、介護予防につなげたい
→寺子屋、子供食堂などの運営を高齢者が支援することで、高齢者と子育て世代の相互扶助となり、安心して子育てができる街を形づくりと共に、地域での高齢者の見守りにつながると考えます。また、近隣センター内の空いている店舗を利用することで地域の活性化にも寄与するのではないのでしょうか。

■ 市・介護関係者との連携構築の働きかけ (今後の計画：相談事業や提案プロジェクトの実現)

まだまだ取り組み始めたばかりですので、我々がある程度知識を習得し問題点や課題を整理できた段階で、市や福祉関係者が建築士やまちづくりの専門家に対してどのようなことを求めているのかをヒアリングする予定です。それを踏まえ、こちらで考えている提案をより実効性の高いものとしてまとめていきたいと考えています。最終的には高齢期の住まい・住まい方について助言等を行う際のガイド（参考資料）として「ふくまちガイドブック」を作成し、多摩市内だけではなく、各地で利用できるように形づくることを予定しています。

『岐阜県の高齢者等の住まいに関する相談窓口と研修の現状』

岐阜県建築士会 まちづくり委員会
福祉まちづくり部
下川 滝美

岐阜県の住まいに関する相談制度

2016.09 現在

福祉のまちづくりインストラクター

24名 (H28.04 現在)

岐阜県内で活躍する建築士の中から社団法人岐阜県建築士会の推薦を受け、かつ研修会で知識を高めた、ボランティア精に富む方々で「安心して暮らせる岐阜県づくり」のため、高齢者・身体障がい者に配慮した建築物の計画の指導・助言者として県が委託した方々です。

岐阜県高齢者向け住宅改修相談士

710名

岐阜県知事登録の建築士事務所に所属する（一級・二級・木造）建築士である

- ・建築士資格取得後、10年以上の設計及び工事監理の実務経験がある
- ・現在、主に設計や工事監理に携わっている
- ・県の指定する講習を受講している

- ・家を新築したいけれど、バリアフリーについて知りたい。
- ・住宅をバリアフリーに改修したいが、相談できる専門家がわからない。

■活動内容

指導・助言活動（無料）

県民の方や各種団体からの高齢者・障がい者等に配慮した建築物の計画、改修等についての相談に対する指導、助言（もちろん個人住宅でも対象となります。）

具体的設計依頼等については、料金が必要となります。交通費などが発生する場合には実費をお支払い頂く場合があります（相談については無料）。

相談士の役割

1. 無料相談
 - ・住宅改修の事例を紹介します
 - ・介護保険など支援制度を紹介します
 - ・一般的な注意点をお話しします
2. 改修の提案（※実費が必要）
 - ・現地で、調査や聞き取り
 - ・改修計画案作りと説明
 - ・大まかな工事費用の算出

岐阜県福祉総合相談センター

無料相談 毎週火曜日
福祉用具・住宅改修研修（県委託）
展示場併設

今後進めていきたい活動と仲間づくり

①「福祉まちづくり」地域リーダー

まちづくり委員会（福祉まちづくり部を開設）

5圏域に地域リーダーを選出予定。まずは興味のある方に声掛け

「高齢者等住まい研究会」（PT、看護師等、建築士）に声掛け

②建築士に対する連合会「福祉まちづくり」活動への参加の呼びかけ

福祉のまちづくりインストラクター（都市建築部建築指導課）

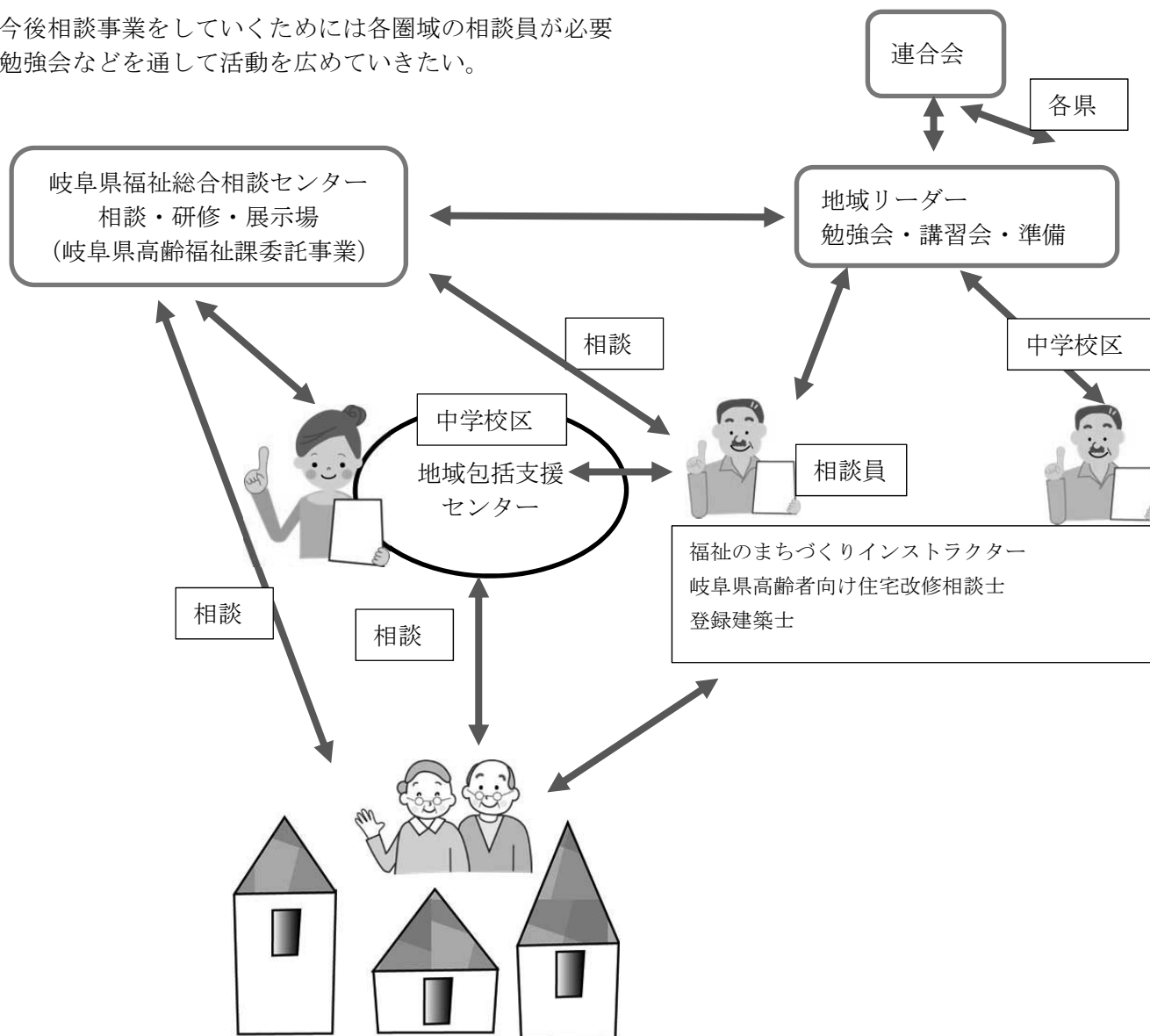
岐阜県高齢者向け住宅改修相談士（都市建築部公共建築住宅課）

岐阜県と士会と連携をとり活動への参加の呼びかけをする。

③地域リーダー等による「福祉まちづくり」研究会の立ち上げ

今後相談事業をしていくためには各圏域の相談員が必要

勉強会などを通して活動を広めていきたい。



岐阜県福祉総合相談センター



高齢者をはじめ、障がいのある方などの悩みごと、福祉用具、住宅改修等、福祉に関する相談について、電話、来所、Eメール、文書でお受けします。

介護実習・普及センター事業として、県民の皆様へ介護知識・介護技術の普及を行うとともに、福祉用具の展示や利用相談を行うほか、介護・福祉に関する情報を提供します。

また、県民向け講座や専門職員対象の研修を開催しています。

福祉なんでも110番

	相談員	日時	連絡先等
一般相談	専門相談員	年中無休 午前9時から午後5時まで	TEL (058)234-0110 FAX (058)234-0568 E-mail:soudan2@gifu-fukushi.jp ○岐阜県福祉総合相談センター(岐阜県立寿楽苑2階) 岐阜市中2丁目470番地
法律相談	弁護士	毎月第1・第3木曜日 10:00~12:00 (祝日は除く。電話相談可。要予約)	TEL (058)273-1111(代)内線2566 ○(社福)岐阜県福祉事業団事務局 岐阜市下奈良2-2-1(岐阜県福祉・農業会館7階) ※(社福)岐阜県福祉事業団事務局で行っています。

※利用料金: 相談はすべて無料です。

研修事業

<県民向けの講座>

- ・ 介護入門講座
- ・ 介護基礎講座
- ・ テーマ別講座
- ・ 福祉用具講座
- ・ わかりやすい介護講座
- ・ 団体講座
- ・ 出張講座

<専門職研修>

- 各種研修
 - ・ 介護支援専門員
 - ・ 認知症介護
 - ・ 介護職員
 - ・ 福祉用具・住宅改修
 - ・ 高齢者の権利擁護等
- 市町村相談窓口担当職員等研修
- 難病患者等ホームヘルパー研修

福祉用具普及事業

- ・ 福祉用具の展示約600品目
- ・ 福祉用具・住宅改修等に関する相談・助言
- ・ 福祉用具普及のための講演会・説明会の開催

啓発・情報提供事業

- ・ 介護普及講演会・特別講演会の開催
- ・ 図書、ビデオライブラリーの閲覧・貸し出し
- ・ 福祉データブック及び相談事例集の作成と配布
- ・ ホームページ、冊子等により、介護及び福祉用具などに関する総合的かつ最新の情報を提供しています。

※利用料は原則無料です。お気軽にお電話下さい。ご来所お待ちしております。

職員募集!
採用情報はこちらから [動き配信中!](#)

福祉なんでも 110 番

研修情報

介護実習・普及センター

リンク

お知らせ

2016/09/02 高校生向け「ふくし出前講座」のお知らせ

2016/06/20 福祉総合相談センター通信

2016/06/01 介護支援専門員研修課題様式のダウンロードについて

[○ 一覧を見る](#)

福祉用具・住宅改修研修	基礎(2日間)	第1回 終了	第1回 終了	申込みは終了いたしました。
		第2回 6月14日～15日	第2回 終了	
	中級(2日間)	第1回 6月21日～22日	第1回 終了	開催要項 申込書
		第2回 7月28日～29日	第2回 6月3日(金)まで	
	テーマ別 ①疾病別住宅改修と住まいの工夫(各疾病) ②入浴・排泄の水回りの福祉用具の選定について ③移動・移乗の福祉用具の選定について ④疾病別住宅改修と住まいの工夫(主に認知症) ※開催日によってテーマが異なります。詳しくは開催要項をご確認ください。	① 7月15日	第1回 6月3日(金)まで	開催要項 申込書
		② 7月26日	第2回 6月3日(金)まで	開催要項 申込書
		③ 8月30日	第3回 7月4日(月)まで	開催要項 申込書
		④ 9月6日	第4回 7月4日(月)まで	開催要項 申込書
	初任者	第1回 2月頃		
	対象者: 介護支援専門員実務研修受講中の方が対象です。(定員に達しない場合、一般の方でも受講いただけます)	第2回 2月頃		

公開日 2016/06/01

平成28年度 福祉用具・住宅改修(中級)研修実施要項

[テーマ] 介護保険制度における福祉用具・住宅改修

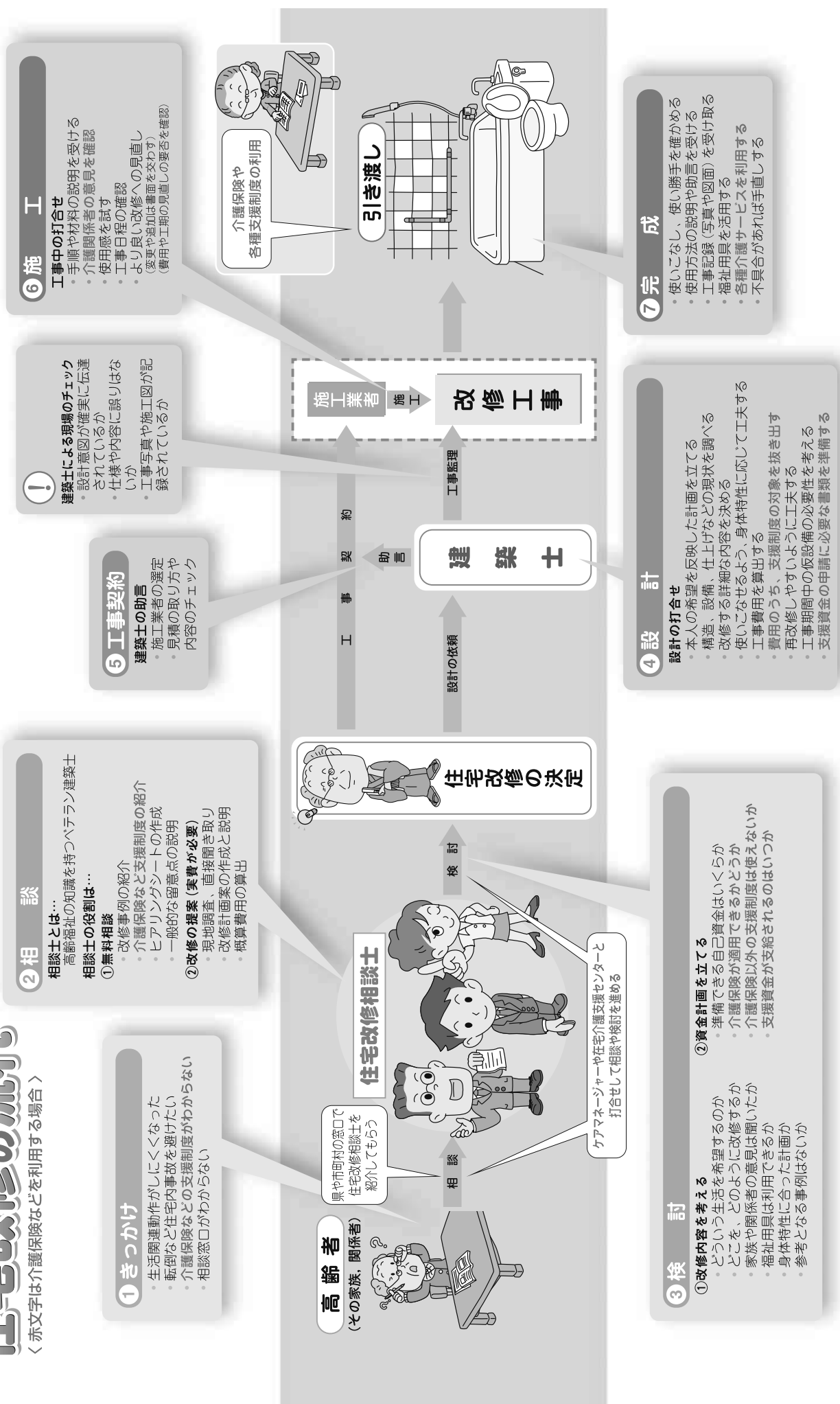
- 内容
高齢者が住み慣れた地域で在宅生活を継続できるよう、実務に活かせる効果的な福祉用具の選定や活用方法、及び住宅改修に関する知識を習得する。
- 実施主体
社会福祉法人岐阜県福祉事業団 岐阜県福祉総合相談センター
- 定員・対象者
〔定員〕40名
〔対象者〕介護支援専門員、地域包括支援センター職員、市町村介護保険窓口担当者、福祉用具・住宅改修相談業務担当者、福祉用具取り扱い事業者、住宅改修施工業者、建築士、福祉施設職員等で福祉用具・住宅改修の経験が概ね1年以上の方。又は福祉用具・住宅改修研修 基礎研修を修了した方。
- 研修日数 2日間(全日程受講者にはセンターより修了証書を発行します。)
- 開催日 1回目 平成28年6月21日(火)、22日(水)
2回目 平成28年7月28日(木)、29日(金)
- 会場 岐阜県福祉総合相談センター 3階講義室
- 資料代 1,500円
- 日程

	時間	講義	講師
1 日 目	9:50～ 10:00	開講挨拶・センター紹介	福祉総合相談センター
	10:00～ 16:00	【講義・実習】 介護保険制度における福祉用具 各メーカーによる福祉用具最新機器の紹介	福祉用具メーカー 福祉総合相談センター
2 日 目	10:00～ 15:50	【講義】 住宅の基礎知識	
		【講義】 介護保険申請書類についてと事例の紹介	
	15:50～ 16:00	開講挨拶 修了証授与	福祉総合相談センター

※ 研修には実習が含まれていますので、動きやすい服装で参加してください。

住宅改修の流れ

〈赤字は介護保険などを利用する場合〉



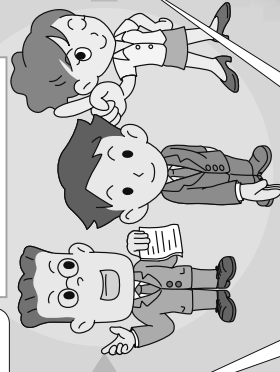
1 きっかけ

- 生活関連動作がしにくくなった
- 転倒など住宅内事故を避けたい
- 介護保険などの支援制度がわからない
- 相談窓口がわからない

高齢者 (その家族、関係者)

県や市町村の窓口で
住宅改修相談士を
紹介してもらおう

住宅改修相談士



ケアマネージャーや在宅介護支援センターと
打合せして相談や検討を進める

2 相談

- 相談士とは…
高齢福祉の知識を持つベテラン建築士
相談士の役割は…
- ① 無料相談
 - 改修事例の紹介
 - 介護保険など支援制度の紹介
 - ヒアリングシートを作成
 - 一般的な留意点の説明
 - ② 改修の提案(実費が必要)
 - 現地調査、直接聞き取り
 - 改修計画案の作成と説明
 - 概算費用の算出

3 工事契約

- 建築士の助言
- 施工業者の選定
 - 見積の取り方や
 - 見積のチェック
 - 内容のチェック



建築士による現場のチェック

- 設計図面が確実に伝達されているか
- 仕様や内容に誤りはないか
- 工事写真や施工図が記録されているか

施工業者

施工

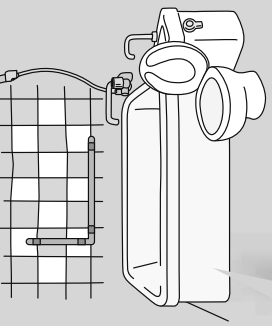
改修工事

6 施工

- 工事中の打合せ
- 手順や材料の説明を受ける
 - 介護関係者の意見を確認
 - 使用感を試す
 - 工事日程の確認
 - より良い改修への見直し(変更や追加は書面を交わす)(費用や工期の見直しの要否を確認)

介護保険や
各種支援制度の利用

引き渡し



7 完成

- 使いこなし、使い勝手を確かめる
- 使用方法の説明や助言を受ける
- 工事記録(写真や図面)を受け取る
- 福祉用具を活用する
- 各種介護サービスを利用する
- 不具合があれば手直りする

4 設計

- 設計の打合せ
- 本人の希望を反映した計画を立てる
 - 構造、設備、仕上げなどの現状を調べる
 - 改修する詳細な内容を定める
 - 使いこなしやすいよう、身体特性に応じて工夫する
 - 工事費用を算出する
 - 費用のうち、支援制度の対象を抜き出す
 - 再改修しやすいように工夫する
 - 工事期間中の仮設備の必要性を考える
 - 支援資金の申請に必要な書類を準備する

3 検討

- ① 改修内容を考える
 - どういう生活を希望するのか
 - どこを、どのように改修するか
 - 家族や関係者の意見は聞いたか
 - 福祉用具は利用できるか
 - 身体特性に合った計画か
 - 参考となる事例はないか
- ② 資金計画を立てる
 - 準備できる自己資金はいくらか
 - 介護保険が適用できるかどうか
 - 介護保険以外の支援制度は使えないか
 - 支援資金が支給されるのはいつか

街中（空き家）まちづくり部会

街中（空き家）セッションプログラム

10/22（土）10：00～12：00

大分県別府市ビーコンプラザ・リハーサル室

総合司会 高梨良行氏（日本建築士会連合会まちづくり委員・山形県建築士会）

A. 開会－（5分）・森崎輝行氏（日本建築士会連合会まちづくり委員長・兵庫県建築士会）

- ・あいさつ
- ・趣旨説明・進め方

B. 空き家部会のコンパクトな活動報告（30分）

B－1. 平成27年度部会活動報告：空き家管理等基盤強化推進事業に関する報告

<20分>－今井町での事例を通して／米村博昭氏（奈良県建築士会）

B－2. 平成28年度部会活動報告：空き家活用品養成講座及びそのテキスト作成に関する報告

<10分>－「空き家を利活用するに際して、専門家が身につける基礎知識」

／森崎輝行氏（兵庫県建築士会）

C. 空き家活用街づくり事例報告（40分間）

————— 空き家活用から稼ぐエリアマネジメントへ —————

C－1. 丹波篠山「集落丸山」<20分>才本謙二氏（才本建築事務所代表）－空き家の面的活用

C－2. 那古野下町衆空き店舗対策プロジェクト<20分>市原正人氏（市原建築設計事務所）

D. クロストーク：他人事ではない空き家活用－45分間

報告者5人による討議 ー進行：森崎輝行氏

発言者：米村博昭氏・才本謙二氏・市原正人氏・田中克之氏

テーマ■規制緩和（民泊）

- マッチング（空き家対策組織/ネットワーク）
- 業務として、事業として成り立つ？
- 空き家活用の改修手法

空き家部会のコンパクトな活動報告

平成 27 年度部会活動報告：空き家管理等基盤強化推進事業に関する報告

ー今井町での事例を通してー

米村博昭（奈良県建築士会）

1 平成 27 年度部会活動報告：空き家管理等基盤強化推進事業の概要

兵庫県建築士会が主体となり、大阪、奈良、富山、東京の 4 建築士会が協力連携して、建築士会共通の空き家標準カルテ（空き家の管理・活用可能性を診断・評価）、維持保全サービス標準を作成し、建築士が所有者等に適切な管理や活用方策をアドバイスする相談・診断・助言マニュアルを作成した。これを踏まえ、建築士向けの空き家対策支援のための人材育成講座カリキュラム（案）を作成した。

2 事業の内容

①消費者保護を図る取組

1) 空き家標準カルテ、維持保全サービス標準等の作成

空き家の適正管理には、建築士による空き家の仕分けが不可欠である。老朽化して解体せざるを得ないものもあるが、建築士が空き家の利活用のポテンシャルを的確に判断し、①居住機能を充足しているもの、②居住継続のため一定の改修が必要なもの、③用途を見直せば活用の道が開けるもの等に仕分けして、それに相応した空き家標準カルテ、維持保全サービス標準を作成した。

空き家標準カルテについては、全国各地で一律に診断できる仕様とした。そのために、本事業の相談体制部門に参画している建築士会等から、調査票を入手、それを検討して素案を作成した。これを本事業に協力している 5 建築士会の多様な地域地区で検証した。

空き家標準カルテ検証のための調査（奈良県建築士会の事例）

地区特性	地区名	調査日	担当者	調査者	
歴史的 建造物	今井町伝統的 建造物群保存 地区	1月3日	奈良県建築士会	米村 博昭	紀本 澄男
密集 市街地	八木町地区	1月3日	奈良県建築士会	米村 博昭	何左 昌範
農 村	東竹田町地区	1月10日	奈良県建築士会	太田 隆司	森井 久雄
ニュータ ウン	山之坊町地区	1月18日	空き家コンシ ェ ルジュ	有江 正太	原田 昭雄
斜面地	桜井市初瀬地 区	1月18日	空き家コンシ ェ ルジュ	有江 正太	原田 昭雄



カルテは、所有者・相談者向けカルテ、空き家候補診断カルテ(前面道路から視認できる程度)、空き家簡易診断カルテ(空き家判定調査後)、空き家建物(内外)詳細調査カルテの4種類を作成した。

維持保全サービス標準については、管理サービス事業者の標準的なサービス内容に基づき、①居住機能を満たしている、②居住するには一定の修繕・補修が必要、③特定空き家(倒壊の恐れや衛生上問題のある空き家)にならないための最低限管理の3つにランク分けし作成した。

2) 管理サービスや診断に係るトラブル事例の収集と整理

管理サービス事業者等へのヒアリングをもとに、空き家管理に係るトラブル、空き家調査(劣化診断調査)に係るトラブルについて、内容とその対応策を整理した。

②業界コンプライアンスの増進を図る取組

1) 適正管理サービス実施のための倫理綱領の検討

空き家の相談、適正管理業務に関与する建築士等が遵守すべき倫理綱領を検討した。検討に当たっては、建築士会、建築家協会、建築学会等の倫理規定等を参考し、それらを検討し作成した。

2) 空き家問題の建築士プロ(登録建築士)の養成のための講座内容の検討

登録建築士((仮称)空き家活用工)の養成を目的とした講座のカリキュラム(案)を作成した。

③空き家管理ビジネスの事業環境整備を図る取組

1) 空き家相談・診断・助言マニュアルの作成

建築士会が空き家相談窓口を開設することを踏まえた相談業務に係る建築士および管理ビジネスに関与する建築士を対象としたマニュアルを作成した。記載内容は、①空き家所有者への相談対応②空き家カルテの調査方法と診断方法③空き家の維持保全サービス④維持保全サービスや診断に係るトラブル事例とその対応策 等である。

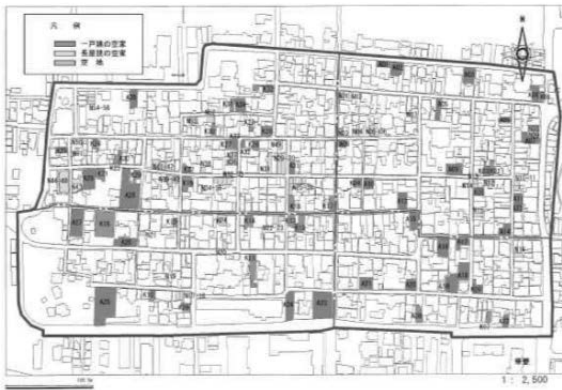
3 事業を通じて明らかになった課題

- ①日常的維持保全サービスにおいて専門的業務はオプション的となり、建築士の連携を前提とした新たに維持保全が担える専門業務としての職能の組織化が必要。
- ②建築士個々の評価判定の平準化のためのマニュアルの普及、特に景観・建築的価値についての講習の実施が必要。
- ③管理ビジネスの普及に向けた課題として、建築士が担う専門的業務のわかり易い適正な価格設定とその普及が必要。

4 橿原市今井町伝統的建造物群保存地区における空家事例

1) 平成 16 年度奈良県建築士会橿原支部の「今井町における景観形成の推進のための調査」

今井町地区の景観形成を阻害している空家・空地の現状調査を実施し、分布図を作成した。地区内約 750 のうち空家は、88 件（1 戸建て 32 件、長屋建て 56 件）空地は 35 件であり、地区内に全体にわたって分布していた。所有者意識も低かった。



2) 空家対策に特化した NPO 法人今井まちなみ再生ネットワークの設立 (平成 18 年) した。社団法人奈良県建築士会橿原支部から 3 名が理事に選出された。空家の所有者の掘り起こしとユーザーとの橋渡し事業、空家の利活用のために、サブリース事業や滞在型町家体験施設の整備、空家めぐりなどを実施しており、60 件以上が新たに活用されている。

3) 空家等対策に関する特別措置法施行で、歴史的建造物への配慮を提言

空家の現地調査を受け、老朽化等の要因のみで行政事務を進めないで、歴史的建造物には維持保全また利活用ができるような配慮を求めた。

空き家カルテ(所有者・相談者との対面ヒヤリングシート)

相談受付番号	相談員(氏名:	・資格:	建築士・所属:	建築士会)	相談日 年 月 日
■相談者等について					
相談者氏名等 (代理人名)	氏名:	住所:	電話:	FAX:	
	年齢:	勤務先:	電話:	FAX:	
	職業:	Email:	携帯番号:		
代理者の場合 (本人との関係)	<input type="checkbox"/> 親族() <input type="checkbox"/> 知人 <input type="checkbox"/> 近隣 <input type="checkbox"/> 他()				
相談の対象所在地					
■空家所有者(相談者)へのヒヤリング項目					
相談者へのヒヤリング項目	所有形態	<input type="checkbox"/> 共有 <input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 賃貸使用 <input type="checkbox"/> その他()			
	所有の理由	<input type="checkbox"/> 相続(共有) <input type="checkbox"/> 相続(個人) <input type="checkbox"/> 購入 <input type="checkbox"/> その他()			
	現在の利用形態	<input type="checkbox"/> 自己居住 <input type="checkbox"/> 住居(賃貸) <input type="checkbox"/> 倉庫 <input type="checkbox"/> その他()			
	これまでの利用形態	<input type="checkbox"/> 自己居住 <input type="checkbox"/> 親族が居住 <input type="checkbox"/> 貸家 <input type="checkbox"/> その他()			
	改修履歴	<input type="checkbox"/> あり (時期・部分 :) <input type="checkbox"/> なし			
	家屋等の維持管理状況	<input type="checkbox"/> 自主管理 <input type="checkbox"/> 事業者委託 <input type="checkbox"/> 行っていない <input type="checkbox"/> その他()			
	管理を行っていない方へ	<input type="checkbox"/> しようと思っている <input type="checkbox"/> さほど思っていない <input type="checkbox"/> いずれ、解体したい			
	空き家期間	<input type="checkbox"/> 何年間空き家か (年 月頃 ~) <input type="checkbox"/> 居住中 *長期化/10年以上			
	空き家にして困っていること	<input type="checkbox"/> 防災・防犯 <input type="checkbox"/> 近隣への迷惑 <input type="checkbox"/> ゴミ等の投棄 <input type="checkbox"/> 雑草等 <input type="checkbox"/> その他()			
	空き家にして理由	<input type="checkbox"/> 相続 <input type="checkbox"/> 老朽化 <input type="checkbox"/> 貸すのが不安 <input type="checkbox"/> その他()			
	所有を引き継ぐ方の有無	<input type="checkbox"/> 跡継ぎがいる <input type="checkbox"/> いない <input type="checkbox"/> その他()			
	空き家に愛着があるか	<input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ある程度 <input type="checkbox"/> どちらとも <input type="checkbox"/> ほとんどない <input type="checkbox"/> ない			
	所有の空き家は	<input type="checkbox"/> 景観の一部と思っている <input type="checkbox"/> さほど気にしたことはない <input type="checkbox"/> 景観とは関係がない			
	所有者が思う建物の良さ	<input type="checkbox"/> 特筆すべき点:			
	住んでいたまち(景観)に愛着が	<input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ある程度 <input type="checkbox"/> どちらとも <input type="checkbox"/> ほとんどない <input type="checkbox"/> ない			
	所有家屋の今後の意向	<input type="checkbox"/> 売却 (価格: 円程度) <input type="checkbox"/> 賃貸 <input type="checkbox"/> リフォーム <input type="checkbox"/> その他			
	所有家屋の保存・活用の意向	<input type="checkbox"/> 自分自身で活用したい <input type="checkbox"/> 親、子、親族に活用してほしい <input type="checkbox"/> 使いたい人がいれば、その人に貸して、活用してほしい <input type="checkbox"/> 売る、または取り壊すなど、早く処分したい <input type="checkbox"/> 何もするつもりはない			
	*所有者等の意向(相談員が記載)				
	空家活用提案の受入(希望)の確認	<input type="checkbox"/> 提案を受けたい <input type="checkbox"/> 考えてみる <input type="checkbox"/> 提案はいらない <input type="checkbox"/> その他()			
*調査員コメント					

* 相談場所の位置図や簡単な平面図などの資料は裏面に添付または記載ください。

空家判定診断カルテ(前面道路から視認できる程度)						
調査ID番号	調査員(氏名:	・資格:	建築士	・所属:	建築士会)	調査日 年 月 日
空家候補調査票						
診断概要	調査依頼者名	メール:		電話:		
	調査所在地					
	前面道路幅員	m	住宅形式	<input type="checkbox"/> 戸建て住宅	<input type="checkbox"/> 長屋住宅	<input type="checkbox"/> 共同住宅 <input type="checkbox"/> 他
	階数	<input type="checkbox"/> 1階	<input type="checkbox"/> 2階	<input type="checkbox"/> 3階以上	※備考/地下など	
	構造	<input type="checkbox"/> 木造	<input type="checkbox"/> 鉄骨造	<input type="checkbox"/> RC・SRC造	※備考/構法など	
	屋根葺材の種類	<input type="checkbox"/> 瓦・窯業系	<input type="checkbox"/> 金属版()	<input type="checkbox"/> アスファルト系	<input type="checkbox"/> その他()	
	外壁の種類	<input type="checkbox"/> モルタル等塗壁	<input type="checkbox"/> タイル貼	<input type="checkbox"/> 在来板貼り	<input type="checkbox"/> サイディング貼	<input type="checkbox"/> その他()
空家判定調査項目						
空家の判定	近隣情報	<input type="checkbox"/> 空家である/3	<input type="checkbox"/> 可能性大/2	<input type="checkbox"/> 空家じゃない/0	<input type="checkbox"/> わからない/0	→ ()点
	家屋の状況	<input type="checkbox"/> 水道閉栓/2	<input type="checkbox"/> 電気メーター動かず/1	<input type="checkbox"/> 雨戸の閉切り/0.5		→ ()点
		<input type="checkbox"/> 窓ガラス割れ/1	<input type="checkbox"/> 植栽が未管理/1	<input type="checkbox"/> 郵便受に大量の郵便物/1		→ ()点
		<input type="checkbox"/> ゴミが散乱/1	<input type="checkbox"/> 外観に損傷が多くある(廃屋の様相)/1			→ ()点
						計 ()点
判定(あ)	<input type="checkbox"/> 4点以上=空き家 <input type="checkbox"/> 3点-2点=空家の可能性大 <input type="checkbox"/> 1.5点以下=空家でない			判定結果:		
判定についての調査員コメント:						
■「空き家」との判定後の調査員コメント						
活用への可能性	<input type="checkbox"/> 可能性あり <input type="checkbox"/> 判断困難 <input type="checkbox"/> 可能性なし					
	*理由:					
建築士としての活用 に関しての意見	建築的に特筆すべきこと:					
	景観的に特筆すべきこと:					
空家判定に係る写真(全景および建物周辺、周囲のまちなみなどがわかるもの各1点)/添付スペースが不足の場合は裏面を使用すること						
<input type="checkbox"/> 全景	<input type="checkbox"/> 周辺のまちなみなどがわかる写真					

空家簡易診断調査カルテ(空家判定調査後)						
調査ID番号	調査員(氏名:	・資格:	建築士	・所属:	建築士会)	調査日 年 月 日
所在地						
<様式2(あ)>による空き家の判定結果 <input type="checkbox"/> 空き家 <input type="checkbox"/> 空き家の可能性大 <input type="checkbox"/> 空き家でない <input type="checkbox"/> 判定不能だった						
■空家の管理状況簡易診断						
空家の管理状況簡易診断	屋根材の剥落等	<input type="checkbox"/> なし/1	<input type="checkbox"/> 一部剥落あり/0.5	<input type="checkbox"/> 著しい剥落あり/0	<input type="checkbox"/> 目視不可/0	()点
	外壁の剥落等	<input type="checkbox"/> なし/1	<input type="checkbox"/> 下地露出/0.5	<input type="checkbox"/> 壁剥落あり/0	<input type="checkbox"/> 目視不可/0	()点
	窓ガラスの破損	<input type="checkbox"/> なし/1	<input type="checkbox"/> 一部あり/0.5	<input type="checkbox"/> 著しくある/0	<input type="checkbox"/> 目視不可/0	()点
	草木・庭等の管理	<input type="checkbox"/> 出来ている/1	<input type="checkbox"/> 判断困難/0.5	<input type="checkbox"/> 出来ていない/0	<input type="checkbox"/> 存在せず/1	()点
	ゴミや荷物等が散乱	<input type="checkbox"/> 良好/1	<input type="checkbox"/> 一部あり/0.5	<input type="checkbox"/> 著しく散乱/0	<input type="checkbox"/> 目視不可/0	()点
					計 ()点	
家屋管理状況(い)	3.0以上=A	1.5-2.5=B	1.0以下=C	<input type="checkbox"/> A・ <input type="checkbox"/> B・ <input type="checkbox"/> C	評価: A=10 B=5 C=0	
点						
■建築士としての活用に対する基礎情報調査						
活用への可能性	外観改修の費用	<input type="checkbox"/> 不要=2	<input type="checkbox"/> 判断不能=1	<input type="checkbox"/> 必要=0	→	()点
	構造的な耐力	<input type="checkbox"/> ありそう=2	<input type="checkbox"/> 判断不能=1	<input type="checkbox"/> 補強等必要=0	→	()点
	交通の利便性	<input type="checkbox"/> ある	<input type="checkbox"/> 判断不能	<input type="checkbox"/> 不便	→利活用に適合=1	()点
	周辺環境	<input type="checkbox"/> 静かな場所	<input type="checkbox"/> 判断不能	<input type="checkbox"/> 賑わっている	→利活用に適合=1	()点
	立派な造りにみえる	<input type="checkbox"/> そう見える=2	<input type="checkbox"/> 判断不能=1	<input type="checkbox"/> そうは見えない=0	→	()点
	歴史性を感じる建物か	<input type="checkbox"/> そう見える=2	<input type="checkbox"/> 判断不能=1	<input type="checkbox"/> そうは見えない=0	→	()点
活用の可能性についての総合的判断(う)	<input type="checkbox"/> 5点以上=A	<input type="checkbox"/> 4-2点=B	<input type="checkbox"/> 1-0点=C	<input type="checkbox"/> A・ <input type="checkbox"/> B・ <input type="checkbox"/> C	評価: A=10 B=5 C=0	
点						
<input type="checkbox"/> 判断意見: 						
建物外観写真(全景および庭などの活用のヒントになるようなもの各1点)						
<input type="checkbox"/> 建物外観 <input type="checkbox"/> 周辺景観など活用のヒント						

空家建物詳細調査カルテ							
調査ID番号		調査員(氏名):		資格:	建築士・所属:	建築士会) 調査日 年 月 日	
■土地情報・建築等について							
調査物件概要	依頼者			所在地			
	都市計画等	□都市計画区域内 (□市街化調整区域 □市街化区域 □区域区分非設定) □準都市計画区域内					
		□都市計画区域及び準都市計画区域外		防火地域	□防火地域	□準防火地域	□防火指定なし
		その他の区域		□高度地区	法22条区域指定 □あり □なし		
		前面道路種別・幅員	m	有効敷地面積	m ²	□用途地域名	
	建築概要	法定容積	m ³	法定建築面積	m ²	主要用途	
		法定容積率	()%	法定建蔽率	()%	建築物の高さ m	
		階数	□1階	□2階	□3階以上	※備考()	
		構造	□木造	□鉄骨造	□RC・SRC造	※備考()	
		築年数()年	住宅形式	□戸建て住宅	□長屋住宅	□共同住宅	□他
		屋根葺材の種類	□瓦・窯業系	□金属版()	□アスファルト系	□その他()	
		外壁の種類	□(モルタル等)塗壁	□在来板貼り	□サイディング貼	□その他()	
		設備機能OK(複数レ)	□電気	□水道	□ガス	□下水	□その他設備
	地域性	□山麓部	□農村部	□近郊都市	□既成市街地	□その他(□豪雪 □沿海 □山間など)	
	図面の有無	□建築確認書	□検査済証	□建物の図面	□構造計算書	□その他資料()	
改修履歴	□あり (時期・部分 :) □なし						
様式3の結果	家屋管理状況(イ)	評価:	点	活用の可能性についての総合的判断(ウ)	評価:	点	
■空家の(建物内外及び景観に係る)詳細調査							
建物的評価	腐朽又は破損	基礎の変形等	□不同沈下無/2	□不同沈下有/1	□著しく破損・変形/0	□目視不可/0 ()点	
		柱の傾斜	□傾斜なし/1	□傾斜あり/0	□目視不可/0 ()点		
		柱の腐朽等	□なし/2	□あり/1	□著しい/0	□目視不可/0 ()点	
	防火性能	外壁・軒裏の防火性能	□なし/1	□一部あり/0.5	□3面以上あり/0	□目視不可/0 ()点	
	主要居室の状況	床仕上の痛み具合	□なし/2	□あり/1	□著しい/0	□目視不可/0 ()点	
		壁の痛み具合	□なし/1	□あり/1	□著しい/0	□目視不可/0 ()点	
		雨洩れの痕跡	□なし/2	□あり/1	□著しい/0	□目視不可/0 ()点	
		建具の痛み具合	□なし/1	□あり/1	□著しい/0	□目視不可/0 ()点	
	屋内に歴史を感じ得る部分がある		□ある/2	□少し感じられる/1	□見受けられない/0	()点	
	建築的に希少性を感じる		□感じる/2	□少し感じられる/1	□感じられない/0	()点	
					合計	点	
空家損傷判定(エ)		12点以上=A	11~6=B	5点未満=C	□A・□B・□C	評価: A=10 B=5 C=0	
* 様式2~4においていずれも Cランクの場合、「特定空き家」の可能性高い (エ)						点	
景観等の評価	景観との調和	建物へのアクセスが容易	□よい/2	□普通/1	□不便/0	()点	
		道からの視認性	□よい/2	□一部視認/1	□視認不可/0	()点	
		地区(周辺)景観を向上させるのに役立つ建物だ	□そうだ/1	□違う/0			()点
		当該建物に景観的障害物(電信柱、倉庫、隣家など)がある	□ない/1	□ある/0			()点
	まちなみ景観(参考)	外壁の位置が隣接地とそろっているなどまちなみ形成に寄与	□している	□してない			
		開口部意匠やたたずまいがまちなみ景観に調和している	□している	□してない			
		屋根の軒の出、高さ、意匠がまちなみ景観に調和している	□している	□してない			
					合計	点	
景観資源としての評価(オ)		4点以上=A	3点-2点=B	1点以下=C	□A・□B・□C	評価: A=5 B=3 C=0	
(オ)						点	
■これまでの調査による利活用性							
空家の利活用判断	空き家損傷判定(エ)	A=10	B=5	C=0	(エ)の点数を記入 ()点		
	景観資源としての評価(オ)	A=5	B=3	C=0	(オ)の点数を記入 ()点		
	活用性付加要因	駐車場などの要素	□ある=2	□探せばある=1	□ない=0	()点	
	所有者意向	活用に対して	□協力的=10	□どちらでもない=5	□非協力的=0	()点	
						合計	点
利活用の判定		35点以上=A	30点-20点=B	15点以下=C	□A・□B・□C	評価: A=10 B=5 C=0	
* Aランクの場合、「活用」支援の必要がある						点	

建築士として、特に保存・活用が有益と思われる物件の評価意見

(利活用可能な特徴を示す写真を添付のこと/4面以上)

空き家活用士・登録建築士養成講座人材育成プログラムの考え方

280912 連合会事務局修正

(1)登録建築士養成講座人材育成プログラムの目的

地域における緊急で重要な空き家対策の実施において、建築士の職能を活かした空き家の適正な管理や活用等を図るための建築士向け講座プログラムを作成することを目的とする。

(2)人材育成プログラムにおける到達目標

目的を達成するためには、空き家の建築的特性を適格に理解する建築士の活用が不可欠である。しかし、このためには、建築士として既に持っている知識以外に、空き家に対する基礎的な知識(不動産に係る法律、相続法等を含む)、相談業務の進め方、空き家調査、管理手法、利活用の手法や事例等を学ぶことにより、これらを習得することが到達目標である。

(3)人材育成プログラムの構成

- ・講座は、座学による講義と現地研修による実習とする。
- ・各講座の想定講義時間は欄内に記入した時間を想定する。
- ・講座は、1日目 講義(285分)、2日目 講義(435分) 3日目 実習(180分)で構成される。
- ・各講座で習得する内容は「講義の内容及び講義の目標」の欄による。
- ・本講座の受講対象者は、建築士会インスペクター養成講座の修了者である。

人材育成プログラム

講義テーマ	時間 (分)	講師	講義の内容及び講義の目標
第1日目			
ガイダンス 空き家管理・活用の担い手像 (2ページ)	30	まちづくり 委員長	・空き家問題に対応できる人材育成における講座の位置づけ、対象とする空き家、空き家管理・活用の担い手像のイメージ、各講義の内容について、概説する。
休憩	15		
1 空き家の現状 (4ページ)	60	行政	・空き家の増加の現状と原因 ・空き家の問題 防災・衛生・景観・防犯 空き家問題の問題点と課題について、理解を深める。
2 空家等対策の推進に関する特別措置法概論1 (3ページ)	45	行政	・空き家対策の推進に関する特別措置法の趣旨 ・空家等に関する施策の基本指針 特別措置法の法律内容を理解する。
昼食	45		
3 空き家等対策関連法1 (3ページ)	45	建築士	・建築基準法 ・消防法 ・地方税法 ・その他関連法 空き家等対策に関連する関連法規を概観し、その運用、活用について理解する。
4 空き家等対策関連法2 (2ページ)	30	弁護士	・相続関連 ・法定代理人 ・民法 空き家の所有権の問題に対する解決等について理解を深める。
5 空き家等対策関連法3 (2ページ)	30	税理士	・不動産に関する税制 空き家の所有、売買等に関する税に関する基礎知識を習得する。

休 憩	15		
6 空き家等相談会の内容 (3 ページ)	45	建築士	・相談会用チェックシート ・相談内容の事例 ・回答の心得 ユーザーの相談に対する対処法を理解する。 賃貸・売買・管理がいずれも連携できる仕組みについて理解する。専門家の業務分担と連携の在り方を理解する。
第2日目			
7 空き家等の調査方法 (4 ページ)	60	建築士	・空き家の判断基準の解説 ・空き家調査票の記入 目視・聞き取り ・空き家の価値の把握 (耐震性・居住環境・立地・歴史文化) 空き家カルテに基づき調査手法等について理解する。
休 憩	15		
8 空き家等の管理手法 (3 ページ)	45	管理会社	・空き家管理項目・回数 ・空き家管理マニュアルについて ・空き家管理ビジネスについて 空き家の維持保全の考え方について理解する。
9 空き家の技術的診断 (2 ページ)	30	建築士	・インスペクションによる性能確認 空き家の利活用に耐えられるかどうかの検査の方法を理解する。
昼 食	45		
10 空き家の利活用計画 (6 ページ)	90	不動産コンサルタント NPO	・利活用の類型 ・利活用のためのネットワーク ・利活用のための資金計画 ・空き家に関する補助事業一覧(空き家対策自治体担当者・横断的省庁) 空き家の利活用をすすめるための基本的な計画づくりを習得する。
11 所有者と利用者のマッチング (4 ページ)	60	建築士	空き家所有者と利用者のマッチングの手法について理解する。 専門家の業務分担と連携のあり方を理解する。
休 憩	15		
12 空き家改修の手法 (4 ページ)	60	建築士	・リフォームの施工の問題 空き家改修の手法を理解し、改修技術を身につける。
13 空き家の利活用の事例 (6 ページ)	90	建築士	・利活用の法規制 ・利活用の事例 空き家の利活用に係る法規制を理解し、事例研究を通して、空き家利活用の応用例を学び、コンサルタント能力を身につける。(アンケート調査による事例の整理に基づき、アプローチのしかたを記述する。)
第3日目			
14 空き家調査・改修事例の 現地実習の方法 (4 ページ)	180	建築士	・空き家の調査実習 ・空き家の改修現場の見学 空き家の改修現場において、調査票を使用した調査実習を行うとともに、改修現場の設計・施工の段取りを理解する。 篠山(兵庫)の古民家活用の実践例等を参考に実習方法について理解を深める。

※講義テーマの()内は、執筆の原稿枚数を表す。

街中(空き家)セッション

2016.10.22

空き家の面的活用

丹波篠山古民家再生の事例報告



才本建築事務所
一般社団法人ノオト 才本 謙二



古民家再生手法

単体での活用の難しさ

面的活用

- スケールメリット
- 地域住民・事業主(所有者)
- ・プレイヤー(事業者)
- による主体的な取り組み
- コミュニティビジネスソリューション

山とまちの面的活用について紹介



山とまちの面的活用について紹介

山 集落丸山

まち 篠山城下町ホテルNIPPONIA



篠山市丸山地区

丸山は、篠山市内から北へ4.5km。
茅草に覆い屋根の民家がひっそりと寄り添う
美しい村から物語は始まりました。





丸山の姿(ワークショップのまとめ)
 ～守るべきものと変化していくもの～

生活文化(暮らし)の再現
 古民家の再生
 滞在・宿泊
 日本文化体験・農業体験・環境学習

豊かな自然と美しい景観
 静かな生活環境
 賑わい・新たな祭り(アートイベントなど)

7戸の空き家の内3棟をお借りして農家民泊に！

地域運営方式

◎空き家を10年間無償で借り受け、必要な改修を行ったうえで、地域コミュニティと連携して運営

- ・サブリース方式の応用型。コミュニティビジネスを創出。
- ・10年間で投下資金を回収

所有者 → 10年間無償貸与 → NOTE → 10年後返却 → 所有者

NOTE → 連携(組合等) → 集落等

集落等 → 施設運営 → 集落等

資金調達・建物改修 → NOTE

固定資産税負担

11

協力の得られた3棟を、
日本の暮らしが体験できる宿として再生



施工

篠山にはまだ歴史的建造物に携われる人材が他地域に比べて、多く残っていますが、高齢化や後継者不在によって徐々に減少しています。

今が、最後のチャンスであるように思えました。

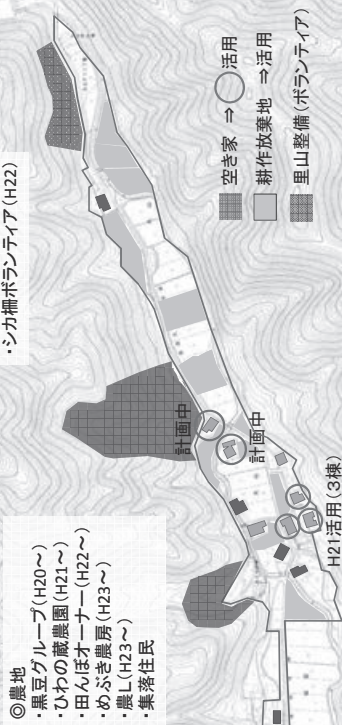
古民家に興味を持ち、伝統の継承意欲があり、ライフワークとして捉えている若者を集め、スキルアップを図ることにしました。基礎的な技量を身に付けている彼らは、技と共に発信力を持ち備え、市民との協働で信頼される身近な職人を目指しています。また、メンバー相互切磋琢磨することで建築技術者として、また一般社会人としての高い知見を有することも視野に入れ、丸山をきっかけに結成されました。

集落丸山

H27春

- ◎農地
- ・黒豆グループ(H20～)
 - ・ひわの蔵農園(H21～)
 - ・田んぼオーナー(H22～)
 - ・めぶき農房(H23～)
 - ・農し(H23～)
 - ・集落住民

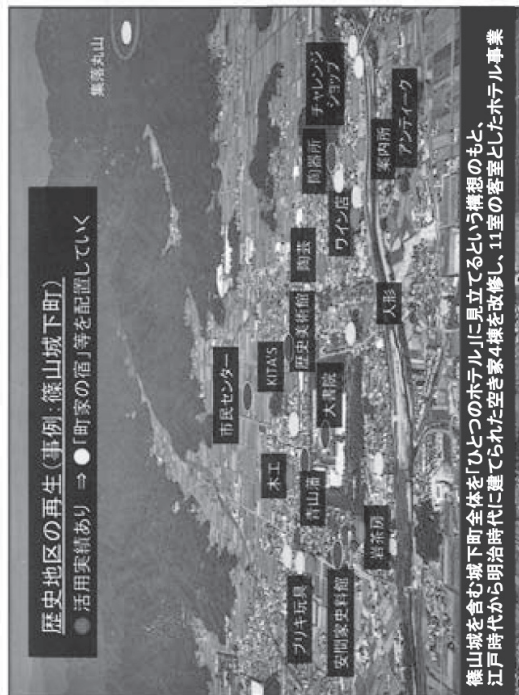
- ◎里山
- ・NPO法人日本森林ボランティア協会(H21～)
 - ・シカ柵ボランティア(H22)



世帯数	人口	耕作地	放棄地	計
H21	5戸	19人	2.1 ha	2.1 ha
H27現在	6戸	23人	4.2 ha	0.0 ha
H30目標	8戸	30人	4.2 ha	0.0 ha
			4.2 ha	4.2 ha

- 空き家 ⇒ ○ 活用
- 耕作放棄地 ⇒ 活用
- 里山整備(ボランティア)

まち 篠山城下町ホテNIPPONIA



歴史地区の再生(事例:篠山城下町)

● 活用実績あり ⇒ ● 『町家の宿』等を配置していく

篠山城を含む城下町全体を「ひとつのホテル」に見立てるといふ構想のもと、江戸時代から明治時代に建てられた空き家4棟を改修し、11室の客室としたホテル事業

篠山城下町ホテル NIPPONIA



NIPPONIAの事業コンセプト
400年の歴史に、とけこむように泊まる

篠山城下町ホテルNIPPONIAは、この篠山城を含む城下町全体を「ひとつのホテル」に昇立てるという構想です。城下町に点在している空き家となった古民家を、歴史性を尊重しながら客室・飲食店・店舗として再生し、篠山の文化や歴史を体験できる宿泊施設としてオープンしました。地域の暮らし文化を体験する、新しいスタイルの宿泊施設です。



ONAE (オナエ)
篠山城下町西町の旧山陰街道沿いに位置する。明治期に建てられた元銀行経営者の旧住居でした。主屋、離れ、土蔵、庭園が残っており、庭園にはその昔に篠山城の見張り台として使われていたとされているエノキの大きな木がシンボルツリーとして行んでいます。
建物は、篠山城下町の町屋の特徴である下屋、むし小窓や葺格子、細格子、摺り上げ大戸など、篠山城下のデザイン要素で構成されているが、一部洋風のガラス戸があるなどモダンな印象が特徴的です。



SAWASIRO (サワシロ)

元西町の茶屋を営む店舗兼住宅でした。創建は江戸後期で、厨子(つし)二階(道路側二階)には、茶室風の和室を設え、通り土間の開放的な吹き抜けには、株まかれの梁やおくどさん(かまど)などを見ることができ、復原した浴室など歴史と風情を感じることができます。



NOZI (ノジ)

国の伝統的建造物群保存地区(重伝建地区)に指定された河原町の一角にあります。創建は明治前期とされていますが、
軒高から江戸後期の建物でNIPPONIA—古い建造物ではないかと思われ、
間口が狭く奥行きが深い敷地に、京町家に多く見られる平入り厨子(ツシ)二階建てで、当初長屋として建築されたあと切り離されていますが、
創建当時の趣を良く残しています。

今後の取り組み

- ・ 体制の確立
- ・ 全国展開
- ・ 人材育成 後継者養成
- ・ 再生手法の標準化



NOTE

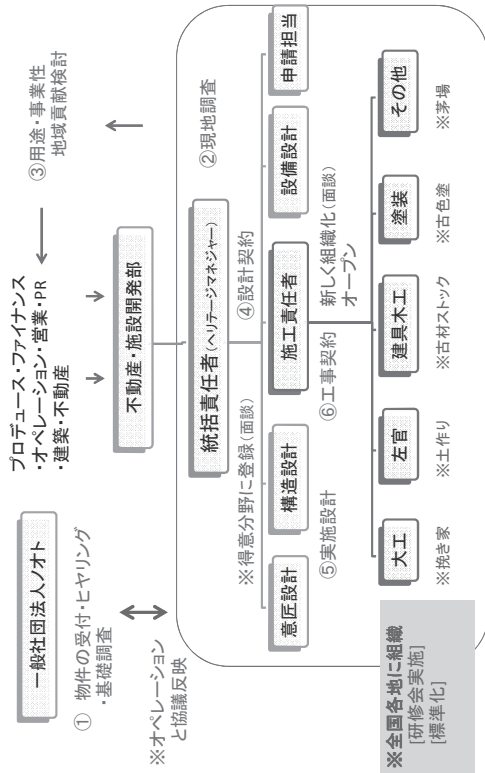
全国展開 目標

歴史的建築物の活用 30,000棟 を目指す。

〔 ホテル・宿泊施設=29,000室/10,000棟
 ショップ・住宅等の買収・転売=20,000棟 〕

- ① 活用している歴史的建造物 = 147万棟
 - ② 上記の内20%が修復・再生可能な物件 = 約30万棟
 - ③ 更に、上記の10%が3～5年以内に民間資本で収益化が可能な物件 = 30,000棟
- ※ 現状が悪い物件は改修コストと修繕期間がかかりすぎる為、一時的に除外
- 30,000棟・・・全国300地域 【1地域 100棟 5年で達成 年間20棟】
 施工可能棟数
 1チーム(設計1G 施工3) 年5棟 ...1地域あたり4チームが必要
 全国で 設計G・1200チーム 施工・3600社

体制の確立



全国展開 人材育成 後継者養成

- 当面の目標
- ・ 兵庫県下 3地域
 - 設計G 3G
 - 施工者 10社 養成
- ・ 全国 5地域
 - 設計G 5G
 - 施工者 15社 養成

養成講座
 篠山で一定期間研修後
 現地指導 工事中数回

歴史的建築物の転用事例から学ぶ

～ 養蚕家から宿泊施設へのコンバージョン～

日時：平成23年11月6日(土)13:00から(12月まで)
 11月6日(日)12:00まで ※詳細内容はホームページ

会場：「古民家の宿 大塚大杉」※ 兵庫県養蚕文化遺産(大塚大杉)の歴史を伝える「古民家の宿 大塚大杉」にて開催

講師：1 養蚕 養蚕家(古民家) 2 養蚕 第二世代(養蚕家) 3 養蚕 古民家(古民家)

主催：1 養蚕 養蚕家(古民家) 2 養蚕 第二世代(養蚕家) 3 養蚕 古民家(古民家)

協賛：1 養蚕 養蚕家(古民家) 2 養蚕 第二世代(養蚕家) 3 養蚕 古民家(古民家)

お問い合わせ：079-421-1111(受付時間：10:00～17:00)

〒670-0001 兵庫県篠山市大塚大杉1-1-1 大塚大杉 大塚大杉 大塚大杉

全国展開・再生手法の標準化



【標準化を目指すもの】

設計

- ・ 保存と改変
 - ・ 地域デザインール
 - ・ 仕上げ
 - ・ 耐震
 - ・ 省エネ
- 施工
- ・ 地域材(木、土、茅)
 - ・ 道具
 - ・ 工事費
 - ・ 古材のストック

古民家 面的活用



- ・ 物件から見る傾向と期待度
ビッグバンの前に備えを、しっかりと準備
- ・ 市民への啓蒙と協働
丁寧に地域と関わる
- ・ 普及のための古民家再生手法
個々の物件によって、また地域によって異なるが、ローコストで、一定基準以上のレベルを確保
- ・ 今後の取り組み
リスクは、関わるものみんなが
まずは行動し、問題に突き当たり、解決する

- ⑬ まちづくり活動の内容と成果（資料・写真など添付可能です。）
この用紙は2枚まで使用可能です。コピーしてお使いください。

■ 愛知県名古屋市新古野地区

円頓寺商店街



江戸時代から始まる、愛知県名古屋市内で最も古い商店街である。高度経済成長期を経て、徐々に賑わいを失っていった。そのような中、レトロな円頓寺商店街に注目が集まっている。古い建物を改修して、様々な個性のある店舗を生み出している。さらに、パリ祭の開催やパノラマ商店街との姉妹提携など、歴史や古いものを残しつつ、新しい要素を取り入れている。

四間道



江戸時代の歴史的な町並みが今も残っている。名古屋城下を流れる堀川の西側に位置し、江戸時代の初め慶長15年(1610年)名古屋城築城とともに始まった清須越にもなつてつくられた商人町である。戦災を免れた四間道の界隈には、美しい白壁の土蔵や町家、屋根神様などが残り、名古屋市内町並み保存地区に指定されている。

■ 活動団体

那古野下町衆

名古屋市西区の円頓寺商店街、円頓寺本町商店街、四間道界隈の店主を中心に、コンサルタント、大学研究室、建築家、企業、クリエイターら、この地域を愛するさまざまなメンバーが、那古野周辺のまちづくりについて話し合い活動している。現在、イベントの企画運営や誘致、防災、商店街活動、マップの作成、空き店舗対策など多岐に渡るまちづくりを実践中である。

ナゴノダナバンク（那古野地区店舗開発協議会）

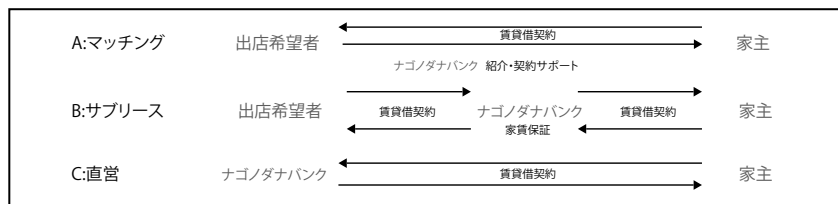
○概要

那古野下町衆の中から那古野地区の「店舗開発チーム」として独立した組織である。那古野地区の魅力ある街づくりを考える。具体的には、空き店舗の有効活用を考えておられるオーナーと、那古野地区で新規に開業を考える事業主の双方を橋渡ししていく。「ナゴノダナバンク」は不動産業ではないので、あくまで地域の活性化を考え、オーナーさんの店舗の有効活用を図りつつ、事業主さんが地域と連携を取っていただけるような信頼関係の構築を最大の目的と考え活動していく。

○主な事業内容

- ・家主と借主のマッチング
- ・出店者と地域の融合
- ・空き店舗活用の立案
- ・店舗の維持、改善の提案
- ・地域活性の店舗誘致

○空き家の活用の流れ



■ 活動内容

第23回愛知まちなみ建築賞受賞



パッサージュ・デ・パノラマとの姉妹提携

フランス・パリの中心部であるパノラマ商店街と姉妹提携した。互いに街で最も歴史が古くアーケードがあるという共通点で提携の機運が生まれた。パノラマ商店街で行われたお祭りに円頓寺商店街も出店し、親睦を深めている。



パリ祭などのイベントの運営・企画

1年を通してイベントがある円頓寺商店街であるが、近年注目されているのは、この秋のパリ祭であり、2013年から始まった。主催は、那古野下町衆、秋のパリ祭実行委員会、円頓寺商店街振興組合である。パリをイメージさせるお洒落な雑貨や飲食、パフォーマンスが楽しめる。





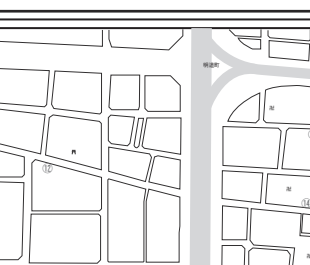


アーケードの改修、空き店舗の再生

厳しい資金状況の中で既存の鉄骨アーケードの屋根部分を主軸に改修することで、アーケード街の印象を一変するような改修がなされている。光環境、通風が改善され、地元商店街の祭りの飾り付けにも細やかな対応をしている。

- ⑬ まちづくり活動の内容と成果（資料・写真など添付可能です。）！
この用紙は2枚まで使用可能です。コピーしてお使いください。！

■ 空き家・空き店舗の再生

2010	①ギャラリーショップ「galerie P+EN」 ②スペイン食堂「BAR DUFI」			
2011	③日仏食堂「EN」 ④ブラジル音楽専門店「CDショップサンバタウン」			
2012	⑤手打ちパスタ専門店「アンド」 ⑥foods & bar「ホンボウ」 ⑦オリジナル懐石「満愛喜」			
2013	⑧円頓寺アパートメント1階:北欧雑貨とワッフルの店「MOCCA」 2階:鍼灸マッサージ「びっころ」 2階:ギャラリーショップ「EN-Doux」 ⑨川伊藤家表蔵SAKE BAR「圓谷」			
2014	⑩懐石「懐韻」			
2015	⑪喫茶・食堂・民宿「西アサヒ」 ⑫ドッグカフェ「CAFE DOG MOFU」			
2016	⑬那古野ハモニカ荘1階:自家製蕎麦と純米酒専門の店「路麵えんそば」 1階:日本ワイン専門居酒屋「凡才」 2階:歌舞伎カフェ「ナゴヤ座」 ⑭写真家・アートギャラリー「Lights Gallely」 ⑮天然酵母ベーカリーショップ「芒種」(サンバタウン内) ⑯京風肉懐石料理(工事中) ・ピンテーリアパレルショップ(計画中) ・クライミングジム(計画中) ・自然食品・雑貨屋(計画中)			

■ 活動の成果

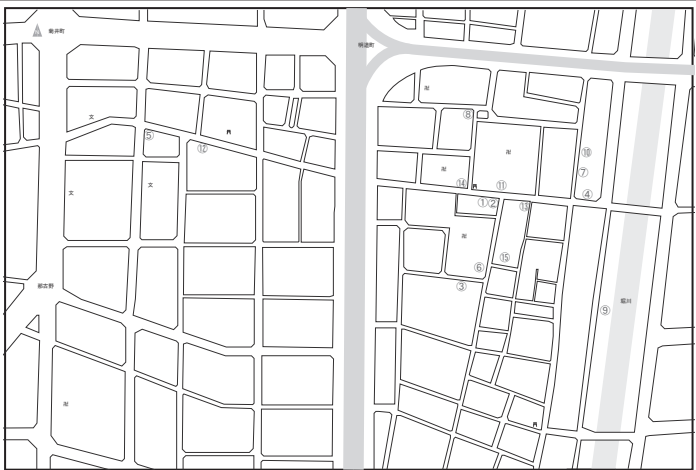
ナゴノダナバンクの活動が開始してから、19店舗の魅力的な個性のあるお店の誘致に成功し、現在もそれらのほぼ100パーセントの店舗が経営を続けている。お店の前に行列のできる店舗も多く見られるようになり、昔の円頓寺商店街の風景を取り戻しつつある。

また、那古野ハモニカ荘のナゴヤ座のエンタメなどの要素が加わったり、パリ祭やパリのパッサージュ・デ・パノラマ商店街との姉妹提携をしたりと新たな取り組みが行われている。

今では、週に1回以上の新規出店希望者からの問い合わせがあり、那古野地区も注目されようになった。計画中の店舗も多数あり、レトロな円頓寺商店街や歴史のある四間道の風景を活かして、新たな店舗やイベントを企画し続けている。



ナゴノダナバンクが誘致した店舗の前でお客さんが並ぶ風景



店舗マップ

空き家の技術的診断

・インスペクションによる性能確認

まず、インスペクションとは何かであるが 国土交通省のガイドラインの中のインスペクションの目的（資料1・ガイドライン抜粋）にあるように「中古住宅売買時の利用を前提とした目視等を中心とする基礎的なインスペクションである既存住宅の現況検査」を行うことにある。

さらに詳しく言うと、資料1の参考①・②・③と資料2の図にあるように一次的なインスペクション・二次的なインスペクション・性能向上インスペクションに分類される。

一次的なインスペクションは、資料3～6にあるように戸建住宅・共同住宅の一住戸について構造耐力上の安全性・雨漏り、水漏れの発生等・設備配管に日常生活上支障があるものを目視を中心とした検査を行うことである。

建物の売買に関しては、これらの検査で十分なものになる可能性があるが 空き家を利活用するための技術的診断においては一次的なインスペクションでは不十分と考える。

構造的な判断としての耐震診断（二次的なインスペクション）・建物の性能を向上させる意味において性能向上インスペクションを行う必要がある。

また、建物の調査を綿密に行いその建物の特徴を捉えること そしてクライアントの要望に応えられるのか あるいは、より魅力のあるリノベーションを提案できるのかといった点が空き家の利活用につながると考えられる。

そのためには、単に建物の表面的な状態を把握するのではなく 建物の構造（安全性）・設備・外観・立地条件・敷地の形状や状態・周辺の環境などを総合的に判断しその建物に関する提案を行うためには 調査・検査・診断を行うもののスキルが問われることになる。

現在、耐震講習・省エネルギー（設計・施工）講習・インスペクション講習等 さまざまな講習会が開催され 講習会修了者が登録されている。

講習会修了者が建物を検査・調査するにあたり 講習会の知識だけでは不十分で建築に関してはやはり建築士の持つ知識が必要であると考えられる。

これからの空き家の診断においては、建築士がインスペクションの確かな知識を得、それを調査・検査に生かしていくことが大切である。

そのことで、空き家をより良い状態に利活用していけると考える。

さらには、建物だけではなく敷地の活用・周辺環境との調和・新しい活用方法の提案を行うことが必要になる。

田中克之

1 ガイドライン策定の目的と考え方

1.1 ガイドライン策定の背景・目的

- 中古住宅は、新築時の品質や性能の違いに加えて、その後の維持管理や経年劣化の状況により物件ごとの品質等に差があることから、消費者は、その品質や性能に不安を感じている。このような中、中古住宅の売買時点の物件の状態を把握できるインスペクションサービスへのニーズが高まっている。
- 一方で、現在民間事業者により実施されている「インスペクション」といわれるサービスは、中古住宅の売買時検査のみならず、新築入居時の検査やリフォーム実施時に行うものなど様々である。
- また、目視等を中心として住宅の現況を把握するために行われる現況検査は、最も基礎的なインスペクションであるが、現場で検査等を行う者の技術力や検査基準等は事業者ごとに様々な状況にある。
- このため、本ガイドラインにおいては、中古住宅売買時の利用を前提とした目視等を中心とする基礎的なインスペクションである既存住宅の現況検査について、検査方法やサービス提供に際しての留意事項等について指針を示すこととする。これにより、事業者による適正な業務実施を通じて、既存住宅インスペクションに対する消費者等の信頼の確保と円滑な普及を図ることを目的とする。

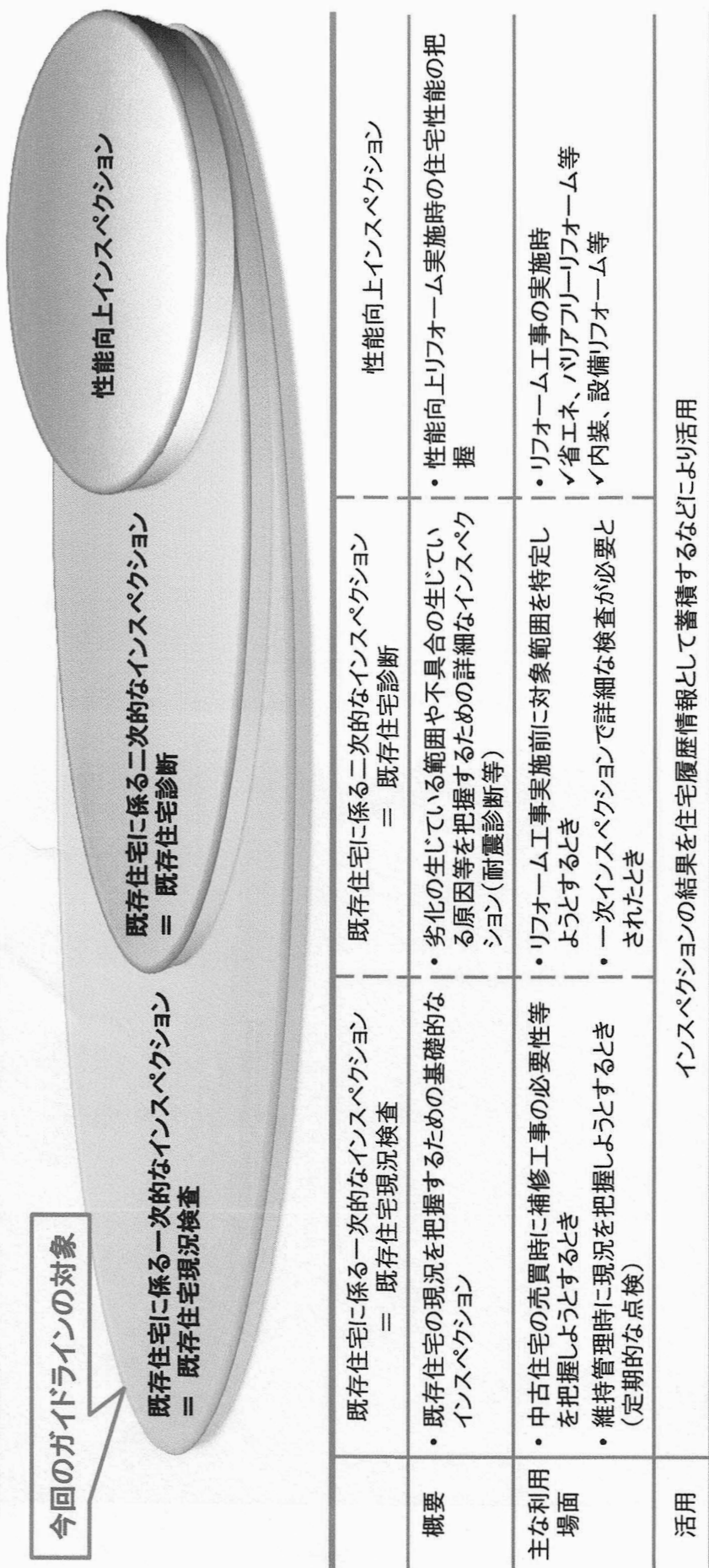
<参考>

- 現在、既存住宅を対象として行われているインスペクションは、その内容から大きく次のように分けることができ、本ガイドラインにおいては①の中古住宅売買時に行われる建物検査を対象としている。
 - ① 目視等を中心とした非破壊による現況調査を行い、構造安全性や日常生活上の支障があると考えられる劣化事象等の有無を把握しようとするもの
 - ← 既存住宅の現況把握のための基礎的なインスペクション（既存住宅に係る一次的なインスペクション）であり、中古住宅売買時の建物検査や住宅取得後の維持管理時の定期的な点検等がこれに当たる。
 - ② 破壊調査も含めた詳細な調査を行い、劣化事象等の生じている範囲を特定し、不具合の原因を総合的に判断しようとするもの
 - ← 現に、日常生活上支障が生じている場合など不具合箇所を修繕しようとする際に利用されるインスペクション（既存住宅に係る二次的なインスペクション）であり、住宅の耐震診断等はこれに当たる。
 - ③ リフォームの実施前後に現況調査・検査等を行い、住宅の劣化状況と性能を把握しようとするもの

既存住宅インスペクションの見取り図

現状：

- 現在民間事業者により実施されている「インスペクション」といわれるサービスは、中古住宅の売買時検査のみならず、新築入居時の検査やリフォーム実施時に行うものなど様々である。
- 目視等を中心として住宅の現況を把握するために行われる現況検査は、最も基礎的なインスペクションであるが、現場で検査等を行う者の技術力や検査基準等は事業者ごとに様々な状況にある。



※ 中古住宅売買時の利用を前提とした目視等を中心とする基礎的なインスペクションである既存住宅の現況検査について、検査方法やサービス提供に際しての留意事項等について指針を示す。

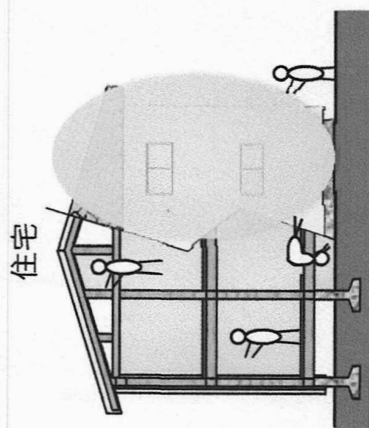
別紙

戸建住宅において共通的に検査対象とすることが考えられる項目

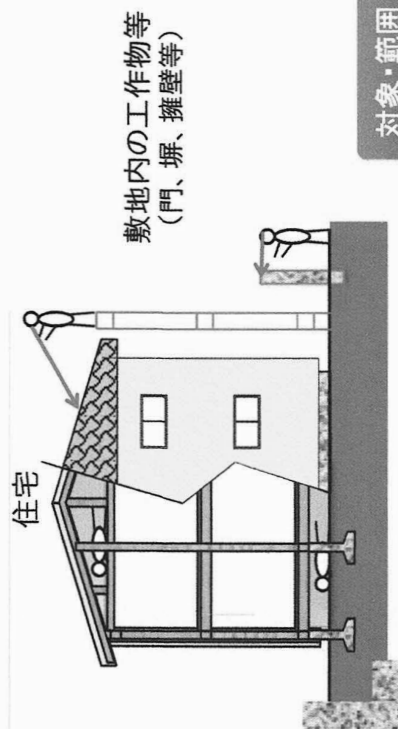
検査の観点		対象部位等	検査対象とする劣化事象等	検査方法
① 構造耐力上の安全性に問題がある可能性が高いもの	小屋組、柱・梁、床、土台・床組等の構造耐力上主要な部分		<ul style="list-style-type: none"> 構造方式に応じ、木造にあっては蟻害・腐朽が、鉄骨造にあっては腐食が、鉄筋コンクリート造にあっては基礎において検査対象とする劣化事象等が生じている状態 著しい欠損や接合不良等が生じている状態 6/1,000以上の傾斜が生じている状態(鉄筋コンクリート造その他これに類する構造を除く) 	目視、触診 打診、計測
	床、壁、柱			計測
	基礎		<ul style="list-style-type: none"> コンクリートに幅0.5mm以上のひび割れ又は深さ20mm以上の欠損が生じている状態 鉄筋コンクリート造で鉄筋が腐食している可能性が高い状態(錆汁の発生)や腐食する可能性が高い状態(鉄筋の露出) 	目視、計測
② 雨漏り・水漏れが発生している、又は発生する可能性が高いもの	外部	屋根、外壁	<ul style="list-style-type: none"> 屋根葺き材や外壁材に雨漏りが生じる可能性が高い欠損やずれが生じている状態 シーリング材や防水層に雨漏りが生じる可能性が高い破断・欠損が生じている状態 	目視
		屋外に面したサッシ等	<ul style="list-style-type: none"> 建具や建具まわりに雨漏りが生じる可能性が高い隙間や破損が生じている状態 シーリング材や防水層に雨漏りが生じる可能性が高い破断・欠損が生じている状態 	目視
	内部	小屋組、天井、内壁	<ul style="list-style-type: none"> 雨漏り又は水漏れが生じている状態(雨漏り・漏水跡を確認) 	目視
③ 設備配管に日常生活上支障のある劣化等が生じているもの	給排水	給水管、給湯管	<ul style="list-style-type: none"> 給水管の発錆による赤水が生じている状態 水漏れが生じている状態 	目視、触診 (通水)
		排水管	<ul style="list-style-type: none"> 排水管が詰まっている状態(排水の滞留を確認) 水漏れが生じている状態 	目視、触診 (通水)
	換気	換気ダクト	<ul style="list-style-type: none"> 換気ダクトが脱落し、又は接続不良により、換気不良となっている状態 	目視

既存住宅現況検査の対象範囲・部位と検査方法

【戸建住宅のイメージ】



住宅



敷地内の工作物等
(門、塀、擁壁等)

対象・範囲

少なくとも共通的に検査すべき内容

- 検査対象範囲：住宅本体
 - ・ 構造、防水に関する部分、設備配管
- 検査対象部分：通常アクセス可能な範囲
 - ・ 小屋裏、床下は点検口から目視

依頼主の意向等に応じて検査する内容

- 検査対象範囲：住宅本体に追加
 - ・ 設備機器
 - ・ 附属施設(門、塀、擁壁等)
- 検査対象部分：さらに労力を要するものを追加
 - ・ 小屋裏・床下点検口から進入して白アリ等を詳細調査
 - ・ 屋根等について足場や梯子等を用いて調査

依頼主の意向等に応じて検査する内容

- 検査対象範囲：住宅本体(同上)
- 検査対象部分：通常アクセス可能な範囲(同上)
- 検査方法：非破壊検査機器を用いた検査
 - ・ 鉄筋探査器(基礎配筋)、ファイバースコープカメラ等の活用

依頼主の意向等に応じて検査する内容

- 検査対象範囲：同上
- 検査対象部分：同上
- 検査方法：同左 / 鉄筋探査器(塀)

目視

触診・打診

計測

(レーザーレベル
等水準器、クラック
スケール等)

非破壊検査機器
を用いた検査

検査方法

破壊検査

破壊検査は除く

既存住宅一次インスペクション
(既存住宅現況検査)

共同住宅において共通的に検査対象とすることが考えられる項目

【共同住宅(専有部分)】

検査の観点	対象部位等	検査対象とする劣化事象等	検査方法
① 構造耐力上の安全性に問題がある可能性が高いもの	壁、柱、梁	<ul style="list-style-type: none"> 構造方式に応じて、鉄筋又は鉄骨が腐食している可能性が高い状態（錆汁の発生）や腐食する可能性が高い状態（鉄筋又は鉄骨の露出） 6/1,000以上の傾斜が生じている状態（鉄筋コンクリート造その他これに類する構造を除く） コンクリートに幅0.5mm以上のひび割れ又は深さ20mm以上の欠損が生じている状態 	目視 計測
	内部	<ul style="list-style-type: none"> 雨漏り又は水漏れが生じている状態（雨漏り・漏水跡を確認） 	目視
② 設備配管に日常生活上支障のある劣化等が生じているもの	給排水	<ul style="list-style-type: none"> 給水管の発錆により赤水が生じている状態 水漏れが生じている状態 	目視 通水
		<ul style="list-style-type: none"> 排水管が詰まっている状態（排水の滞留を確認） 水漏れが生じている状態 	目視 通水
	換気	<ul style="list-style-type: none"> 換気不良となっている状態 	目視

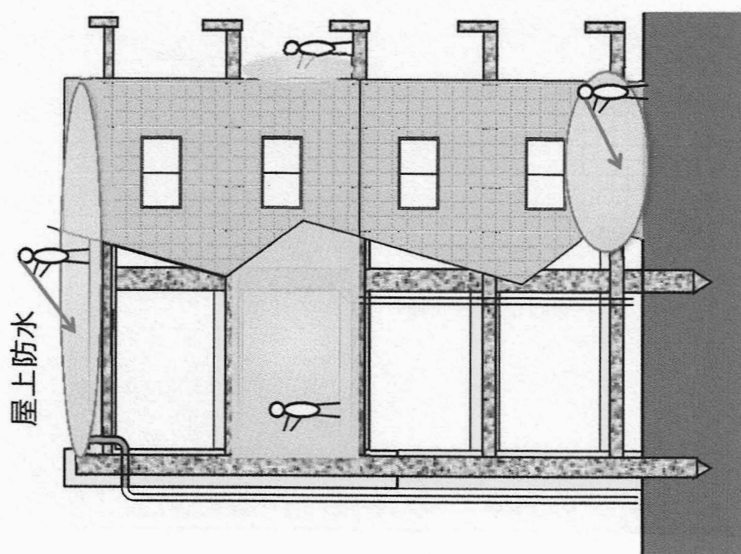
【共同住宅(専用使用部分)】

検査の観点	対象部位等	検査対象とする劣化事象等	検査方法
① 構造耐力上の安全性に問題がある可能性が高いもの	壁、柱、梁	<ul style="list-style-type: none"> 構造方式に応じて、鉄筋又は鉄骨が腐食している可能性が高い状態（錆汁の発生）や腐食する可能性が高い状態（鉄筋又は鉄骨の露出） コンクリートに幅0.5mm以上のひび割れ又は深さ20mm以上の欠損が生じている状態 	目視 計測
	外部	<ul style="list-style-type: none"> シーリング材や防水層に雨漏りが生じる可能性が高い破断・欠損が生じている状態 	目視
② 雨漏り・水漏れが発生している、又は発生する可能性が高いもの	屋外に面したサッシ等	<ul style="list-style-type: none"> 建具や建具まわりに雨漏りが生じる可能性が高い隙間や破損が生じている状態 シーリング材や防水層に雨漏りが生じる可能性が高い破断・欠損が生じている状態 	目視

注) 木造の共同住宅については、戸建住宅の検査項目を準用することが考えられる。

共同住宅における検査対象範囲・部位

【共同住宅のイメージ】



少なくとも共通的に検査すべき内容

- 検査対象範囲：住宅本体
 - ・ 構造、防水に関する部分、設備配管
- 検査対象部分：通常アクセス可能な範囲
 - ・ 専有部分
 - ・ 専用使用部分（バルコニー）

依頼主の意向等に応じて検査する内容

- 検査対象範囲：住宅本体に追加
 - ・ 設備機器 等
- 検査対象部分：共用部分
 - ・ 1階の外回り
 - ・ 当該住戸に至る共用廊下
 - ・ 屋上（防水に関する部分） 等

検査方法についての考え方は戸建住宅と同じ

地域実践活動報告（青年委員会）

【青年委員会セッション プログラム】

建築士会に求められる、公益性に対する基幹事業のひとつとして全国の地域実践活動があげられます。この活動は職能で得た専門知識を地域に還元すると共に、建築士（会）が地域社会や市民・学生とつながる役割を担っています。

青年委員会セッションとして実施する地域実践活動報告では、全国 47 単位士会の活動の中から各ブロック青年建築士が推薦する秀逸な活動事例を紹介します。また、日頃の活動を発表者や全国の仲間達との語らいながら、活動のさらなる発展、波及、研鑽、相互理解などの可能性を探るワークショップ形式の参加型テーブルディスカッションを設けております。

参加者の皆様にはアワード選考にもご協力していただきます。優秀な活動に投票していただき、最優秀賞、優秀賞を大会式典にて表彰致します。建築士会の活性化に向けた次の一步となりますよう、多くの建築士のご参加をお待ちしております。

日 時：平成 28 年 10 月 22 日（土）9:00～12:00

場 所：別府国際コンベンションセンター ビーコンプラザ 2階 レセプションホール

対 象：全国の青年建築士及び青年建築士の活動に興味のある全国の建築士

テーマ：地域実践活動報告

8：30～ 受付

9：00～ 開会挨拶 （公社）日本建築士会連合会 青年委員会 委員長 安田 和人

9：05～ 全体説明 （公社）日本建築士会連合会 青年委員会 委員 甲斐 健一

9：10～ 第一部 全体発表「地域実践活動報告」

- ①中四国ブロック （高知）武政正樹 「空き家対策調査 ～問題解決の足がかりとして～」
- ②九州ブロック （大分）後藤好信 「まちに飛び出せ 公務員建築士」
- ③東北ブロック （青森）稲見公介 「建築体験ウォッチ」
- ④東海北陸ブロック （愛知）今泉善教 「はがき de コンペ」
- ⑤近畿ブロック （京都）笥下隆司 「路地」と「小路」の銘板取り付け
- ⑥関東甲信越ブロック（長野）辻井俊恵 「建築の未来へ ～今、私たちができることから～」
- ⑦北海道ブロック （函館）工藤 誠 「木で遊ぼう！マイはし作り体験」

※発表終了後、投票を行います。

10：20～ 第二部 テーブルディスカッション 手順説明

10：25～ 休憩

10：35～ テーブルディスカッション1回目

11：00～ テーブルディスカッション2回目

11：25～ テーブルディスカッション3回目

11：45～ 投票結果発表

11：50～ 総評 （公社）日本建築士会連合会 青年委員会 委員長 安田 和人

11：55～ 閉会挨拶 （公社）日本建築士会連合会 青年委員会 副委員長 樋渡 裕輔

空き家対策調査 ～問題解決の足がかりとして～

第59回建築士会全国大会大分大会 地域実践活動報告

はじめに

平成26年春、高知県住宅課より「空き家を活かした移住者支援事業を立ち上げたい。ついては建築士会の協力を得られないか」と打診があった。折しも「空き家」や「移住」といったキーワードが社会的な認知度を高めつつあり、高知県建築士会でもヘリテージマネージャー養成講座の立ち上げを控え、住宅ストックの把握・利活用に関心が高まっている時期でもあった。そこで、単なる委託事業にとどめず、積極的に関わって行こうとの方針のもと引き受けることにした。

始動期 平成26年

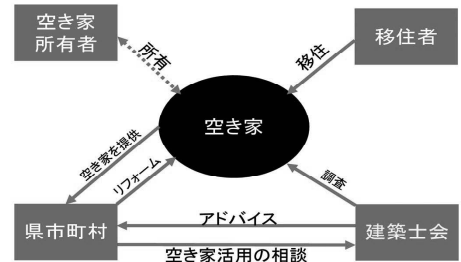
高知県住宅課が県内市町村に空き家物件のピックアップを呼びかけ、市町村から上がってきた物件を、事業者団体で構成する「居住支援協議会」が、使用可能な是非や改修提案をレクチャーした。

初年度は調査の事業化を目指すためのトライアル期間と位置付け、7物件をお試し調査。別に複数の空き家物件の下見も行った。

高知県建築士会は、青年・女性委員会と合同で「居住支援研究会」を組織。調査ツール作成やレクチャーへの講師派遣による経験の蓄積を図っていった。なお、初年度は少なくとも2物件が改修設計・工事の実施に結び付いている。

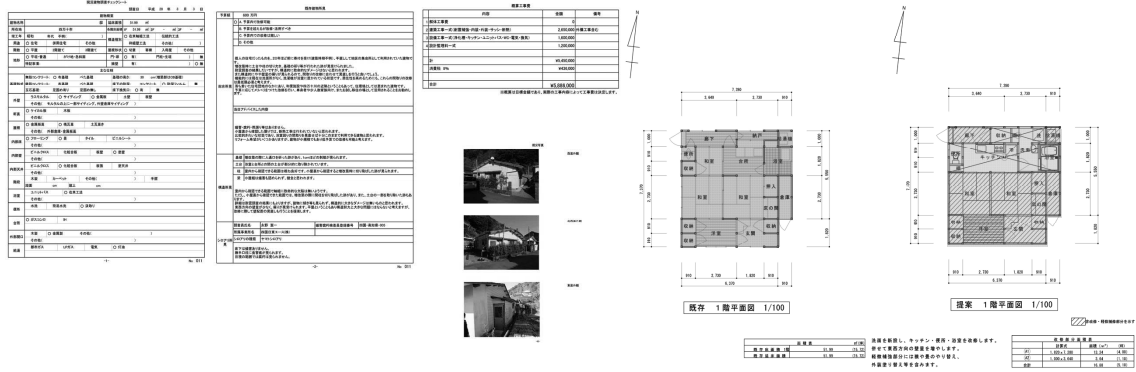
空き家の下見を行うなか高知県東部に位置する奈半利町から、町が所有し登録有形文化財を目指している空き家のコンバージョン計画についての助言を求められ、地元のまちづくりグループの協力のもと、物産館と宿泊施設の提案を行うなど、波及的活動も得られた。

空き家活用フロー図



活動期 平成27年

前年度の取り組みが好評だったため「空き家対策調査業務」として県の事業に正式決定。付属建物を含め50物件を調査する事業へとつながる。それまでの経験を踏まえ、また新たに加わる調査員のために、調査票のフォーマットをより使いやすいものへとアップデート。作業効率の向上やより密度の高い調査が行える体制を目指した。



報告書の内容は、物件概要・調査所見・概算見積・現況図・提案図・写真で構成。所見では当該建物単体の評価だけでなく、移住対象者の属性や地域の景観・歴史性に踏み込んだ視点からのアドバイス、補助金を考慮した提案内容など、専門家ならではの内容を盛り込んだものとした。なお、耐震性能については別途調査となるため、本調査では触れてはいない。最終的に480ページあまりの報告書を成果として平成27年度末に提出した。すでに改修計画を検討されている物件もあり、建築士の仕事の掘り起こしにも繋がっている。

今後の展望

高知県は引き続き空き家の掘り起こしを行いたい意向があるため、本年度も同様の事業を予定している。また、市町村が単独で空き家調査・活用提案の事業を建築士会へ依頼しようとする動きもある。この取り組みが士会活動の認知度向上にも繋がっているといえよう。

建築士会としても積極的に空き家問題に取り組もうとしている。すでに一件のプロジェクトがスタートしており、産学官と地域住民や空き家所有者が連携し、地域の街づくりについて模索する動きがある。

空き家調査の事業を通じてこれまで以上に行政や地域住民との連携を深めつつ、建築士・建築士会としての社会的役割を発揮し成果を出せる取り組みを目指していきたい。

(公 社) 高 知 県 建 築 士 会 青 年 委 員 会 ・ 女 性 委 員 会

まちに飛び出せ 公務員 建築士



空き家を巡る

空き家を買う

空き家を掃除する

空き家を壊す

空き家を使う



公益社団法人
大分県建築士会
OITA SOCIETY OF ARCHITECTS & BUILDING ENGINEERS

(公社)愛知建築士会 青年委員会

はがき de コンペ

身近にあるモノのデザインをハガキ1枚の作品にして応募しよう

はがき de コンペ

第5回 『おっ!?トイレ』

身近にあるモノのデザインをハガキ1枚の作品にして応募しよう

【開催概要】

・開催期間：2015年10月10日(土)～10月19日(日)

・開催場所：愛知建築士会 青年委員会 ほか各コンペ

・応募資格：愛知建築士会 青年委員会 ほか各コンペ

・応募方法：はがき1枚の作品を郵送にて応募

・応募料：無料

・賞状：あり

・賞品：あり

・抽選：あり

・抽選日：2015年10月20日(火)

・抽選場所：愛知建築士会 青年委員会

・抽選方法：抽選機による抽選

・抽選結果：愛知建築士会 青年委員会

・抽選結果発表：愛知建築士会 青年委員会

・抽選結果発表場所：愛知建築士会 青年委員会

・抽選結果発表時間：愛知建築士会 青年委員会

・抽選結果発表時間：愛知建築士会 青年委員会

・抽選結果発表時間：愛知建築士会 青年委員会

・抽選結果発表時間：愛知建築士会 青年委員会

・抽選結果発表時間：愛知建築士会 青年委員会

・抽選結果発表時間：愛知建築士会 青年委員会

・抽選結果発表時間：愛知建築士会 青年委員会

・抽選結果発表時間：愛知建築士会 青年委員会

・抽選結果発表時間：愛知建築士会 青年委員会

・抽選結果発表時間：愛知建築士会 青年委員会

・抽選結果発表時間：愛知建築士会 青年委員会

・抽選結果発表時間：愛知建築士会 青年委員会

・抽選結果発表時間：愛知建築士会 青年委員会

・抽選結果発表時間：愛知建築士会 青年委員会

・抽選結果発表時間：愛知建築士会 青年委員会

・抽選結果発表時間：愛知建築士会 青年委員会

・抽選結果発表時間：愛知建築士会 青年委員会

・抽選結果発表時間：愛知建築士会 青年委員会

・抽選結果発表時間：愛知建築士会 青年委員会

・抽選結果発表時間：愛知建築士会 青年委員会

・抽選結果発表時間：愛知建築士会 青年委員会

・抽選結果発表時間：愛知建築士会 青年委員会

・抽選結果発表時間：愛知建築士会 青年委員会

・抽選結果発表時間：愛知建築士会 青年委員会

・抽選結果発表時間：愛知建築士会 青年委員会

・抽選結果発表時間：愛知建築士会 青年委員会

・抽選結果発表時間：愛知建築士会 青年委員会

・抽選結果発表時間：愛知建築士会 青年委員会

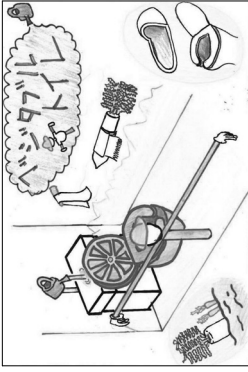
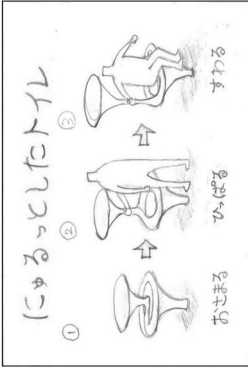
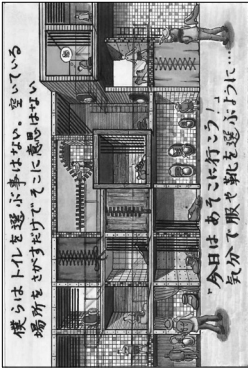
・抽選結果発表時間：愛知建築士会 青年委員会

・抽選結果発表時間：愛知建築士会 青年委員会

・抽選結果発表時間：愛知建築士会 青年委員会

・抽選結果発表時間：愛知建築士会 青年委員会

・抽選結果発表時間：愛知建築士会 青年委員会



148mm

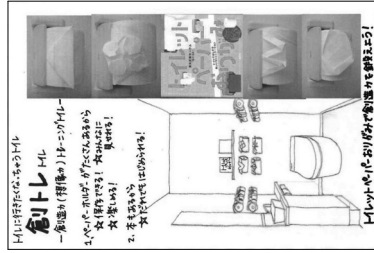
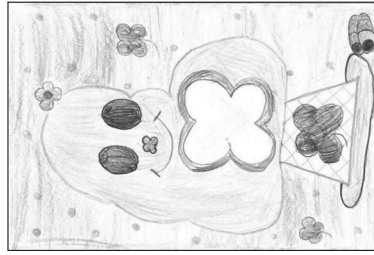
100mm

郵便はがき

〒460-0008 名古屋市中区東二丁目10-10
名古屋工業会館新ビル 2 階
(公社)愛知建築士会 青年委員会
はがきdeコンペ係 行

一応事務局へ

氏名 _____ 年齢 _____
〒 _____ 住所 _____
電話番号 _____ E-mail _____



＊ハガキの実大になります

応募作品例

『はがきdeコンペ』 って、どんな企画？

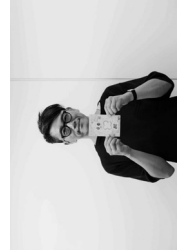
▶ 誰でも気軽に参加できる
建築コンペとして企画
ハガキ1枚の作品であれば
表現方法は自由

▶ 建築関係者に限らず
広く一般にも作品を募集
子供からお年寄りまで
幅広い年代の応募がある

▶ はがき一枚に作品を
まとめる気軽さと
難しさが同居する
個性的なコンペ

▶ デザインすることの
楽しさを通して
建築に興味を
持つてもらえれば

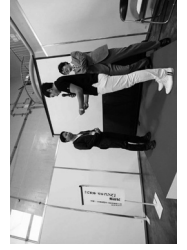
審査会



作品展



表彰式



協賛：日建学院 Rinnai TOTO 中部経済新聞社
① 公益社団法人 愛知建築士会

告知チラシ

「路地」と「小路」の銘板取り付け

～防災まちづくり見える化プロジェクト～

活動に至った経緯

京都府建築士会青年部会は京都市東山区の六原学区で活動する地域住民主体のまちづくり組織「六原まちづくり委員会」に対して、平成 23 年度より専門家の立場で空き家対策や細街路の多い密集市街地の防災性向上に向けたさまざまな取り組みを支援している。今回発表する「路地」と「小路」の銘板取り付けは平成 27 年度の支援事業であるが、それ以外にも平成 24 年度以降、防災まちづくりの観点から以下の具体的な活動を支援し続けている。

主な支援活動履歴

- ・防災まちづくり定例会議への継続参加
- ・防災まちあるき、防災まちづくりマップ作製の支援
- ・地域イベントにおける耐震セミナーの開催、行政事業の耐震ローラー作戦への協力、ワークショップなどの共催
- ・行き止まり路地の 2 方向避難確保に向けた緊急避難扉の意匠設計と設置工事支援
- ・行き止まり路地(トンネル路地)入口部の耐震補強と防火改修



防災まちづくり計画

防災まちづくりマップ



地域まちあるき・耐震ローラー作戦

防災ワークショップ



子ども向けの木工教室 木造住宅の耐震セミナー

緊急避難扉の設置

建築士会の役割と今後の展開

過去 5 年以上にわたり地域住民や行政、コンサルタントなどとの連携体制のもとさまざまな取り組みを支援してきたが、地域と一緒に目に見える課題をどのようにクリアするかを考え、建築士の立場でできることを幅広く実践している。地域とともに「永らく、粘り強く」そして「持続できる無理のない」体制を築いていくこと、そしてあくまでも主役は地域であることを念頭に、今後も地域に寄り添える関係を継続していきたいと考える。

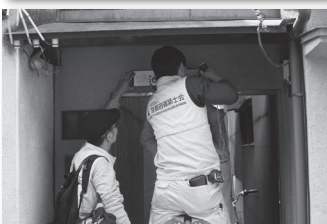


名前の無かった路地に地域住民が親しみをもてる名称がつき、しかも地域の防災性が向上した

六原学区では幅員 4.0m 未満の道と路地が地区内道路総延長の 84% を占めている。また、行き止まりの路地も 80 本と学区全体の道の本数の 37% を占めている。これまで、これらの路地には名称がなかったため、日頃から居場所を第三者に伝達するのが困難であった。もちろん、災害時や火事などの有事においても大きな問題となることが予見されていた。

平成 27 年度の防災まちづくりの取り組みでは、行き止まりの路地を「路地」、通り抜けることができる災害時 2 方向避難が可能な路地を「小路」と区別し、地域住民による路地と小路の命名プロセスを支援した。また、地域の陶芸家が制作した銘板の取付作業も支援した。

当初は災害時の安全性を念頭に計画がスタートしたが、地域住民からは「宅配事業者に場所を伝えやすくなった」、消防署からは「自分たちの活動にも便利なので、早く路地名のマップを渡して欲しい」との声が寄せられている。既に近隣の地域でも同じようなことをしたいとの声があり、路地や細街路が残る都市圏はもとより古いまちなみが残る各地の旧市街地でも応用可能な取り組みと考える。(京都市防災に関する見える化プロジェクト助成金を使用)



京都新聞 平成 28 年 4 月 9 日

近畿ブロック・京都府建築士会青年部会
「路地」と「小路」の銘板取り付け ～防災まちづくり・見える化プロジェクト～

建築の未来へ ～今、わたしたちができることから～

①活動のきっかけ



H26 委員会風景
 支部活動は活発
 が、
 青年女性は 少

建築士会

若手
 新規会員
減少

全国

若手
 建設業就業者
減少

②活動の目標

お金も時間も
 自分のために使いたい!

まずは 上伊那支部青年女性委員会を
 集いたくなくなる場にしよう! BBQ 開催

Q どうしたら若手会員が増える?
 みんな忙しい!



③活動その1

「自分のための会員活動」

「今さら聞けない実務講習会シリーズ」 開催! 27年度全6回

知りたかったことが、学べたよ!

聞きたいときに聞ける仲間ができたよ!

全部知ってる?
 知りたい!!!

NEW今さらシリーズ
 企画中
 11月 START!

建築士の資格者集団!
 様々な分野のプロフェッショナル集団!



営業
 設計
 プレゼン
 構造
 法規
 工程
 積算
 測量
 施工
 管理
 監理
 検査

③活動その2

5年前より上伊那支部では
 時代は景観だ!として
 市民と 景観ツアーなどを開催



継続事業「景観事業」

H27 駒ヶ根市より
 駒ヶ根市のビューポイント事業の
 設計施工をやってみない?
 青年女性委員会で、
 受注!
 現在施工中



委員会でデザインコンペ開催

③活動その2 発展型

「造って学ぼう!石積み左官体験
 in 駒ヶ池」2016.11.12 (土)
 市民と行う造って学ぶ建築シリーズ
 第2弾として企画中

④活動の結果

H27 委員会風景



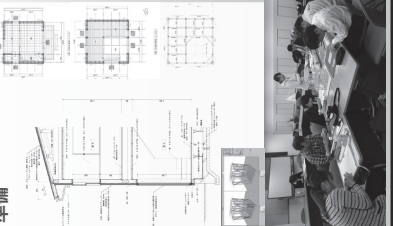
上伊那支部青年女性委員会、
 人が集う場になりました



③活動その1 発展型

当日
 + 市民 + 子供

準備



自分のための会員活動
 今さら聞けない実務講習会
 第3弾 造って学ぼう! 建築大造構造模型



2015.11.28

増えた! 定着してきた?



自分のための会員活動
 今さら聞けない実務講習会
 第2弾 SS試験結果解析手法



2015.10.16

増えた!



自分のための会員活動
 今さら聞けない実務講習会
 第4弾 木造の仕口・継手 樹種の見分け方



2015.12.13

増えた!



自分のための会員活動
 今さら聞けない実務講習会
 第5弾 いろいろな納まり～基本の「き」～



2016.1.29

増えた!



自分のための会員活動
 今さら聞けない実務講習会
 第6弾 匠が教える! 鉄骨検査のポイント



2016.3.13

増えた!

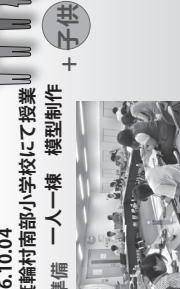


自分のための会員活動
 今さら聞けない実務講習会
 第7弾 一人一棟 模型制作



2016.10.04

自分のための会員活動
 今さら聞けない実務講習会
 第8弾 一人一棟 模型制作



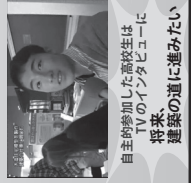
2016.10.04

自分のための会員活動
 今さら聞けない実務講習会
 第9弾 一人一棟 模型制作

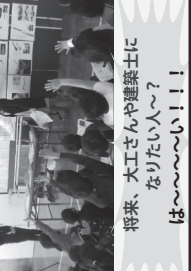


2016.10.04

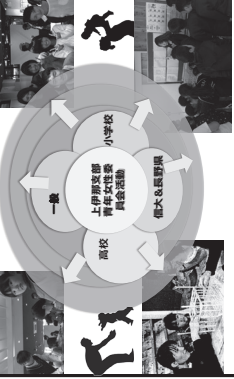
市民と行う 造って学ぶ建築シリーズ第1弾



自主的参加した高校生は
 TVのインタビュアーに
 将来、
 建築の道に進みたい



将来、大工さんや建築士に
 なりたい人へ?
 は~~~~い!!!



未来につながる建築の輪

木で遊ぼう！マイはし作り体験

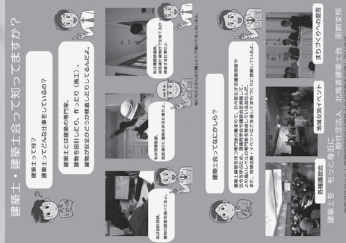
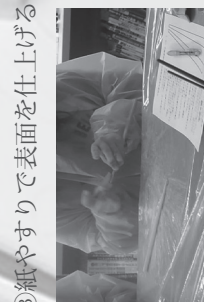
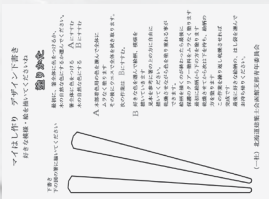
私たち北海道建築士会函館支部青年委員会は、建築士会として何か地域のために出来ないか、建築の楽しさを皆に伝えることができないうか、そして、伝えることで人手不足のこの業界を変えることが出来ないか、と考えていました。限られた予算と人員で、ものづくりの楽しさを教えたいそこで浮かんだのが『マイはし作り体験イベント』でした。

マイはし作りと建築との共通点

- 材料（木材）を加工して作る
かんながけは家づくりでいうところの切込といった感じかと思えます。木を加工して、一つのものを作っていきます。
- 仕上げを施していく。
かんながけした管に紙やすりをかけ、そして塗装を塗り仕上げていきます。それは家づくりの内外装仕上げに通じる作業です。
- 完成形をイメージし、デザインし、作る。
この全体の流れは、まさに設計から施工までの建築の流れそのもの。マイはし作りは建築の模擬体験とも言えます。

マイ管ができるまで（作業工程）

- ①自分の管をデザインする
マイはし作り 作業手順書
作る順番、順番決めておかないと、作業がスムーズに進まず、途中で止まる原因になります。
① 管のデザイン（長さ、太さ、色）
② 管の切り出し（長さ、太さ）
③ 管の削り出し（長さ、太さ）
④ 管の塗装（色、質感）
⑤ 管の組み立て（長さ、太さ）
⑥ 管の完成（長さ、太さ）
⑦ 管の完成（長さ、太さ）
⑧ 管の完成（長さ、太さ）
⑨ 管の完成（長さ、太さ）
⑩ 管の完成（長さ、太さ）
⑪ 管の完成（長さ、太さ）
⑫ 管の完成（長さ、太さ）
⑬ 管の完成（長さ、太さ）
⑭ 管の完成（長さ、太さ）
⑮ 管の完成（長さ、太さ）
⑯ 管の完成（長さ、太さ）
⑰ 管の完成（長さ、太さ）
⑱ 管の完成（長さ、太さ）
⑲ 管の完成（長さ、太さ）
⑳ 管の完成（長さ、太さ）
㉑ 管の完成（長さ、太さ）
㉒ 管の完成（長さ、太さ）
㉓ 管の完成（長さ、太さ）
㉔ 管の完成（長さ、太さ）
㉕ 管の完成（長さ、太さ）
㉖ 管の完成（長さ、太さ）
㉗ 管の完成（長さ、太さ）
㉘ 管の完成（長さ、太さ）
㉙ 管の完成（長さ、太さ）
㉚ 管の完成（長さ、太さ）
㉛ 管の完成（長さ、太さ）
㉜ 管の完成（長さ、太さ）
㉝ 管の完成（長さ、太さ）
㉞ 管の完成（長さ、太さ）
㉟ 管の完成（長さ、太さ）
㊱ 管の完成（長さ、太さ）
㊲ 管の完成（長さ、太さ）
㊳ 管の完成（長さ、太さ）
㊴ 管の完成（長さ、太さ）
㊵ 管の完成（長さ、太さ）
㊶ 管の完成（長さ、太さ）
㊷ 管の完成（長さ、太さ）
㊸ 管の完成（長さ、太さ）
㊹ 管の完成（長さ、太さ）
㊺ 管の完成（長さ、太さ）
㊻ 管の完成（長さ、太さ）
㊼ 管の完成（長さ、太さ）
㊽ 管の完成（長さ、太さ）
㊾ 管の完成（長さ、太さ）
㊿ 管の完成（長さ、太さ）
① 管の完成（長さ、太さ）
② 管の完成（長さ、太さ）
③ 管の完成（長さ、太さ）
④ 管の完成（長さ、太さ）
⑤ 管の完成（長さ、太さ）
⑥ 管の完成（長さ、太さ）
⑦ 管の完成（長さ、太さ）
⑧ 管の完成（長さ、太さ）
⑨ 管の完成（長さ、太さ）
⑩ 管の完成（長さ、太さ）
⑪ 管の完成（長さ、太さ）
⑫ 管の完成（長さ、太さ）
⑬ 管の完成（長さ、太さ）
⑭ 管の完成（長さ、太さ）
⑮ 管の完成（長さ、太さ）
⑯ 管の完成（長さ、太さ）
⑰ 管の完成（長さ、太さ）
⑱ 管の完成（長さ、太さ）
⑲ 管の完成（長さ、太さ）
⑳ 管の完成（長さ、太さ）
㉑ 管の完成（長さ、太さ）
㉒ 管の完成（長さ、太さ）
㉓ 管の完成（長さ、太さ）
㉔ 管の完成（長さ、太さ）
㉕ 管の完成（長さ、太さ）
㉖ 管の完成（長さ、太さ）
㉗ 管の完成（長さ、太さ）
㉘ 管の完成（長さ、太さ）
㉙ 管の完成（長さ、太さ）
㉚ 管の完成（長さ、太さ）
㉛ 管の完成（長さ、太さ）
㉜ 管の完成（長さ、太さ）
㉝ 管の完成（長さ、太さ）
㉞ 管の完成（長さ、太さ）
㉟ 管の完成（長さ、太さ）
㊱ 管の完成（長さ、太さ）
㊲ 管の完成（長さ、太さ）
㊳ 管の完成（長さ、太さ）
㊴ 管の完成（長さ、太さ）
㊵ 管の完成（長さ、太さ）
㊶ 管の完成（長さ、太さ）
㊷ 管の完成（長さ、太さ）
㊸ 管の完成（長さ、太さ）
㊹ 管の完成（長さ、太さ）
㊺ 管の完成（長さ、太さ）
㊻ 管の完成（長さ、太さ）
㊼ 管の完成（長さ、太さ）
㊽ 管の完成（長さ、太さ）
㊾ 管の完成（長さ、太さ）
㊿ 管の完成（長さ、太さ）
- ②木の棒にかんなをかける
専用の治具とかんなを使って八角形に削っていきます。



<イベントPR>

地元新聞紙やホームページによる事前告知を行い、イベントのPRをしています。

<建築士会のPRのために>

アンケートや建築士会のPRチラシを配ることで、このイベントが建築士会主催だということをPR

【平成 28・29 年度 連合会青年委員会 紹介】

平成 28・29 年度の連合会青年委員会は全国 7 ブロックより選任された 11 名によって委員会を組織します。建築士法 第五章 第二十二條の四に定められた団体として、また、47 都道府県建築士会で組織される建築士会連合会の常設委員会のひとつであることを念頭に「建築士の大きな輪を作ろう。魅せる建築士を目指す。」をスローガンに掲げて委員会運営を遂行いたします。



青年委員長：安田和人（近畿 B・兵庫県建築士会）

全国各地で活動されている青年建築士の皆さんの声・活動は、日々大きくなっていると感じます。

連合会青年委員会では建築士会会員全体を見据え、青年の枠にとらわれず「これからの建築業界・建築士会」を担う建築士会員の資質向上、技能・知識の向上に対する情報の提供と共有を図るとともに、諸先輩建築士会員との情報共有機関として活動していきます。

全国に存在する建築士会会員、特に若手と言われる世代が自ら「建築士会員」であることを自信を持って地域の皆さんに伝え、地域ごとで活躍し、また会員同士が繋がることで日本全体の建築業界を変える力が生まれてくると考えます。

建築士会は個人会員として入会出来る会であり、その良さを存分に生かし、今だからこそ「全国を一つに」と考え、各地域の情報共有と交流を高め、建築士（設計分野・施工分野・審査、行政、教育分野）の存在価値を周知していく活動を提案、実行していきます。

昨年度までの活動指針「ありがとうと言ってもらえる」活動の継続拡大をサポートする機関として、連合会青年委員会を運営していきます。

青年副委員長：樋渡裕輔（東北 B・秋田県建築士会）

秋田県秋田市の建設会社で現場監督をしています。建築士会の活動を通して自分に何が出来るかを学び、地域での社会貢献に役立てたいと思います。また、秋田県、東北ブロック青年建築士の活性化に貢献したいと思います。



青年副委員長：川嶋和之（近畿 B・滋賀県建築士会）

連合会青年委員会委員として、近畿ブロックより出向させて頂き、2 期目を迎えます。

年に 2 回、全国から集まってくる青年建築士の皆さんとの交流の場、意見交換の場を大事にし、また各ブロックの活動報告を他ブロックへ中継できる機関の一員として、しっかりと頑張っていきたいと思っています。

全国の皆さんとの交流を通じ、青年建築士としての地位向上につなげていきたいと思っています。2 年間、よろしく願い致します。

青年副委員長：渡辺由之（関東甲信越 B・東京建築士会）

建築士会の活動を通して、多くの方との協働の仕方を模索しています。皆様と共に多少大きめの目標掲げて、業界全体の活性化を目指して試行錯誤していくことで、私自身の成長の糧となると考えています。青年らしく、何事にも積極的に挑戦していきますので、皆様のご協力をよろしくお願い致します。



北海道 B：工藤 誠（北海道建築士会）

北海道函館市で小さな工務店を経営しております。

「スキルアップ」「地域貢献」「仲間づくり」北海道建築士会が掲げる3つのテーマに、今期は『ひろげる つなげる』をキーワードに、一般の人たちや他団体との交流を増やしていきたいと考えています。



東北 B：稲見公介（青森県建築士会）

青森県青森市で設計事務所を経営しております。

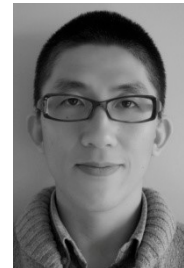
地域貢献活動を積極的に行い、建築士会や建築士の認知度を上げるべく活動しております。青森だけの活動でとどまらず、全国を巻き込んだ活動をしていきたいと考えております。



関東甲信越 B：寺澤彰訓（長野県建築士会）

建築士会に入会して7年目になります。自分の仕事を自分で作るために、建築士会を一般に広報することで仕事（建築士会の発展も含めて）につなげられないかと考え始めたところ。普段は、父と二人で設計事務所を開設しています。

単会の長野県では、県の青年・女性副委員長を務めています。



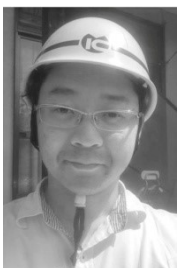
東海北陸 B：大渡誠一（三重県建築士会）

三重県松阪市にて設計事務所を営んでいます。

建築士会は活動を通して、建築人として研鑽はもちろん社会人として成長できる場であると考えています。多くの仲間と、楽しみながら、刺激し合いながら共に歩んでいきたいと思えます。

中四国 B：増田晃一（香川県建築士会）

私達は会員相互の協力によって、建築士の業務の進歩・改善と建築士の品位の向上を図り、「香川の建築文化の発展につなげること」に繋がると確信し活動を展開しています。個々が香川県の建築士のチームであることを自覚し柔軟な発想と実行力で郷土愛溢れる香川の街を造れるよう活動してまいります。建築士会の活動を通して、建築人として研鑽はもちろん社会人として成長できる場であると考え、多くの仲間と、楽しみながら刺激し合いながら共に歩んでいきたいと思えます。



九州 B：甲斐健一（熊本県建築士会）

現在熊本と言えば震災ですので少しお話し致します。悲しいことですが震災は必ず持ち回りで皆さんの県にやってきます、正直熊本県の建築士も震災の準備はできていませんでした。日頃から全国の皆さんに少しでも震災を身近に感じていただき、ご準備をしていただければと思っています。また連合会のイベントを通して全国の皆さんとの交流を通じ、全国の士会活動の良いところ、役立つところを各県に皆さんと共有することができればと思っています。今後ともよろしく願いいたします。

九州 B：道免尚史（鹿児島県建築士会）

鹿児島市で家具の設計・製造・現場施工に従事しています。

建築士会は積極的に参加・活動をすれば、自己研鑽と知識向上にこれほどの場所はないと確信しております。

委員の活動を通じて多くの方と知り合い、お互いによりスキル・レベルアップする建築士会活動につながるよう邁進していきたいと考えております。



【連合会青年委員会の活動】

連合会青年委員会の11名の委員で、主に下記イベントを企画運営や連合会青年委員会独自に情報収集及び配信（ホームページ、メール、他）を行い、47都道府県の青年委員会又は青年部会（以下「青年委員会」と言う。）の情報交流や活動成果の発表の場の提供を行っています。

◆地域実践活動表彰

全国の青年建築士が関わる地域実践活動において、活動内容及び発表が優れており、全国の青年建築士の手本となり得る活動事例を、全国大会の式典の場で表彰しています。

◆全国大会青年委員会セッション

全国大会青年委員会セッションは、47都道府県の青年委員会の主要な取り組みや連合会青年委員会の委員が着目している活動を全国の建築士会会員に知って貰う場として企画運営しています。

平成27年度全国大会石川大会においては、平成26年度の地域実践活動表彰において連合会長賞及び福島士会長賞を受賞した活動がどちらも空家対策に関わるものであり、平成27年に「空家等対策の推進に関する特別措置法」が施行されたことを受けて、「地域・自治体との連携」をテーマに空家対策に関わる活動を中心に据えてパネルディスカッションを行いました。午後の3委員会合同セッション（青年・女性・まちづくり）においては、各委員会の活動状況の共有を行いました。

◆全国建築士フォーラム

全国大会前日に集まって酒を酌み交わしている青年建築士が多かったことから、全国の青年建築士が集まってざっくばらんに意見交換の出来る場として、平成21年の全国大会やまがた大会前日に「全国青年建築士フォーラム」を開催し、その後全国大会前日に継続開催しています。

第1回	全国青年建築士フォーラム（山形） 「建築界を元気にする第一歩」
第2回	全国建築士フォーラム in 佐賀 「地域連携から建築士を考える～その先の建築士（会）へ」
第3回	全国建築士フォーラム in いばらき 「災害から学ぶ建築士の役割 ～絆から興へ～」
第4回	全国建築士フォーラム in 島根 「あつまれ建築士！ ～つながる地域実践活動発表会～」
第5回	全国建築士フォーラム in ふくしま 「地域実践活動発表会 ～見える・魅せる建築士会～」
第6回	全国建築士フォーラム in 石川 「あつまれ！青年建築士 ～魅力ある未来社会につなぐ地域実践活動～」
第7回	全国建築士フォーラム in 大分 「『魅力ある未来社会へ』 ～行動しなければ何も変わらない～」

第4回目の全国大会やまなし大会の折には、全国大会当日に地域実践活動報告会を開催する場が無くなったことから、全国大会前日に開催していた全国建築士フォーラムの場にて地域実践活動報告会を開催し、その後第5回・第6回と続けてまいりました。

今年の全国大会大分大会においては、全国大会当日に地域実践活動報告会を開催できる運びとなったことから、当初の開催目的に立ち戻り、全国の青年建築士がざっくばらんに意見交換する場としてフォーラムを開催いたしました。

フォーラムテーマは「『魅力ある未来社会へ』～行動しなければ何も変わらない～」と掲げ、前半では平成26年度全国青年委員長会議で議論して掲げた各目標に対する成果と各ブロック会青年建築士協議会の近年の取組を報告して貰い、後半では平成28年4月に発生した熊本地震を受け、

震災対応経験者の情報を基に建築士（会）が出来る大地震に対する取組を議論する場を設け、活発な情報交換を行っております。

◆全国青年委員長会議

全国青年委員長会議は、47都道府県の青年委員長又は青年部会長（以下「青年委員長」と言う。）が一堂に会し、各都道府県の青年建築士のリーダーとしての研修や情報交換、交流などを行う場として例年3月初旬に開催しています。

平成24年度	『建築士会 会員としての誇り』	平成25年3月9日（土）・10日（日）
平成25年度	『未来への架け橋』 ～青年建築士が取り組む建築施工分野の課題と対策～	平成26年3月8日（土）・9日（日）
平成26年度	『魅力ある未来社会へ』 ～行動しなければ何も変わらない～	平成27年3月7日（土）・8日（日）
平成27年度	『次世代につなげる』 ～建築（士）の魅力アピール×全国一斉アクション～	平成28年3月5日（土）・6日（日）

平成24年度及び平成25年度の全国青年委員長会議では、建設業界の現状の課題を情報共有し、一番身近な課題である『若者の人材不足』に対する対策を議論した結果、建設業界及び建築士会の『魅力の向上』の声が多く上がりました。

平成26年度は、上記協議結果を踏まえて、テーマを『魅力ある未来社会へ』～行動しなければ何も変わらない～と題し、47都道府県の青年委員会の魅力向上の為に何かしらの行動を起こすことを目的に開催しました。1日目の協議内容は、魅力ある建設業界又は建築士会とする為の参考となる全国の活動事例の共有を行い、平成28年度全国大会大分大会までに各単会で取組んでみたいと思う活動を各都道府県の青年委員長に具体的な目標として掲げていただきました。2日目には1日目で掲げた目標を実現していく際の参考となる組織運営の手法を学ぶセミナーを開催した後に、各ブロック会青年建築士協議会として魅力的な建築士会とする為に出来る取組又は単会の活動の後押の手法を具体的な目標として掲げていただきました。

上記会議で掲げた各目標に対する成果報告を第7回全国建築士フォーラム in 大分にて発表すると共に、当該報告要旨をブロック毎に纏めたものを後頁に掲載しているのでご参照ください。

平成27年度は、テーマを『次世代につなげる』～建築（士）の魅力アピール×全国一斉アクション～とし、私たちの後を担うだけでなく、私たちを将来支えてくれるであろう次世代に向けて、今何が出来るかを議論し取組むことを目的としました。1日目の協議では、最初に「次世代」としてどの世代に焦点を当てるかから始め、各種次世代に向けた全国の活動事例の共有を行い、平成29年度全国大会京都大会までに各単会で取組んでみたいと思う活動を各都道府県の青年委員長に具体的な目標として掲げていただきました。2日目には、青年建築士であり、建築を題材としたワークショップ（以下「建築WS」と言う。）を仕事にしている(一社)D&A Network代表理事の中田弾氏を講師にお招きして、建築WSの仕掛け方や参加者だけでなく運営スタッフも楽しむ手法を実際に体験し、そして単なるボランティアで終らせるのではなく建築WSの価値を適正に評価していただき、仕事に繋げていくコツを教わりました。

平成27年度全国青年委員長会議で掲げた各目標に対する成果については、報告方法は未定ですが、平成29年度全国大会京都大会において報告していただく予定です。

【全国建築士フォーラム in 大分 プログラム】

全国大会に集まる志を同じくする仲間とともに、我々が今できることを模索し実践すること、情報を共有し社会に求められる建築士の輪を全国各地へ広めていくことを目的とし、その語り合いの場として開催してきた全国建築士フォーラム。7回目を数える今回は、近年開催してきた地域実践活動報告発表会が大会当日に変更となったため、去る平成27年3月7日（土）、8日（日）に開催された平成26年度全国青年委員長会議において『魅力ある未来社会へ』をテーマに掲げ、建築士会の現状の魅力及び問題点、魅力アップの為のアイデア出しを行い、各都道府県又は各ブロックで設定頂いた目標に関する成果報告の場と致します。

また、先に発生した熊本地震や近年発生している自然災害において、我々建築士が幅広い知識・見識を持つことが必要であると考え、「災害時、私たち建築士にできること」と題し、今後発生する可能性のある未曾有の災害への対策の一助となるよう、実りある学び多き場として開催することとする。

16:00～ 受付

16:30～ 開会挨拶 （公社）日本建築士会連合会 青年委員会 副委員長 樋渡 裕輔

16:34～ 第一部 「平成26年度 全国青年委員長会議で掲げた目標の成果発表・報告会」
各ブロック発表者（9分）×7

16:45～ 第二部 「災害時、私たち建築士にできること」
熊本地震 現況報告

（公社）日本建築士会連合会 青年委員会 委員：甲斐 健一
パネルディスカッション

パネリスト：

（公社）福島県建築士会 工藤 正樹

（公社）兵庫県建築士会 坂東 賢治

（公社）熊本県建築士会 甲斐 健一

コーディネーター：

（公社）日本建築士会連合会 青年委員会 委員長 安田 和人

18:45～ テーブルディスカッション

19:45～ まとめ発表

20:05～ 総評 （公社）日本建築士会連合会 青年委員会 委員長 安田 和人

20:10～ 閉会

20:15～ 第三部 「交流会」

主催者挨拶

（公社）日本建築士会連合会 青年委員会 委員長 安田 和人
開催県青年委員長挨拶

（公社）大分県建築士会 青年委員会 委員長 伊藤 憲吾
次回開催県挨拶

（一社）京都府建築士会 青年部会 部長 黒木 要州

22:00～ 閉会挨拶 （公社）日本建築士会連合会 青年委員会 副委員長 川嶋 和之

目 標

- 次世代の子ども達に建築の魅力を伝え、次世代へつなげる
↓
【具体的には……?】
- お仕事体験イベントをバージョンアップさせる
↓
【どのように?】
- より多くの子ども達に伝わるように開催機会を増やす
(本部開催 1回から 4ブロックでの開催にする)

成果報告

- 2015.07.11 Hakodate (道南 函館)
- 2015.09.26 Nayoro (道北 名寄)
- 2015.10.31 Soya (道北 宗谷)
- 2015.11.14 Kitami (道東 北見)
- 2015.12.13 Ebetsu (道央 江別)

建築士・建築士会・建築を一般の方々にもっと知ってもらい
次世代を担う子ども達に、建築やモノづくりの楽しさ・すばらしさを伝える

『ひろげる つなげる』

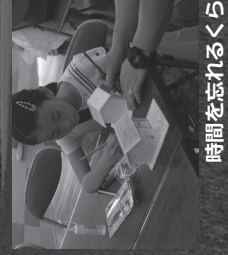
Action policy



子ども達の笑顔



「おじさん！僕 建築士になりたいんだ！！」



時間を忘れるくらい夢中になる

青年委員長



なおちゃん

道央ブロック長



やっち

道北ブロック長



まあくん

道東ブロック長



いいちちゃん

道南ブロック長



代官
東興林

10都県施設見学会の実施報告

平成27年3月 日

公益社団法人日本建築士会連合会
 会長 三井 所 典 興 様
 関東甲信越建築士会ブロック会
 会長 岡田 義 治 様

関東甲信越建築士会ブロック会
 青年協議会会長 飯島 洋 彦

一級建築士設計製図試験の「課題施設見学会」実施についてのご案内

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
 日頃本会諸活動についてご理解ご協力を賜り深謝申し上げます。
 さて、3月7～8日に開催されました全国若年委員長会議にて平成27年度の活動目標を定めるに際し、我々関東甲信越ブロックでは下記の目標を定め、そのためのツールとして見学会をブロック全体で行いたいと発表しました。
 また、その後の本会若年協議会理事会において、その具体的な課題について検討しましたが、各単位士会の了解に基づき、課題施設の検索、見学許可、資料提供等実施し様々な課題がある事が判明しました。また、本会側は受験者との事前交流が出来る為有益な人脈促進企画であり我々関ブロ全都県での実施は基より全国の各士会で実施すべきと考えます。
 ついては、ブロック会並びに貴会のご支援ご協力を賜りたく何卒よろしくお申し込み申し上げます。
 敬具

記

平成27年度活動目標
 ・建築士試験合格者数の10%の新規入会者を獲得する。

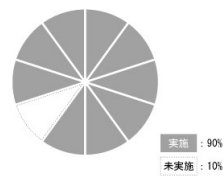
実施活動
 ・一級建築士設計製図試験の「課題施設見学会」実施
 ・資格学校の合格祝賀会等の建築士PRの実施
 ・建築士免許証の交付式及び、新規登録者セミナーの実施

実施における課題点、協力依頼点
 ・見学会実施に際して委員会委員が引率者として受験者と交流することの許可。
 ・課題施設の探索、及び見学許可、資料提供依頼の協力
 ・見学会実施費用の助成



平成28年度 一級製図試験課題施設見学会 各県実施報告

県名	開催日	製図試験 受験予定 者数	参加者数	備考	参加費	告知方法等	参加者の合格者 合格率	アプローチ等
埼玉	9月3日(土)	553	6名		¥500	会員へのメール告知		埼玉建築士会サイト 埼玉会員紹介
茨城	8月20日(土) (10:00～12:00)	68	55名 (内、他都県応募者12名)		すべて無料	書く資格学校へ周知 ホームページ上で告知 各行政へ周知	昨年は、参加者33名中 6名の合格者が出た	合格者には、アンケートに 記載されたメールアドレスへ 祝福メール送信
長野	8月6日(土) (9:00～11:25) 二会場及五見学	60	29名 (内、講師2名)		無料	日建学院、総合資格にて 直接案内	昨年は、参加者61名中 19名の合格者が出た (約31%)	合格祝福メール送信 資格学校祝賀会参加
新潟	8月20日(土) 8月27日(土) 18:00～19:00	116	27名 (長岡市開催)27名 (新潟)開催6名	見守は 2施設各1回 (2施設を 午前中に見学)	無料	H.P.、F.Bにて広報 白壁学園、総合資格学院 へ案内文を配布	昨年度未実施	免許交付式・祝賀会の開催 連絡先を得て動員活動
千葉	9月2日(金) (14:45～16:45)	477	53名 (内、他都県応募者7名)		会員：無料 非会員：500円	各資格学校へ周知 H.P.、F.Bにて広報	昨年は、参加者51名中 26名の合格者が出た (約51%)	免許交付式開催 資格学校祝賀会参加 (昨年度)
群馬	8月13日(土) ①(9:00～13:00) ②(13:00～16:00)	100	15名 (内、他都県応募者5名)		スタッフ 別途4人	無料	日建学院、総合資格にて直接案内 ブログ、facebookページで告知	合格祝福メール送信 勉強会の案内
山梨	未実施							
神奈川	8月11日(祝・木) 9:30～12:30	750	120名(応募181名) (内、他都県応募者8名)		会員：無料 非会員：500円	チラシ：受験予備校の 受講生1,200名 会員は本ホームページにて。 青年委員団紹介、会員種を 創設し2日前から先行受付を開始		
栃木	8月27日(土) 10:00～12:00	92	16名(応募8名)	スタッフ:8名	会員：無料 非会員：500円	会員：会費にチラシ封入 学科試験上にチラシを置く(配布)		
東京	8月17日(水)2回 8月27日(土)2回 計4回	2,087	1回目26名、2回目24名 1回目24名、2回目23名 計97名	応募総数 200名	¥500円 (資料代として)	資格学校へのチラシ案内、 青年F.B.、士会H.Pの告知。 申込は、士会H.PでのWEB申込	昨年は157名中84名 (53.5%)、要1回(80.7%)と、 要2回(14.0%)を 大きく上回った。	参加お礼メールの送付
		4,303	422名					





建築士会 × 大学生



K.I.T. 金沢工業大学

目標及び達成度

objective and attainment

- 子ども、学生、建築士がアイデアの交換ができる。
→ 大学生との5回にわたる打ち合わせを重ねた結果、様々な意見を反映したイベントにつながり、当日は子ども達と積極的な意見交換もできたので大変満足できた。
- 建築士の知識を発表できるイベントをする。
→ 木材の知識、建具の技術や耐震性の大切さを参加者に楽しく理解してもらえたので大変満足できた。

建築士知識



大学生発想力



知識
knowledge



技術
Skill



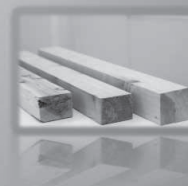
防災
Disaster prevention

木材知識



樹種当てクイズ

- 実際の木材に触れ、香りを楽しむことにより身近に感じてもらう。



建具技術



星型組子コースター体験

- 組子を組み立てる時の難しさや面白さを知り、建築に興味を持ってもらう。



耐震性



耐震実験映像の放映

- 地震の対応と耐震の重要性や診断改修方法の説明により、住宅耐震の大切さを学んでもらう。





東北は一つ・・・

東北ブロック大会の強化と各県持ち回り開催
福島県から始まり・・・今年は山形へ・・・

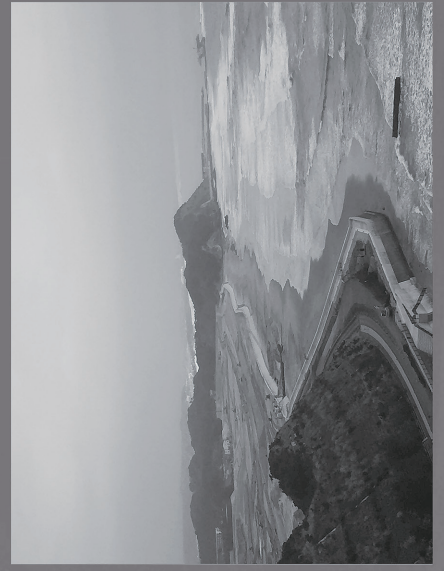
東北ブロック

青森県 秋田県
岩手県 山形県
宮城県 福島県

6県すべて 進捗率 100%

東北のハイから始まる、復興の狼煙・・・
東北ブロック大会 in いわき市

初日の地域白鷺活動発表会、基調講演から・・・
フラガールの素晴らしいダンス・・・
二日目の復興状況確認のバスツアー・・・





パッションからつながるkizuna in 鹿児島

2016年2月13日(土)

私たち建築士と建築に関わる人たちふれあい、大いに盛り上がるイベントを開催!!

沖縄→佐賀→宮崎に続いて今年も鹿児島!

建築士の職能を生かしていくつかのセッションを設けて建築に関わる人への理解、ひいては建築士への理解をいただける大会を開催しました。



第1分科会

ARCHITECT SWING SESSION
～建築士はここにどんな夢を見るか?～

若手建築人によるワークショップ&ディスカッション。20名前後の建築人でちょっと真面目に、熱く建築を語る分科会でした。



第2分科会

焙煎珈琲とかごんま弁講座
～椿油のお土産付き～

ドルフィンポートからフェリーで桜島へ。
椿油絞り体験、珈琲焙煎体験、スイーツを楽しむながらの鹿児島弁講座を開催しました。



第3分科会

県対抗ソフトバレー大会
～アミュランの観覧車付き～


寒さなんて吹き飛ばせ!
日頃のストレス解消に!各県1チームとなり、6人制のソフトバレーを楽しみました。



第4分科会

産業革命遺産(世界文化遺産予定)
～見学ツアー～

明治日本の産業革命遺産九州・山口と関連地域に選定された鹿児島の遺産を見学するバスツアー。なかなか行けない場所ばかりでした。



第5分科会

パッション婚活in鹿児島
～ガチでやります!～

思いがけない「出会い」が待っている…。
ガチな婚活パーティを行いました。
ステキな出会いがあったかも!!



木造住宅耐震化工事誘発モデル事業 にむけての取り組み

中国四国ブロック 徳島県建築士会 菟田勉



木造住宅耐震化工事誘発モデル事業への
プロジェクトチーム



対談
実現せず



高校生の木造住宅耐震診断体験



知事との「わくわくトーク」に向け
空き家・木造耐震化推進への
勉強会・ワークショップ



お菓子の家

「木造住宅耐震化推進」コラボイベント
お菓子の家を作ろう!
木工体験-キミも大工さん~
お子様と一緒に建築の楽しさと建築の大切さを学びませんか?
日時 **9月25日(日)**
会場 **徳島駅クレメントプラザ4Fイベント広場前**
(徳島県庁内)

① 楽しい!「お菓子の家」を作ろう! ② 知事木工体験 -キミも大工さん~
ワークショップの体験コーナーの場、木工体験コーナーは、木工の楽しさを体験しながら、建築の大切さを学びます。また、建築士の仕事や建築の歴史についても学びます。お菓子の家をテーマに、建築の楽しさと大切さを学びます。また、建築士の仕事や建築の歴史についても学びます。

時間 前 10:30 - 12:30 (9:30開場) 12:30 - 14:00 (12:30開場)
14:00 - 16:00 (14:00開場) 16:00 - 18:00 (16:00開場)
会場 前 20名 (10名以上) 木工体験会場 定員 20名 (10名以上) 木工体験会場
参加費 500円 (10歳未満は200円) ※参加費 無料
※事前申し込みが必要
※お菓子の家をテーマにした木工体験の体験キットをご用意
※親子で楽しむことのできる木工体験、木工体験

お問い合わせ先 徳島県建設部 建築課 087-221-2813
※お問い合わせ先 徳島県建設部 建築課 087-221-2813

宝の島 徳島県 わくわくトーク



知事とのわくわくトーク



大工体験



模型を作る知事



シェルター1/10模型



環境部会活動報告と今後の展開

第59回建築士会全国大会「大分大会」

連合会環境部会セッション

「気候風土型住宅・省エネガイドラインについて考える」

日時：平成28年10月22日（土）13：00～14：30

場所：大分県「別府コンベンションセンター ビーコンプラザ3階 小会議室31」

1. 開会挨拶（13：00～13：05）

東京建築士会会長・日本建築士会連合会環境部会部会長 中村 勉

2. 報告（13：05～13：45）40分

「住宅の省エネ施策の最近の動向～気候風土適応住宅の認定など」

国土交通省住宅局住宅生産課建築環境企画室長 山下英和

「熊本県における気候風土適応住宅に向けて」

熊本県建築士会・(有)FU設計 梅田 彰

「京都市における気候風土適応住宅について」

京都市 都市計画局 住宅室 住宅政策課 企画担当課長 岡田 圭司

3. パネルディスカッション（13：45～14：30）45分

コーディネーター 篠 節子（東京建築士会・環境部会副部会長）

パネリスト 山下 英和（国土交通省住宅局住宅生産課建築環境企画室長）

梅田 彰（熊本県建築士会・(有)FU設計）

岡田 圭司（京都市都市計画局住宅室住宅政策課企画担当課長）

第59回建築士会全国大会「大分大会」環境部会セッション(平成28年10月22日)

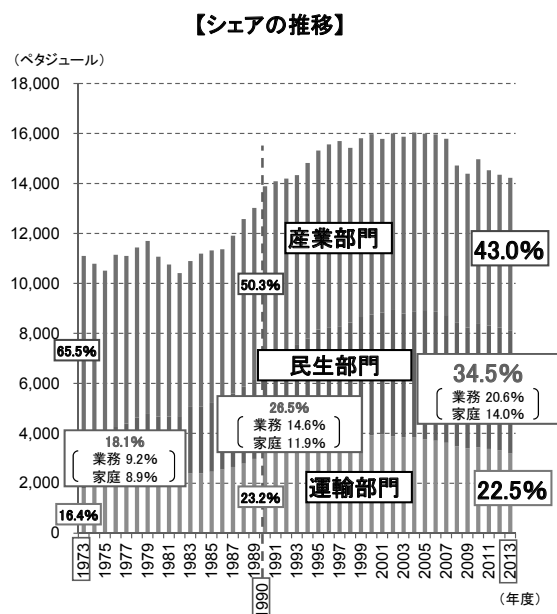
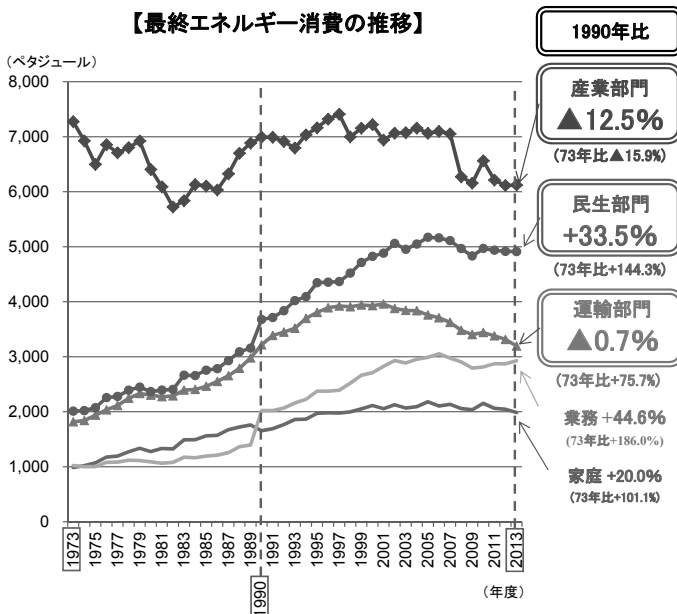
住宅の省エネ施策の最近の動向 ～気候風土適応住宅の認定など

国土交通省住宅局住宅生産課
建築環境企画室長 山下 英和

住宅・建築物の性能向上の必要性 (部門別のエネルギー消費の推移)

●他部門(産業・運輸)が減少する中、民生部門(業務・家庭)のエネルギー消費量は著しく増加し(90年比で約34%増、73年比で約2.4倍)、現在では全エネルギー消費量の1/3を占めている。

⇒ 建築物における省エネルギー対策の抜本的強化が必要不可欠。



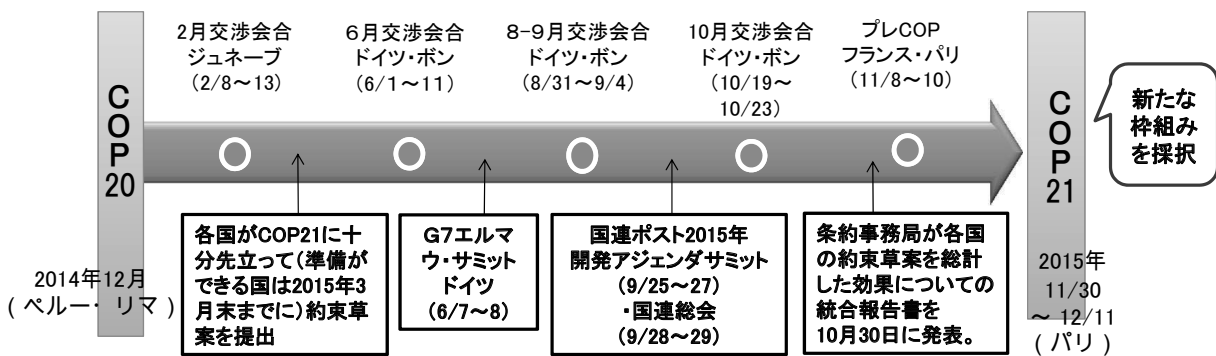
出典:平成25年度エネルギー需給実績(速報)(資源エネルギー庁)

出典:平成25年度エネルギー需給実績(速報)(資源エネルギー庁) 1

パリ協定を踏まえた地球温暖化対策（日本の約束草案）

- わが国が提出した約束草案（2020年以降の削減目標）は、**2030年度に2013年度比▲26.0%（2005年度比▲25.4%）**とする。
- これは、エネルギーミックスと整合的なものとなるよう、技術的制約、コスト面の課題などを十分に考慮した**裏付けのある対策・施策や技術の積み上げによる実現可能な削減目標。削減率やGDP当たり・1人当たり排出量等を総合的に勘案すると、国際的にも遜色のない野心的な水準。**
- 我が国の温室効果ガス排出量の9割を占めるエネルギー起源CO₂の排出量は、**2013年度比▲25.0%**

各部門の排出量の目安：	産業部門	約▲7%
	業務その他部門	約▲40%
	家庭部門	約▲39%
	運輸部門	約▲28%
	エネルギー転換部門	約▲28%



我が国の省エネルギー政策の全体像（省エネ法の概要）

- 省エネ法は、我が国の省エネ政策の根幹。石油危機を契機として1979年に制定。
- 産業・業務・家庭・運輸の各部門におけるエネルギーの効率向上を求めている。

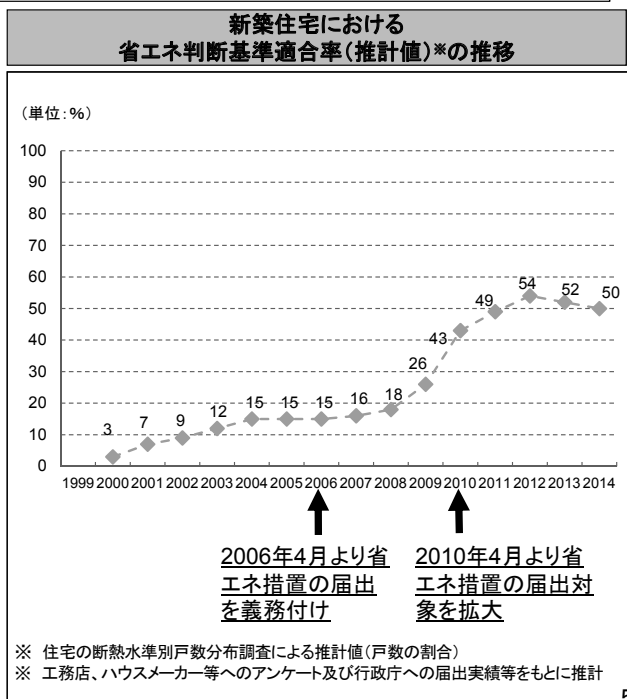
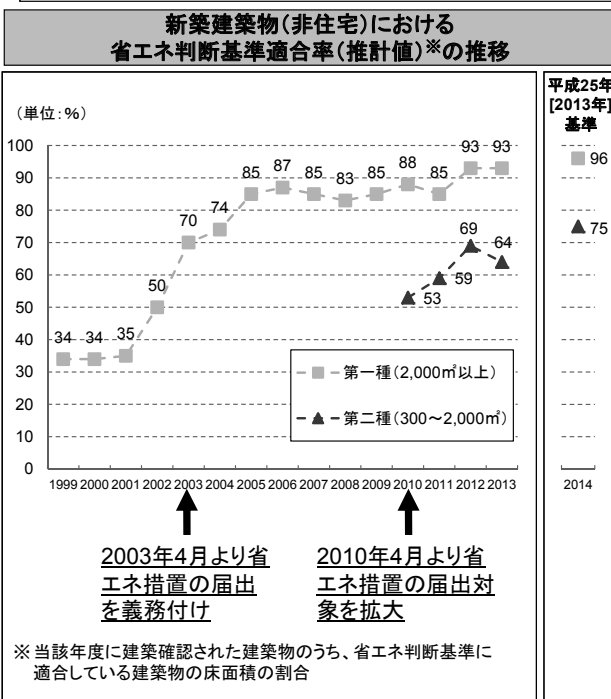
<p>工場・事業場</p> <p>事業者の努力義務・判断基準の公表</p> <p>○特定事業者・特定連鎖化事業者 (エネルギー使用量1,500kL/年)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エネルギー管理者等の選任義務 ・エネルギー使用状況等の定期報告義務 ・中長期計画の提出義務 	<p>運輸</p> <p>事業者の努力義務・判断基準の公表</p> <p>○特定輸送事業者(貨物・旅客) (保有車両数 トラック200台以上、鉄道300両以上等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中長期計画の提出義務 ・エネルギー使用状況等の定期報告義務 <p>○特定荷主 (年間輸送量が3,000万トンキロ以上)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画の提出義務 ・委託輸送に係るエネルギー使用状況等の定期報告義務 	<p>住宅・建築物</p> <p>建築主・所有者の努力義務・判断基準の公表</p> <p>○特定建築物 (延べ床面積300㎡以上)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新築、大規模改修を行う建築主等の省エネ措置に係る届出義務等 <p>○住宅供給事業者 (年間150戸以上)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・供給する建売戸建住宅の省エネ性能向上に関する基準への対応努力義務
<p>機械器具</p> <p>エネルギー消費機器の製造・輸入事業者の努力義務・判断基準の公表</p> <p>トプラナー制度(29機器)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乗用自動車、エアコン、テレビ等のそれぞれの機器において商品化されている最も優れた機器の性能以上にすることを求める。(家庭のエネルギー消費量の約7割をカバー) 	<p>一般消費者への情報提供</p> <p>事業者の一般消費者への情報提供の努力義務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家電等の小売業者による店頭での分かりやすい省エネ情報(年間消費電力、燃費等)の提供 ・電力・ガス会社等による省エネ機器普及や情報提供等 	

住宅・建築物の省エネ施策展開の概要

分類	1970～	1980～	1990～	2000～	2010～
① 省エネ法に基づく規制		<ul style="list-style-type: none"> 1979年～ 省エネ法(努力義務) 1980年～ 省エネ基準1980年版 	<ul style="list-style-type: none"> 1992年～ 住宅1992年版(強化) 1993年～ 非住宅1993年版(強化) 1999年～ 省エネ基準1999年版(強化) 	<ul style="list-style-type: none"> 2003年～ (届出義務) [2000㎡以上の非住宅建築物の建築] 2006年～ (届出義務の拡大) [2,000㎡以上の住宅の建築] [2,000㎡以上の住宅・建築物の大規模改修等] 2009年～ (住宅トップランナー制度の導入) [住宅専業建築主(150戸/年以上)が新築する戸建住宅] 2010年～ (届出義務の拡大) [300㎡以上の住宅・建築物の建築] 2013年～ 省エネ基準2013年版(一次エネルギー消費量基準) 	
	② 省エネ性能の表示・情報提供				<ul style="list-style-type: none"> 2000年～ <住宅の品質確保の促進等に関する法律> 住宅性能表示制度 2001年～ 建築環境総合性能評価システム(CASBEE) 2009年～ <省エネ法> 住宅省エネラベル 2014年～ 建築物省エネルギー性能表示制度(BELS)
③ インセンティブの付与				<ul style="list-style-type: none"> 2007年～ フラット35S(住宅ローン金利優遇) 2008年～ 住宅・建築物省CO2先導事業 2008年～ 省エネ改修推進事業 2010年～ 住宅エコポイント 2012年～ 住宅のゼロ・エネルギー化推進事業 2014年～ 長期優良住宅化リフォーム推進事業 2014年～ スマートウェルネス住宅等推進事業 	<ul style="list-style-type: none"> 2008年～ 省エネリフォーム促進税制 2013年～ 建築物の省エネ投資促進税制 2009年～ <長期優良住宅の普及の促進に関する法律> 長期優良住宅認定制度(住宅ローン減税、固定資産税引き下げ等) 2012年～ <都市の低炭素化の促進に関する法律> 低炭素建築物認定制度(住宅ローン減税等)

省エネ基準適合率の推移

- ・ 大規模建築物(非住宅)については、これまでの規制強化により、省エネ基準適合率が約9割に達している。
- ・ 住宅については、かつては20%未満であった省エネ基準適合率が、近年約5割に達している。



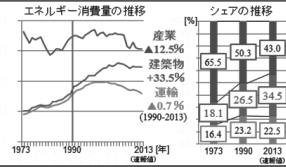
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律

(平成27年法律第53号、7月8日公布)
 <施行予定日:規制措置は公布日から2年以内、誘導措置は平成28年4月1日>

社会経済情勢の変化に伴い建築物におけるエネルギーの消費量が著しく増加していることに鑑み、建築物のエネルギー消費性能の向上を図るため、住宅以外の一定規模以上の建築物のエネルギー消費性能基準への適合義務の創設、エネルギー消費性能向上計画の認定制度の創設等の措置を講ずる。

背景・必要性

- 我が国のエネルギー需給は、特に東日本大震災以降一層逼迫しており、国民生活や経済活動への支障が懸念されている。
- 他部門(産業・運輸)が減少する中、建築物部門のエネルギー消費量は著しく増加し、現在では全体の1/3を占めている。
- ⇒建築物部門の省エネ対策の抜本的強化が必要不可欠。



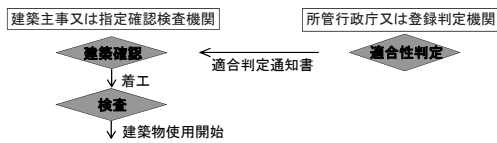
法案の概要

● 基本方針の策定(国土交通大臣)、建築主等の努力義務、建築主等に対する指導助言

特定建築物 一定規模以上の非住宅建築物(政令: 2000㎡)

省エネ基準適合義務・適合性判定

- ① 新築時等に、建築物のエネルギー消費性能基準(省エネ基準)への**適合義務**
- ② 基準適合について所管行政庁又は登録判定機関(創設)の**判定を受ける義務**
- ③ 建築基準法に基づく建築確認手続きに連動させることにより、実効性を確保。



その他の建築物 一定規模以上の建築物(政令: 300㎡) ※特定建築物を除く

届出

一定規模以上の新築、増改築に係る計画の所管行政庁への**届出義務**
 <省エネ基準に適合しない場合>
 必要に応じて所管行政庁が**指示・命令**

住宅事業建築主*が新築する一戸建て住宅

住宅トップランナー制度

住宅事業建築主に対して、その供給する建売戸建住宅に関する省エネ性能の基準(住宅トップランナー基準)を定め、省エネ性能の向上を誘導
 <住宅トップランナー基準に適合しない場合>
 一定数(政令: 年間150戸)以上新築する事業者に対しては、必要に応じて大臣が**勧告・公表・命令**

規制措置

誘導措置

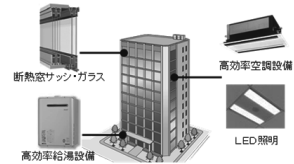
エネルギー消費性能の表示

建築物の所有者は、建築物が**省エネ基準に適合**することについて所管行政庁の認定を受けると、その旨の表示をすることができる。

省エネ性能向上計画の認定、容積率特例

新築又は改修の計画が、**誘導基準に適合**すること等について所管行政庁の認定を受けると、**容積率の特例***を受けることができる。
 *省エネ性能向上のための設備について通常の建築物の床面積を超える部分を不算入

[省エネ性能向上のための措置例]



- その他所要の措置(新技術の評価のための大臣認定制度の創設 等)

省エネ法と建築物省エネ法の比較概要(新築に係る措置)

		省エネ法 エネルギーの使用の合理化等に関する法律	建築物省エネ法 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律
大規模建築物 (2,000㎡以上)	非住宅	第一種特定建築物 届出義務 【著しく不十分な場合、指示・命令等】	特定建築物 適合義務 【建築確認手続きに連動】
	住宅	届出義務 【著しく不十分な場合、指示・命令等】	届出義務 【基準に適合せず、必要と認める場合、指示・命令等】
中規模建築物 (300㎡以上 2,000㎡未満)	非住宅	第二種特定建築物 届出義務 【著しく不十分な場合、勧告】	届出義務 【基準に適合せず、必要と認める場合、指示・命令等】
	住宅	努力義務	努力義務
小規模建築物 (300㎡未満)	住宅事業建築主 (住宅トップランナー)	努力義務 【必要と認める場合、勧告・命令等】	努力義務 【必要と認める場合、勧告・命令等】

日本再興戦略における住宅・建築物の省エネ化の位置付け

テーマ2: クリーン・経済的なエネルギー需給の実現 (本文) <平成25年6月14日閣議決定>

(2) 個別の社会像と実現に向けた取組 ③ エネルギーを賢く消費する社会

Ⅱ) 解決の方向性と戦略分野 (市場・産業) 及び当面の主要施策

(略) また、近年エネルギー消費量が著しく増大 (石油危機以降2.5倍) している家庭・業務部門を中心とした省エネの最大限の推進を図る。そのため、燃料電池の導入や住宅・ビルの省エネ基準の段階的適合義務化、既存住宅・ビルの省エネ改修の促進、トップランナー制度の適用拡充、ネット・ゼロ・エネルギー化等を図る。また、生活の質を向上させつつエネルギー消費量を削減するライフスタイルの普及を進める。

○ 住宅・建築物の省エネ基準の段階的適合義務化

- ・ 規制の必要性や程度、バランス等を十分に勘案しながら、2020年までに新築住宅・建築物について段階的に省エネ基準への適合を義務化する。これに向けて、中小工務店・大工の施工技術向上や伝統的木造住宅の位置付け等に十分配慮しつつ、円滑な実施のための環境整備に取り組む。
- ・ 具体的には、省エネルギー対策の一層の普及や住宅・建築物や建材・機器等の省エネルギー化に資する新技術・新サービス・工法の開発支援等を実施する。

中短期工程表「環境・エネルギー制約の克服と投資の拡大③」 <平成28年6月2日閣議決定>

	2013年度～2015年度	2016年度			2017年度	2018年度	2019年度～	KPI
		規制基準 規制改正要望等	秋	年末	通常国会			
徹底した省エネルギーの推進	<p><民生部門における省エネの推進></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 省エネ基準に一次エネルギー消費量基準を導入 (2015年4月完全施行) ・ 一次エネルギー消費量等級を住宅性能評価基準に導入 (2014年2月) 「建築物省エネルギー性能表示制度 (BELS)」を開始 (2014年4月) ・ 環境・ストック活用推進事業等による住宅・建築物の省エネ化の推進 ・ 大工・工務店向け省エネ技術講習会を実施 ・ 大規模建築物の省エネ基準への適合義務等を措置した「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 (建築物省エネ法)」が成立 (2015年7月) ・ 建築物省エネ法に基づく表示制度等が施行、「建築物省エネルギー性能表示制度 (BELS)」の評価対象に新たに住宅を追加 (2016年4月) 							<ul style="list-style-type: none"> ・ 2030年の新築住宅及び新築建築物について平均で ZEH、ZEBの実現を目指す <p>【補助指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2020年の新築住宅の省エネ基準適合率を100%とし、ハウスメーカー等の新築注文戸建の過半数をネット・ゼロ・エネルギー・ハウス化する ・ 2020年の新築ビルの省エネ基準適合率を100%とし、新築公共建築物等でネット・ゼロ・エネルギービルの実現を目指す

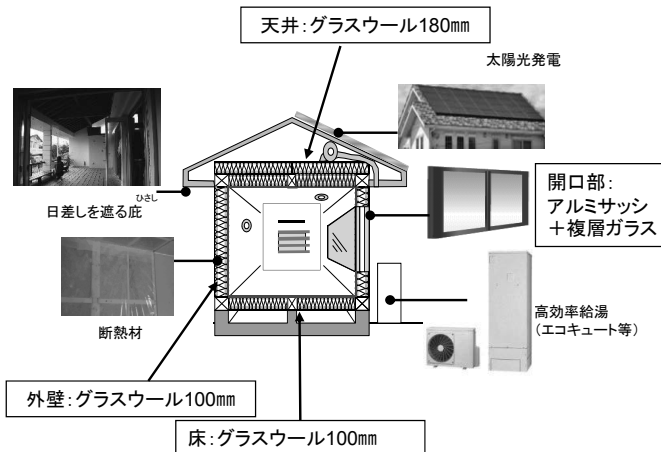
住宅の省エネ基準

【基準の概要】

外皮基準	外壁、窓等を通しての熱の損失の設計値が基準値以下となればよい
一次エネ基準	一次エネルギー消費量の設計値が基準値以下となればよい

「一次エネルギー消費量」
 = 暖冷房エネルギー消費量 + 換気エネルギー消費量 + 照明エネルギー消費量 + 給湯エネルギー消費量 + その他エネルギー消費量 (家電等) - 太陽光発電等による創エネ量

【住宅の省エネ措置のイメージ】



地域		基準適合仕様例			
		グラスウールの厚み [mm]			窓
地域区分	地域例	天井	外壁	床	
1、2	北海道 など	260	150	150	アルミ樹脂複合サッシ + Low-E
3	青森、岩手、秋田 など	180	100	150	アルミ樹脂複合サッシ + Low-E
4	宮城、山形、新潟、長野 など	180	100	100	アルミ樹脂複合サッシ + 複層ガラス
5、6	東京、大阪、愛知、福岡、大分 など	180	100	100	アルミサッシ + 複層ガラス
7	宮崎、鹿児島 など	180	100	100	アルミサッシ + 複層ガラス
8	沖縄	180	-	-	アルミサッシ + 複層ガラス

省エネ基準における伝統的木造住宅の取扱い（今後の検討課題）

伝統的木造住宅

土塗壁



大きな窓



一般的に高い断熱性を確保するのが難しい場合がある。

両側真壁の土壁住宅の外壁構造例



（一般的な木造住宅の外壁構造例）



断熱可能スペース(100mm)

伝統的な木造住宅への配慮

日本再興戦略(平成25年6月閣議決定)(抜粋)
テーマ2「クリーン・経済的なエネルギー需給の実現」

(2) 個別の社会像と実現に向けた取組

③ エネルギーを賢く消費する社会

○住宅・建築物の省エネ基準の段階的適合義務化

規制の必要性や程度、バランス等を十分に勘案しながら、2020年までに新築住宅・建築物について段階的に省エネ基準への適合を義務化する。これに向けて、中小工務店・大工の施工技術向上や伝統的木造住宅の位置付け等に十分配慮しつつ、円滑な実施のための環境整備に取り組む。

具体的には、省エネルギー対策の一層の普及や住宅・建築物や建材・機器等の省エネルギー化に資する新技術・新サービス・工法の開発支援等を実施する。

建築物省エネ法に対する附帯決議(平成27年)

○平成27年6月3日衆議院

三 戸建住宅を含めた小規模建築物の義務化に向けて、手続きの一層の簡素化等、建築側と審査側双方の負担軽減策を講じるとともに、中小工務店や大工等の技術力の向上に向けた支援を行うなど、制度の円滑な実施のための環境整備に万全を期すこと。併せて、地域の気候風土に対応した伝統的構法の建築物などの承継を可能とする仕組みを検討すること。

○平成27年6月30日参議院

四 戸建住宅を含めた小規模建築物の義務化に向けて、手続きの一層の簡素化等、建築側と審査側双方の負担軽減策を講じるとともに、中小工務店や大工等の技術力の向上に向けた支援の拡充を行うなど、制度の円滑な実施のための環境整備に万全を期すこと。あわせて、地域の気候風土に対応した伝統的構法の建築物などの承継を可能とする仕組みを検討すること。

10

気候風土適応認定住宅に対する省エネ基準の緩和

所管行政庁が地域の気候及び風土に応じた住まいづくりの観点から適切と認定した場合には、省エネ措置の届出(300㎡以上)に係る省エネ基準が一部緩和される。

■気候風土適応認定住宅における基準の緩和措置(省エネ法と建築物省エネ法の比較)

法律	外皮基準	一次エネ消費量基準
省エネ法(～H28年度)	適用除外	(緩和無し)
建築物省エネ法(H29年度～)	適用除外	緩和有り

■一次エネ消費量基準の緩和内容

一般的な住宅で導入されている設備(標準設備)の採用により基準を満たせる水準に緩和

【一次エネ消費量計算概要】

<基準一次エネルギー消費量>

<設計一次エネルギー消費量>

通常の住宅 : 標準の外皮性能+標準設備仕様

気候風土適応認定住宅 : 当該住宅の外皮性能+標準設備仕様

≥ 当該住宅の外皮性能+当該住宅の設計設備仕様

11

気候風土適応住宅認定ガイドライン（概要）

建築物省エネ法に基づき所管行政庁が地域の気候及び風土に応じた住まいづくりの観点から適切と認めるための判断に関するガイドラインを整備予定。所管行政庁は国のガイドラインや地域独自に策定した認定指針を参考にして認定を行う。

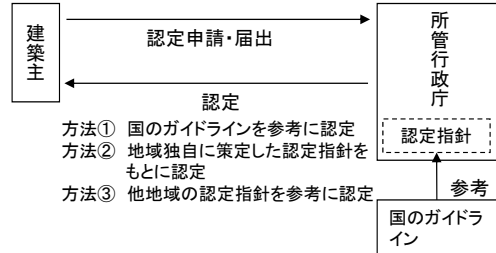
○外皮基準の適用を除外できる住宅とは

地域の気候及び風土に応じた①様式・形態・空間構成、②構工法、③材料・生産体制、④景観形成及び⑤住まい方などの特徴を多面的に備えている住宅であり、かつ、その特徴に付随して、外皮基準の達成を困難にすると想定される要素を含む住宅である。

【地域の気候風土に応じた住まいの要素の例】

観点	地域の気候及び風土に応じた住まいに特徴付けられる要素の例
様式・形態・空間構成	縁側、大きな窓など
構工法	木材現し、土塗壁、茅葺き屋根など
材料・生産体制	地域産の木材の使用、地域の大工・建築職人の登用など
景観形成	地域に根ざす建物形態など
住まい方	囲炉裏、こたつ等の利用、すだれ・よしずの利用など

【認定のイメージ】



土塗壁の例（左：外部、右：内部）



茅葺き屋根の例

12

住生活基本法・住生活基本計画等における木造技術の位置付け

住生活基本法（平成18年6月8日施行）

（国及び地方公共団体の責務）

第7条第2項

国は、基本理念にのっとり、住宅の品質又は性能の維持及び向上に資する技術に関する研究開発を促進するとともに、住宅の建設における木材の使用に関する伝統的な技術の継承及び向上を図るため、これらの技術に関する情報の収集及び提供その他必要な措置を講ずるものとする。

住生活基本計画（全国計画）（平成28年3月18日閣議決定）

第2 目標と基本的な政策 【産業・地域からの視点】

目標7 強い経済の実現に貢献する住生活産業の成長

（1）後継者不足に加え、少子化の影響で担い手不足が深刻化する中で、住生活産業の担い手を確保・育成し、

地域経済を活性化するとともに、良質で安全な住宅を供給できる環境を実現

（基本的な施策）

（1）地域経済を支える地域材を用いた良質な木造住宅の供給促進やそれを担う設計者や技能者の育成等の生産体制整備

（2）伝統的な技術を確実に継承し発展させるとともに、CLT（直交集成板）等の部材・工法等の新たな技術開発

公共建築物等における木材利用の促進に関する法律（平成22年10月1日施行）

（国の責務）

第3条第6項

国は、木材利用の促進に関する研究、技術の開発及び普及、人材の育成その他の木材の利用の促進を図るために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

※ 国会審議では、民間建築物の木造化の促進、建築基準法による規制の合理化、木造建築物の設計等に関する知識の普及等に関する質疑が行われたところ。与野党間の調整で、木材の利用の促進に関する研究、技術開発・普及、人材育成等の措置や、木造の建築物に係る建築基準法等の規制の在り方の検討に関する条文の追加等の修正が行われた上で、衆議院、参議院とも全会一致で可決・成立。

13

「和の住まい」の推進

1. 趣旨

日本の地域の気候・風土・文化に根ざした住まいづくりや住まい方を含めた日本の住文化の良さを再発見・普及に向けた「和の住まい」を推進する。



(住まいの要素)
瓦屋根、深い軒、板壁、漆喰壁、高窓・天窓、すだれ・よしず、格子、雨戸、襖・引戸、欄間、障子、続き間、縁側、玄関、吹抜け、畳、板の間、土間、真壁、大黒柱、床の間、囲炉裏、土壁、濡れ縁、坪庭、植栽、前庭・・・

卓袱台、炬燵、七輪、布団、座布団、蚊帳、行水、打ち水、着物、羽織、袴、下駄、草履、湯たんぼ、風呂敷、団扇・・・

2. 当面の活動

1) 各界有識者の声を盛り込んだ手引き書のとりまとめ

和の住まい推進関係省庁連絡会議が、日本の伝統的な住まいの中にある「生活のシーン」と「住まいの要素」別の「日本の住まいの知恵」を整理した「和の住まいのすすめ」をとりまとめ。

2) 国民向け普及活動の展開

関係省庁が連携し機会を捉えて普及を推進

住生活月間フォーラム「和の文化に学ぶ」(平成25年10月30日開催)をスタートとして和の住まいに関するリレーシンポジウムを実施。

平成25年度：新潟県・愛知県・山口県・熊本県で開催。

平成26年度：宮城県・千葉県・富山県・大阪府・岡山県・高知県・鹿児島県

平成27年度は福島県(1/27)、徳島県(2/9)、岐阜県(2/15)で実施。

3. 推進体制(和の住まい推進関係省庁連絡会議)

文化庁、農林水産省、林野庁、経済産業省、国土交通省、観光庁により構成

14

サステナブル建築物等先導事業(気候風土適応分野)

平成28年度予算：環境ストック活用推進事業10,946百万円の内数

気候風土に応じた木造住宅の建築技術等に係るリーディングプロジェクトを広く民間等から提案を募り、支援を行うことにより、総合的な観点からサステナブルな社会の形成を図る。 ※H28年度予算により拡充

気候風土適応分野(地域の気候風土に応じた環境負荷の低い住宅)の概要

伝統的な住文化を継承しつつも、環境負荷の低減を図るモデル的な住宅の建設に対して、国が掛かり増し費用の一部を補助。

● 補助対象事業者

民間事業者等

● 補助額

【建設工事費】

気候風土に適応した環境負荷の低い住宅とすることによる掛かり増し費用の1/2の額。ただし、補助対象となる部分の建設工事費全体の10%以内又は戸あたり100万円のうち少ない金額を上限額とする。

● 対象プロジェクト

伝統的な木造建築技術を応用しつつも、省エネ化の工夫や現行基準で評価が難しい環境負荷低減対策等を図ることにより、長期優良住宅や低炭素住宅と同程度に良質なモデル的な木造住宅の建設。

※専門家による評価委員会により、審査を実施。詳細な要件については今後、ホームページ等で公表予定。

● 現行基準では評価が難しい環境負荷低減を図る取組(想定)

縁側の両側のガラスと障子等によるダブルスキンの断熱効果を向上

通風など建築計画の工夫による冷房負荷等の低減

地域材の多用

◆ 補助対象住宅のイメージ

○ 外観のイメージ



○ 内観のイメージ

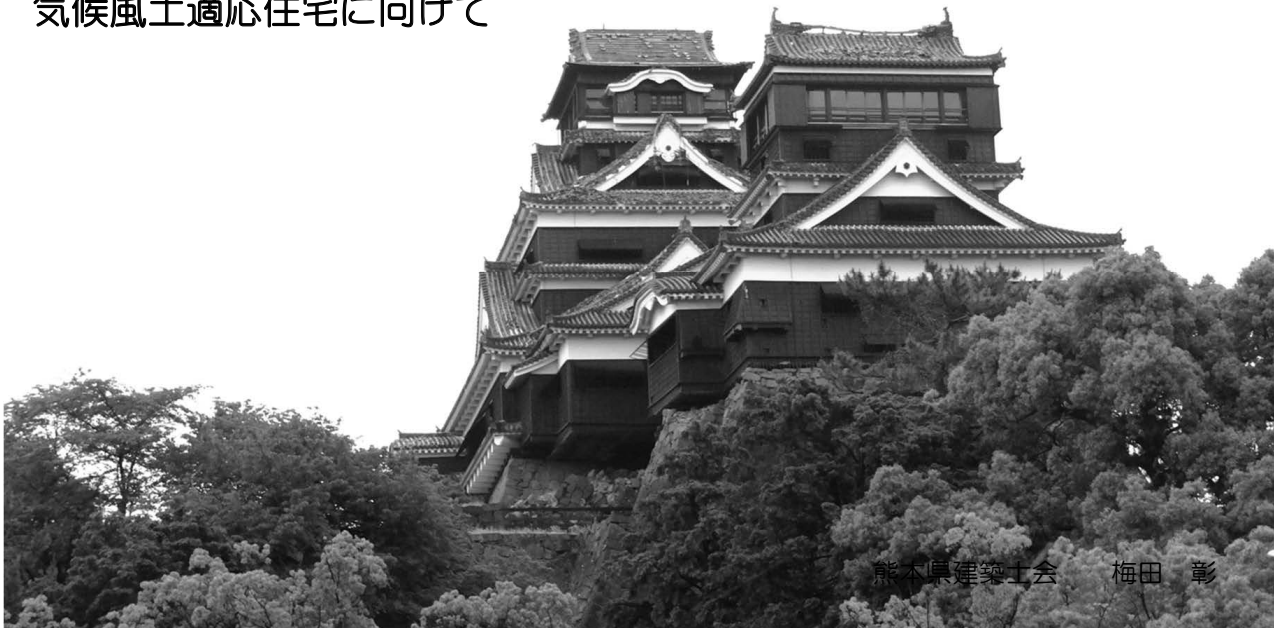


○ 土壁で外断熱とした施工のイメージ



15

熊本県における 気候風土適応住宅に向けて



熊本県建築士会 梅田 彰

熊本の2020年問題

土壁内外真壁の住まいは2020年問題はクリアーするが、それ以外の普通に作っている熊本の住まいを考える。

改正省エネ法を数値を使って理解し
熊本の地域住宅の問題点をさぐり
地域型住宅の環境性能を高めるために
真の省エネを考え
熊本の地域特性を生かした環境性能以外の
建築的な評価方法をかんがえます。
資源・技術・文化などの評価方法を
みんなで考え、2020年の改正省エネ法の
義務化に対して熊本に合った
対策をつくる



2015-6

熊本の地域型住宅を考えるセミナー

熊本の地域型住宅を考えるセミナー

参加者募集のご案内

熊本県建築士会調査研究委員会

1. 8月8日
 - ・自分仕様の外皮性能を知る。
 - ・改正省エネ法を知る。
 - ・UA値を求める計算ワークショップ
2. 9月5日
 - ・ ηA 値、1次エネルギー消費量を知る。
3. 10月10日
 - ・改正省エネ法と伝統的木造住宅
 - ・熊本の地域型住宅とは
4. 11月7日
 - ・環境評価の手法ワークショップ
 - ・次年度

4回の講座を開催

2020年に予定されているすべての住宅の省エネルギー基準への適合義務化に対して、設計者、施工者に対する住宅省エネルギー技術及び、その評価方法普及のための講習会が開催されていますが、省エネルギー性能や基準の理解など進んでおらず、身近な問題としての意識が無いまま、改正省エネ法の工程表は進んでいます。

この義務化によって伝統的住宅の真壁工法の問題点や、外皮性能適合のために、構造物の変更や、開口面積の縮小化など、熊本の気候風土や地域文化・周辺環境に配慮しながらつくってきた、普通の木の家が遠れなくなり、熊本の地域性ある風景が失われていく懸念があります。

そこで、今一度、改正された省エネルギー法で要求される性能など、数値を使って理解を深めながら、熊本の地域景観を形成している地域の住宅の問題点を見直したいと思えます。

合わせて、地域型住宅の環境性能を高め、真の省エネを考え、熊本の地域特性を生かした、環境性能以外の建築的な性能の評価方法を考えていきます。特に、「資源・技術・文化」など別の視点での評価方法を皆で研究していきたいと思えます。

そこで、下記の要領でセミナーを実施します。

1. 主催 (公社)熊本県建築士会調査研究委員会
2. 後援 (公社)日本建築士会連合会 環境部会
3. 期間 平成27年8月～平成27年11月(月1回土曜日PM6:00～3時間×4回)
4. 会場 熊本県建築士会館 熊本市中心区神水1丁目3-7
5. 受講料 3000円 +テキスト代
6. 募集人員 約50人
7. 講習内容 ① 8月11日 計算セミナー1 ・ ② 9月12日 計算セミナー2
③ 10月12日 エネルギー使用量の実際 ・ ④ 11月10日 地域住宅の環境評価
8. 申し込み期間 平成27年7月1日～7月31日
※申し込み受け付け順で定員になり次第締め切ります。

3回目 伝統的木造住宅の環境性能

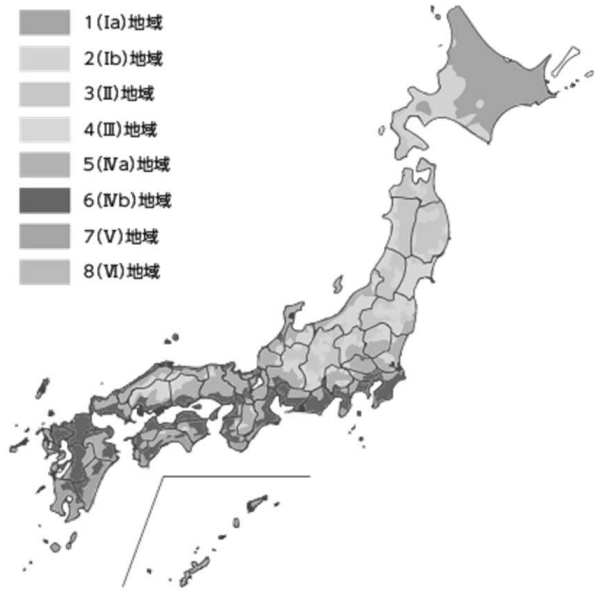


省エネルギー基準地域区分図

熊本は
阿蘇の山間地が 5地域
南の八代、水俣、天草方面が 7地域
それ以外が 6地域



- 1 (Ia)地域
- 2 (Ib)地域
- 3 (II)地域
- 4 (III)地域
- 5 (IVa)地域
- 6 (IVb)地域
- 7 (V)地域
- 8 (VI)地域



2015-10-10

それぞれの地域別に分かれてのワークショップ



7地域

6地域

5地域に近い6地域

2015-10-10熊本の地域型住宅を考えるワークショップ



熊本の地域特性 (気候)

暑(湿)

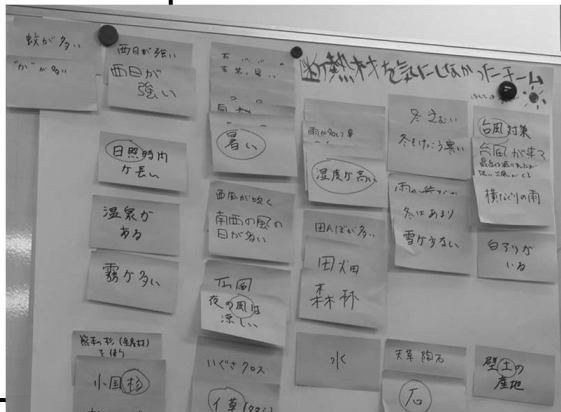
夏暑く湿気が多い
多湿(夏季)
日が強い

夏日差しが強い
夏は高温多湿
夏は風がなく蒸し暑い
夏、西風が入る
西日が強い西日が強い
日照時間が長い
夏の蒸し暑さ
西風、南西の風の日の多い
夜の風は涼しい
湿度が高い

海からの風
風が涼しい(海・川)
風向きを大切に(偏西風)
西風が気持ちいい
海と風
風の通る道
川に沿った風

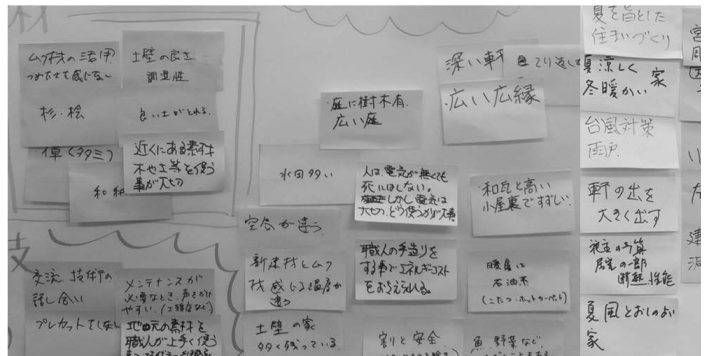
寒

冬寒い(それなりに)
冬 北風強い
冬は乾燥して底冷えする



気候の地域特性に対する対処方法

軒を深くし日差しを防ぎ、照り返しをなくす長い夏を涼しく
広い広縁
庭に樹木有・広い庭
水田多い
和瓦と高い小屋裏で涼しい
職人の手作りする事でエネルギーコストを抑えられる
新建材とムク材、感じる温度が違う
土壁の家が多く残っている
夏を旨とした住まいづくり
夏涼しく冬暖かい家
雨戸や垂木を大きくし台風対策をする
居室の一部の断熱性能を上げることで良い
夏、風通しのよい家
木材を多く使って湿気対策
腰板の利用
風通しの良い建具を使う
床下を高くする
畳の活用（調湿、県産い草の活用）
伝統工法の活用



2015-11-7

第4回目のセミナー外皮基準の適応を除外できる住宅の判断に関するガイドライン案を
基に熊本型地域住宅環境評価手法についてのワークショップ



南熊

サウスベアーズ

2015.11.07

H27.11.07 チーム県北

窓 どんな？チーム

ポイント制

1P未満でも、Pに応じて緩和あり

土壁1p

薪ストーブ・囲炉裏P

縁側P

無双窓・欄間P

緑化 落葉樹〇〇本でP

地域産材 木材、いぐさ、紙、土、わら床P

伝統的な木組み(継手・仕口)P

和瓦

自然素材

通風を意識した開口のバランス

契約電力

続き間(和+和)ふすま・障子P

解体時のこと(ライフサイクル)コストまで算定する

工業製品に頼った雨に弱い家
バクテリアが食べない家
風が通らない家
熱が逃げない家
寿命が短い家
体感がない家
運搬エネルギーがかかる家
製造エネルギーがかかる家
素足で歩けない家

森林はCO2を減らす
製造負荷を考える LCO2
地元産の使用
寿命を(建物)考える
歴史的な建方(失敗の反省)
設計段階から考える
地域景観を考える
風通しの良い家
10年後20年後に良い家
体感を考える

合板を使わない : 生産エネルギーを使わない。合板は長もちしない
民家再生(新築)
新建材がほとんど無い場合 : 生産エネルギーを使わない
金物類の非使用 : 伝統工法の活用
地域の木工、建築職人の登用 : 移動エネルギーが少なくて済む
板張り壁(内壁) : プラスターボードを使用しない(生産エネルギーを使わない)地域材の使用
地域の住宅生産者が主導する体制
主に天然素材住宅の場合 : 生産エネルギーの減少
近くの山の木でつくる家 : 移動エネルギーが少ない
和小屋組とする : 日本の建築文化を守る
風通しのいい家 : 西に地窓が有り出口窓が他方向に有ること
部材現しとする : メンテナンスしやすい:長寿命(増改築しやすい)
窓が大きいこと+長庇 : 通風がとれる
庇が長いこと : 日射熱が少なくて済む
紙障子 : カーテンと比較したときに石油製品を使用しない
プレカットなし : 職人による加工(県産材使用)
縁側 : 温室空間となる
木製建具の使用 : 地域の材料を使用し、職人の技術の利用
瓦の使用 : 夏の冷房負荷が少ない
畳はわら床とする : 生産エネルギーと処分問題が起こらない
扇風機を使う : 使用エネルギーの減少(エアコンと比べて)

ワークショップで環境評価手法を抽出 (熊本の伝統的な家づくりの評価手法として)

- ・地域産材使用(木材、イグサ、藁床、紙、土、石材)
- ・伝統的な木組みの家(手刻み)
- ・自然素材の使用、廃棄時の負荷の小さいもの
- ・夏を旨とした、日射遮蔽と通風を考慮したもの(軒・開口)
- ・夏は開放的に、冬は閉じて小さく暮らす
- ・瓦葺きの勾配屋根、風抜きの越屋根
- ・緩衝空間の縁側
- ・2間続きの和室と縁側
- ・西の窓は日を除けながら、風を取り入れる工夫
- ・外部大壁は土壁の台風対策



地域産材使用（木材、イグサ、藁床、紙、土、石材）

地域材生産者と住み手の交流による顔の見える家づくりと山の再生と資源循環の仕組みづくり



伝統的な木組みの家（手刻み）

職人育成と技術の伝承



自然素材（廃棄時も環境に負荷を与えない）

土壁

板小舞下地+漆喰塗り



夏を旨とした、日射遮蔽と通風を考慮したもの（軒・開口・高い天井）

深い軒 越屋根換気窓

引き込み木製建具（障子+ガラス戸+網戸+）



夏を旨とした、日射遮蔽と通風を考慮したもの（軒・開口）

はね木による深い軒 十木製引き戸



アルミサッシ



緩衝空間の縁側+開口部の工夫

夏の風通しのためのランマ



夜間開放できるサッシのランマ



夏を旨とした、日射遮蔽と通風を考慮したもの（軒・開口）

無双窓

格子網戸+ガラス戸+障子+深い軒



風を取り入れ快適に暮らすための開口部の工夫

北側の地窓

夏冬着せ替えてできる格子戸



気候風土適応住宅の認定ガイドライン

骨子や方針が示されたので
具体的な基準は熊本県がつくることになる
しかし、震災で待っていても進まない
ので実務者でガイドライン実施案を作成。

熊本の地域型住宅を考えるセミナー2

1. 11月5日
・ガイドラインの検討
2. 12月17日
・熊本型気候風土適応住宅の
ガイドライン実施案 1
3. 1月21日
・熊本型気候風土適応住宅の
ガイドライン実施案 2

熊本の地域型住宅を考えるセミナー 2

参加者募集のご案内

2016-9-1

建築士会調査研究委員会 委員長 梅田 彰

今年3月、国土交通省から「気候風土適応住宅の認定のガイドライン」が発表されました。

これは、地域の気候風土に対応した伝統的構法の建築物に対して、2020年に予定されているすべての住宅の省エネルギー基準への適合義務化に向けて、緩和規定の道筋がつけられたものです。

これから私たちが主体的に、この「気候風土適応住宅の認定のガイドライン」をもとに考え、行政と連携しながら、熊本独自の気候風土適応住宅の認定指針をつくりあげることが求められています。

そのため、今回は熊本の地域景観を形成している住宅の環境性能の再評価と、真の省エネを考え、熊本の地域特性を生かした建築的な性能の評価方法を検討しながら、行政に政策協議していただけるような「熊本型気候風土適応住宅の認定ガイドライン」実施案を作成していきたいと思っております。

ぜひ、一緒に考えてみませんか。

そこで、下記の要領でセミナーを実施します。

1. 主催 (公社) 熊本県建築士会調査研究委員会
2. 後援 (公社) 日本建築士会連合会 環境部会
3. 期間 平成28年11月～平成29年1月(月1回土曜日PM6:00～2時間×3回)
4. 会場 熊本県建築士会館 熊本市中央区神水1丁目3-7
5. 受講料 2000円 (昨年の参加者は1500円)
6. 募集人員 約40人
7. 講習内容 ①11月5日 ガイドラインの検討 1 (U・A値・カA値の求め方)
②12月17日 熊本型気候風土適応住宅のガイドライン作成 1
③1月21日 熊本型気候風土適応住宅のガイドライン作成 2
8. 講師 古川 保(すまい塾古川設計室(有))
梅田 彰((有)FU設計)・他交渉中
9. 申し込み期間 平成28年9月20日～10月20日
※申し込み受け付け順で定員になり次第締め切ります。
10. 申し込み方法 下の受講申込書に必要事項を記載し、切り離さずそのまま下記の申し込み宛先にfaxかE-mailでお送りください。
11. 申し込み・問い合わせ先 (公社) 熊本県建築士会事務局 TEL: 096-383-3200
Fax: 096-383-1543 E-mail: LEB0350@nifty.ne.jp

3月 熊本県にガイドライン実施案を政策提言する



京都市における
気候風土適応住宅について
～平成の京町家の取組～



平成28年10月22日

京都市 都市計画局 住宅室 住宅政策課

1

〔地球温暖化問題〕

大量生産・大量消費・大量廃棄型の
社会経済活動や生活様式の見直し

平成20年

- ・京都議定書目標達成計画
- ・都市と暮らしの発展プラン
- ・環境モデル都市に選定

『木の文化を大切にすまち・京都』

「環境政策」
(CO2削減)

〔景観問題〕

景観保存に対する機運の高まり

昭和42年

- 古都保存法
- 昭和47年
市街地景観条例
- 平成19年
新景観政策

「建物の高さ」、「建物等のデザイン」など

「住宅政策」
(住文化を発展的に継承)

3

京都市 都市計画局 住宅室 住宅政策課

本日の概要

- 京都市では、地域型省エネ住宅として、平成22年度から、「平成の京町家」の普及に取り組んでいます。
- 気候風土適応住宅のガイドラインに示された5つの特徴は、平成の京町家の特徴とほぼ一致しています。
- 京都市では、平成の京町家の認定基準をベースとして、気候風土適応住宅認定指針を策定していく予定です。(年度内には策定したい。担当者の希望)

京都市 都市計画局 住宅室 住宅政策課

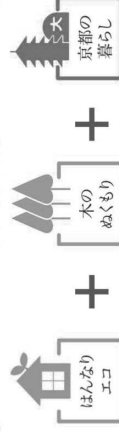
2

「平成の京町家」の概念

『最新技術の良さ』

- ☑ 高い断熱性・機密性
- ☑ 省エネ型設備の利用
- ☑ 長持ちさせる仕組み
- ☑ 耐震性の確保

融合・
ハイブリッド化



= 「平成の京町家」

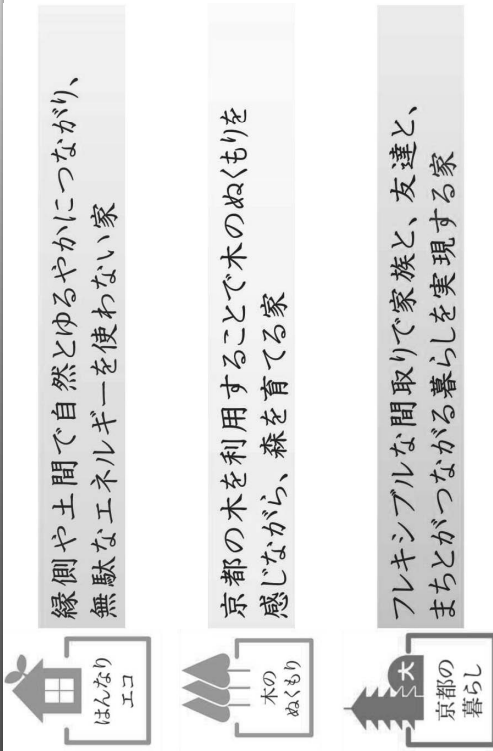
『伝統的な京町家の良さ』

- ☑ 通風の確保や採光の調整
- ☑ 自然素材の利用
- ☑ 地域や自然とつながる暮らし
- ☑ まちへの配慮

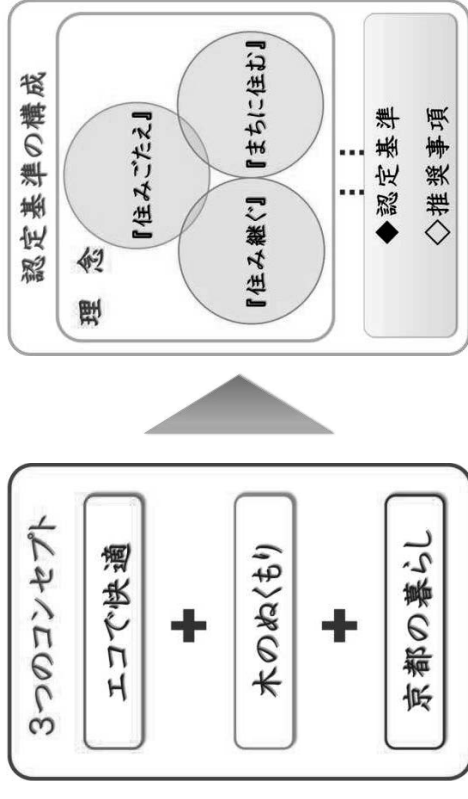
京都市 都市計画局 住宅室 住宅政策課

4

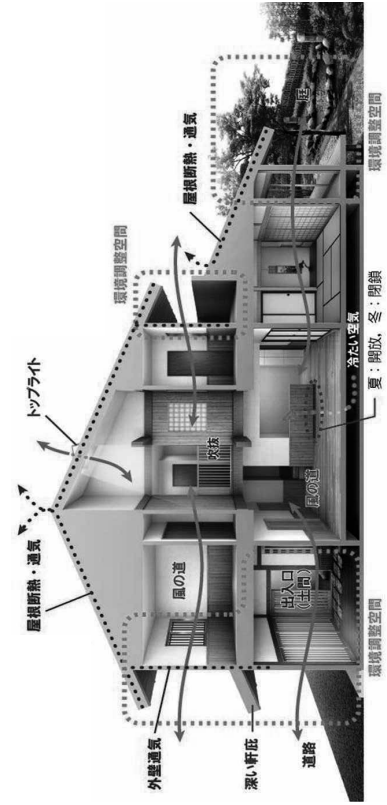
「平成の京町家」の概念



平成の京町家 認定制度



「平成の京町家」の概念



「平成の京町家」が目指す住まい像

理念	目指す住まい像
住みごたえ ～生活文化の継承と発展～	自然とのつながりを実感する住まい
	家族とのつながりを実感する住まい 人にやさしい住まい 人の美意識を育む住まい 木の文化を継承する住まい
住み継ぐ ～循環型木造建築システムの再構築～	長持ちさせるシステムを持つ住まい 環境にやさしい住まい 住み継ぐ住まい
	町並み景観に配慮した住まい 地域とのつながりを実感する住まい 防災・防犯に配慮した住まい 隣接地の環境に配慮した住まい
まちに住む ～「いえ」と「まち」との関係性再構築～	

平成の京町家 認定基準①

I. 空間構成に関する基準

- ① 環境調整空間※の設置
(※コミュニティ促進機能、温熱環境調整機能)
- ② 通風経路が確保された間取りの採用
- ③ 庭の設置



II. 環境に配慮する基準

- ・ 設計住宅性能評価において劣化対策等級3 及び 断熱等性能等級4
- ・ 長期優良住宅認定
- ・ 「CASBEE京都戸建-新築」標準システムにおいてランクA

平成の京町家 推奨事項

【推奨事項】

1. 自然素材の積極的導入
2. 再生可能エネルギーの活用
3. 高効率設備機器の導入
4. エネルギーの見える化
5. 雨水の有効利用
6. 景観への配慮
7. 点検補修が容易な構造(スペース確保)
8. 防火用水の確保
9. 近隣住民のプライバシーへの配慮

平成の京町家 認定基準②

III. 木材利用に関する基準

- ① 京都市木材地産表示制度認証(「みやこ産木」認証制度)、又は京都府産木材認証制度認証(ウッドマイルージCO2認証制度)を受けた木材の使用
- ② 木質系空間の創出
(構造材、壁・天井・柱・梁等の化粧材又は造作材、建具)



IV. 形態意匠に関する基準

- ・ 軒の出が900mm以上の勾配屋根

V. 維持保全に関する基準

- ① 長期優良住宅法に基づく維持保全計画を作成
- ② 長期優良住宅法に基づく記録(家歴書)を作成

平成の京町家の認定

- 平成の京町家には、認定基準は同じですが、「一般型」と「伝統型」があります。
- 「一般型」は、省エネ基準にも適合しており、現代の工法・材料をベースとした住宅です。
- 「伝統型」は、軸組構法、土塗壁、瓦葺きであり、必ずしも省エネ基準に適合していません。
(環境配慮の認定基準は、CASBEE京都のAランク取得)
- ⇒ 気候風土適応住宅の認定をすることで、外皮基準の適用除外が可能

国のガイドラインと平成の京町家 ①

1) 様式・形態・空間構成

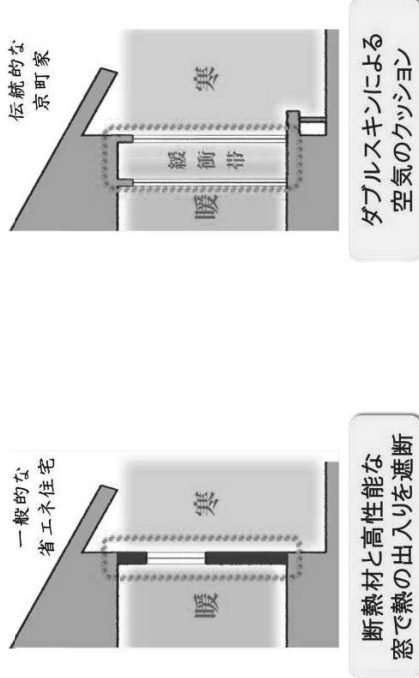
地域や外部環境に固有の気象要素（外気温、日射、外部風など）の活用や制御に資する、地域に根差した住宅の様式や形態、空間構成に関する特徴



○ 自然とのつながりを実感する住まい
庭と密接につながり自然素材により作られた住まいによって、五感で光や風、自然を感じ、心地よさや安らぎが得られる暮らしの場

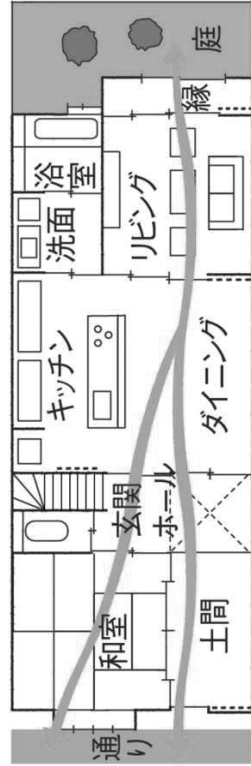
様式・形態・空間構成

『開放感』と『断熱性能』の両立 - 夏も冬も快適な家 -



様式・形態・空間構成

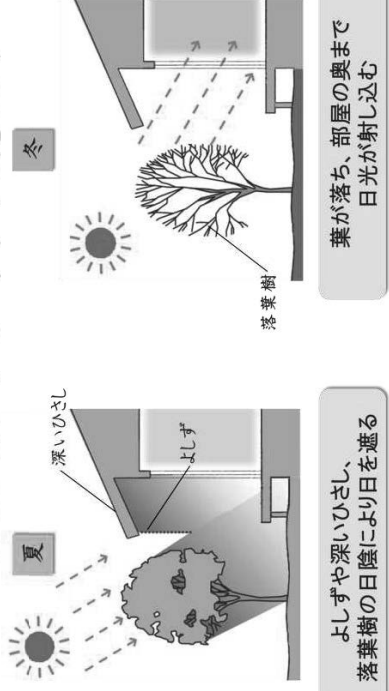
家中に『自然の風』と『空気の流れ』 - 一年中心地よい家 -



大きな窓を設け、引き戸やふすまなど自由に開け閉めすることで、家の奥まで気持のよい風を取入れることができます。

様式・形態・空間構成

『夏は直射日光を遮り、冬は室内まで日光を届ける』 一日の光を生活に取り込み、季節を感じる家 -



よしずや深いひさし、落葉樹の日陰により日影を遮る

葉が落ち、部屋の奥まで日光が射し込む

国のガイドラインと平成の京町家 ②

2) 構工法

地域で旧来より用いられてきた構造方式や構造材の使用手法、劣化外力となる地域の気象要素に対する耐久性向上に資する住宅各部の材料・構法などに関する特徴



○ 木の文化を継承する住まい

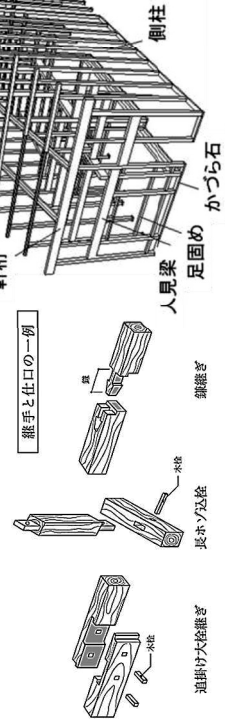
木組みや柱・梁の表し、格子や木割りの美しい意匠など、地域産木材の住宅の良さが感じられ、伝える喜びが得られる暮らしの場

平成の京町家

構工法

伝統構法(継手、仕口)

金物をほとんど使わず、木の組み合わせで地震力を吸収し、倒壊を防ぐ



国のガイドラインと平成の京町家 ③

3) 材料・生産体制

地域で生産・供給される建築材料の使用、地域の生産者や職人が住宅生産に関与する仕組み等に関する特徴

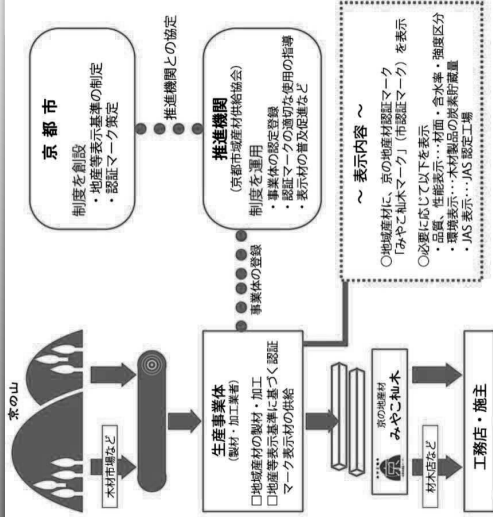


○ 長持ちさせるとシステムを持つ住まい
日頃から住まいの維持・点検に気を配り、大工・工務店等の定期点検と併せて、長持ちする家をさらに美しく長期に使い続けられる暮らしの場

平成の京町家

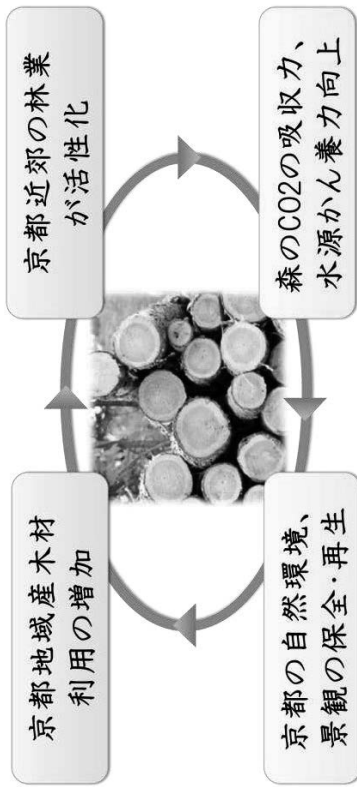
材料・生産体制

森林の健全育成を進める(そまぎ)
「みやこ杣木」
認証制度



材料・生産体制

地域産木材の利用で地球にやさしい家



国のガイドラインと平成の京町家 ④

4) 景観形成

ガイドライン

地域のまちなみや集落景観の維持保全に資する、建物や外構の構成、形態、材料などに関する特徴



○ 町並み景観に配慮した住まい

平成の京町家

近隣との調和に配慮した節度ある外観意匠の住まいにより通り空間を演出し、美しい町並み景観を構成することに誇りを持てる暮らしの場

材料・生産体制

<p>左官(土塼、漆喰)</p> <p>自然素材で 快適な室内環境 ・土壁 → 空気清浄 ・漆喰 → 防水性、抗菌性</p> <p>土壁</p>	<p>瓦屋根</p> <p>『美観都市・京都』の象徴 耐久性が高く、火災に強い</p> <p>一文字瓦</p>
--	---

景観形成



⑤ 国のガイドラインと平成の京町家

5) 住まい方

ガイドライン

地域でこれままで培われてきた暮らしを継承していき、とみられる住まい方に関する特徴



○ 環境にやさしい住まい

無駄なく簡素に生活し、通風や採光などの自然エネルギーと電力やガスなどの補助エネルギーを、必要に応じて賢く使い分ける暮らしの場

平成の京町家

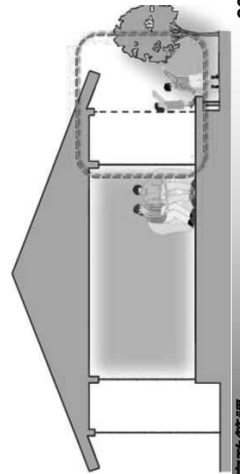
住まい方 ~夏のくらし~

「家のつくりやうは、夏をむねとすべし」- 古人の知恵で盛夏を快適に



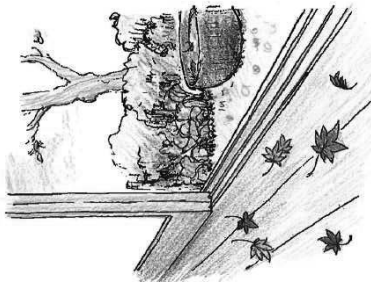
庭に面した縁側や木陰は、子供たちの格好の遊び場になります。

日陰への打ち水はゆづくり蒸発するため、涼しい空気を作り出します。



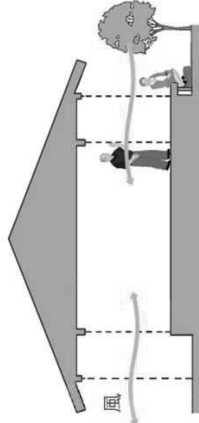
住まい方 ~春・秋のくらし~

風が運ぶ「息吹の春」、「恵みの秋」- 風と共に暮らす季節 -



過ごしやすい春や秋の季節には、建具の開け閉めを工夫して、気持ちのよい風を家の奥まで招き入れることができます。

庭に面して縁側や濡れ縁を設置することで、花見や月見など、季節感のある行事も楽しめます。

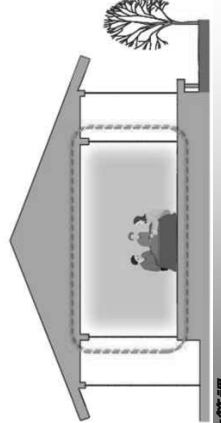


住まい方 ~冬のくらし~

「温かい冬」- 集いことで心も体も温まる -



寒い冬には、家族が一つの部屋に集まることで、暖房エネルギーを抑えることができ、家族の温かい団らんが生まれます。



住まい方

おもてなしの空間と自由度の高い間取りで生まれる、人やまちとの絆

引き戸やふすまで仕切る続き間は、
普段は個室とし、必要に応じて広く使うなど、
多様な使い方があります



広めの玄関やその軒先は、隣近所の方との会話の
場となり、まちとの接点になります

認定指針の策定に向けて

- 平成27年度から、建築、不動産、環境等の関係団体の
方々と、学識者、行政で構成する検討会議を立ち上げ、
京都らしいし省エネ住宅について、議論をスタート。
 - 京都の気候、エネルギー消費量データなどをもとに、建物
の性能と暮らしをマッチさせ、実際のエネルギー削減を目指す。
 - 省エネ基準への適合が困難な要素についても、一定の省
エネ性能を求めますが、数値基準でラインを引くのは難しい。
 - 京都の町家は、「うち」と「そと」を「線」で区切るのではなく、
「空間」で区切っている。
- ⇒ 認定指針では、省エネ性能を数値的な「線」で定めるの
ではなく、施工を踏まえた「幅」を持たせた仕様で定める予定。

平成の京町家コンソーシアム

「平成の京町家」の普及及び流通の促進と更なる研究開発を進め、
広く市民の方々に情報発信することを目的として活動しています。

メンバー：
京都の事業者及び団体、学識経験者、京都市、京都市住宅供給公社
主な活動内容：

【普及啓発】

- ・ホームページの運営
- ・各種セミナーの実施
- ・メディアでの広報活動

【流通促進】

- ・住宅ローン商品の開発研究
- ・京都地域産木材の安定供給に
向けた研究会

【研究開発】

- ・最新設備の勉強会の開催
- ・伝統構法の普及・継承の
ための研究会の開催

【認定審査】

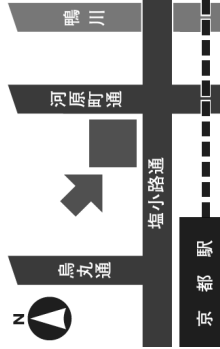
- ・「平成の京町家認定基準」の審査
- ・「平成の京町家認定基準」の検証・
見直し

平成の京町家モデル住宅展示場



平成の京町家を今建てませんか？

京都駅から 徒歩7分



- 営業時間：10時～18時
- 定休日：水曜日（祝日は営業）
- 設置期間：平成29年10月末まで（予定）

建築士のBIM活用（情報部会）

建築士の BIM 活用（情報部会）企画

「リノベーションと BIM～活用と成果～」

コンピューターで仮想の建物モデルを作りながら設計を進める手法である BIM（ビルディングインフォメーションモデリング）。欧米では 7 割を超える建築士が活用しているとも言われ、日本でも大手のゼネコンや組織設計事務所を中心に 2009 年頃から普及が始まった。

日本建築士会連合会では 2013 年の全国大会島根大会から、福島、石川（平成 27 年 10 月開催予定）に続いて BIM フォーラムを開催しその効果と課題を整理した。毎回 150 名を超える熱心な聴講者おり、会員の中で徐々に BIM 活用の動きが広がっている。

一方、建築の市場は新築からリノベーション（リフォーム）へ大きく転換が図られ、建築士の業務もインスペクション（住宅検査）等、改修に掛かる業務が増加しつつある。改修設計、工事においても新築と同様に BIM を活用できる。例えば点群（ポイントクラウド）によって現況建物を立体的に測定し現況調査に役立てたり、BIM ソフトの環境解析機能によって省エネ改修の効果を事前に把握したりすることができ、改修にかかる BIM を活用した新しい業務プロセスが一般的になっている。そこで今回のフォーラムでは、リノベーションにフォーカスして BIM がもたらす効果を参加建築士と考える場としたい。

進行予定

日 時	: 平成 28 年 10 月 22 日（土）	13 時～14 時 30 分
会 場	: 別府国際コンベンションセンター	ビーコンプラザ 中会議室
進 行	: 13 時～	主催者挨拶
	13 時 05 分～	基調講演（大石）
	13 時 35 分～	パネルディスカッション
	14 時 20 分～	まとめ
	14 時 30 分	終了

出演者の役割（予定）

: 基調講演者（大石：情報部会長）

点群スキャナや BIM を活用した設計業務を紹介する。BIM によってワークフローがどう変わったか？（PD ではモデレーター）

パネラー1（原口氏）

工務店建築士による BIM 活用事例（主にプレゼン）を紹介

パネラー2（田上氏）

意匠設計者による BIM 活用事例（集計など情報管理）を紹介

パネラー3（BIM バンダー）→改修に絞った BIM 機能（点群取得、シュミレーション）を紹介

情報・広報委員会情報部会セッション 「リノベーションとBIM～活用と成果～」

2016年10月21日第59回建築士会全国大会「大分大会」

- 1 -

情報・広報委員会情報部会セッション 「リノベーションとBIM～活用と成果～」

▶ 基調講演

- ▶ 大石佳知 【発表資料 P3～】
 - ▶ 情報広報委員会情報部会長
 - ▶ 有限会社アーキ・キューブ 岐阜県建築士会所属

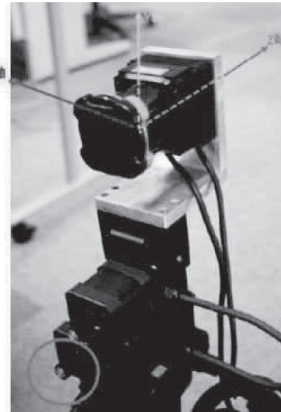
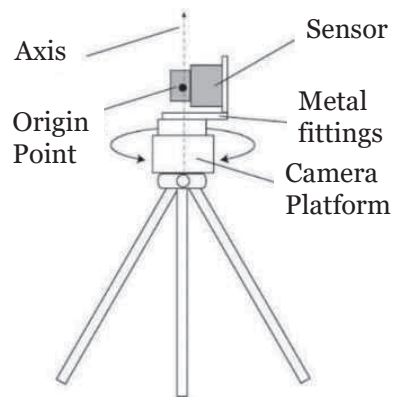
▶ 発表者

- ▶ 田上圭一 【発表資料P10～】
 - ▶ BIM講習タスクフォース 委員
 - ▶ TAG建築設計事務所 高知県建築士会所属
- ▶ 原口広 【発表資料P17～】
 - ▶ BIM講習タスクフォース 委員
 - ▶ 有限会社原忠 福岡県建築士会所属

- 2 -

3Dスキャナシステムについて(1)

- この3Dスキャナはレーザーセンサーとカメラ雲台で構成されている。

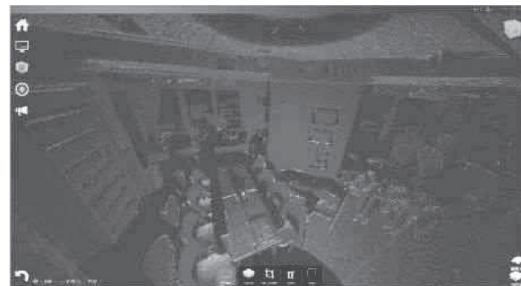


© 2016 Archi-Cube Inc.

- 3 -

3Dスキャナシステムについて(2)

- 1視点の計測はおよそ5分ほどで完了する。3Dスキャナ制御のためのワークステーションで形状をその場で確認することができる。

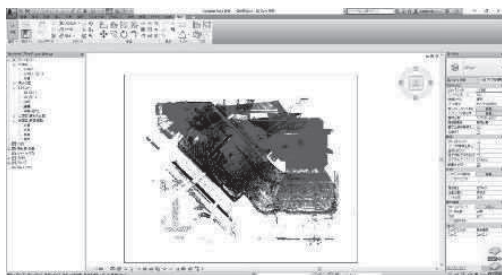


© 2016 Archi-Cube Inc.

- 4 -

点群の取り込み

- 点群データをRevitで読み込むために、データ変換する。
- Dat形式→Xyz形式
- Autodesk Recap→Autodesk

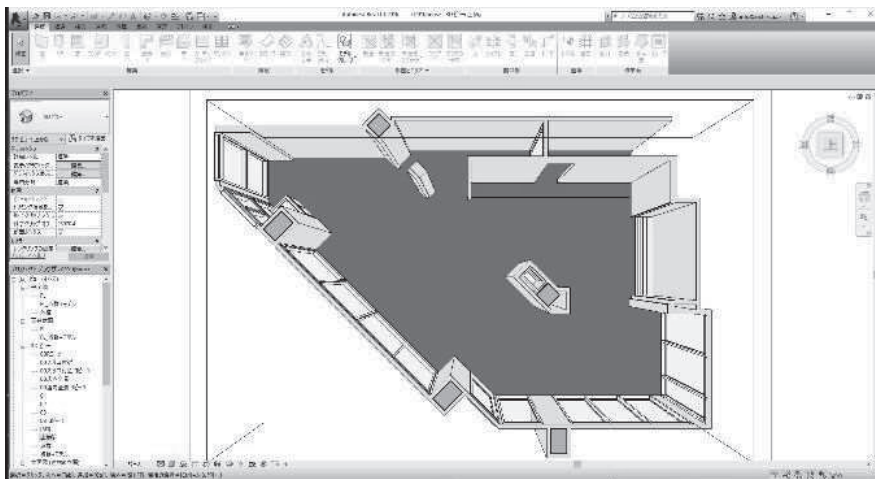


© 2016 Archi-Cube Inc.

- 5 -

点群データからBIMモデルへ

- 躯体部分のBIMモデル(調査・モデル化に要する時間は1日)



© 2016 Archi-Cube Inc.

- 6 -

BIM設計事例 シミュレーション

- 現在の活用事例
 - 照度シミュレーションでの検討

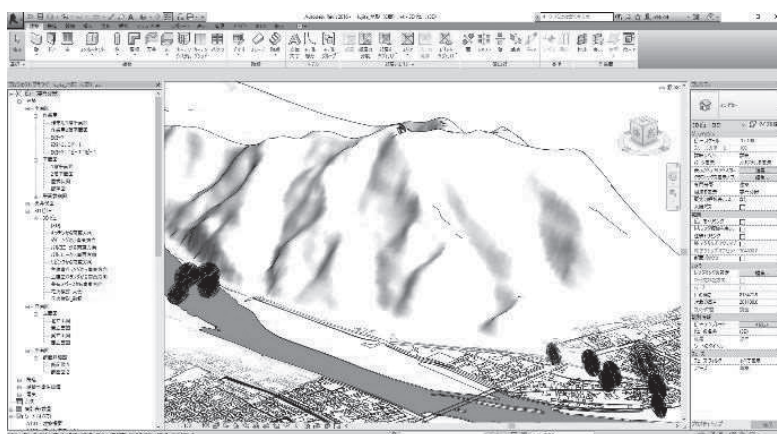


© 2016 Archi-Cube Inc.

- 7 -

BIM設計事例 地形データ

- 現在の活用事例
 - 地形データ活用



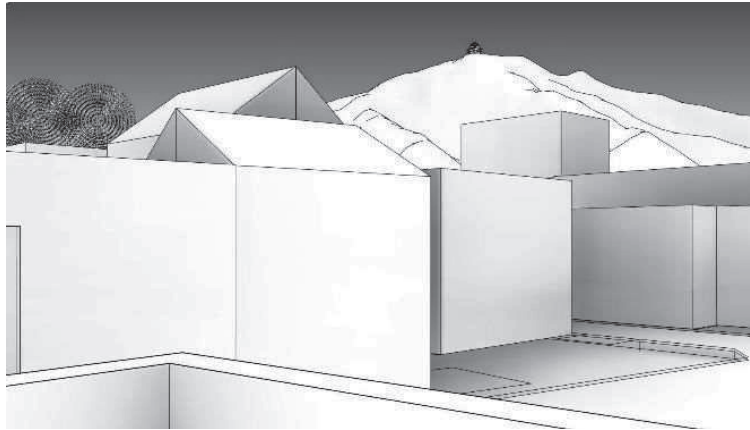
© 2016 Archi-Cube Inc.

- 8 -



BIM設計事例 地形データ

- 現在の活用事例
。地形データ活用

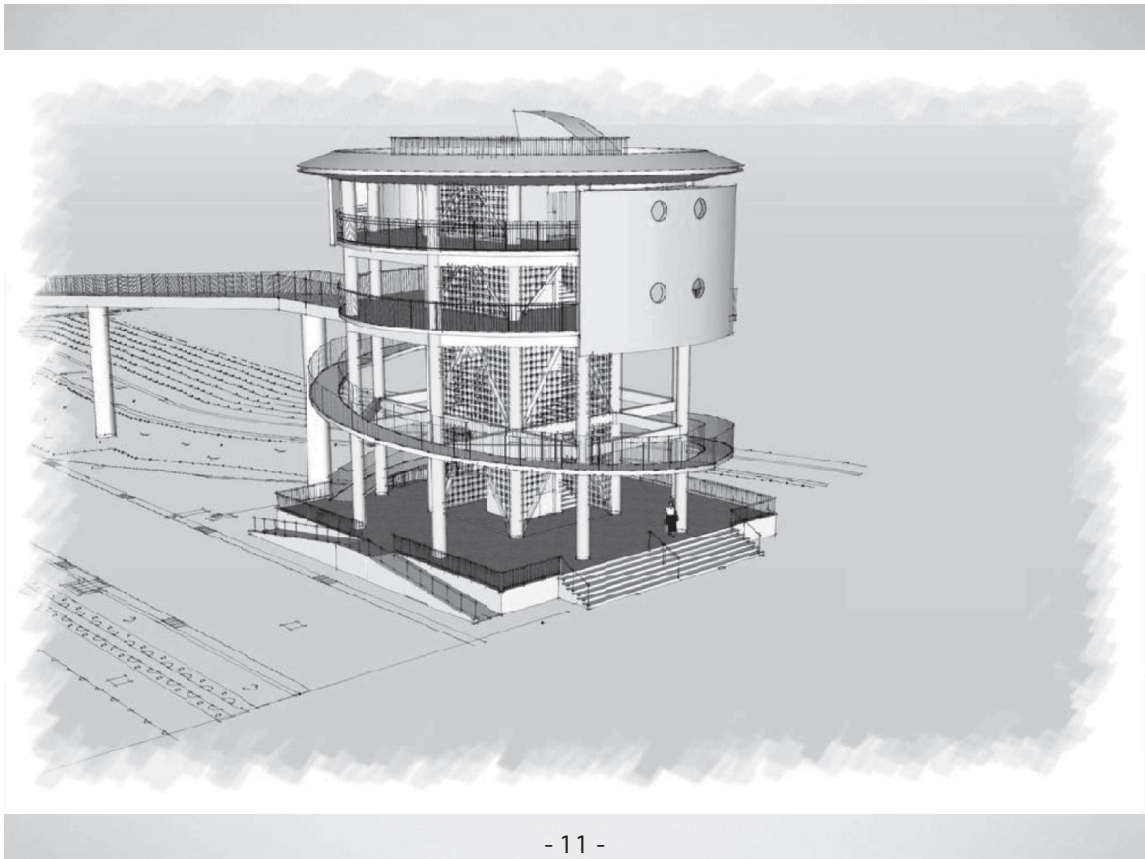


© 2016 Archi-Cube Inc.

- 9 -

中土佐町実例 BIMを使ったまちづくり

- 10 -



- 11 -



- 12 -

中土佐町プロポーザル

BIMを使ったまちづくり

- 13 -

- 高知県中土佐町による

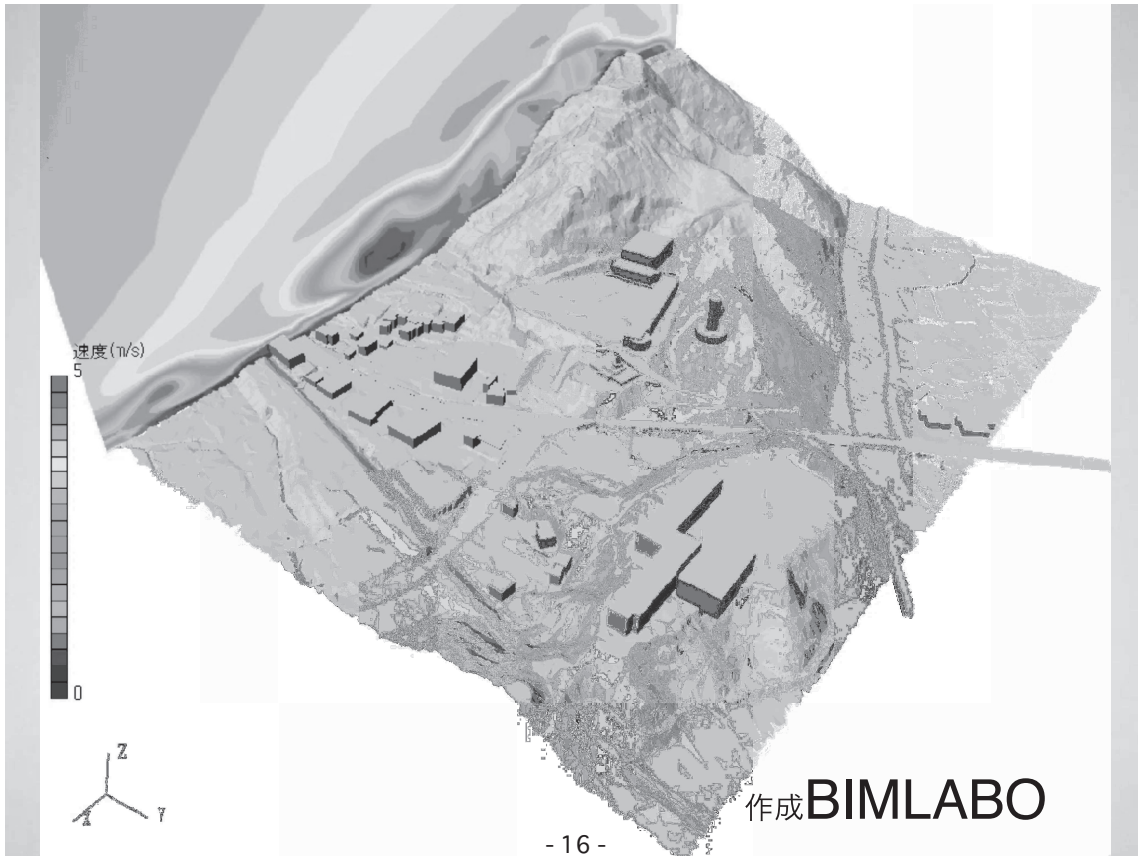
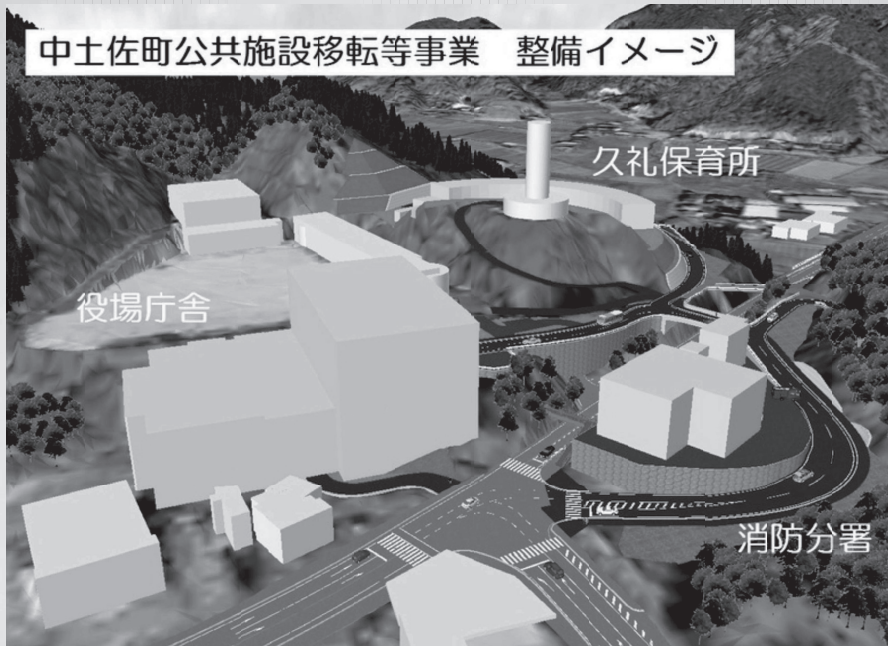
BIMプロポーザル

<http://www.town.nakatoso.lg.jp/life/detail.php?hdnKey=543>

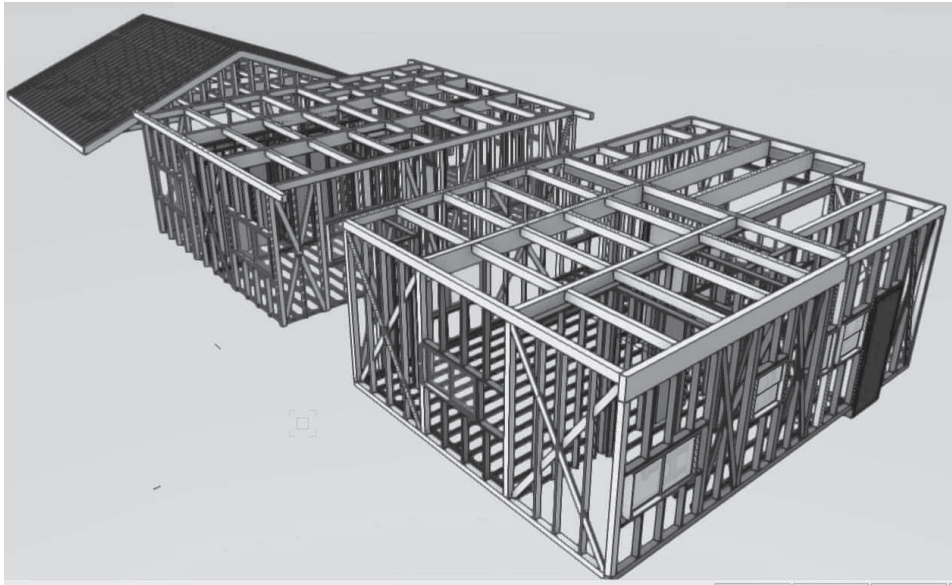
- 中土佐町新庁舎建設基本設計委託業務なお、設計図作成はB I Mによって実施するものとする

- 14 -

中土佐町公共施設移転等事業 整備イメージ



BIM：リノベーション



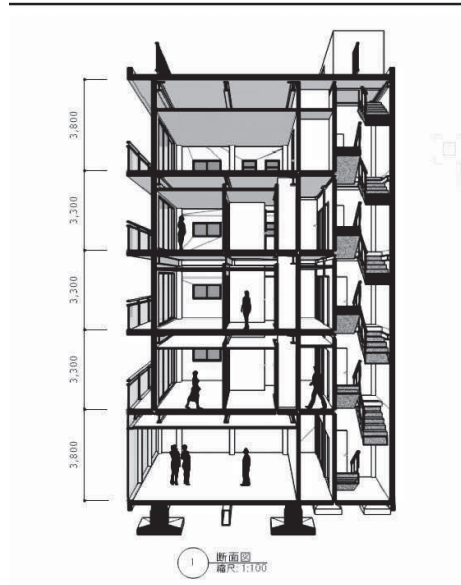
- 17 -

BIM：リノベーション



- 18 -

BIM：リノベーション



① 断面図
縮尺: 1:100

BIM設計例：3D外皮面積算定

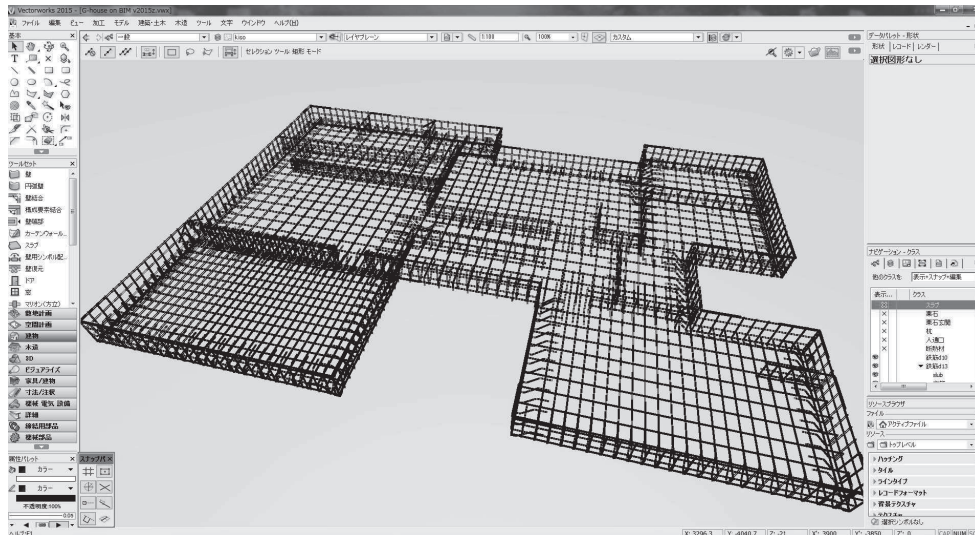
部位	種	No.	種	高さ	面積	備考
床	1	1	2865	2953	8.46	
床	1	2	3820	2953	31.28	
床	1	3	1910	2953	18.92	
床	1	4	1910	2953	5.54	
床	2	4	12415	2447	30.38	
床	2	6	2865	2447	7.01	
床	2	7	2865	1345	3.85	
					83.84	㎡

部位	種	No.	種	高さ	面積	備考
壁	1	1	4775	2953	14.91	
壁	1	2	2865	2953	8.88	
壁	1	3	4775	2953	14.91	
壁	1	4	1910	2953	5.84	
壁	2	6	4775	2447	11.66	
壁	2	8	2865	3412	9.77	
壁	2	7	4775	2447	11.66	
壁	2	8	2865	2447	7.01	
					82.45	㎡

部位	種	No.	種	高さ	面積	備考
窓	1	1	2865	2953	8.46	
窓	1	2	1910	2953	5.64	
窓	1	3	3820	2953	11.28	
窓	1	4	2865	2953	8.46	
窓	1	5	355	2953	2.82	
窓	2	6	2865	2447	7.01	
窓	2	7	1910	2447	4.67	
窓	2	8	3820	2447	9.34	
窓	2	9	3820	2447	9.34	
窓	2	10	1910	2915	2.28	
					62.24	㎡

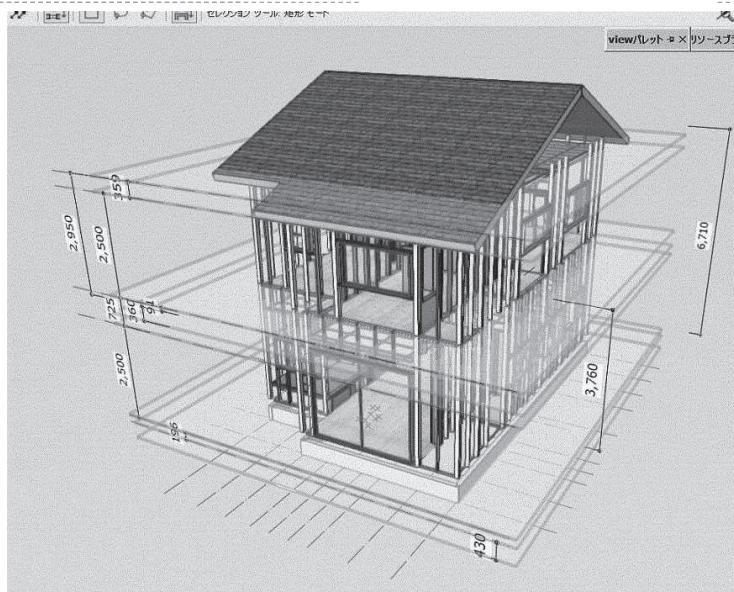
部位	面積
内部床面積	83.84
内部床面積	83.84
内部床面積	83.84
内部床面積	83.84
合計	304.49

B I M設計例：3 D配筋



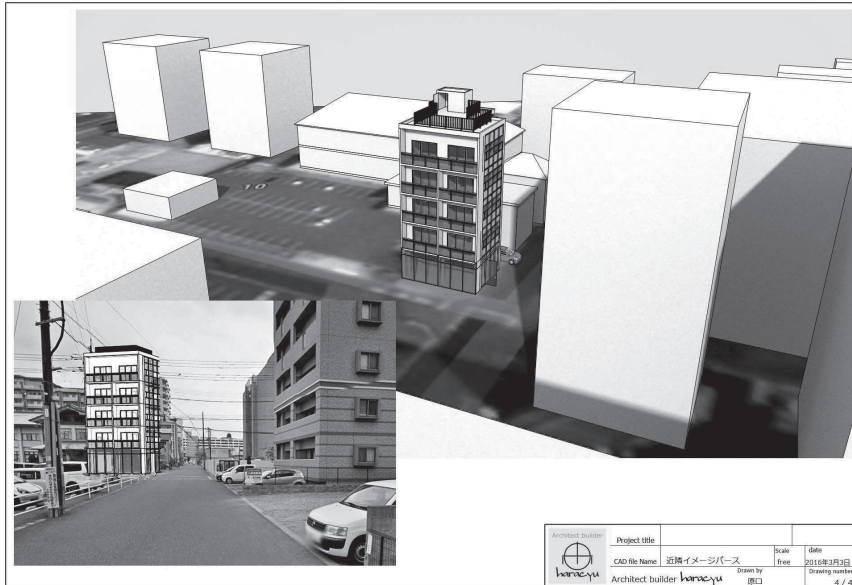
- 21 -

B I M設計例：3 D構造確認



- 22 -

プレゼン：商業施設



建築相談本部会

会場：ビ-ジツラサ 小会議室 32
13:00~14:30

建築相談本部会 セッション

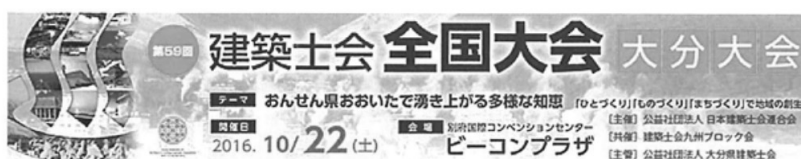
第一部 基調講演「建築士会の建築相談のあり方」

第二部 パネルディスカッション「面接相談と裁判所の建築調停」

建築相談本部会は、建築士会における相談の活性化を目的として、平成24年度から活動を始め、「建築相談の普及ガイドブック」と「建築相談の研修テキスト」を発行し、建築相談委員のための講習会を7つの建築士会で実施してまいりました。

建築相談は建築士会にとって地域貢献の重要な活動であると共に、ひとりひとりの建築士にとっても社会活動の基点となる活動です。

各建築士会の建築相談活動は、「建築相談委員会の体制作り」が第一です。このセッションでは、「建築士会の建築相談のあり方」とパネルディスカッション「面接相談と裁判所の建築調停」を通して、建築相談委員として知識を身につけ、今後の活動に役立てていただくことを目的としております。



建築相談本部会 セッション

(公社) 日本建築士会連合会・総務企画委員会・建築相談本部会

日時 平成28年10月22日(土) 13:00~14:30 (CPD...2単位)
 会場 別府国際コンベンションセンター ビーコンプラザ3階 小会議室32
 定員 70名

第一部 基調講演 (13:00~13:15)

「建築士会の建築相談のあり方」

第二部 パネルディスカッション (13:15~14:30)

「面接相談と裁判所の建築調停」



建築相談本部会のテーマ (5つの柱)

一般消費者が、専門家である建築士に、建築の知識や建築トラブルに関して相談する件数は毎年増え続けていて、その内容も複雑化しています。建築士会の建築相談会は、建築士会の地域貢献と、社会に役立つ建築士の存在をアピールできるとともに、個人の建築士にとっても有意義な活動となります。

建築相談会から現地相談、現地調査、報告書作成業務へと続く一連の建築相談の枠組を広げることが重要で、47都道府県の全国的な組織である建築士会の建築相談体制の整備・拡充が望まれています。

建築士会における建築相談活動は、「1.建築士会の地域貢献と社会に役立つ建築士の存在をアピールする」、「2.建築界の信頼を取り戻す原動力とする」、「3.全国の建築士会の建築相談を活性化する」、「4.建築相談の体制づくり」、「5.建築相談を担当する相談員の研修」の5つを柱としています。

第一部 基調講演 (13:00~13:15)

「建築士会の建築相談のあり方」

資料集 INDEX

- ① 建築士会における「建築相談の役割りと目的」
- ② 公的な建築紛争処理機関の概要
- ③ 建築相談に関する活動 [東京建築士会]
- ④ 建築相談に関する活動 [大阪府建築士会]
- ⑤ 面接相談の方法 [東京建築士会・建築相談委員会]
- ⑥ 建築瑕疵の法律問題
- ⑦ 東京地方裁判所・建築調停について
- ⑧ 裁判所・瑕疵一覧表等
- ⑨ 不具合、欠陥と瑕疵 [欠陥住宅紛争解決のための建築知識から]
- ⑩ 第二部 パネルディスカッションのテーマ

第二部 パネルディスカッション (13:15~14:30)

「面接相談と裁判所の建築調停」

パネルディスカッションのテーマ

テーマ (A)

1. 建築相談の体制作りの要点 (組織作りと研修)
2. 現地相談、現地調査の必要性 (資料と現地の差)
3. 建築トラブルの予防法

テーマ (B)

1. 瑕疵とは? (主観説と客観説、瑕疵一覧表のまとめ方)
2. 雨漏り補修の難しさ (原因追及と補修工事、なかなか治らない)
3. 構造耐力不足の立証方法について (ひび割れ、傾斜、沈下、構造チェック)
4. 追加変更工事の扱い方 (トラブルになりやすい)

(公社)日本建築士会連合会・総務企画委員会・建築相談本部会

増沢幸尋 (建築相談本部会・主査)

山中誠一郎、青木清美、伊藤正人、阿部弘明 (東京建築士会)

津村泰夫 (大阪府建築士会)、小野寺 登 (千葉県建築士会)

岡田修一 (第二東京弁護士会)

歴史まちづくり部会

第59回建築士会全国大会「大分大会」
歴史まちづくり部会セッションプログラム

歴史まちづくり部会

部会長 松竹昭彦（宮崎県建築士会 会長）

担当 〔塩見 寛（静岡県建築士会 まちづくり委員）
高橋康夫（群馬県建築士会 まちづくり委員）〕

■開催日時等

- ・日時 平成28年10月22日（土） 13:00～14:30
- ・会場 別府国際コンベンションセンター ビーコンプラザ3階 国際会議室32

■開催主旨

★テーマ・・・【歴史まちづくり全国ネットワーク始動】

歴史まちづくり（以下：歴まち）部会では、地域の歴史的資産（建築物等）やその周辺の景観を保存・活用することにより地域の活性化を図ること・・・を目的に、人材の育成・自治体との連携推進・調査研究やガイドラインの作製・法整備等の活動を行うこととしています。

全国では、既に地域の歴史的資産を活かしながら、その地域の実情に合った手法で歴まち活動が進められているところも多々あります。それらの活動事例や情報を共有することは、今後各地で進められる歴史的資産を活かしたまちづくり活動に大いに参考になるとともに励みとなります。

今回の歴史まちづくり活動報告会を機会に、全国での歴まち活動の新たな展開やより充実した効率の良い活動推進の為、そして目的を同じくする仲間をつくる為のキックオフ会と致しましょう。

■セッションの進行

(1)内容 時間と会場の規模ならびに予算等の都合により以下3項目の実施とする。

- ・各地の歴史まちづくり活動事例報告（3事例程度ライブ報告+数事例資料報告）

ライブ報告は“まちづくり大賞”候補者に依頼するものとする。

資料報告は、これまで“まちづくり大賞”に応募された中から、もしくは各ブロックから推薦された活動とする。

いずれにしても、まちづくりに積極的に関ると共に、建築士会の活動にも理解のある皆さんの活動を、全国大会に参加された皆さん通じて広く周知していくことと、会員に連合会まちづくり委員会の活動と連動することを目的とする。

- ・歴史まちづくりミニトーク（ライブ報告者とともにトークセッション）

ライブ報告者と来場者を巻き込む形のトークを展開する予定。

- ・歴史まちづくり活動のネットワーク化

このセッションを機会に全国の歴まち活動をすすめる皆さんとの連携を図る試みを行う。

(2)進行

- ① 13:00～13:01 全体進行より開会の案内
- ② 13:01～13:10 開催挨拶と主旨・運営説明（・・・発表セッティング）
- ③ 13:10～13:58 活動事例報告
 - ◎ライブ報告（まちづくり大賞候補より3事例・・・セッティング含め各15分）
 - ・近畿ブロック 「今井町のまちづくり」（一社）奈良県建築士会橿原支部
 - ・中四国ブロック「東城町のまちづくり」（公社）広島県建築士会・東新会
 - ・九州ブロック 「臼杵市のまちづくり」（公社）大分県建築士会臼杵支部
 - ※各報告後に質問シート書き込み（1分）
 - ◎資料報告（これまでのまちづくり大賞候補、他ブロックより推薦する4事例）
 - ・北海道ブロック
 - ・東北ブロック
 - ・関東甲信越ブロック
 - ・東海北陸ブロック
- ④ 13:58～14:05 質問シート回収 トークセッティング
- ⑤ 14:05～14:29 歴まちミニトーク（ライブ報告者3名＋歴まち・松竹＋会場の皆さん）
 - ・トークテーマ（今回は時間が短いため可能な限り・・・）
 - 来場者質問シートから
 - 歴史まちづくり活動における課題と展望
 - 歴史的資産の維持・保存・活用
 - その他
 - ※被災地対応報告はヘリテージマネージャー大会にて取り上げられる
予定
 - ・まとめ（本日の総括と歴まち部会の今後の取組み等について）
- ⑥ 14:29～14:30 全体進行より閉会の案内

2016 第59回 建築士会全国大会「大分大会」 歴史まちづくり部会 Session

★テーマ…【歴史まちづくり全国ネットワーク始動】

歴史的まちづくり(歴まち)部会では、地域の歴史的資産(建造物)やその周辺の景観を保存・活用することにより地域の活性化を図ること…を目的に、人材の育成・自治体との連携推進・調査研究やガイドラインの作製・法整備等の活動を行うこととしています。

全国では、既に地域の歴史的資産を活かしながら、その地域の実情に合った手法で歴まち活動が進められているところが多々あります。それらの活動事例や情報を共有することは、今後各地で進められる歴まち活動に大いに参考になるとともに励みになります。

今回の歴まち部会初セッションを機会に、全国での歴まち活動の新たな展開や充実した活動推進、そして目的を同じくする仲間づくりの為のキックオフ会としましょう。

Program

活動紹介(ライブ紹介)

■近畿ブロック

「今井町の歴史的町並みの保存活用」

活動概要シート(奈良県・橿原支部)	1
歴史的まちづくり事例の概要	2

■中四国ブロック

「町並み景観&歴史的建造物を蘇らせるプロジェクト」

活動概要シート(広島県・県北支部)	4
東新会活動年表	5
庄原市東城町における取組み事例	8
平成28年度まちづくり賞応募資料	9

■九州ブロック

「城下町臼杵での町並み景観の維持保存・再生に向けたまちづくり」

活動概要シート(大分県・臼杵支部)	12
平成28年度まちづくり賞応募資料	13

ご意見ご感想…ポスティング

歴まちトーク

Data

活動紹介(資料紹介)

□北海道ブロック

活動概要シート(北海道・道央ブロック)	16
---------------------	----

□東北ブロック

活動概要シート(山形県・米沢支部)	17
-------------------	----

□関東甲信越ブロック

活動概要シート(群馬県・女性委員会)	18
--------------------	----

□東海北陸ブロック

活動概要シート(静岡県・中部ブロック)	19
---------------------	----

※表紙写真…臼杵観光協会HPより

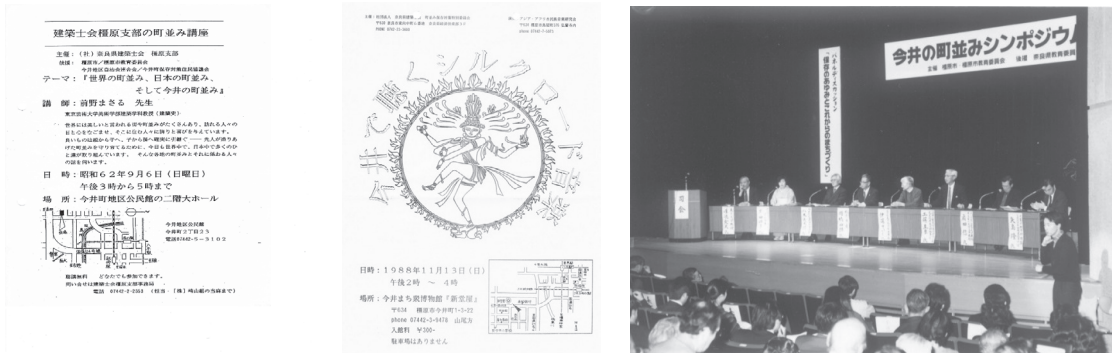
歴史まちづくり活動 概要シート

ブロック名	建築士会名	支部(地域会)名			
近畿	奈良県	橿原支部			
活動団体名		代表者連絡先			
奈良県建築士会橿原支部		住所	橿原市西池尻町194-1-103		
		TEL	0744-27-2501		
活動団体代表者名		FAX	0744-28-5581		
支部長 岡田則夫		E-mail	okada- kn@m4.ne.jp		
活動名	今井町の歴史的町並みの保存活用事例				
活動概要					
<p>昭和61年、社団法人奈良県建築士会橿原支部が創設され、同年12月には、橿原市に「今井町の町並み保存の推進に協力すること」を文書で申し入れた。昭和62年から、「今井町の町並み」の勉強会や町家を活かした音楽会や講演会などを実施した。平成元年には、橿原市から今井町の修理・修景のモデル設計」受託し、今井町での改修相談会等で活用された。平成2年には、「町並保存対策特別委員会」を設置した。</p> <p>平成5年、今井町は、重要伝統的建造物群保存地区となった。平成10年には、台風7号で今井町も相当な風害を受け、橿原支部は被害の実態調査を実施し、橿原市の災害復旧が促進された。</p> <p>平成15年には「全国町並みゼミかしはら今井大会」の分科会で「町家再生デザインコンペ」を実施した。平成16年度には、「今井町における景観形成の推進のための調査」を行い、空家の分布図、空家所有者へのヒヤリング、空家のモデル再生設計を行った。その結果、空家対策が喫緊の課題であると、地元団体に提言を行い、平成18年に空家対策を行う「NPO法人今井まちなみ再生ネットワーク」が設立され、橿原支部の建築士会員も理事として運営に参画している。</p> <p>平成17年には、今井町東地区小規模住宅改良事業における改良住宅の改修のための現況調査、を実施した。NPO法人今井まちなみ再生ネットワークの活動として、空家所有者と借り手の橋わたしを進め、現在までに60件ほどの空家が活用された。空家をNPOが直接借り改修し、第三者に又貸しする「サブリース事業」や町家体験ができる施設「今井庵・楽」も整備した。</p> <p>町家を改修して民宿とするために、建築基準法第48条ただし書きや消防法、旅館業法の適用において支援した。そのほか、町家の修理の必要性や老朽度調査を行った。平成20年には、「町家等利活用支援システムの構築」の検討をした。現在、空家等対策法における町家の運用提案や福祉や医療施設への用途変更への支援を行っている。</p>					
活動の起因 (きっかけ)					
地域貢献度	○				
	大変貢献している	少し貢献している	どちらともいえない	余り貢献していない	殆ど貢献していない
活動団体	(主たる活動団体) 奈良県建築士会橿原支部		(協力活動団体) NPO法人今井まちなみ再生ネットワーク		
建築士会関係度 (建築士会単独=100%)	○				
	100～80%	80～60%	60～40%	40～20%	20～0%
その他 (展望・課題)					

※地域貢献度・建築士会関係度は独自の判断で結構です。(該当箇所にも○印)

歴史的まちづくり事例の概要（今井町の歴史的町並みの保存活用事例）

昭和 61 年、社団法人奈良県建築士会橿原支部が創設され、同年 12 月には、橿原市に「今井町の町並み保存の推進に協力すること」を文書で申し入れた。昭和 62 年から、「今井町の町並み」及び「伝統的建造物群保存地区制度」について勉強を重ねるとともに、町家での音楽会や講演会などを実施した。平成元年、橿原市から「今井町の修理・修景のモデル設計」受託、外観は伝統的様式を踏襲し、内部は現代的生活に適してモデル設計を行い、今井町での改修相談会等で活用された。修理中の県指定文化財吉村家住宅の視察等を行い、文化財修理について知識を深めた。平成 2 年には、橿原支部を中心に、奈良県建築士会に「町並保存対策特別委員会」を設置し、本格的に「今井町の町並み保存」に取り組む体制ができた。



平成 5 年、今井町の住民による長時間の話し合いを経て、今井町が伝統的建造物群保存地区となった。これまでの橿原支部の活動は、平成 6 年の地域実践活動発表会、平成 10 年の第 41 回建築士会全国大会奈良大会で報告を行った。

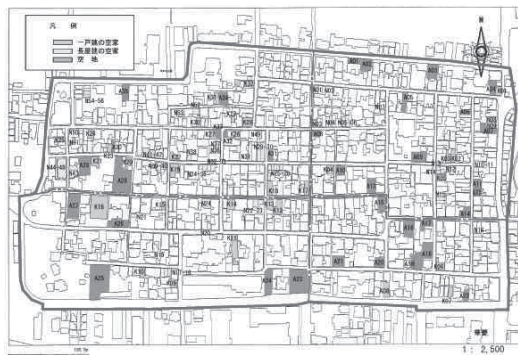


平成 10 年には、奈良県を襲った台風 7 号で今井町も相当な風害を受け、すぐに、橿原支部に調査隊を編成し、被害の実態調査を実施した。これにもとづき、橿原市は文化庁に補助申請し災害復旧が促進された。平成 15 年に開催された「全国町並みゼミかしはら今井大会」においては、分科会の一つで「町家再生デザインコンペ」を実施し、町家の再生手法に対する市民の関心を高めた。

平成 16 年度には、国土交通省の助成で、「今井町における景観形成の推進のための調査」を行い、空家の分布図、空家所有者へのヒヤリング、空家のモデル再生設計を行った。その結果、空家対策が喫緊の課題であると、地元団体に提言を行い、平成 18 年に空家対策を行う「NPO 法人今井まちなみ再生ネットワーク」が設立され、橿原支部の建築士会員も理事として運営に参画している。

平成 17 年には、橿原市が実施する今井町東地区小規模住宅改良事業における改良住宅の改修のための現況調査を実施し、設計・施工は支部会員が受注した。

NPO 法人今井まちなみ再生ネットワークの活動として、空家所有者とユーザーとの橋わたしを進めることとし、年 4 回ユーザーが空家を見学する「今井まち歩き」を開催している。これにより、現在までに 50 件ほどの空家が賃貸又は売買され活用された。町家等に関心を持ってもらおうと「まちづくり人講習会」を 3 年間実施した。空家を NPO が直接借り受け伝統的な様式に沿って改修し、第 3 者に又貸しする「サブリース事業」や町家体験ができる施設「今井庵・楽」とした。



平成 19 年度には、奈良県の助成により、町家を使った「まちなみ保全型ツーリズムの実験事業（宿泊観光を促す地域の魅力づくり助成事業）」や「町家利活用促進事業モデル事業」を行った。主会場となった「嘉雲亭」は町家を改修して民宿としたもので、建築基準法第 48 条ただし書きや消防法、旅館業法の適用において橿原支部が支援したものである。同年には、橿原市より「今井町伝統的建造物群整備改修建物調査等業務」を受託し、独立型、長屋型の建物について修理の必要性や老朽度の大小及び修理の度合いを調査し、必要な予算規模を決める資料とした。

平成 20 年には、200 年住まい・まちづくり担い手事業で、「橿原市今井町地区における町家等利活用支援システムの構築を通じた住み替え支援活動」を実施した。東京大学名誉教授渡辺定夫氏を委員長とする「今井町町家等利活用支援システム構築検討委員会」設置し、①今井町町家の修理・改修モデル事例集作成部会、②今井町への入町のしおりー今井町・町家暮らしのすすめの作成部会、③町家利活用促進組織の検討と試行部会を設けて活動した。

平成 22 年度には、平城京遷都 1300 年会場にて、今井町伝統的建造物群保存地区のパネル展を行った。平成 23 年度には、「第 4 回全国町家再生交流会 in 今井町」で、まちあるき（町家改修事例コース）の案内を行い、平成 24 年度には、大和町家バンクネットワーク協議会に参画して、長期優良住宅等推進環境整備事業で、「まちなみ保全型ツーリズムの実験事業」を行った。

平成 27 年には、空家等対策の推進に関する法律の施行に当たり、歴史的建造物に配慮した運用を図るよう橿原市長に提言した。

現在、空家の利活用として、医療や福祉施設への用途変更を、橿原市や奈良県立医科大学が提唱している「医学を基礎としたまちづくり」への参画を進めている。



歴史まちづくり活動 概要シート

ブロック名	建築士会名	支部(地域会)名	
中四国ブロック	広島県建築士会	県北支部	
活動団体名		代表者連絡先	
東新会		住所	広島県庄原市東城町川東1161-18
		TEL	08477-2-4544
活動団体代表者名		FAX	08477-2-4546
		E-mail	kuukan-ssk@mx41.tiki.ne.jp

活動名 町並み景観&歴史的建造物を甦らせるプロジェクト

活動概要 : 活動地域 広島県庄原市東城町市街地

・活動地域は、島根、広島、岡山県境の地で室町時代より軍事、産業等でも戦略的な要衝であった。現在の町並みは江戸初期より広島藩家老直轄地として街割りが整備されたが、その町並みも高齢化等や道路工事による立ち退き等の人口減少を招き町並み景観の破壊が進んでいる。その町並み景観を保全するため25年間にわたり住民や建築士等専門家と共に活動を行っている。

・住民の意識調査→修景道具にて歴史ある町並みの景観整備→町並みづくりのガイドライン作成
→歴史的建造物の保存修復活用→国登録有形文化財登録→行政を交えたまちづくりワークショップ

- ・町並み調査
- ・修景道具づくり
 - ・木製行灯作成
 - ・木製灯籠製作



- ・町家に格子取付
- ・歴史的建造物調査
- ・国登録有形文化財に登録



- ・歴史的建造物調査
- ・修復作業(障子)
- ・活動拠点建物にて活動協力者



活動の起因 (きっかけ) 高齢化や商店街の衰退、空き家の増加等で活力が失われつつある「まち」を、昔の活力のあった「まち」に甦らせるため活動を始めた。

地域貢献度	○				
	大変貢献している	少し貢献している	どちらともいえない	余り貢献していない	殆ど貢献していない

活動団体	(主たる活動団体) 地域資源を活かしまちを創造する職能集団の会	(協力活動団体) 東城下町自治会、東城女性会、建築士サポーターチーム他
------	------------------------------------	--

建築士会関係度 (建築士会単独=100%)	○				
	100~80%	80~60%	60~40%	40~20%	20~0%

その他 (展望・課題) 町並みの景観整備は息の長い活動であり、年々町並みの景観が変化して行く中で、住民と作成した町並みづくりのガイドラインを基本に活動を続けて行くつもりである。

東新会HP :<http://ww41.tiki.ne.jp/~kuukan-ssk/>

ヤマト自治療活用プロジェクト :<http://matidukuri.holy.jp/>

同上 facebook :<http://www.facebook.com/YRMPtojo>

年度	東新会活動年表
1991年1月～ (H3～5年) 1993年12月	1991年：設立時(20数名企業代表)にて会発足。(平成3年) 1993年：中国地域づくり交流会代表花輪恒氏 & 広島大学研究グループと勉強会 開催。地域・まちづくりについて学ぶ
1994年1月～ (H6～9年) 1997年12月	1994年～各地の地域まちづくりグループとの交流及び視察を行う。 飛騨高山白川郷、高知市城下町、愛媛県内子町他
1998年1月～ (H10～13年) 2001年12月	1998年：倉吉市、岡山県奥津町へ町並み景観と地域資源の活用方法の視察研修。 1999年：香川県直島町古民家保存地区視察研修。 2000年：広島県 鞆町、竹原市の町並み保存の視察。 2001年：兵庫県宝塚市、出石町のまちづくり団体との交流視察。 (活動のきっかけを掴む) 2001年3月：地元木材で家をつくる「ひろしま備北の木で家をつくる会」設立 ～2008年 立ち上げに深くかわり、会の主要メンバーとなる。
2002年1月～ (H14～18年) 2006年12月	2002年：地域資源の活用と景観形成として、会員の住宅、事業所に地元木材を活用した行灯を 設置する。一般の住宅・商店、事業所に広がった。 2004年：広島県内で始めて、東城町にて地元木材を使用し家を建築する場合の助成金制度始まる。 「ひろしま備北の木で家をつくる会」が窓口。庄原市と合併になっても継続中。 2009年：広島県も同様の助成金を設ける。
2006年1月～ (H18～21年) 2009年3月	2006年・2007年・2008年：建築士会の地域貢献活動助成を受ける。 ：中国建設弘済会中国地方地域づくり等助成受ける。 町並み街路・小路の景観修景活動。製作物は(木製灯籠16基・行灯200灯・木格子 取付け18組・藍染刺し子のれん10振り・木製ポスト5組 ・旧東城町・地域自治会・地域住民に全て無償で寄贈。
2009年4月～ (H21～25年) 2013年3月	2009年・2010年・2011年・2012年：住まい・まちづくり担い手支援機構の助成を受ける。 ：地元木材活用による町並みの景観整備。住民の意識調査アンケート3回実施。空き家 調査・国登録有形文化財予定建物2件調査等の活動。 「町並みづくりガイドライン」を作成配布。平成23年 2011年、12年に建築士会より専門家・サポーターの派遣を受ける。 2009年～2011年：建築士会地域貢献活動助成を受ける。 2011年：広島県建築士会まちづくり活動報告会にて活動報告。 2011年：中国建設弘済会活動報告会にて活動報告。 2011年1月：2009年 調査した三楽荘 国登録有形文化財登録。 2013年1月：広島県のとよ請により広島県景観会議にて「町並みづくりのガイドライン」につい て市町村担当者に向けて基調講演。 2013年2月：住まい・まちづくり担い手支援機構主宰、国土交通省住宅局共催。活動報告会に て活動発表。

2013年 (H25年)	<p>*2013年10月：東新会を主体として他活動団体と合同で新しい団体を立ち上げる。 名称：地域資源を活かしてまちを創造する職能集団の会設立</p>
2014年～ (H26年)	<p>2014年4月：トヨタ財団の助成を受ける。 2014年7月：建築士会地域貢献事業助成。 ヤマモトロックマシン旧自治寮を国登録有形文化財として活用する準備。 2014年8月：近代化遺産建築であるヤマモトロックマシン旧自治寮建物内大掃除。 10月：広島県主催事業「ひろしまたてものがたり」ベスト30に同上工場群建物が選定。 11月：同上旧自治寮を活用したイベント開催。 ・建物活用として一般公開イベント実施。・建物見学会等。</p>
2015年 (H27年)	<p>1月18日：国登録有形文化財に向けてヤマモトロックマシン工場棟を調査。 広島県建築士会有志協力により建物調査。 4月1日：国登録有形文化財予定建物活用、見学会一般公開イベント3日間実施。 (東京大学大月教授来訪) 5月、9月：国登録有形文化財予定建物不用品処分、掃除実施。建物見学会。 6月1日：ヤマモトロックマシン旧自治寮・工場棟を国登録有形文化財として申請。 7月：建築士会地域貢献事業助成。 8月2日：奈良女子大学藤平准教授等と町並みづくりワークショップ開催。 (藤田盟児当時広島国際大学教授(現奈良女子大学)、庄原市文化協会、岡山、島根、 広島県内の建築士、地元住民参加)16名 8月30日：全国町並み保存連盟関係の備中町並みネットワークとワークショップ。 (岡山県内高梁川流域)東城の町並み散策と国登録有形文化財及び予定建物見学会の 後、意見交換会開催。各地域まちづくり団体、関係市町、建築士等延60数名参加。 10月30日～11月3日：第3回 旧自治寮活用公開イベント。建物見学会開催。 11月20日：国登録有形文化財として文化審議会より答申。 (ヤマモトロックマシン旧自治寮・工場群計8棟) 11月27日：岐阜県立森林文化アカデミー小原准教授による簡易耐震診断実施。 (常時微動、強制微動測定、地盤調査) ・国登録有形文化財(ヤマモトロックマシン旧自治寮3棟) ・島根木造塾、広島県ヘリテージマネージャー・県内外の建築士参加。</p>
2016年～ (H28年～)	<p>2月12日：県・市支援事業 街並みづくりワークショップにて基調講演。 2月21日：島根まちづくりシンポジウム参加。(松江) 2月25日：国登録有形文化財として登録。(ヤマモトロックマシン旧自治寮・工場群計8棟) 3月14日：広島県主催「ひろしまたてものがたりサミット」にて基調講演。 4月9.10日：第4回 旧自治寮活用公開イベント 4月10日：岐阜県立森林文化アカデミー小原准教授による旧自治寮耐震診断解析報告セミナー 開催。(常時微動、強制微動測定、地盤調査)30名参加。 5月28.29日：28日：兵庫県たつの市にてまちづくり研修会参加。 町歩きと事例報告会。(全国より10団体参加) 29日：高砂市にて町並み、まちづくり団体の事例見学と交流。</p>

	<p>7月10日：国登録有形文化財（ヤマモトロックマシン旧自治療）公開修復作業実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広島県ヘリテージマネージャー指導による 屋外木製階段・部屋の障子張り等。 <p>：奈良女子大学藤田盟児教授による「文化財の修復について」公開セミナー開催。広島、岡山、島根県内の建築士、ヘリテージマネージャー、安田女子大学教授、学生、行政等延70名参加。</p> <p>8月10日：東城町今昔講座にて「文化財を活かした街づくり」の講師及びプレゼン。</p>
<p>地域自治会及び行政とのかわり</p>	<p>■ 町並み景観活動・住環境整備活動</p> <p>2009年3月：製作物は（木製灯籠16基・行灯200灯・木格子取付け18組）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・藍染刺し子のれん10振り・木製ポスト5組） <p>（旧東城町・地域自治会・地域住民に全て無償で寄贈）</p> <p>2010年：町中の空き家調査等の活動。住民アンケート実施 ①回目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ガイドライン作成のため住民アンケート実施②回、③回目実施。延べ190世帯。 <p>2011年：「町並みづくりガイドライン」を作成（建築士、住民共同作業）同年12月配布。</p> <p>2013年1月：広島県庁の要請により県内市町むけ広島県景観会議にてガイドライン基調講演。</p> <p>■ 国登録有形文化財関係</p> <p>2009年：東城町 旧旅館三楽荘調査。（国登録有形文化財予定建物）</p> <p>2010年：会員の各事業所が三楽荘設計監理受注。施工受注。</p> <p>2011年1月26日：旧三楽荘国登録有形文化財として登録。</p> <p>2014年9月：ヤマモトロックマシン旧自治療・工場棟を国登録有形文化財候補として文化庁、県教育委員会、市教育委員会が来訪、調査。</p> <p>2015年6月1日：ヤマモトロックマシン旧自治療・工場棟を国登録有形文化財として申請。</p> <p>2015年11月20日：国登録有形文化財として文化審議会より答申。（旧自治療・工場棟8棟）</p> <p>2016年2月25日：ヤマモトロックマシン旧自治療・工場群計8棟。</p> <p>国登録有形文化財として登録。</p> <p>2016年3月14日：広島県主催ひろしまたてものがたりにて基調講演。</p> <p>■ 東城の街並みづくり事業関係（行政とのかわり）</p> <p>目的：市民と行政が協同で町並みのルールづくり、公共施設整備、観光交流、地域生活等の4班に分かれて具体的に実行するまちづくりの方向性を決める。</p> <p>2015年7月：広島県支援事業庄原市「魅力あるまちなみ支援事業」～の立ち上げに関わる。</p> <p>（行政及と協議）（私たちの活動を元に県が支援事業を決める *別添資料）</p> <p>2015年11月：第1回街並みづくりのワークショップ開催。</p> <p>2016年2月12日：第3回街並みづくりワークショップにて会代表が、町づくりの経過、町並みづくりのガイドラインについて基調講演。</p> <p>2016年5月19日：第4回街並みづくりワークショップ。計7回開催して基本計画を作成する。</p> <p>*平成28年6月10日：25年に渡るまちづくり活動の功績により東新会がまちづくり功労者国土交通大臣表彰受賞。</p>
	<p>まちづくり団体 東新会</p> <p>代表：一級建築士・広島県ヘリテージマネージャー 榎原 節男</p>

広島県が県内市町の中から 27年・28年度事業「魅力あるまちなみづくり支援事業」を採択するにあたり調査した庄原市東城町の取り組み事例

時期	実施主体	概要	実施内容	補助元
H15～H20	東新会	地元材を用いたまちなみの景観と調和を図るため、行燈・灯篭づくり		
H21	東新会	まちなみ等の景観資源のための地域間の連携を図るため、WSを開催(テーマ「町並みの景観を生かしますまちなみづくりには地域資源と人材をどう活用できるか」)。	<ul style="list-style-type: none"> WSの実施(2回) 町並みの景観・建物・住まいに関する意識調査(アンケート) 灯篭6基, 行燈55灯設置 WS(活動別延べ22回) 全体会議3回 藍染め刺し子のれん製作取付 行燈等の製作 	<ul style="list-style-type: none"> 中国地域づくり 中国等助成事業(中国建設弘済会)ほか
H22	東新会	H21に引き続き続いた活動とともに、新たな地域資源の掘り起し、空き家の有効活用・建物の外観修復、次世代の活動の担い手の発掘・育成を目的。		<ul style="list-style-type: none"> 中国地域づくり 中国等助成事業(中国建設弘済会)ほか
H22.5	国交省	夢街道ルネサンス認定「街道東城路」		
H23～27	庄原市	都市再生整備事業「東城地区」		
H23	東新会	地区内のまちなみ・建物の景観保全と空き家の有効活用を図るため、アンケート調査を実施。景観保全のあり方、建て替え、外観補修時について、町並み景観の維持形成に対するルールづくりを実施。	<ul style="list-style-type: none"> 町並み景観整備づくりのWSの実施(4回) 町並みの景観調査・景観ルールづくり 地域住民アンケート, 建物調査 「木格子」取付 空き家調査・活用方法検討 町並みづくりガイドライン案作成 	<ul style="list-style-type: none"> 中国地域づくり 中国等助成事業(中国建設弘済会)ほか
H24	東新会	パイパス整備や用途区分の変更等を契機とし、現存の古い町並みと新たに創られる町並みとが調和のできる方向性を検討し、まちと住まいが素敵になる将来のあり方を模索。	<ul style="list-style-type: none"> WSの実施(3回) 木製プラントナー, 室外機目隠し格子製作 	<ul style="list-style-type: none"> 中国地域づくり 中国等助成事業(中国建設弘済会)ほか
H25	協議会※	東城まちなみ整備社会実験(歩車共存の社会実験)	<ul style="list-style-type: none"> 昭和初期建築建物の調査・凶面化 	<ul style="list-style-type: none"> 中国地域づくり 中国等助成事業(中国建設弘済会)ほか 都市再生事業

※ 東新会とは庄原市東城町の建築関係者がメンバーのまちづくり団体。活動のWSには、東新会だけでなく地元自治会や行政等の他団体を含む。

※ 東城まちなみ整備社会実験協議会

■ (社) 日本建築士会連合会 《まちづくり賞》 応募用紙 (2016 年度)

(ふりがな)	まちなみけいかんあんどれきしてきけんぞうぶつをよみがえらせるせぷろじえくと		
① まちづくり事例の名称	町並み景観&歴史的建造物を甦らせるプロジェクト		
② まちづくり地区所在地	広島県庄原市東城町東城地区		
③ まちづくり活動団体の名称	東 新 会		
(ふりがな)	かしはら せつお		
④ 代表者氏名	榎原 節男		
⑤ 事務局所在地住所	〒729-5121 広島県庄原市東城町川東 1161-18		
U R L	http://ww41.tiki.ne.jp/~kuukan-ssk/ ・ http://matidukuri.holy.jp/		
⑥ 連絡先 (ふりがな)	かしはら せつお		
連絡責任者氏名	榎原 節男		
住所	〒729-5121 広島県庄原市東城町川東 1161-18		
T E L	08477-2-4544	F A X	08477-2-4546
E-メール	kuukan-ssk@mx41.tiki.ne.jp		
⑦. まちづくり活動の目的 (下記種別から選択し○印をつけ、特徴を簡単に書いてください：複数選択可)	<input type="checkbox"/> 景観創生 <input type="checkbox"/> まちなみ保全 <input type="checkbox"/> 住まい <input type="checkbox"/> 福祉 <input type="checkbox"/> 住境改善 <input type="checkbox"/> 地域活性化 <input type="checkbox"/> 自然環境保全 <input type="checkbox"/> 安心・安全 <input type="checkbox"/> その他 (文化財への取組み)		
	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史的な町並み資源を活用し、調査・修景・整備・保存・活用によるまちの魅力向上活動。 ・地元木材を活用した町並み景観修景・植栽等環境保全活動。 ・国登録有形文化財建物の登録作業・保存・修復・活用活動。 ・町並みづくりのガイドラインの実践 (ほか別添資料参照) 		
⑧ 設立年 西暦 1991 年	⑨ 活動における、建築士会又は建築士との関わり (◎有 ・ 無) 有の場合：(広島県) 県建築士会・広島・県北・尾道各支部 建築士名 (榎原節男、妹尾宣幸、濱田昌範、米田雅治)		
⑩ 構成員数 会員 (20) 人 実働構成員 約 100 人	構成員の特徴 東城町内の建築関係者と地元住民を中心にしたメンバーと 広島県内外の建築士、学術等有識者、各種団体で構成。		
⑪ 関係者・当事者名 事業主体者等 (含む行政)	東城町内自治会・女性会、広島・島根・岡山県建築士会有志、 広島県 Heritage 協議会、大学教授等有識者、地域資源を活かし まちを創造する職能集団の会、東城文化協会、庄原市		
⑫ 推薦建築士会 又は建築士名 (公社) 広島県建築士会	⑩ 推薦者連絡先	(公社) 広島県建築士会会長 元廣清志	
	T E L	082-244-6830	
	E-メール	info@k-hiroshima.or.jp	
⑬ 推薦理由 (推薦者記入)	東新会は、25 年間にわたり、地域住民、建築士、学術研究者を巻き込み、多方面からまちづくりのアプローチを行っている。そのうち、特に①町並み修景整備・景観保全②町並みづくりガイドラインの作成③国登録有形文化財の登録・保全・活用への取組みは、後世へ継承していくための取組みとして顕著である。		

⑭ まちづくり活動の内容と成果 (資料・写真など添付可能です。)

■ 東城のまちづくり

庄原市東城町東城は、江戸初期より広島藩福島正則家老～浅野藩家老直轄の城下町で、たたら集散地として商工業でも栄えた町である。その町で、東新会が 20 数年にわたり住民と協働で、町並みの修景活動を通じ町並み景観保全や歴史的建造物の保全等様々なテーマで町並みづくりに取り組んでいる活動が多面的に拡がりを見せている。それらのまちづくり活動に行政が反応し、広島県・庄原市の 27～28 年度 2 ヶ年事業「魅力あるまちなみづくり支援事業」に繋がった。現在、住民、行政等と確実に実施できる町並みづくり事業の方針を決定する「街並みづくりワークショップ」を進めている。また、より専門性の高い活動とするため、平成 25 年より、活動に賛同する市民、各種団体、広島県内外の建築士やヘリテージマネージャー、大学教授等の専門家を巻き込み、「地域資源を活かしまちを創造する職能集団の会」も立ち上げ、町並み景観の修景と保全、歴史的建造物を国登録有形文化財等にして保全・活用していく等の活動に取り組んでいる。それらのプロセスと活動成果を紹介します。

・ルネサンス街道「街道東城路」周辺は江戸期の町割りが残る風情のある小路や歴史のある商家、町家が残る町であるが、様々な要素により町並み景観の維持に危機が訪れている。



■ プロセスと関係団体との関わり

■ 立ち上がり期 ・主に地元住民との活動 (住民が町並みづくりに自主性が生まれるきっかけづくり)

■ 地域住民と町並みづくり活動 (景観形成、まちなみ保全、地域活性化)	
平成 3 年～ 継続中	<ul style="list-style-type: none"> ・私達と住民と町並み景観や歴史的建造物の価値観を共有するまちづくりの意識向上活動。 ・誰もが参加でき、作れる修景道具を作成設置し町並みの景観を保全する修景活動を実施。 <p>間伐材入手→デザイン・種別検討→加工→設置</p>



■ 立ち上がり・発展の時期 ・主に地元建築関係者と森林組合と組織づくり活動

■ 地域資源である木材を活用して住宅を建設する組織づくりと実践活動 (住まい、自然環境保全)	
平成 13 年～ 制度は 継続中	<ul style="list-style-type: none"> ・地元の建築士、建設業者、森林組合等と地元木材を使用した家づくりを目指す組織「備北の木で家をつくる会」を平成 13 年設立して住まいづくり活動に取り組む。 ・行政に地元木材を使用した住宅に対して助成制度を働きかけ。(H15 年度町、21 年度県、23 年庄原市にて制度決定)



■ 発展・飛躍の時期 ・住民と地域内外の建築士等専門家・行政が参加した活動

■ 環境整備・町並みのルールづくり活動 (景観形成、まちなみ保全、住まい、住環境改善、福祉、安心・安全)	
平成 21 年～ 取組中	<ul style="list-style-type: none"> ・住民と建築士と東新会とで町並みの景観を維持し配慮する事を目的とした自主的ルールである「ガイドライン」づくりの活動を実施。





■ 安定と熟成の時期 ・県内外の建築士、奈良女子大学教授等専門家・行政が参加する活動

■ 歴史的建造物の保全・活用活動 (文化財への取り組み、地域活性化)	
平成 21 年～ 継続中	<ul style="list-style-type: none"> ・県内外の建築士、ヘリテージマネージャー、大学教授等と地域内の歴史的建造物を保全し活用する事を目的として調査や登録作業を行い、国登録有形文化財として、一般市民も交え保存、修復、活用、公開していく活動。





■活動成果

■地域住民と町並みづくり活動（地域住民と協同で修景道具を製作した町並み景観の修景）

*活動連携者 ・地域住民、老人大学、建築士、建築職人、東新会		
<p>現在ではこの修景活動が、活動地の町並みで定期的で開催されるイベントの重要な観光要素になっている。</p> <p>・春のひな祭りイベント ・秋のまちなみぶらり散歩ギャラリー等のイベント</p>		
	<p>イベント時に、国登録有形文化財「三楽荘」前で木製灯籠・行灯を点灯。</p>	<p>・町内の「街道東城路」筋の町家、商家に木製格子の取付け。（18組取付け）</p>


■住環境整備・町並みのルールづくり活動（町並みづくりのガイドラインの作成と指針の実践）

*活動連携者 ・地域住民、建築士、大学教授等有識者、ヘルテジマネージャー、行政、東新会		
<p>・住民と建築士等による町並み調査等ワークショップにて町並みと建物景観を保全するための自主ルールとして「町並みづくりのガイドライン」を平成23年作成。</p> <p>・クールスポットマップ作製。 ・地域の安全安心マップ作成 ・植栽による環境美化活動。</p>	<p>■「街道東城路」が夢街道ルネサンス認定地区として平成21年度国土交通省認定された。</p>	 <p>修景された外観</p>
	<p>■現在もガイドラインの趣旨に沿い、街道東城路周辺で町並みと建物の景観維持活動が行われている。</p>	 <p>趣旨に沿う新築建物</p>

■歴史的建造物の保全・活用活動（地域の歴史的建造物を国登録有形文化財に登録し保存活用する）

*活動連携者 ・建築士、ヘルテジマネージャー、大学教授、文化庁、岐阜県立森林文化アカデミー、島根木造塾、東新会		
<p>・歴史的建造物建物を国登録有形文化財として保存修復活用する為に耐震調査等及登録作業活動。</p> <p>・三楽荘（H23.1登録） ・ヤマモトロックマシン建物群（H28.2登録）</p> <p>・建物を活用した公開イベント（春・秋）、修復作業等を定期的で開催している。</p>	 <p>三楽荘 主屋</p>	 <p>ヤマモトロックマシン 工場棟 工場棟</p>
	 <p>三楽荘 離れ</p>	 <p>文化財建物の耐震調査</p>

■行政との関わり（平成27・28年度広島県・庄原市事業「魅力ある街並みづくり支援事業へ繋る）

*活動連携者 ・地域住民、広島県、庄原市行政関係者、大学教授、備中町並みネットワーク等まちづくり団体、東新会		
<p>・地域住民と私達の活動が繋がり広島県・庄原市の「魅力あるまちなみづくり支援事業」が決定した。</p> <p>平成27年11月より「街並みづくりワークショップ」を開催してテーマを決め、次年度以降、東城町の町並みづくり事業の具体化に取り組んでいる。</p>	 <p>街並みづくりワークショップ</p>	<p>■活動団体である「東新会」が25年間のまちづくり活動の功績が評価され、平成28年6月10日、28年度「まちづくり功労者国土交通大臣表彰」を受賞した。</p>
	<p>・町並みの景観ガイドライン。 ・公共施設の整備。 ・まちづくり運営組織の確立。 ・観光交流、地域生活に関わる取組み等の確立作業実施中</p>	

歴史まちづくり活動 概要シート

ブロック名	建築士会名	支部(地域会)名			
九州	(公社)大分県建築士会	臼杵支部			
活動団体名		代表者(事務局)連絡先			
(公社)大分県建築士会臼杵支部		住所	〒875-0082 大分県臼杵市稲田中尾下1000番地の1		
		TEL	0972-63-6695		
活動団体代表者名		FAX	0972-62-5138		
高橋 利治		E-mail	http://www.oita-shikai.or.jp/shibu/usuki/		
活動名	城下町臼杵での町並み景観の維持保全・再生に向けたまちづくりの取り組み				
活動概要					
<p>【臼杵のまちの歴史と町並み保存の経緯】 大分県臼杵市は、弘治2年(1556年)大友宗麟が臼杵湾に浮かぶ天然の要塞ともいえる丹生島に城を築く事により城下に町が形成されたというのが始まりです。その繁栄は宣教師ルイス・フロイスの日本史によって知ることができる。その後、江戸時代の約270年間にわたりに稲葉家により統治された。作家の野上弥生子は著書の中で、江戸時代から変わらない巨大迷路のような街路について記している。 1970年代に入り全国的に大型商業施設が地方に相次いで出店するようになり、昭和53年、臼杵市の商店街も大型店に対抗するため、臼杵中央通り商店街にアーケードを架けた。その架設条件に基づき市内中心部が準防火地域に指定されることとなった。平成14年、老朽化に伴いアーケードは撤去されるものの、市内中心部の準防火地域は、そのまま継続された。 その間、歴史的町並みへの関心が高まる中、昭和58年の「第6回全国町並ゼミ臼杵大会」の開催を起爆剤に、町並み調査を実施し、臼杵市は「臼杵市歴史環境保全条例」を制定(昭和62年制定)した。平成18年には景観行政団体となって、市内全域を対象に景観計画を策定した。</p> <p>【町並み保存と法規制の検討】 臼杵市は、歴史的町並み保存を支援し推進するために、修景事業への補助金の交付を進めてきたが、建築基準法の制限により伝統的意匠での建築が困難という問題が、徐々に顕在化してきた。 建築士会臼杵支部では、平成23年から24年にかけて臼杵市内の中でも特に歴史的雰囲気のある景観形成重点地区(市内中心部、海浜地区、石仏周辺地区)の全ての建物(約850棟)及び全ての街路を調査し、その報告書の中で、二つの問題点を提起した。一つ目は、準防火地域。二つ目は、建築基準法第42条の2項道路の問題であり、「まち」を継承するためには、準防火地域の解除と二王座の道路は、建築基準法第42条第3項の指定を行ってはどうかという結論を出し、臼杵市に提案した。</p> <p>【最近の活動の成果】 この結果、平成27年に、臼杵市は、準防火地域(11.5ha)を廃止する都市計画の変更と併せて廃止した範囲内の建築物に一定水準の防火に対する性能を義務付ける「臼杵市歴史的景観保全に係る防火上の措置に関する条例」を制定した。二王座の狭隘道路については、大分県は、平成28年4月5日付けで、12区間 延長約1.1kmを建築基準法第42条第3項に基づく指定をした。 現在、建築士会臼杵支部では、景観と調和する防火上の措置の具体的仕様について検討を重ねているところであり、平成28年度中にはガイドライン(仕様書)として発刊できる予定となっている。</p>					
活動の起因 (きっかけ)	昭和50年の「臼杵市の美しい町並みを守る会」設立に有志が取り組むとともに、士会としては「第6回全国ゼミ」実行委員会、続く日本ナショナルトラストの町並み調査団への参加を契機として、歴史的町並みを活かしたまちづくりに取り組むこととなった。				
地域貢献度	○				
	大変貢献している	少し貢献している	どちらともいえない	余り貢献していない	殆ど貢献していない
活動団体	(主たる活動団体) (公社)大分県建築士会臼杵支部		(協力活動団体) 臼杵デザイン会議・・・		
建築士会関係度 (建築士会単独=100%)	100～80%	80～60%	60～40%	40～20%	20～0%
その他 (展望・課題)	今回の準防火地域の廃止及び建築基準法第42条第3項の指定は、大きく景観の維持に貢献すると思われるが、将来に渡って臼杵の町並みを守り伝えていくための作業としては未だ道半ばであるといえる。景観的に単に美しく維持するのではなく、文化遺産として育て向上させていくための取組が必要である。				

※地域貢献度・建築士会関係度は独自の判断で結構です。(該当箇所に○印)

■(公社)日本建築士会連合会 《まちづくり賞》 応募用紙 (2016年度)

(ふりがな)	
① まちづくり事例の名称	城下町臼杵での町並み景観の維持保全・再生に向けたまちづくりの取り組み
② まちづくり地区所在地	都府 大分県 臼杵市
③ まちづくり活動団体の名称	(公社) 大分県建築士会臼杵支部
(ふりがな)	
④ 代表者氏名	たかはし としはる 高橋利治
⑤ 事務局所在地住所	〒875-0082 大分県臼杵市稲田中尾下 1000 番地の 1
U R L	http://www.oita-shikai.or.jp/shibu/usuki/
⑥ 連絡先 (ふりがな)	さとうけんいち
連絡責任者氏名	佐藤賢市
住所	〒875-0052 大分県臼杵市市浜 1137-1
T E L	0972-63-3123
F A X	0972-63-3125
E-メール	sato.inc@gmail.com
⑦. まちづくり活動の目的(下記種別から選択し○印をつけ、特徴を簡単に書いてください:複数選択可)	
<input checked="" type="checkbox"/> 景観創生・まちなみ保全 ・住まい・福祉・環境改善 ・地域活性化・自然環境保全 ・安心・安全 ・その他()	歴史的まちなみ保全 昭和 60 年頃から続く、官民一体となったまちづくり活動
⑧ 設立年 西暦 1958 年	⑨ 活動における、建築士会又は建築士との関わり(・有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無) 当事者です 有の場合:(大分) 県建築士会 (臼杵) 支部 建築士名()
⑩ 構成員数 (75) 人	構成員の特徴
⑪ 関係者・当事者名 事業主体者等(含む行政)	大分県(土木建築部建築住宅課、同部 都市・まちづくり推進課) 臼杵市(都市デザイン課)
⑫ 推薦建築士会 又は建築士名 大分県建築士会臼杵支部	⑩ 推薦者連絡先 TEL E-メール
⑥に同じ	
⑬ 推薦理由(推薦者記入)	

⑭ まちづくり活動の内容と成果

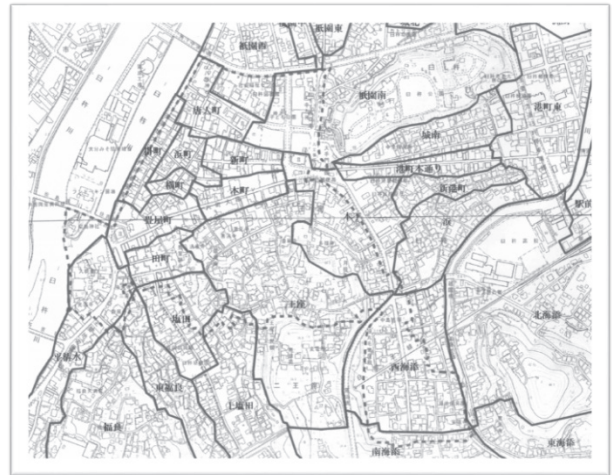
【臼杵のまちの歴史と町並み保存の経緯】

大分県臼杵市は、弘治2年（1556年）大友宗麟が臼杵湾に浮かぶ天然の要塞ともいえる丹生島に城を築く事により城下に町が形成されたというのが始まりです。その繁栄は宣教師ルイス・フロイスの日本史によって知ることが出来ます。

その後、慶長5年（1600年）から明治4年（1871年）の約270年間にわたり稲葉家により統治されました。作家の野上弥生子は著書の中で、江戸時代から変わらない巨大迷路のような街路について記しています。

現在も、当時から変わらない町割り・町名・街路を残してきた風土があります。

1970年代に入り全国的に大型商業施設が地方に相次いで出店するようになりました。昭和53年、臼杵市の商店街も大型店に対抗するため、臼杵中央通り商店街にアーケードを架けました。その架設条件に基づき市内中心部を準防火地域に指定しました。



中心部の町割りと迷路のような道



アーケードが架かっていた頃

平成14年、老朽化に伴い（改修にはお金がかかる）、アーケードは撤去されますが、市内中心部の準防火地域は、そのまま継続されました。

その間、歴史的町並みへの関心が高まる中、昭和58年の「第6回全国町並ゼミ臼杵大会」の開催を起爆剤に、町並み調査を実施し、

「臼杵市歴史環境保全条例」を制定（昭和62年制定）しました。平成18年には景観行政団体となって、平成20年に市内全域を対象に景観計画を策定しました。



アーケードが撤去された今

【町並み保存と法規制の検討】

臼杵市は、市内中心部の歴史的町並み保存を支援し推進するために、修景事業への補助金の交付や、景観形成重点地区とする景観計画の改正を進めてきました。

この頃から市内中心部の準防火地域では、木造建物の老朽化による建て替えや増築などの場合、建築基準法の制限により伝統的意匠での建築が困難という問題が、徐々に顕在化してきました。

そこで、建築士会臼杵支部が専門家の立場で、歴史的な雰囲気伝える町並みを将来に継承しつつ、（災害から）人の命を守る為の建築の基準がどうあるべきかを検討するために、新たにまちなみ（家屋）調査を行う事になりました。



建物調査の状況（細い道の二王座）

平成 23 年から 24 年にかけて臼杵市内の中でも特に歴史的雰囲気のある景観形成重点地区(市内中心部、海浜地区、石仏周辺地区)の全ての建物(約 850 棟)及び全ての街路を調査し、その報告書の中で、二つの問題点を提起しました。

一つ目は、準防火地域の問題です。景観と準防火の整合性、臼杵らしい景観の建物が準防火地域内においては、既存不適格になっていること。

二つ目は、建築基準法第 4 2 条の 2 項道路の問題です。旧武家地で臼杵を代表する美しい坂道景観の二王座は、狭隘道路が多く、増築や改築時には石垣の後退などが必要になり、現在の景観が保たれない場所が少なくないこと。

このため、江戸時代から変わらない街路空間を守り続けてきた「まち」を継承するためには、市内中心部の準防火地域の解除と二王座の道路は、建築基準法第 4 2 条第 3 項の指定を行ってはどうかという結論を出しました。



建築構造別の色分け図

平成 26 年には、さらに準防火地域の廃止と狭隘道路問題について、緊急時の対応や初期消火活動などを消防の当事者を交えて検討を進めました。

建物の防火性能をどう担保するのか？江戸時代から変わらない街路に面する建物で災害が発生した場合、緊急車両の進入は可能なのか？等の問題を解決するため、大分県・臼杵市・消防・市内のまちづくり団体、コンサルと共に話し合いを行い、まちなみを保存・継承するためには、選択肢の一つではあった「文化財保護法に基づく伝統的建造物保存地区」ではなく、市民への説明と合意に基づいて、準防火地域を廃止することを臼杵市に提案しました。



建築士会の検討は各自の仕事後の夜です

【最近の活動の成果】

この結果、平成 27 年に、臼杵市は、準防火地域(11.5ha)を廃止する都市計画の変更と併せて廃止した範囲内の建築物に一定水準の防火に対する性能を義務付ける「臼杵市歴史的景観保全に係る防火上の措置に関する条例」を制定しました。

また、火災に対する安全性を損なわないように、初期消火設備である「街かど消火栓」の設置の準備も進めています。(街並み環境整備事業)

また、二王座の狭隘道路については、特定行政庁である大分県は、建築審査会の同意を得て、平成 28 年 4 月 5 日付けで、1 2 区間 延長約 1.1 km を建築基準法第 42 条第 3 項に基づく指定をしました。

現在、建築士会臼杵支部では、景観と調和する防火上の措置の具体的仕様について検討を重ねているところであり、平成 28 年度中にはガイドライン(仕様書)として発刊できる予定となっています。



中心部の商店街のメインストリート(八町大路)

歴史まちづくり活動 概要シート

ブロック名	建築士会名	支部(地域会)名
北海道ブロック	(一社)北海道建築士会	主催:道央ブロック協議会 主管:札幌支部青年委員会
活動団体名	代表者連絡先	
本部青年委員会	住所	江別市緑ヶ丘5番地の3
	TEL	090-2878-1898
活動団体代表者名	FAX	011-281-6127(勤務先:岩倉建設)
青年担当常務理事 針ヶ谷拓己	E-mail	harigaya@net-ic.co.jp

活動名	北海道江別市 旧ヒダ工場利活用ワークショップ
-----	------------------------

活動概要

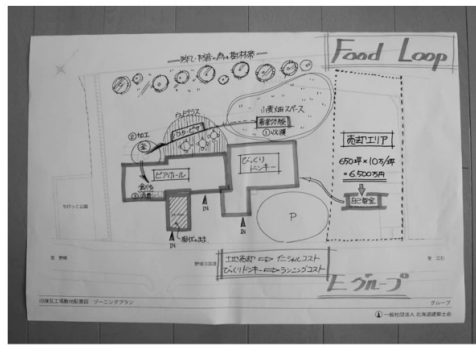
日時:平成26年4月19日(土)
 場所:コミュニティプラザ あおい
 主催:北海道建築士会青年委員会 道央ブロック協議会
 主管:北海道建築士会札幌支部青年委員会
 参加人数:青年建築士36名

内容

札幌の隣町、江別市(えべつ)には、1891年(明治24年)にレンガの製造が始まって以来、120年以上もの窯業の歴史があります。しかし、レンガ建造物は、時代の流れとともに少しずつ姿を消しつつあります。JR線に面する旧ヒダ工場は、車窓からも見えることから、江別らしいレンガ建造物として市民に愛されてきました。2000年(平成12年)、江別市は、歴史的レンガ建造物を保存するためこの工場跡を取得し、構造安全性や経済的な問題を抱えながら保存事業の検討を進めてきました。

2014年(平成26年)、江別市より建築士会へ要請があり、青年委員会の研修会として、旧ヒダ工場の利活用計画を検討するワークショップが行われました。老朽化した工場跡を視察後、6班に分かれ、青年建築士らが事業主体者の立場となって、ユニークな利活用提案を行い、収支計画シミュレーションも含めた事業計画案を作成し、取りまとめた成果品を江別市へ提出しました。

このワークショップがヒントとなったか定かではありませんが、数ヵ月後、江別市は、旧ヒダ工場の活用提案を募集し、ついに、大型商業施設などを手掛ける会社が事業主に決定しました。市が20年間無償で土地建物を貸し出し、耐震補強工事に3,000万円補助することを条件に、当事業主は耐震補強工事を行い、イベントスペースとテナント9区画を計画し、2016年3月オープンしました。



活動の起因 (きっかけ)	行政からの要請				
地域貢献度	大変貢献している	少し貢献している	どちらともいえない	余り貢献していない	殆ど貢献していない
活動団体	(主たる活動団体) 北海道建築士会青年委員会		(協力活動団体) 北海道建築士会札幌支部青年委員会		
建築士会関係度 (建築士会単独=100%)	100~80%	80~60%	60~40%	40~20%	20~0%
その他 (展望・課題)	北海道は歴史が浅いためか、道民は他都府県に比べ、歴史的建造物の保存にそれほど興味を持っていない現状にあります。「まちづくりは人づくりである」という言葉を良く耳にしますが、まさに北海道の歴史的建造物の保存については、私自身、まだまだ「人づくり」(普及活動)に力を注いでいかなければならないと常々感じるところです。				

※地域貢献度・建築士会関係度は独自の判断で結構です。(該当箇所に○印)

歴史まちづくり活動 概要シート

ブロック名	建築士会名	支部(地域会)名
東北ブロック	山形県建築士会	米沢支部
活動団体名	代表者連絡先 (有)アムニティキッチンサトウ(佐藤敬介)	
家なみ会(やなみかい)	住所	山形県米沢市城北1-1-14
	TEL	0238-23-1005
活動団体代表者名	FAX	
遠藤 英(えんどう えい)	E-mail	




活動名	歴史(武家屋敷、町家、)を活かした、町並みづくり、景観形成
-----	-------------------------------

活動概要

米沢市及び、その周辺には貴重な建造物や街並みが残っています。それらの、構造、意匠、文化的価値等を再認識する機会を持ち、それらを後世に伝え継承する事ができないか、調査・検討しております。

また、これらの歴史的財産を、広く社会一般に啓発し、利活用を含めて、歴史的景観が形成されることを目的に活動しております。

- ・市役所 都市計画課景観係との協力・連携
- ・「まちあるき」の実施
- ・歴史的建造物の抽出
- ・景観、まちづくりの研修会、講演会の実施 他

活動の起因 (きっかけ)	歴史の街 米沢にふさわしい 街並みを形成するため				
地域貢献度	大変貢献している	少し貢献している	○	どちらともいえない	余り貢献していない
活動団体	(主たる活動団体) 建築士会米沢支部		(協力活動団体) 米沢市、商工会、地元自治会、高校生		
建築士会関係度 (建築士会単独=100%)	100~80%	○	80~60%	60~40%	40~20%
その他 (展望・課題)	市民レベルでの活動になっていないこと。予算の確保に苦労している。				

※地域貢献度・建築士会関係度は独自の判断で結構です。(該当箇所にも○印)

歴史まちづくり活動 概要シート

ブロック名	建築士会名	支部(地域会)名
関東甲信越	(一社)群馬建築士会	(一社)群馬建築士会 (担当)女性委員会
活動団体名	代表者連絡先(群馬建築士会事務局)	
(一社)群馬建築士会	住所	前橋市元総社町2-5-3群馬建設会館内
	TEL	027-252-2434
活動団体代表者名	FAX	027-252-2526
会長 田仲豊	E-mail	LLLE06153@nifty.com







活動名	「中之条町六合赤岩重要伝統的建造物群保存地」現況調査
-----	----------------------------

活動概要

群馬県内には、重伝建に選定された地区は2箇所あります。群馬の東に位置する桐生市と、北西に位置する六合赤岩です。桐生地区につきましては、現況調査が市役所を中心に建築士会会員も協力、ほぼ終了となりましたが、赤岩地区につきましては、まだまだ、現況調査が必要な段階です。

そこで、赤岩地区保存・復元の為の調査をヘリテージマネージャーの勉強を兼ねて行いました。

赤岩地区:(選定) 平成18年7月5日「六合村赤岩重要伝統的建造物群保存地区」となる
 (種別) 山村・養蚕集落 (面積) 63ha (所在) 群馬県吾妻郡中之条町大字赤岩
 (標高) 700m (地区内)集落は南北に走る道路沿いに養蚕農家が点在

<p>現況調査</p>  <p>修復・復元終了建物(屋根・外壁)</p> 	<p>蔵外部の痛みが激しい</p>  <p>屋根に石を置く工法を再現</p> 	<p>湯本家木造3階建て(高野長英隠屋)</p>  <p>室内調査実施建物(木造3階建)</p> 
---	---	---

活動の起因 (きっかけ)	調査が進展しないまま、日々、重伝建指定区域内の建物が傷んでいきます。調査が急務。				
地域貢献度	○				
	大変貢献している	少し貢献している	どちらともいえない	余り貢献していない	殆ど貢献していない
活動団体	(主たる活動団体) (一社)群馬建築士会女性委員会		(協力活動団体) (一社)群馬建築士会女性委員会 渋川支部		
建築士会関係度 (建築士会単独=100%)	100~80%	80~60%	60~40%	○	40~20%
				20~0%	
その他 (展望・課題)	現在所有者がお住いの建物調査のため、住人の方の都合が最優先。1軒を調査するのに長期になってしまう。文化庁からの補助金は外部工事の費用だけの為、外部改修に伴う内部の改修費用は個人での負担となることを考慮し、改修方法を研究していく。ボランティアでの調査は位置的に不便なところに有り、人集めも時間も限定されてしまうため、協力が困難。今後は個人でのボランティアへ移行。				

※地域貢献度・建築士会関係度は独自の判断で結構です。(該当箇所○印)

歴史まちづくり活動 概要シート

ブロック名	建築士会名	支部(地域会)名			
東海・北陸	公益社団法人 静岡県建築士会	中部ブロック 清水地区			
活動団体名		代表者連絡先			
次郎長生家を活かすまちづくりの会 (平成28年9月29日、NPO法人認証)		住所	静岡県静岡市清水区梅田町9-17		
		TEL	054-352-0256		
活動団体代表者名		FAX	054-352-3976		
牧田 充哉		E-mail	komatsuen@uv.tnc.ne.jp		
活動名	「次郎長生家」の保全・活用を図り、港まち清水の活性化をめざす				
活動概要					
<p>「次郎長生家」は1820年に生まれた次郎長が産湯につかった井戸があり、安政地震（1854）以前に建築されたとの口承が残っている。巴川に面し、廻船を行っていた民家の様子や庶民の暮らしがわかり、港まち清水にとって重要な建物である。</p> <p>清水の次郎長は、全国的には“海道一の大親分”として任侠の世界のイメージが強いが、実は次郎長の後半生は地域貢献・社会事業に奔走した人生だったのである。お茶の販路を拡大するため国際港湾としての清水港の整備、富士山裾野の開墾、日本初の英語塾の開設による国際教育、また地域医療についても貢献するなど、清水の発展に大きく寄与した人物なのである。</p> <p>生家の保存と継承を行い、これを中心に地域全体で次郎長の功績等を活かしたまちづくりへの取り組みを展開している。</p> <p>H25…次郎長生家の保全に関する専門的調査—建築年数、建築的価値、耐震診断、改修方策 生家の修復に関する取り組み—修復の内容と見積り、修復費用の開発の検討</p> <p>H26…次郎長生家修復支援チャリティライブ、修復募金の実施 耐震協力に関するフェイスブックを利用した「残したい建物」への投票（第1位獲得）</p> <p>H27…国登録有形文化財への登録準備手続き、耐震改修・修繕の検討</p> <p>H28…国登録有形文化財登録への文化庁担当官の視察、しずおか町並みゼミin清水の開催 NPO法人化への準備手続き及び認証、耐震改修・修繕の設計</p>					
 <p style="text-align: center;">次郎長生家:表通り側(次郎長通り側)</p>		 <p style="text-align: center;">次郎長生家:裏通り側(巴川側)</p>		 <p style="text-align: center;">次郎長通り商店街</p>	
活動の起因 (きっかけ)	「次郎長生家」（個人所有）の老朽化が進むなか、後世に生家を継承し、地域遺産として長期的な保存とまちづくりへの活用を図るため、平成25年1月、有志（商店主、会社役員、デザイナー、市議員、建築士等）が集まり活動を開始した。				
地域貢献度	○				
	大変貢献している	少し貢献している	どちらともいえない	余り貢献していない	殆ど貢献していない
活動団体	(主たる活動団体) 次郎長生家を活かすまちづくりの会		(協力活動団体) NPO法人地域づくりサポートネット(所有者から管理委託) しみず蔵倶楽部(町並みゼミ共催)		
建築士会関係度 (建築士会単独=100%)	100～80%	80～60%	60～40%	○	40～20%
				20～0%	
その他 (展望・課題)	<p>①次郎長生家の保全・活用に関する事業…修復工事の円滑な推進、生家の適切な管理運営</p> <p>②次郎長翁を活かしたまちづくり事業…リニューアルオープン事業、線(商店街)面(港町)拡大事業</p> <p>③次郎長翁に係る情報発信事業…修復工事進捗情報発信、次郎長翁のPRによる新世代開拓</p> <p>以上、3項目の事業展開を図っていく。</p>				

※地域貢献度・建築士会関係度は独自の判断で結構です。(該当箇所に○印)

足湯でまちづくりフォーラム

足湯でまちづくりフォーラム

10月22日(土) 10:00~15:00
芝生広場

仮設の足湯に浸かりながら、世界で唯一硫黄華を採取する湯の花小屋の歴史を座談会形式で楽しんで頂く。メインのお話は湯の花小屋とするが、10:00~15:00のゆっくりした時間で別府の湯の花小屋の歴史や別府のアートプロジェクトの取組のほか、熊本震災後の足湯提供について(株)TAMAYA 小林氏の事例などまちづくりに関する様々な事例をそれぞれの講師に講話を頂く。飛び入り参加で東京建築士会からも銭湯文化の話題についてもテーマアップして頂きます。

講演者

1. 別府の湯の花小屋の歴史と小屋の作り方

別府市在住郷土史家 恒松氏

2. BEPPU PROJECT の取組

別府市 山出氏

折り紙建築フォーラム

10月22日(土) 8:30~16:00
フィルハーモニアホール前

大分県建築士会では、折り紙建築を通じてものをつくる喜びを実感してもらい、建築に興味を持ってもらうことを期待し、平成13年から継続的に折り紙建築教室を開催してきました。各支部が地元の小中学校や公民館のほか産業祭などに出向き、子供のみならず、幅広い世代を対象としてその活動を長期的に行ってきたことで、成果を得ています。

また、大分県内の建築物のオリジナルの折り紙建築の開発も行ってきました。身近な建物を実際にモデルとして使うことによって、より親しみやすくなるように工夫しています。

